

中越境界政權としての交趾太守土燮の研究

川手 翔生

# 目次

序章	1
第一節 「士燮」という人物	1
第二節 先行研究と問題点	4
第三節 本論文の目的と構成	8
第一部 士氏政権の形成と展開	13
第一章 士氏政権の成立と拡大	14
はじめに	14
第一節 士燮の交趾太守就任	15
第二節 南シナ海沿岸部の掌握	20
第三節 七郡「董督」権の獲得	26
おわりに	32
第二章 南越の統治体制から見た士氏政権台頭の背景	37
はじめに	37
第一節 秦による嶺南支配の再検討	38
第二節 地域別に見る南越の統治体制	43

第三節	前漢期の珠崖郡放棄	49
第四節	後漢期の嶺南諸反乱と士氏政権の台頭	57
おわりに		71

第三章	士氏政権の帰順と崩壊	76
-----	------------	----

はじめに		76
------	--	----

第一節	帰順後の支配領域	76
-----	----------	----

第二節	貢納品に見る経済活動	84
-----	------------	----

第三節	士氏の変とその後の嶺南	102
-----	-------------	-----

おわりに		108
------	--	-----

第二部	後代に形成された士燮像	115
-----	-------------	-----

第四章	「南交学祖」評価の形成と展開	116
-----	----------------	-----

はじめに		116
------	--	-----

第一節	ベトナムにおける「南交学祖」評価	117
-----	------------------	-----

第二節	中国側諸史料に見える士燮像	127
-----	---------------	-----

第三節	二つの士燮像と「南交学祖」評価の形成	138
-----	--------------------	-----

おわりに		141
------	--	-----

第五章 「土王」評価の形成と展開	145
はじめに	145
第一節 ベトナム側文献における「土王」評価の登場	145
第二節 「土王」評価の成立過程	148
第三節 その後の「土王」評価―紅河デルタ地域の城隍神たる土燮像―	161
おわりに	164
第六章 ベトナム・延応寺の仏教信仰に見える土燮像	168
はじめに	168
第一節 延応寺の概要	168
第二節 『古珠法雲仏本行語録』について	171
第三節 『嶺南摭怪』「蛮娘伝」について	182
第四節 説話の変容と「土王」の役割	186
おわりに	188
終章	191
参考文献	198

## 序章

### 第一節 「土燮」という人物

中華人民共和国の地方行政区画の内、広東省と広西チワン族自治区、海南省の全域、および湖南省と江西省の一部は「嶺南」あるいは「嶺表」「嶺外」と呼称されている。それは、越城嶺・都龐嶺・萌渚嶺・騎田嶺・大庾嶺の五嶺で構成される南嶺山脈よりも南側、外側を指すためであることは言うまでも無い。

だが、嶺南の範囲というのは、周知のように北宋初期を境に変容している。五大十国時代の混乱の中で、九三九年に越人である呉権が白藤江の戦いによって呉朝を開く以前には、ベトナム北中部に数郡が置かれ、必然的に嶺南の範囲もこの地域を含むものであった。ベトナム史においてこの時期は、北方の中国に服属していた時期という恥辱の意味を包含する「北属期」という名称が与えられている。そのため、本論文では、断りがない場合、「嶺南」現在の嶺南+ベトナム北中部」として検討を進めていく。

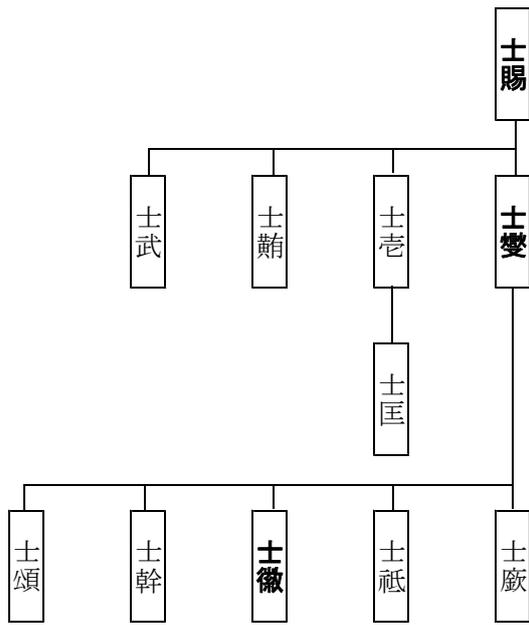
本論文は、政治腐敗と数々の民衆蜂起などによって混乱を極めた後漢末期、嶺南全土を州域とする交州にあり、これを事実上支配した人物である土燮を研究対象とするものである。土燮は、肩書は交阯郡（現在のベトナム紅河流域）の太守でありながら、南シナ海沿岸の諸郡に一族を派遣し、その地の太守に据えたことで、周囲より自立した政権を当地に築いた。本論文では、士氏による一族経営という形態から、この政権を「士氏政権」と呼称する。

ところで、中国史の上ではあまり取り上げられることのない土燮であるが、彼が本拠地とした交阯郡を統治範囲とするベトナムの歴史においては全く異なる扱いを受けた。後代、彼はベトナム独立後の史書や説話などで自国の英雄とされ、或いは、ベトナムに文化をもたらした父として評価され、或いは、「土王」として歴代君主に組み込まれ、或いは、村落や国家の守護神として崇敬を受けた。こうした扱いは、中国人支配者は抑圧者であり、彼らへの抵抗の末に独立を勝ち得たとする、よく知られたベトナム人のアイデンティティから見ると非常に奇異に映る。

筆者の士燮という人物への興味は、まさにこの一見相矛盾する評価によるものである。何故中国から独立を勝ち取ったベトナム人が、漢人である士燮をここまで多種多様な形態で尊崇しているのか。この疑問の解明こそが、本論文の柱の一つとなる。そこで、ひとまず士燮の事績が記された『三国志』巻四九呉書士燮伝を要約することで、基礎的な確認をしていきたい。

士燮は、蒼梧郡広信県（現在の広西壮族自治区梧州市）を本貫とする人物だが、そもそも士燮の祖先は魯国汶陽県（現在の山東省泰安市寧陽県蔣集镇）の出身であり、王莽の執政に端を発する中央の混乱を避け、嶺南へと逃れてきた。士燮は、この地へ一族が逃れてより七代目の当主である。士燮以前の士氏については、士燮の父である士賜が、後漢・桓帝期（一四六〜一六八）に日南郡（現在のベトナムハティン省・クアンビン省境界からフーイエン省にかけての領域）の太守を勤めたことのみが記されている。『三国志』士燮伝からわかる士氏の系図は左の通りである（**太字**は士氏の当主）。

〔図1 士氏系図〕



士燮は若い頃に洛陽へ遊学し、後に宦官を糾弾して獄死した劉陶に師事し、『春秋左氏伝』を学んだ。その後、孝廉に推挙されて尚書郎となるも、「公事」、すなわち朝廷に関係する事情により免官された。父の喪が明けた後、茂才に推挙されて巴郡巫県（現在の重慶市巫山県北）の県令となり、次いで交阯郡の太守に就任した。その弟の士壹もまた、当時の交州刺史である丁宮に気に入られて司徒掾となったが、董卓の不興を買って交州へと戻った。

士燮はその没年である三国呉・黄武五年（二二六）まで交阯太守の地位にあり、その間、当地は非常に安定していたようである。そのため、中平元年（一八四）より始まる黄巾の乱や、董卓の暴政により混乱した中原からは、『釈名』の著者である劉熙や、後に孫呉政権を支える薛綜など、多数の人士が安全な地を求めて流れ着き、当地には、経学者でもある士燮をパトロンとするある種のサロンのようなものが一時的に形成された。その内の一人である袁徽が荀彧へ宛てた手紙が『三国志』士燮伝に収録されており、そこには、士燮の優れた治績と経学者としての優秀さが記されている。

やがて士燮は、交阯刺史朱符が反乱により殺害された間隙に乘じ、士壹・士翯・士武という三人の弟を、南シナ海沿岸部の合浦郡・九真郡・南海郡の太守に据えた。この行為は、上表によって朝廷より正式に認可された。朝廷は朱符の後任として張津を派遣し、交州刺史としたが、彼もまた部下の区景に殺害された。

刺史の死亡により政治的空白が生まれた交州に対し、すぐ北に位置する荊州の州牧劉表はその併呑を画策し、新たな交州刺史として頼恭を、蒼梧太守として呉巨をそれぞれ派遣した。朝廷はこの動きを反逆と捉え、この時点で交州最大の権力者となっていた士燮に、璽書をもって「綏南中郎将」の将号と「（交州）七郡の監督権」を与え、交阯太守との兼任とした。士燮はたびたび朝廷に使者を派遣し、欠かさず貢ぎ物を贈つたため、忠義を認められて新たに安遠將軍の将号を得、龍度亭侯に封ぜられた。

士燮の権勢は交州一州に及び、その威名は百越を服従させるほどであり、居城を出るたびに一族打ち揃って大名行列をなし、両脇には焼香するものも数十人いたという。その権勢たるや、秦末前漢期に南越を建国した趙佗に勝るとも劣らなかつたとある。

ところが、建安十五年（二一〇）に至り、江東で台頭し、二年前の赤壁の戦いで曹操軍を撃退した孫権の勢力が交州を狙い始めた。孫権が交

州刺史に歩騭を任じると、士燮はすぐに一族を挙げて彼に臣従を誓い、孫権より左將軍の位を得た。また人質に出した長子の士廩きんは武昌太守に、士燮・士壹兄弟の諸子はそろって中郎將となった。

孫権の歓心を買わんとする士燮の行動は以後も続き、隣国である蜀漢の後方攪乱を狙って南中豪族の雍闓を孫権に従属させることに成功したことで、士燮は衛將軍・龍編侯、士壹は偏將軍・都郷侯となった。また、南海で産出する真珠などの珍品や軍馬などを毎年貢納することで、孫権自ら感状を贈るほどに信頼を得た。

しかし、黄武五年（二二六）に士燮は九十歳の長寿でこの世を去った。士燮亡き後の交州は孫権の手で再編され、広州四郡と交州三郡に分割された。士燮の子の士徽は交阯太守を自称し、孫権の派遣した交州刺史戴良と交阯太守陳時の赴任を阻み、一族を挙げて抵抗した。士徽の無謀な行動に対し、士燮が推挙した官吏である桓鄰がこれを諫め、士徽がこれを殺害したことを受け、一時士徽と桓氏との内紛状態に入ったが、和解するに至った。士徽誅殺の命を受けた広州刺史呂岱は、親しくしていた士壹の子である士匡に士徽を説得させ、士徽らは呂岱に降伏した。ところが、呂岱は約束を反故にし、士徽とその兄弟を斬首し、士壹・士黈・士匡は庶人に落とされ、士匡以外はその後処刑された。そして人質となっていた武昌太守士廩はまもなく病没したため、士氏はここに滅亡した。士廩には妻がいたが、彼女に対しては温情から、月々の扶持米と錢四十万が与えられたという。

一流の経学者として知られつつ、百越を心服させる統治者となり、台頭著しい孫権に抵抗することなく臣従し、一族の利権を保ち続けた士燮であったが、このように事実上一代限りで滅亡するに至ったのである。

## 第二節 先行研究と問題点

非常に興味深い特異な経歴を持つ士燮であるが、その研究はあまり多いとは言いがたいのが現状である。ところが、二〇一六年四月三〇日付の『新華網』<sup>2</sup>に興味深い記事が掲載された。「漢末“嶺南王” 士燮 如今後裔只遺千人」というタイトルのこの記事によれば、二〇〇〇年代後半

より、河南省周口市項城（県級）市に住む士軻興という人物が、各地の資料を整理して士氏の族譜を編纂していると言う。士軻興氏は、中国に士姓が千人ほどおり、その内の七二六人が項城市にある「大士莊」「小士莊」という二つの村落に居住しているとする。そして、それらの項城士氏は、士燮の弟である士武の末裔であると言い伝えられていると言う。士武の子孫は元々山西省晋中市介休市に居住していたが、災害に疲弊して陝西省米脂県へ移住し、士蓋壺の代に至り、折り合いの悪かった李自成に殺害され、その子である士龍・士虎兄弟により、項城市に村落が形成されたと言うのである。

その真偽はともかく、士燮に関するこのような調査が中国国内で確認されたことに驚いた。士燮を中心とする士氏に関する研究は、中国国内でも非常に少なく、また士氏政権の統治範囲であるベトナム国内でも、中国に対する歴史的な感情のためか、先行研究を確認することは非常に困難となっている。そのような状況下において、このあまり知られていない人物に対する研究はどのように進められてきたのだろうか。ここでは、士燮について深く言及している先行研究のみを挙げていき、その要点と問題点について示していきたい。

近現代の研究者において、この人物に早くに着目したのが山内晋卿氏<sup>5</sup>である。山内氏は、士氏政権がいくつかのベトナムの史書に見えるように真に自家独立を果たしていたのかについて検討し、その実態が単なる交趾太守に留まるものではないと指摘しつつ、独立政権と言うよりは単に支配基盤を守っていたにすぎないと論じた。とはいえ山内氏は、士燮と同時代に交州に居り、『牟子理惑論』を撰した牟子に関する研究<sup>6</sup>で士燮について触れたことに端を発する関心からこれを記しており、単に二二三のベトナム側史書における士燮の扱い方に言及する程度のものである。

他の日本人研究者では、宮川尚志氏<sup>5</sup>や尾崎康氏<sup>6</sup>が、後漢末期の交州の情勢について論ずる中で、士燮をめぐる周辺勢力の動向についても考察している。しかし、宮川氏はあくまでも三国鼎立期における交州をめぐる支配権抗争の経緯説明が主となっており、士氏政権の実態把握に関わる部分は少ない。また、尾崎氏の場合、士燮を中心に周辺勢力との外交交渉や交州の州への格上げの背景について主に論じており、重要な指摘を含んではいるものの、あくまでも「交趾刺史」や「交州牧」という官職名称の変化の過程に重きを置いているため、士燮自身に関する言及は少なく、また年数の誤記などの問題が見られる。

前述の山内氏の見解を継承し、ベトナム史における士燮の果たした役割などについて説いているのが、後藤均平氏<sup>7</sup>である。後藤氏は、後述す

る中国人研究者らが主に挙げる「士燮によるベトナムへの學術伝播」という点に注目し、中国史の一環として士氏政権をとらえる研究の在り方を批判し、「越南社会の自立的發展の上に立つ一連の動き」であるところの「越南三郡（交趾郡・九真郡・日南郡）」内における抵抗運動と、それに続く士氏政権の支配期間がどのような連続性をもって結びつくのかを検討することで、ベトナム史における士氏政権の意義を追究している。後藤氏は、後漢初期より多く勃発する越南三郡の諸反乱を詳細に検証し、その流れの中に士燮の台頭を位置づけた他、後世、ベトナム側から「士王」と呼ばれ、英雄視されるに至った経緯に関する考察など、多くの点で継承すべき研究を行った。しかし、「越南三郡」という当時存在しない領域を設定し、ベトナム史の中に士氏政権を位置づけたがゆえに、現代の国家の枠組みの中に過去の政治勢力を投影させるという限界性が認められる。後藤氏の一連の研究に見られるこの限界性こそが、本論文の執筆動機にも深くつながっており、これについては後述する。

次に、中国人研究者による数多くの研究の中から、士燮を中心に扱うものを数点挙げておきたい。中国における士燮研究の先駆的存在と言えるのが、蒋君章氏<sup>8</sup>である。蒋君章氏は、ベトナム側の正史などの諸史料に、士燮を「士王」と呼ぶなどの礼賛をする記事があることをもって、士燮を現実にベトナムを教化した重要な漢人と論じている。こうした姿勢はこの後の中国人研究者にほぼ共通して見られ、後藤氏が批判するものである。また、邱普艶・李新平<sup>9</sup>両氏が、蒋君章氏の見解をなぞるような形で、士燮をベトナムの教化者としている。

これ以外には、胡守為氏<sup>10</sup>が、士氏政権による嶺南統治について述べており、士氏が父子兄弟などによる一族経営の先例であり、士氏以降の有力者が嶺南を統治する上でのモデルケースとなったという指摘は非常に重要であるが、それ以外の部分については史料の概説に終始してしまっているように見受けられる。このように、中国側からの士燮研究には、胡守為氏の研究を除けば、実態解明に資するものはあまり見られないと言って良い。

では、ベトナム側からの研究はどうであろうか。ゴ・ヴー・ハイ・ハン氏<sup>11</sup>は、士燮の事績を追うとともに、ベトナム史料に見える士燮に対する称号や名称を調べることで、士燮がベトナムでどのように評価されたかを示しているが、いずれも目新しい成果は見られない。また、ド・トウイ・ニユン氏<sup>12</sup>の研究は、中越双方の歴史書に記された士燮の経歴の紹介に留まっている。

この他には、キース・ウェラー・テイラー氏<sup>13</sup>が、それまで中国史の枝葉として扱われてきた一〇世紀以前のベトナム史について、中越双方の

史料を利用して中立な視点から論ずることを目的に概括しており、その中で土燮に触れている。また、レイフ・デ・クレスピニー<sup>14</sup>氏は、孫呉政権の南方への拡張政策を論ずる中で、孫呉政権と向き合った土氏政権について言及している。ただし、いずれも部分的な紹介程度に止まっている。

一方、考古学的見地から土氏政権に触れている研究もいくつか存在する。交趾郡の治所であり土燮の居城となっていたルイロウ古城（現在のバクニン省トゥアンタイン県に位置）に対する発掘調査の結果、土燮時代の当地の生活実態や文化環境について少しづつ明らかになりつつある。その発掘報告については、チン・カオ・トゥオン、トン・チュン・ティン、レ・ディン・フン三氏による論文と<sup>15</sup>、東亜大学とベトナム当局の合同による発掘調査報告書<sup>16</sup>がある。当地からは、人面型や蓮華文様、「位至三公」などの銘文を持った瓦当や、古代ベトナム文化の一つであるドンソン文化などに見られる銅鼓、青銅器を製造する工房跡などの多種多様な発掘品が確認されている。

これらの発掘報告を踏まえ、土氏政権の統治実態に言及したものとしては、西村昌也氏<sup>17</sup>によるものがある。西村氏は、従来、『漢書』巻二八地理志下・交趾郡条などに見える「羸隄」<sup>るいとう</sup>に比定されてきたルイロウ古城（同氏は現在地名を採って「ルンケー城」と呼称）を同郡内の「龍編」に比定するという斬新な発想を提示している。また西村氏は、蓮華文瓦当が多く発掘されることから、ルイロウ古城が当時仏教の中心地であった可能性を指摘し、中国南方地域はもちろん、ベトナム南部やマレー半島、インドなどで報告されている発掘品との共通点を見だし、当時の交趾郡が「非常にユニークでクレオールな文化交流が行われた場所」<sup>18</sup>としている。『三国志』土燮伝の記述とも符合しており、卓越した見識であるとと言える。

その他に、宮本一夫、俵寛司<sup>19</sup>両氏は、ベトナム植民地時代にフランス人研究者ヤンセによって行われた発掘調査報告を再検討し、特に土氏政権が嶺南全域を掌握した二世紀後半に、灰釉陶壺や青銅容器、青銅鏡などがベトナム北部から南中国まで共通して分布していることをもって、この時期に嶺南が「共通として流通圏あるいは共通のイデオロギーが存在した」地域であった可能性を示唆している。

さて、ここまで土燮に関連する先行研究を挙げてきたが、土燮自身、あるいは土氏政権を主に扱う研究には、大きく分けて二種類の立場が存在すると思われる。一つは、主にベトナム側からの土燮に対する特殊な評価と土燮自身の経学者としての側面、そして北方人士の交州への避

難の事実をもって、土燮をベトナムに儒学をもたらした「教化者」とする見解である。この見方は、主に中国人研究者の間で自明とされてきた。彼らのこうした研究姿勢は、中国側の文化的優位性を誇示するものであり、士氏政権を中国王朝の出先機関のごとく見ている。詳細は本論にて説明するが、こうした評価は『三国志』土燮伝には見えないものであり、後代の評価を古人の業績と緬い交ぜに捉えている。

もう一つは、「教化者」としての土燮像は実態とは異なることを説き、ベトナム史上における彼の果たした意義について検討を試みる立場である。これは、後藤氏の研究に代表されるものである。土燮の事績を正確に捉えようと試みたものであり、史料批判という意味では重要な指摘である。

両者の問題点は、現代国家の枠組みの中に過去の政治勢力を投影させたことに伴う限界性にあると考える。すなわち、現代の国境にまたがる政権を片方の歴史の中に組み込む「一国史」論により、当時の歴史的背景の把握よりも、研究者自身の思想信条、あるいは国家の政治的思惑を優先したことである。この視点が引き起こした問題の最たるものが「高句麗論争」であろう。高句麗が朝鮮半島北部から中国東北地方の一部を支配していたため、「朝鮮史」か「中国史」いずれに帰属すべきかという論争に発展したことは言うまでも無い。中国・韓国および北朝鮮の政治的思惑や民族感情の高まりによって生み出されたこの問題は、高句麗の実態解明における正しい理解を阻害するものであり、さらにこの問題は、韓国や北朝鮮の研究者が高句麗の継承国家として渤海を定義した結果、渤海の帰属問題にまで発展している。

このような危険性をはらんだ視点を克服し、より当時の実情にあった研究視角を創出しなければならないだろう。

### 第三節 本論文の目的と構成

このような視点は、すでに吉開将人氏<sup>20</sup>によって提唱されている。吉開氏は、「嶺南と北部ベトナム全体を積極的に一つの歴史世界として見なす視点」の重要性を主張し、この研究視角によってより正確な地域構造を把握することができるとしている。まさに筆者の考える視点とほぼ合致するものであり、吉開氏の言うように、様々なテーマに応用することができる方法であるだろう。

しかしながら、「嶺南と北部ベトナム全体」という確固たる地域世界をそのまま当てはめることは、一〇〇〇年に及ぶ北属期の長い地域史を語る上で、ふさわしい歴史観と言えるかという疑問が生ずる。なぜならば、単に行政単位が変化することだけでなく、交易や反乱行為などに伴う人々の往来の範囲も刻々と変化するからである。例えば、本論において後述する、後漢初期にベトナム北部で発生した「徴姉妹の乱」においては、現在のベトナム北中部にあたる交阯・九真・日南の三郡に加え、中国側の合浦郡の非漢人勢力も反乱に参加していることがわかる。人々の交流は、郡域や州域を飛び越えて活発に行われるのであり、「嶺南と北部ベトナム全体」という明確な線引きをする意味合いも薄いように感じるのである。

村井章介氏は、「前近代において、国境をふくむさまざまなレベルの境界は……多くのばあい、輪郭のはっきりしないもの、明らかに一定のひろがりをもつ空間だった<sup>21</sup>」とし、そのような境界内に展開する歴史を「境界史」と呼んでいる。そして村井氏は、「そんな空間を生活・生業の場とする「境界人」たちは、境界の両側の性格を兼ね備え、双方をつなぐ媒介者となった<sup>22</sup>」としている。彼ら「境界人」が、中越国境という当時存在していない境界はもとより、当時設置された郡域すらも飛び越え、徒党を組んで反乱を起こしたり、交易活動を行ってきた事実を考えれば、こうした曖昧な「境界世界」こそが、ベトナム独立以前の嶺南であったと考える。そのため、この世界観を「中越境界世界」と呼称する。

本論文の目的は大きく分けて二つ存在する。一つは、士氏政権を「中越境界世界」に存在した「中越境界政権」と定義し、士氏政権がいかにして「中越境界世界」の統治者となるに至ったか、そして、その滅亡がどのような影響を当地に及ぼしたのかを検証することであり、もう一つは、士燮の死後、「中越境界世界」の「境界人」たちが士燮に付与した種々の評価がどのようにして形成されていったのかを説明することである。

そのため、本論文では前者と後者を分けて二部構成とし、第一部にて、文献史料や考古学的見地から導き出すことのできる士燮の「中越境界世界」統治の実態についてを、第二部にて、後代、「境界人」たちによって士燮に付与された、およそ史書から読み取れる実態からは程遠い士燮像の形成と展開をそれぞれ考察する。

第一部第一章では、士燮がいかにして交阯太守となり、やがて一族を太守に据えて四郡を掌握し、最終的には交州七郡の統治者となること

できたのかを、当時の政治情勢などを踏まえて検証していく。

第二章では、そもそもなぜ後漢朝廷が土燮に交州の支配権を与えるに至ったのかを探る。そのヒントとして、『三国志』土燮伝において、撰者陳寿が土燮と同格と評する趙佗が同地域に建国した南越に着目し、南越の支配構造や、その滅亡後の混乱状態、そして朝廷の対処方法などから、土燮台頭を後押しした朝廷の思惑について理解していく。

第三章では、交州の絶大な権勢を放棄してまで、台頭する孫呉政権に帰順した土燮の巧みな交渉手腕を、主に孫呉政権に贈った貢納品目から紐解いていく。その後、土燮が放棄した交阯郡以外の旧土氏政権領の情勢不安や、土燮の後継者である土徽による孫呉政権への抵抗運動の「土氏の変」、そして、孫呉政権が掌握するに至った「中越境界世界」の混乱状態などから、土氏政権の当地への影響について確認し、後代の「境界人」による土燮像成立の土壌を明らかにしていく。

第二部第四章では、ベトナム側の主要文献に度々見られる「教化者」としての土燮像の淵源と推移を紐解く。ベトナム民族の中国からの自立を示しているはずの正史『大越史記全書』において、明らかに漢人であり中国王朝の地方官吏であるはずの土燮が「教化者」として民族の英雄とされている現実をどのように理解すべきか。この謎を解き明かすために、ベトナムのみならず、中国側の文献からも後代の土燮像を抜き出し、この「教化者」像の始まりと変容とを検証していく。

第五章では、「教化者」像とは別に史書に見える「土王」という呼称について、その形成過程と推移を探る。現実には王号を称したことなどない土燮に対し、なぜベトナム王朝が「土王」という称号を与えるのか。前章に引き続き、中国側文献からもそのような評価が見えないかを確認し、「土王」像の成立と変容の過程を理解していく。

第六章では、「土王」像の別の形態として、ベトナムの仏教寺院である延応寺の信仰について記された『古珠法雲仏本行語録』に見える土燮像の成立要因を探る。この中で土燮は、延応寺の信仰対象である「法雲仏」のもたらす奇跡を目の当たりにし、領主としてこれを庇護する重要な役割を担っている。寺院の創立に関わる根幹部分の説話に「土王」の名が使用された理由について考察していく。

注

- 注 1 本論文において、地名や州郡の領域などの現在地への比定は、すべて、国家民政部・復旦大学歴史地理研究中心編『中国古今地名大詞典』（上海辞書出版社、二〇〇五年）を参照した。
- 注 2 『新華網』二〇一六年四月三〇日、[http://news.xinhuanet.com/local/2016-04/30/c\\_128946369.htm](http://news.xinhuanet.com/local/2016-04/30/c_128946369.htm)（最終アクセス：二〇一七年四月二五日）参照。
- 注 3 山内晋卿「安南史上の一政権としての土爨」（『史淵』一一、一九三五年）参照。
- 注 4 山内晋卿『牟子』に就て」（『六条学報』九一、一九〇九年）参照。
- 注 5 宮川尚志「三国的分立と交州の地位」（『東洋史研究』七二・三、一九四二年）参照。
- 注 6 尾崎康「後漢の交趾刺史について―土爨をめぐる諸勢力―」（『史学』三三―三・四、一九六一年）参照。
- 注 7 後藤均平「土爨」（『史苑』三二―一、一九七二年）参照。
- 注 8 蒋君章「土爨对交州的贡献―对越南政治文化最有贡献的汉官」（同『越南論叢』第七章、中央文物供應社、一九六〇年）参照。
- 注 9 邱普艷・李新平「土爨与儒学在交州的传播」（『平頂山学院学報』二〇、二〇〇五年）参照。
- 注 10 胡守為『嶺南古史（修訂本）』（広東人民出版社、二〇一四年）参照。
- 注 11 Ngô, V.H.H. (2003). Vai trò của sỹ nghiệp trong việc xây dựng nền móng nho học ở luy lâu. *Nghiên cứu Lịch Sử*, 2003(5)参照。
- 注 12 Đỗ, T.N. (2011). Sĩ nghiệp, người truyền bá hán văn tại việt nam. *Ngôn Ngữ & Dời Sông*, 186(4)参照。
- 注 13 Taylor, K.W. (1991). *The birth of vietnam*. Berkeley: University of california press, 70-84参照。
- 注 14 Crespigny, R.D. (2004). *General of the south: the foundation and early history of the three kingdoms state of wu*. [pdf]. Available at: <  
[https://openresearch-repository.anu.edu.au/html/1885/42048/gos\\_ch5.pdf](https://openresearch-repository.anu.edu.au/html/1885/42048/gos_ch5.pdf)> [Accessed 25 April 2017]参照。

- 注 15 Trinh, C.T et al. (1989). *Luy lâu: Múa khai quật 1986. KCH*, 4参照。
- 注 16 黄晓芬編著『交趾郡治・ルイロウ遺跡Ⅰ』(平成二五〜二八年度科学研究費補助金基盤研究A(一般)研究成果報告書(課題番号: 25244038))「東アジア文化圏の形成に果たした漢代郡県都市に関する学際的研究」参照。
- 注 17 西村昌也『ベトナムの考古・古代学』(同成社、二〇一二年)一五七〜一五九頁参照。
- 注 18 西村昌也「ベトナム形成史における“南”からの視点―考古学・古代学からみた中部ベトナム(チャンパ)と北部南域(タインホア・ゲアン地方)の役割―」(西村昌也、篠原啓方、岡本弘道編『周縁の文化交渉学シリーズ6 周縁と中心の概念で読み解く東アジアの越・韓・琉―歴史学・考古学研究からの視座』、関西大学文化交渉学教育研究拠点、二〇一二年)参照。
- 注 19 宮本一夫、俵寛司「ベトナム漢墓ヤンセ資料の再検討」(『国立歴史民俗博物館研究報告』九七、二〇〇二年)参照。
- 注 20 吉開将人「歴史世界としての嶺南・北部ベトナム―その可能性と課題―」(『東南アジア―歴史と文化―』三二、二〇〇二年)参照。
- 注 21 村井章介『境界史の構想』(敬文舎、二〇一四年)、八〜一二頁参照。
- 注 22 注21村井章介前掲著作、二五頁参照。

第一部  
士氏政權の形成と展開

## 第一章 士氏政権の成立と拡大

### はじめに

本章では、士氏政権がいかにして台頭し、勢力を拡大したのかという点について、『三国志』卷四九呉書士燮伝の記述を詳細に検討することでこれを明らかにするものである。従来の研究においては、士氏が在地漢人士豪であることから、その土着性により嶺南全土に多大な影響力を及ぼし、現地社会に受け入れられていたがゆえに、勢力形成が順調に進んだとされてきた<sup>1)</sup>。しかし、士燮以前の士氏の実情については必ずしも明らかでなく、本当に士燮がそのような強固な土着性を有していたのかもまた定かではない。そのため、予断を排除し、できるだけ史料に即して、士氏政権が形成されていく背景を検証することが必要だと考える。

本章ではこの問題について、士氏政権の勢力範囲に応じ、三つの段階に区分して考察する。第一節では、士燮が交阯太守に就任するまでの時期を扱う。太守就任に至るまでの経歴と、就任時期について考察することで、その成立過程に果たして本当に現地住民の支持が寄与したのかを改めて確認する。

次いで第二節では、士燮が三人の弟を三郡の太守に赴任させ、南シナ海沿岸四郡の統治者となるまでの時期を扱う。この過程においては、当時交阯刺史として赴任していた朱符の存在が大きく関わっている。彼の死後に士燮が三郡掌握に成功したという『三国志』士燮伝の記述に従い、朱符の実態と士燮との関連性について検討する。

最後に第三節では、士燮が朝廷により賜与された七郡を「董督」する権限について考察する。この権限を得たことで、士燮は「中越境界世界」の統治者として君臨するに至ったのであるが、その実態についての検討はまだなされていない。この七郡の「董督」権について考えることで、士燮がいかにして「中越境界世界」の支配者たり得たのかを明らかにしたい。

## 第一節 士燮の交趾太守就任

本節では、士燮の交趾太守就任に至るまでの経歴について見ていきたい。

〔史料1〕『三国志』士燮伝

燮少游学京師、事潁川劉子奇、治『左氏春秋』。察孝廉、補尚書郎、公事免官。父賜喪闋後、舉茂才、除巫令、遷交趾太守。燮、少くして京師に游学し、潁川の劉子奇に事え、『左氏春秋』を治む。孝廉に察せられ、尚書郎に補せらるも、公事もて免官せらる。父賜の喪が闋りし後、茂才に擧げられ、巫令に除せられ、交趾太守に遷せらる。

↓『三国志』士燮伝によれば、士燮は洛陽にて劉陶（字は子奇）に師事し、『春秋左氏伝』などの学問を身につけた後、尚書郎↓免官↓巫県令↓交趾太守というルートで昇進している。

〔史料2〕『後漢書』卷五七劉陶列伝

陶字子奇、一名偉、潁川定陵人、濟北貞王渤之後。……陶明『尚書』・『春秋』、爲之訓詁。推三家『尚書』及古文、是正文字七百餘事、名曰『中文尚書』。……方詔陶次第『春秋條例』。

陶、字は子奇、一名は偉、潁川定陵の人、濟北貞王渤の後なり。……陶、『尚書』・『春秋』に明るく、之が訓詁を爲す。三家の『尚書』及び古文を推し、文字七百餘事を是正し、名づけて『中文尚書』と曰う。……（靈帝）方に陶に詔し、『春秋條例』を次第せしむ。

劉陶は、『尚書』や『春秋』に精通した人物であり、彼に師事した士燮もまた優れた儒学者として知られている。士燮はまず、孝廉に推挙されて尚書郎となっている。

〔史料3〕『続漢書』百官志三少府条の劉昭注引『漢儀』

尚書郎初從三署詣臺試。初上臺稱守尚書郎、中歲滿稱尚書郎、三年稱侍郎。……劇遷二千石或刺史、其公遷爲縣令。

尚書郎、初め三署に従い臺試に詣る。初め臺に上り守尚書郎と稱し、中歲滿ちて尚書郎と稱し、三年にして侍郎と稱す。……劇遷せば二千石或いは刺史、其れ公遷せば縣令と爲る。

〔史料3〕は、尚書郎に至るまでの昇進ルートについて記したものである。士燮もおそらくは右のような段階を踏んで尚書郎となったのである。『三国志』士燮伝の記述は節録されたものであろう。士燮と同じく孝廉に推挙されて尚書郎を拝した例<sup>2</sup>もある。

〔史料4〕『三国志』卷八魏書陶謙伝の裴松之注引『呉書』

謙性剛直、有大節、少察孝廉、拜尚書郎、除舒令。

謙、性剛直にして、大節有り、少くして孝廉に察せられ、尚書郎を拜し、舒令に除せらる。

〔史料4〕は、同時代の徐州刺史陶謙の例である。やはり孝廉に推挙されて尚書郎となり、その後舒県令となっている。前引の『漢儀』に記された原則が適用されることから、陶謙伝の記述も節録されたものと思われる。

しかし、士燮の場合は朝廷に関わるなんらかの事情によって免官されているため、尚書郎から更に三年を経て侍郎となつてから県令へと遷るという『漢儀』の事例にそのまま当てはめることはできない。

その後、無官のまま父の喪に服していたが、喪が明けた後に茂才に挙げられて南郡巫県令に就任している。

〔史料5〕後漢・衛宏『漢旧儀』卷上

刺史舉民有茂才、移名丞相。

刺史、民の茂才を有するを舉げ、名を丞相に移す。

〔史料5〕は、刺史が民を茂才に挙げる際の原則を示している。この原則に従えば、士燮は交阯刺史が茂才を挙げた際に取り立てられたと考えられる。赴任した先は南郡巫県であるが、これは濱口重國氏が指摘する「縣の令長と丞と尉は本縣任は勿論、本郡内の諸縣への就任も廻避せしめる」原則に適っている<sup>3</sup>。すなわち、士燮は蒼梧郡広信県の出身であり、南郡巫県の県令として赴任することには特に問題が見られない。では、交阯太守への就任はどうか。県令から郡太守へ就任するのは一般的な昇進ルートである<sup>4</sup>。

〔史料6〕『後漢書』卷二〇祭遵列伝附祭彤列伝

彤有權略、視事五歲、縣無盜賊、課爲第一、遷襄賁令。……建武十七年、拜遼東太守。

彤、權略有り、事を視ること五歲、縣に盜賊無く、課は第一爲り、襄賁令に遷せらる。……建武十七年、遼東太守を拜す。

〔史料6〕は、光武帝期に鮮卑や匈奴討伐で名を馳せた遼東太守祭彤の例である。士燮もまた、祭彤と同様、県政の手腕が認められて交阯太守となったのであろうが、これもまた濱口氏の指摘する「郡太守と郡丞は本郡任を廻避せしめる」原則に相当する<sup>5</sup>。

つまり、士燮が交阯太守となるまでの昇進ルートの中に、他史料との特筆すべき差異は見えず、ここに士氏の在地漢人土豪としての影響力を見出すこともできない。もつとも、出身地に隣接する同じ嶺南への派遣という点は考慮しなければならないだろう。父の士賜もまた、同じ嶺南にある日南太守に就任しており、なんらかの便宜が図られたと見られなくもないが、それはおそらく士氏が現地の事情に精通していたことから起用であり、それ以上のことは史料からは読み取ることができない。

交阯太守就任以前の実態を理解したところで、次に問題となるのは、士燮がいつ交阯太守に就任したのかという点である。『三国志』士燮伝には、「燮、郡に在ること四十餘歳、黄武五年、年九十にして卒す」とあり、士燮が孫呉の黄武五年（二二六）に九〇歳で死去したことはわかるが、彼の太守就任時期を判断するには、他の史料と組み合わせる必要がある。

この点については、尾崎康氏がすでに指摘している。尾崎氏は、「光和、中平年間の反亂の地域、性格からいって、公算としては、當時、士燮は野にあり、そのご土民の利害を守った賈琮の政策に應じたというほうが大である」とするが、士燮は巫県令からの遷任であって在野の士ではないし、そもそもその論には年代の誤記が多く、結果として太守拜命の時期設定を誤って計算しており、参照するには問題が多い。

その後、尾崎氏の解釈をより詳細に検討したのが後藤均平氏である。後藤氏は全体的に尾崎氏の説に従い、士燮の交阯太守就任を「中平年間」とする。後藤氏の解釈によってその根拠を説明すると以下のようになる。

①交阯太守として四〇年余り在任していることから、逆算すると太守拜命は熹平六年（二七七）～中平元年（一八四）となる。

②光和年間（一七八～一八三）に交州では多くの反亂が起こったが、『後漢書』卷七一朱儁列伝に、「會と交阯部の羣賊並び起ち、牧守輒弱にして禁ずる能わず」とあり、交阯刺史部の刺史・太守はみな「輒弱」、すなわち無能で反亂を防げなかったとあるが、士燮に「輒弱」という評判は見られないため、光和年間に士燮が交阯太守に就任したとは考えられない。

③『後漢書』卷三一賈琮列伝に見える中平元年（一八四）の「交阯屯兵」による反亂は、「太守が貪悪であったため」発生したものであるが、士燮自身には「貪悪」の評判は見られないので、中平元年以前に士燮が交阯太守に就任したとは考えられない。

④賈琮は、中平元年に赴任するやすぐに「書を移して告示」し、「良吏を簡選し諸縣を試守せし」めている（賈琮列伝）。この「簡選良吏」は本来「地方官下の在地属僚」を選定することを指すが、これを後藤氏は拡大解釈し、「刺史統轄下の郡守人事」にまで及んだとする。

これらの点を踏まえ、後藤氏は、士燮が交阯太守に就任することが可能な時期を、賈琮在任期間である「中平年間」とする。すなわち①の期

間に当てはめるならば、「中平元年」が士燮の交阯太守就任の年となる。

確かに①・②については正しい指摘であると思われるが、③・④に関しては明らかな誤解が見られる。まず③についてだが、根拠とする「交阯屯兵」による反乱記事に対して後藤氏が誤認している点が二つある。一つは、「太守が貪悪であったため」という点である。これは「交阯屯兵」による反乱の記事の直前に見える悪吏の横暴に関する記述のことを指すと思われるが、直接この反乱の原因がそうであるとは記されておらず、その解釈は受け入れられない。

もう一つは、「交阯屯兵」についてである。おそらくは「交阯」という単語から交阯「郡」内の駐屯兵による反乱と理解したのであるが、これは必ずしも交阯「郡」のみを指すものではなく、交阯刺史部全体を指すものと思われる。また、囚われたのが「交阯刺史」および「合浦太守」であることから、駐屯兵が部単位で行動していることがわかる。つまり、交阯太守が介入する文言がこの史料には見受けられず、これを以て中平元年以前に士燮が交阯太守でなかったとすることはできない。

④については、「簡選良吏試守諸縣」に対する誤解が見られる。「試守」について濱口氏は「良吏を選び仮に県吏に任命する」としているが、重要なのはその前にある「移書告示」である。これは「書を送り（交阯刺史部内の諸郡の太守に）通達した」という意味であり、つまり、「良い官吏を選定し仮に県吏に任命するよう、各郡太守に通達した」という意と推測され、賈琮が直接県吏を任命したことにはならないのではない。そもそも、刺史が太守を朝廷に上表した上で任命する事例ならともかく、県吏の任命を朝廷の裁可を得ずに直接行うなど、後漢末期の混乱した情勢とはいえ、独断でできるものか疑問である。すなわち、交阯刺史である賈琮が直接県令を任命したわけではなく、「試守諸縣」と記されている以上、これを太守任命として拡大解釈することはできない。

このように、後藤氏の解釈はいくつかの問題を残しているが、では、実際にはいつ士燮は交阯太守に就任したのか。①で示した設定可能時期から考えると、まず熹平六年は反乱自体は起きていないものの、翌年の光和元年より大規模な反乱が発生するため、『三国志』士燮伝中に、「又た從政に達し、大亂の中に處り、一郡を保全し、二十餘年疆場事無」しとあるように、士燮の在任期間は平穩であったことがわかるため、この時期に設定することは適切でない。

次に光和年間についてだが、この時期には交阯・合浦両郡において烏滸蛮と呼ばれる非漢人集団による反乱が発生している。

〔史料7〕『後漢書』卷八六南蛮西南夷列伝

光和元年、交阯・合浦烏滸蠻反叛、招誘九眞・日南、合數萬人、攻沒郡縣。光和四年、刺史朱雋擊破之。

光和元年、交阯・合浦の烏滸蠻反叛し、九眞・日南を招き誘い、合して數萬人、攻めて郡縣を沒す。四年、刺史朱雋撃ちて之を破る。

〔史料7〕によれば、その反乱時期は光和元年～四年（一七八～一八一）となっている。つまり光和五年～六年（一八二～一八三）については、嶺南は平穩無事であり、士燮の就任時期として設定可能である。

最後に中平元年だが、前述の通り、「交阯屯兵」の反乱は交阯郡には波及していないと思われるため、この時期も就任時期に設定可能となる。つまり、士燮の交阯太守就任可能時期は、「光和五年～中平元年（一八二～一八四）」となる。これにより、士燮の交阯太守就任について一応の整理がついたと思われる。

## 第二節 南シナ海沿岸部の掌握

次いで士燮は、交阯郡を中心とする嶺南掌握に向けて行動を開始する。

〔史料8〕『三国志』士燮伝

交州刺史朱符爲夷賊所殺、州郡擾亂。燮乃表壹領合浦太守、次弟徐聞令黼領九眞太守、黼弟武領南海太守。

交州刺史朱符、夷賊の殺す所と爲り、州郡擾亂す。燮、乃ち表して壹に合浦太守を領せしめ、次弟の徐聞令黼かに九眞太守を領せしめ、黼の弟

武に南海太守を領せしむ。

〔史料8〕によれば、交州刺史の朱符という人物が、非漢人の反乱により殺害された後、士燮が自身の三人の弟を合浦郡・九真郡・日南郡の太守にそれぞれ派遣することを朝廷へ上表し、認可を受けていることがわかる。一太守が自身の親族を隣接する郡の太守に据えることは、漢代の地方行政制度からは考えられないことであり、それは混乱著しい後漢末期においても同様である。にも関わらず、これを朝廷が認めたのであるから、士氏の当地に対する勢威がいかに甚大であったかを窺うことができるだろう。

士燮と朱符の関係について検討する前に、士氏が関わった交趾刺史・交州牧<sup>10</sup>について確認しておきたい。『三国志』士燮伝に名が見えるものだけでも、丁宮・朱符・張津・頼恭・歩騭・呂岱・戴良といった人物が、士氏と何らかの関係をもって史書に記されている。また、これ以外にも周辺勢力との外交が行われ、士氏が権益を確保するために巧みな交渉を行った事例が史料上には見受けられる。

前節で検証したように、士燮が交趾太守に就任した時期は、光和五年（中平元年）のいずれかの年である。ならば士燮が最初に関わった交趾刺史は、中平元年に赴任した賈琮ということになる。賈琮は、前述の『後漢書』賈琮列伝に記されている通り、中平元年に起きた交趾刺史部に駐屯していた漢兵による反乱の平定のために派遣された刺史で、中平三年（一八六）まで刺史の職にあった。その統治政策は、ただ反乱兵を鎮圧するのみならず、悪政を払拭して民衆から「賈父」と慕われ、その治績は「十二州の最」であったという。ただし、士燮は前節で検証した通り、彼に見出されて交趾太守になったわけではないし、これ以上士燮と賈琮の関係を史料上から見出すこともできない。

実際に『三国志』士燮伝中に士氏と関係を持ったことが記されている交趾刺史として、最初に名が見えるのは丁宮である。

〔史料9〕『三国志』士燮伝

弟壹、初爲郡督郵。刺史丁宮徵還京都，壹侍送勤恪，宮感之，臨別謂曰「刺史若待罪三事，當相辟也」。後宮爲司徒，辟壹。比至，宮已免，黃琬代爲司徒，甚禮遇壹。董卓作亂，壹亡歸鄉里。

弟壹、初め郡の督郵爲り。刺史丁宮京都に徵還せられ、壹、侍して勤恪に送り、宮之に感じ、別れに臨みて謂いて曰く、「刺史若し三事に待罪せば、當に相辟すべきなり」と。後に宮、司徒と爲り、壹を辟す。至る比（ころお）い、宮已に免ぜられ、黄琬代わりに司徒と爲り、甚だ壹を禮遇す。董卓亂を作し、壹、亡げて郷里に歸る。

〔史料9〕には、士燮の弟の士壹が某郡の督郵であった頃、当時交阯刺史であった丁宮が昇進のため都へ帰還する際に篤く見送りをし、これに感激した丁宮が、後に司徒となった際に朝廷に召し出したことが記されている。では丁宮が交阯刺史であったのはいつなのだろうか。

〔史料10〕『後漢書』卷八靈帝紀

四年……五月、司空許相爲司徒、光祿勳沛國丁宮爲司空。

（中平）四年……五月、司空許相、司徒と爲り、光祿勳沛國の丁宮、司空と爲る。

五年……八月……司徒許相罷、司空丁宮爲司徒。

（中平）五年……八月……司徒許相罷め、司空丁宮、司徒と爲る。

六年……秋七月……司徒丁宮罷。

（中平）六年……秋七月……司徒丁宮罷む。

〔史料10〕に従えば、中平四年（一八七）の段階（おそらく都へ帰還した年）では光祿勳であり、それ以前の官位が史料中に見えないことや、賈琮の在任期間が中平三年までであることを踏まえると、丁宮が刺史であったのは中平三年〜四年と推定できる。その後、中平五年（一八八）に司徒となり、この時士壹を都へ呼び寄せたが、その翌年に丁宮は罷免され、後任の黄琬の下で士壹は司徒掾として信賴を得ることとなる。<sup>11</sup>士壹の行動は、士氏の名声を朝廷に喧伝するのに大きく貢献したと考えられ、後の朝廷の対士氏政策に影響したのではないかと推測される。

そしてその後に現れるのが、前節で触れた光和元年の烏滸蛮の反乱において、これを鎮定した名将朱儁の子朱符である。おそらくは朱儁の反乱平定の功績を踏まえての赴任であると思われるが、尾崎康氏は、父の朱儁の没年と孫策の台頭が同じ興平二年（一九五）であることや、子の朱皓が豫章太守、朱符が交阯刺史となったことから、朱氏の勢力が揚州や交州一帯に広まり、その巨大な影響力から、士燮は朱符の失脚まで勢力拡大を果たせなかつたとする。<sup>12</sup>しかし、朱儁はあくまで反乱平定のための刺史であり、その三年後には諫議大夫として朝廷に帰還していることや、後述するように朱皓が赴任後すぐに殺害されたことなどを考えると、やや根拠の乏しい見解と思われる。そこで、今一度朱氏の勢力が本当に士燮を圧迫するものであつたのかを、朱儁の子である朱皓・朱符兄弟に関する史料から調べてみたい。

まず、朱皓については以下の史料から詳細がわかる。

〔史料11〕『三国志』卷三五諸葛亮伝の裴松之注引『獻帝春秋』

初、豫章太守周術病卒、劉表上諸葛玄爲豫章太守、治南昌。漢聞周術死、遣朱皓代玄。皓從揚州刺史劉繇求兵擊玄、玄退屯西城、皓入南昌。建安二年正月、西城民反、殺玄、送首詣繇。

初め、豫章太守周術病卒し、劉表、諸葛玄を上して豫章太守と爲し、南昌を治めしむ。漢、周術の死せるを聞き、朱皓を遣わし玄に代えしむ。皓、揚州刺史劉繇に従い兵を求めて玄を撃つ。玄、屯を西城に退き、皓、南昌に入る。建安二年正月、西城の民反し、玄を殺し、首を送り繇に詣らしむ。

〔史料12〕『三国志』卷四九吳書劉繇伝の裴松之注引『獻帝春秋』

是歲、繇屯彭澤、又使融助皓討劉表所用太守諸葛玄。……融到、果詐殺皓、代領郡事。

是の歳、繇、彭澤に屯し、又た融をして皓を助け劉表の用うる所の太守諸葛玄を討たしむ。……融到り、果たして詐りて皓を殺し、代えて郡

事を領せしむ。

興平二年に孫策が袁術から独立して曲阿へ侵攻を開始し、揚州刺史劉繇は大敗して豫章郡の彭澤に駐屯していた。同じ頃、前任の豫章太守周術が死に、荊州牧劉表は諸葛玄を豫章太守として派遣したため、これに対抗するように朝廷から朱皓が派遣された。朱皓は劉繇の援助でこれを撃退するも、劉繇の派遣した武將乍融の裏切りにあい殺害された。『資治通鑑』卷六一漢紀・興平二年条にも同じ内容が記されており、朱皓の死は興平二年である。

次に朱符について見ていきたい。

〔史料13〕『三國志』卷五三吳書薛綜伝

又故刺史會稽朱符、多以郷人虞褒・劉彦之徒分作長吏、侵虐百姓、疆賦於民黄魚一枚收稻一斛、百姓怨叛、山賊竝出、攻州突郡。符走入海、流離喪亡。

又た故の刺史會稽の朱符、多く郷人の虞褒・劉彦の徒を以て分けて長吏と作し、百姓を侵虐し、疆いて民に黄魚一枚・收稻一斛を賦す。百姓怨み叛き、山賊竝び出で、州を攻め郡を突く。符、走りて海に入り、流離喪亡す。

〔史料13〕からは、朱符は同郷の人を多く長吏に任命し、重税を課すなどして民衆を苦しめたため、反乱によって州を追われたことがわかる。

〔史料14〕梁・僧祐撰『弘明集』卷一所引『牟子理惑論』

牧弟爲豫章太守、爲中郎將笮融所殺。時牧遣騎都尉劉彦、將兵赴之、恐外界相疑、兵不得進。

牧弟豫章太守と爲るも、中郎將笮融の殺す所と爲る。時に牧、騎都尉劉彦を遣り、兵を將いて之に赴かしむるも、外界を恐れて相疑い、兵進

むを得ず。

朱符の失脚した年については不明であるが、「史料14」によれば、朱符が弟の朱皓の殺害を受け、部下の劉彦を予章郡へ派遣しようとしていることから、朱符の失脚は朱皓の死後、すなわち興平二年より後のことだとわかる。『二十五史補編』所收の清・万斯同『三国漢季方鎮年表』は、朱符の失脚を興平二年、すなわち、朱皓の死と同年としている。『牟子理惑論』の記述通り、朱符が報復のために兵を派遣しようとしたならば、朱符の部下である劉彦が重税を課して民衆を苦しめたという薛綜伝の記述も、兵の徵発のためと考えることができるため、これに反発した民衆によって朱符が追放されたのだとすれば、朱符は朱皓の死の直後に失脚したとするのが妥当であろう。

これらの史料を見ても、朱氏がドミノ倒しのごとく崩壊していったことはわかっていても、朱氏が揚州・嶺南に多大な影響力を及ぼしたとは読み取れないだろう。尾崎氏は、朱符の失脚後すぐに土燮が弟を太守に就任させたという事実を根拠に、朱氏勢力を土燮が越えることのできなかった壁であると認識したが、実態はそうではなかったと思われる。

では、なぜ土燮は朱符の死後に三郡を掌握できたのであろうか。前述の『三国志』土燮伝に見える朱符の殺害の記事に「州郡擾亂」とあるように、交阯刺史の消失という事件は嶺南全体を大きく震撼させたものであることがわかる。おそらくは反乱の際に三郡の太守は殺害されたか逃亡したかしたのであろう。その間隙を衝いて土燮は朝廷に上表し、弟を三郡の太守に任命させたと考えられる。つまり、朱符が失脚したことによる州郡の混乱という状態が、土氏政権の勢力拡大に影響したことになる。

このように、土氏政権にとって、賈琮から朱符までの歴代の交阯刺史とは、尾崎氏の言うような勢力拡大を阻害するものではなく、逆に土燮は、彼らに対し常にその利用価値を模索していたと思われる。そして、朱符の失脚後、土氏政権の支配領域は南シナ海沿岸の四郡にまで広がり、古くから物産が集積する番禺（南海郡）や徐聞（合浦郡）などの港湾都市を確保し、豊富な南方物産より得られる莫大な利益を掌握することに成功したと言える<sup>13</sup>。しかし、土氏政権の勢力拡大はこれだけに止まらなかったのである。

### 第三節 七郡「董督」権の獲得

反乱により失脚した朱符の後任として朝廷より派遣されたのが、荊州南陽郡出身の張津である。

〔史料15〕『三国志』士燮伝

朱符死後、漢遣張津爲交州刺史、津後又爲其將區景所殺、而荊州牧劉表遣零陵賴恭代津。是時蒼梧太守史璜死、表又遣吳巨代之、與恭俱至。朱符の死後、漢、張津を遣りて交州刺史と爲すも、津、後に又た其の將區景の殺す所と爲り、荊州牧劉表、零陵の賴恭を遣りて津に代う。是の時、蒼梧太守史璜死し、表、又た吳巨を遣りて之に代え、恭と俱に至らしむ。

〔史料15〕を見ると、朝廷により張津が刺史として派遣されるも、部下の裏切りにあつて殺害され、その間隙を衝くように劉表が刺史を派遣していることがわかる。

張津が部下に殺害された理由としては、以下の史料に記されている。

〔史料16〕『三国志』卷四六吳書孫策伝の裴松之注引『江表伝』

策曰、「昔南陽張津爲交州刺史、舍前聖典訓、廢漢家法律、嘗著絳帕頭、鼓琴燒香、讀邪俗道書、云以助化、卒爲南夷所殺」。

策曰く、「昔、南陽の張津交州刺史と爲り、前聖の典訓を舍し、漢家の法律を廢す。嘗て絳帕を頭に著け、鼓琴燒香し、邪俗の道書を讀み、云うに助化を以てし、卒に南夷の殺す所と爲る」と。

〔史料17〕 薛綜伝

次得南陽張津、與荊州牧劉表爲隙、兵弱敵疆、歲歲興軍、諸將厭患、去留自在。津小檢攝、威武不足、爲所陵侮、遂至殺沒。次に南陽の張津、荊州牧劉表と隙を爲すを得れども、兵弱く敵疆く、歳ごとに軍を興し、諸將厭患し、去留自在なり。津、檢攝小なく、威武足らず、陵侮する所と爲り、遂に殺没に至る。

〔史料16〕では、張津が何らかの宗教を信仰しており、これによって政治が乱れ、やがては部下の離反を招いたことが記されている。また、〔史料17〕では、張津は荊州牧劉表と戦闘状態にあり、戦に弱いにも関わらずたびたび軍勢を動かして敗れたため、人心を失い殺害されたのである。

さて、彼と士燮との関係を示す重要な史料となるのが、以下の記事である。

〔史料18〕『晉書』卷一五地理志下

建安八年、張津爲刺史、士燮爲交阯太守、共表立爲州、乃拜津爲交州牧。

建安八年、張津、刺史たり、士燮、交阯太守たり、共に立てて州と爲さんことを表し、乃ち津、拜して交州牧と爲る。

〔史料19〕『芸文類聚』卷六州部・交州条注引『交広記』

建安二年、南陽張津爲刺史。交阯太守士燮表言、「伏見十二州皆稱曰州。而交獨爲交阯刺史。何天恩不平乎。若普天之下、可爲十二州者、獨不可爲十三州乎」。詔報聽許、拜津爲交州牧、加以九錫・彤弓彤矢、禮樂征伐、威震南夏、與中州方伯齊同、自津始也。

建安二年、南陽の張津、刺史と爲る。交阯太守士燮、表して言えらく、「伏して見るに十二州皆な稱して州と曰う。而るに交獨だ交阯刺史と爲すのみ。何ぞ天恩平らかならざるか。若し普天の下なれば、十二州と爲すべきも、獨り十三州と爲す可からざるのみ」と。詔報して聽許し、津を拜して交州牧と爲し、加うるに九錫・彤弓彤矢を以てし、禮樂征伐し、南夏を威震し、中州の方伯と齊同するは、津より始まるなり。

これらの史料によれば、張津と士燮が連名（あるいは士燮単独）で朝廷に交阯刺史部の州昇格を上表していることがわかる。昇格の時期については、建安二年説と建安八年説が存在するが、尾崎康氏はこれを詳細に検討した上で、建安八年説を採っている。<sup>14</sup> 実はこれに先だち、順帝期にも同様の建議があった。

〔史料20〕『晉書』地理志下

順帝永和九年、交阯太守周敞求立爲州、朝議不許、即拜敞爲交阯刺史。

順帝の永和九年、交阯太守周敞立てて州と爲すを求むるも、朝議許さず、即ち敞、拜して交阯刺史と爲る。

〔史料20〕には、当時の交阯太守周敞が、交阯刺史部の州昇格を上表するも、これが容れられなかったことが記されているが、永和年間は六年までであり、この記事には時期の正確さが見られる。しかし周敞が交阯太守であったことは、『旧唐書』卷四一地理志四・安南都督府条に、「後漢の周敞、交阯太守と爲り、乃ち治を龍編に移す」と記されている。おそらく交阯のみが州に昇格されないことへの不満は連綿と続いていたと考えられる。

ここで疑問となるのは、なぜ交阯刺史である張津のみならず、交阯太守の士燮が州牧昇格の建議を行っているのかという点である。そこで、ひとまず州牧について説明を加えたい。周知の通り、後漢末における州牧の設置は、中平五年（一八八）に当時の太常劉焉の建議によって施行された「牧伯制」によるものである。

〔史料21〕『三国志』卷三二蜀書劉焉伝

焉觀靈帝政治衰缺、王室多故、乃建議言「刺史・太守、貨賂爲官、割剝百姓、以致離叛。可選清名重臣以爲牧伯、鎮安方夏」。

焉、靈帝の政治の衰缺を觀、王室に故多く、乃ち建議して言う、「刺史・太守、貨賂官を爲し、百姓割剝し、以て離叛に致る。清名重臣を選  
び以て牧伯と爲し、方夏を鎮安す可し」と。

〔史料21〕によれば、劉焉は刺史や太守の腐敗を憂い、清廉潔白な重臣を選んで州牧とすべきことを建議していることが記されている。劉焉  
自身は、その後「交阯牧」となることを望み、董扶という人物の意見に従つて益州牧となつてゐる。

石井仁氏は、この州牧の権限について、「州刺史が保有する行政上の監察権」、「監軍使者＝使持節・督（監）州軍事」兼任による軍事上の監察  
権、それに將軍帶号による軍政・軍令権、この三者が合体した軍政機構」とし、「かかる権限を保有する州牧就任者は、事実上、当該州を基盤  
とする軍事政権の首班者と見なすことができ<sup>15</sup>」るとする。これに従えば、張津は交州を支配する政権の長となつたこととなり、一見すると士氏  
政権の勢力拡大にとっては不利な状況に見える。

しかし、この当時の嶺南情勢を見れば、そのように理解することはできない。前述の通り、張津は劉表とたびたび衝突しているが、それは劉  
表が嶺南を併呑しようと画策していたからである。先に見た朱皓の記事を見ると、予章太守の周術の死後、新たな予章太守として諸葛玄を派遣  
していることがわかる。劉表はこのように、混乱の間隙を衝いてその土地に新たな太守や刺史を派遣するという手法で版図拡大を目論んでおり、  
朝廷もこれに危機感を抱き、予章太守として朱皓を派遣している。

これらを踏まえて士燮の目的について考えてみると、張津を一州を支配する政権の長とすることで、このような劉表の南進に対抗するために  
動員可能な軍事力も増加するため、自らの兵を使わずして張津を劉表に対する防壁にできると考えたと推測される。また、朝廷の劉表に対する  
危機意識を把握しており、張津の軍事的権限を拡大するというこの建議は確実に採択されると踏んだのであろう。これによつて朝廷への忠誠心  
も示すことができると考えたのではないか。

だが、張津は唐突に殺害され、劉表の侵略の手はいよいよ嶺南に伸びてきた。劉表は、荊州零陵郡出身の頼恭を交州牧に任じ、死亡した蒼梧  
太守の代わりに呉巨を派遣し、着実に支配を強めていった。これに対し朝廷は、新たな交州牧を嶺南へ派遣しなかつた。嶺南の守護者として士

變に白羽の矢が立ったのである。

〔史料22〕『三国志』 士燮伝

漢聞張津死、賜燮璽書曰「交州絶域、南帶江海、上恩不宣、下義壅隔、知逆賊劉表又遣賴恭闚看南土、今以燮爲綏南中郎將、董督七郡、領交阯太守如故。」後燮遣吏張旻奉貢詣京都。是時天下喪亂、道路斷絶。而燮不廢貢職、特復下詔拜安遠將軍、封龍度亭侯。

漢、張津の死を聞き、燮に璽書を賜いて曰く、「交州は絶域にして、南は江海を帯び、上は恩宣せず、下は義壅隔す、逆賊劉表又た賴恭をして南土を闚い看るを知り、今燮を以て綏南中郎將と爲し、七郡を董督せしめ、交阯太守を領すること故の如し」と。後に燮、吏の張旻を遣りて貢を奉り京都に詣らしむ。是の時天下喪亂し、道路斷絶す。而るに燮、貢職を廢せず、特に復た詔を下し安遠將軍を拜し、龍度亭侯に封ず。

〔史料22〕によれば、士燮の緻密な朝廷への工作が功を奏したのか、朝廷から「綏南中郎將」の將軍号と、「七郡を董督」する権限を付与され、後に朝廷への貢献に対する恩賞として、更に「安遠將軍」の將軍号と龍度亭侯の位を与えられたという。「董督」という語は、史料中に数多く見受けられる。

〔史料23〕『三国志』 卷三五蜀書関羽伝

先主西定益州、拜羽董督荊州事。

先主、西のかた益州を定め、羽、拜して荊州の事を董督せしむ。

たとえば、〔史料23〕では、劉備が益州を平定した後、荊州の諸事を関羽に託す際、「董督」という表現が使われている。この際に劉備が関羽に「董督」させたのは「荊州事」である。すなわち、荊州における行政と軍事を掌握させることを「董督」と表現している。この用例が、士燮

に与えられた「董督」権と良く似た事例と言えるだろう。

また、朝廷は士燮に対して「爾書」という形で辞令を下していることも注目される。璽書とは、陳力氏によれば、「策書、制書、詔書、戒書（誠勅）の別称ではなく、一種の独立した王言類文書」であり、「私的な性質を持つ文書」である。<sup>16</sup>つまり、士燮に宛てられた璽書は正式な詔書とは異なるものであり、そのような私的文書（曹操の意向を多分に含んだものである）の文中に、正式な交州牧任命の文言は入れられず、形式的に「董督」という言葉を使用したのではないだろうか。

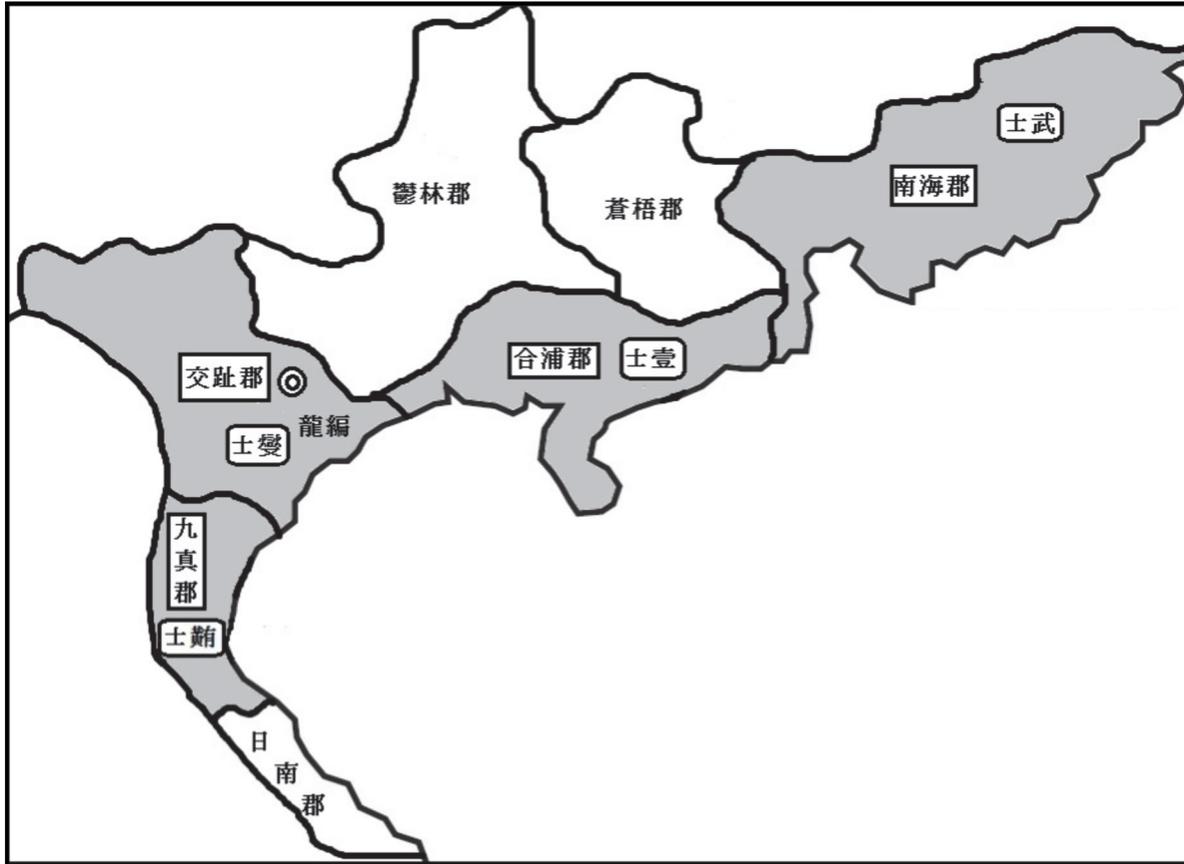


図1 土變の「董督」した七郡と太守派遣地域

さて、以上のような性質を持った璽書であるが、その文言の持つ意味について、先の石井氏の解釈に従って検討してみたい。「綏南中郎将」および「安遠將軍」という將軍号の付与は「軍政・軍令権」の獲得につながる。無論、七郡を「董督」する権限の付与は一州の行政・軍事的監察権の獲得を意味する。すなわち、土變は事実上の「交州牧」の権限を与えられたこととなり、かつそのような状態を朝廷より公認された存在となったのである。また、当然州牧は太守を兼任することはできないが、土變は自身の本拠地である交趾太守の職を失っておらず、ただ州牧に就任する以上の地位を手にしたのである。

士氏政権にとっては、この時点がもっとも勢力を拡大させた最盛期であった。その期間については、史料上に張津の死や頼恭派遣の年代が記されていないため判然としないが、『三国漢季方鎮年表』によれば、張津の死と頼恭派遣は建安一〇年(二〇五)となっており、これに従えば、建安一〇年から孫権へ帰順する建安一五年(二一〇)までの五年間が士氏政権の最盛期となる。

おわりに

以上をもって、士氏政権の勢力形成をめぐる諸問題についてひと通り検証したことになる。その検証結果を要約すると次のようになる。

① 士燮が交阯太守に就任した時期は、一八二〜一八四年の間であり、交阯刺史賈琮の「簡選良吏試守縣吏」といった政策に応じて赴任したわけではない。

② 士燮が交阯太守に就任する以前には、士氏の嶺南に対する影響力を確認することはできない。

③ 張津以前の士氏政権と関係のあった交阯刺史は、その台頭を阻害するものではなく、特に朱符は、その台頭のために利用された。

④ 士燮が張津とともに交州牧昇格の建議を行ったのは、張津の軍事的権限拡大と、それによる劉表の南進政策への防御策、および朝廷からの信頼獲得のためである。

⑤ 張津の死後、士燮は將軍号と「七郡董督權」の付与により、交阯太守の地位を保ったまま事実上の「交州牧」となることに成功し、この時点で勢力の最盛期を迎えた。

つまり、士氏政権が勢力を拡張した要因とは、彼らが持つ特異な土着性ではなく、嶺南をめぐる情勢不安の間隙を衝いたことや、後漢時代の地方官吏制度を利用した政治的・軍事的権限の拡大にあったと言える。

この後の嶺南情勢について見ていくと、交州牧頼恭と蒼梧太守呉巨の抗争が勃発し、頼恭は交州牧の座を追われ、その後劉備に従うこととなる。そのような混乱の中、虎視眈々と嶺南の覇権を狙っていた孫権は、建安一五年、歩騭を「交州刺史」として送り込んだ。建安一三年の赤壁の戦いにて曹操陣営を打ち破っていた孫権は、破竹の勢いで勢力を拡大しており、士氏政権は敗退した曹操陣営が権力を握る朝廷よりも、孫権陣営に投降する道を選んだのである。

注

注1 士氏が土着的性質によって勢力形成をなしたとする先行研究としては、例えば後藤均平「土變」(『史苑』三二―一、一九七二年)は、「士氏の土着的性質が、類質の越南社会土着有力者層を含む住民の支持を受け、そこに中国政局の諸条件がからみ合って、政権の異例の長期存続を保った」としている。

注2 陶謙の他に孝廉から尚書郎となった事例として、次のような記事が挙げられる。

許靖字文休……潁川劉翊爲汝南太守、乃舉靖計吏、察孝廉、除尚書郎、典選舉。(『三国志』卷三八蜀書許靖伝)

許靖、字は文休……潁川の劉翊汝南太守と爲り、乃ち靖計吏に擧げられ、孝廉に察せられ、尚書郎に除せられ、選舉を典る。

彬字彦林……初舉孝廉、拜尚書郎。(『後漢書』卷三七桓榮列伝附桓彬列伝)

(桓)彬、字は彦林……初め孝廉に擧げられ、尚書郎を拜す。

注3 濱口重國「漢代に於ける地方官の任用と本籍地との関係」(『秦漢隋唐史の研究(下)』(東京大学出版会、一九六六年)参照)。

注4 祭彤の他に県令から郡太守へ就任する事例として、次のような記事が挙げられる。

衛颯字子産……建武二年、辟大司徒鄧禹府。舉能案劇、除侍御史、襄城令。政有名迹、遷桂陽太守。(『後漢書』卷七六循吏列伝)

衛颯、字は子産……建武二年、大司徒鄧禹の府に辟さる。能く案劇に擧げられ、侍御史、襄城令に除せらる。政名迹有りて、桂陽太守に

遷せらる。

宋均字叔庠……遷上蔡令。……遷九江太守。(『後漢書』卷四一宋均列伝)

宋均、字は叔庠……上蔡令に遷せらる。……九江太守に遷せらる。

注5 注3濱口重國前掲論文参照。

注6 尾崎康「後漢の交趾刺史について―土變をめぐる諸勢力―」(『史学』三三―三・四、一九六一年)参照。

注7 注1後藤均平前掲論文参照。

注8 建安年間に州へ昇格するまで、交州は「交趾部」や「交趾（趾）七郡」、そして単に「交趾（趾）」などと称されていた。その名称の是非については、陳荊和「交趾名称考」（『国立台湾大学文史哲学報』四、一九五二年）参照。本論文では、陳荊和氏の解釈を斟酌しつつ、交趾郡との混同を避けるため、史料の引用部を除き、州昇格以前の交州をすべて「交趾刺史部」とする。

注9 濱口重國「漢碑に見えたる守令・守長・守丞・守尉等の官に就いて」（同『秦漢隋唐史の研究（下）』（東京大学出版会、一九六六年）参照。

注10 交趾刺史や交州牧といった官名は、史料によって表記揺れが多く見られる。この表記揺れの問題については、注（3）尾崎氏論文の他、顧頡剛「両漢州制考」（『慶祝蔡元培先生六十五歳論文集』下冊、歴史語言研究所集刊外編、一九三五年）、渡瀬正忠「漢代に於ける交州なる呼稱の起源に就て」（『東洋学研究』一、一九四三年）などを参照。

注11 士耆が司徒掾として赴任したことについては、『三国志』士燮伝注引『呉書』に、

琬與卓相害、而壹盡心於琬、甚有聲稱。卓惡之、乃署教曰「司徒掾士壹、不得除用」。故歷年不遷。會卓入關、壹乃亡歸。琬と卓と相害し、而に壹は、心を琬に盡くし、甚だ聲稱有り。卓、之を惡み、乃ち教を署して曰く、「司徒掾士壹、除きて用うるを得ざれ」と。故に歷年遷らず。會と卓、入關し、壹、乃ち亡げ歸る。

とあり、士耆の上司にあたる司徒の黄琬と董卓は仲が悪く、士耆は黄琬のために尽くして甚だ名声が高かったため、董卓がこれを憎み、司徒掾の士耆を用いないようにと通達したため、士耆は郷里に帰ったことが記されている。

注12 注6尾崎康前掲論文参照。

注13 士氏政権の経済的利益の詳細については、第三章に譲るが、『三国志』士燮伝に、

燮每遣使詣權、到雜香細葛、輒以千數、明珠・大貝・流離・翡翠・瑇瑁・犀・象之珍奇物、異果、蕉・邪・龍眼之屬、無歲不至。燮、遣使する毎に權に詣り、雜香細葛を致すこと、輒ち千を以て數え、明珠・大貝・流離・翡翠・瑇瑁・犀・象の珍奇なる物、異果は、蕉・邪・龍眼の屬、歳ごとに至らざるは無し。

とあり、土燮が孫権陣営へ投降した後のこととして、土燮が孫権に対して嶺南の物産を毎年贈っていることなどが記されている。

注 14 注 6 尾崎康前掲論文参照。

注 15 石井仁「漢末州牧考」『秋大史学』三八、一九九二年）参照。

注 16 陳力「漢代の璽書と制書」『阪南論集・人文自然科学編』三三―二、一九九七年）参照。

## 第二章 南越の統治体制から見た士氏政權台頭の背景

### はじめに

前章にて確認した通り、士燮は、交阯太守のまま「七郡を董督」する地位となり、本拠である交阯郡を治めつつ、交州一州の支配者として君臨することのできる、交州牧を超えた立場を朝廷より正式に認められた。『三国志』士燮伝から読み取れる範囲で言えば、劉表の南進を阻止し、混乱する交州を安定させる狙いが、後漢朝廷にはあった。

だが、ここで一つ疑問が生じる。なぜ朝廷は、ともすれば漢からの独立へ発展するような特殊な地位を士燮に与えたのだろうか。その背景を考える上で注目したいのは、『三国志』士燮伝に見える次の記事である。

〔史料1〕『三国志』士燮伝

燮兄弟竝爲列郡、雄長一州、偏在萬里、威尊無上。出入鳴鍾磬、備具威儀、笳簫鼓吹、車騎滿道、胡人夾轂焚燒香者常有數十。妻妾乘輜輶、子弟從兵騎。當時貴重、震服百蠻、尉他不足踰也。

燮の兄弟竝びに郡に列するところと爲り、一州に雄長し、萬里に偏在し、威尊上無し。出入するに鍾磬を鳴らし、威儀を備具し、笳簫もて鼓吹し、車騎道に滿ち、胡人の轂を夾みて燒香を焚く者常に數十有り。妻妾は輜輶に乗り、子弟は兵騎を従う。當時貴重せられ、百蠻を震服せしむるは、尉他も踰ゆるに足らざるなり。

〔史料1〕では、陳寿は士燮の蛮夷を従わせるほどの勢威を、尉他、すなわちかつて嶺南の地に南越を築いた趙佗とて及ばないほどであると評価している。そこで、その趙佗に対する評価を見てみると、次のような表現が見える。

〔史料2〕『史記』卷一一六西南夷列伝

南越王黄屋左纛、地東西萬餘里、名爲外臣、實一州主也。

南越王、黄屋左纛もてし、地は東西萬餘里、名は外臣爲るも、實は一州の主なり。

〔史料2〕は、建元六年（前一三五）に南越を視察した唐蒙という人物が、前漢・武帝に上書した文の一部である。そこでは、趙佗が名目上は外臣でありながら、その実態は「一州の主」であると評しており、土燮の「一州に雄長」したとする評価と非常に近似していることがわかる。つまり、共に一州の支配者という点で、土燮と趙佗の姿は重ねられているのである。ここに、朝廷が土燮を一州の支配者に据えた背景が見えると考ええる。

そこで本章では、この点を考える前提として、南越の嶺南に対する統治体制と、それ以降の嶺南の混乱とが関連することを証明したいと考えている。刺史や州牧が現地住民に殺害されるという交州の混乱の中で土燮が台頭したことを考えると、この関連性が明らかとなれば、土燮に趙佗の姿が重ねられた背景もわかるのではないかと、言うことである。

### 第一節 秦による嶺南支配の再検討

始皇二六年（前二二一）に六国統一を完遂した秦が次に目を向けたのは、北辺の匈奴と嶺南であった。嶺南に対する軍事行動を最も詳細に示すのは、以下の記事である。

〔史料3〕『史記』卷一一二主父偃列伝

又使尉屠睢將樓船之士、南攻百越、使監祿鑿渠運糧、深入越、越人遁逃。曠日持久、糧食絕乏、越人擊之、秦兵大敗。秦乃使尉佗將卒以戍越。當是時、秦禍北構於胡、南挂於越、宿兵無用之地、進而不得退。行十餘年、丁男被甲、丁女轉輸、苦不聊生、自經於道樹、死者相望。及秦皇帝崩、天下大叛。

又た尉屠睢をして樓船の士を將い、南のかた百越を攻めしめ、監祿をして渠を鑿ち糧を運び、深く越に入らしむも、越人遁逃す。日を曠むなしくして持久し、糧食絶乏し、越人之を撃ちて、秦兵大敗す。秦乃ち尉佗をして卒を將い以て越を戍らしむ。是の時に當たり、秦禍は北は胡を構え、南は越に掛け、兵を無用の地に宿し、進むも退くを得ず。行くこと十餘年、丁男は甲を被り、丁女は轉輸し、苦しみて生に聊やんぜず、自ら道樹に經くり、死者相望む。秦皇帝崩ずるに及び、天下大いに叛す。

〔史料4〕『漢書』卷六四上嚴助伝

臣聞長老言、秦之時嘗使尉屠睢擊越、又使監祿鑿渠通道。越人逃入深山林叢、不可得攻。留軍屯守空地、曠日持久、士卒勞倦、越出擊之。秦兵大破、乃發適戍以備之。

臣（嚴助）、長老の言を聞くならく、秦の時嘗て尉屠睢をして越を撃たしめ、又た監祿をして渠を鑿ち道を通ぜしむ。越人逃げて深山林叢に入り、攻むるを得可からず。軍を留めて空地に屯守し、日を曠むなしくして持久し、士卒勞倦し、越出でて之を撃つ。秦兵大いに破れ、乃ち適戍を發して以て之に備う、と。

〔史料5〕『淮南子』人間訓

又利越之犀角・象齒・翡翠・珠璣、乃使尉屠睢發卒五十萬、爲五軍、一軍塞鐔城之嶺、一軍守九疑之塞、一軍處番禺之都、一軍守南野之界、一軍結餘干之水。三年不解甲弛弩、使監祿無以轉餉。又以卒鑿渠而通糧道、以與越人戰、殺西嘔君譚吁宋。而越人皆入叢薄中、與禽獸處、莫肯爲秦虜。相置桀駿以爲將、而夜攻秦人、大破之、殺尉屠睢、伏尸流血數十萬。乃發適戍以備之。

又た越の犀角・象齒・翡翠・珠璣を利むきまらんとし、乃ち尉屠睢をして卒五十萬を發し、五軍と爲し、一軍は罽城の嶺を塞ぎ、一軍は九疑の塞を守り、一軍は番禺の都に處り、一軍は南野の界を守り、一軍は餘干の水に結ばしむ。三年甲を解き弩を弛めず、監祿をして以て轉餉を無からしむ。又た卒を以て渠を鑿ちて糧道を通じ、以て越人と戦い、西嘔君の譯吁宋を殺す。而れども越人皆な叢薄の中に入り、禽獸と處り、肯えて秦の虜と爲る莫し。桀駿を相置き以て將と爲し、夜に秦人を攻め、大いに之を破り、尉屠睢を殺し、伏尸流血數十萬なり。乃ち適戍を發し以て之に備う。

これらの諸史料によれば、秦の嶺南進出はその珍品の独占にあったという。秦は大軍を發して三年もの間攻略を続けても、越人のゲリラ作戦の前に司令官が殺害されるなど、その行程は順調には進まなかった。嚴助の言によれば、こうした兵役が民を苦しめ、やがて来る反秦の動きに結び付いたという。

この軍事行動の時期については諸説あるが、鶴間和幸氏は、これらの諸説を「秦側史料」と「反秦側史料」という二種類の史料の性格に留意していないと批判し、両史料を総合的に勘案し、始皇三三年（前二一四）に開始したとする。

〔史料6〕『史記』卷六秦始皇本紀

三十三年、發諸嘗逋亡人・贅壻・賈人略取陸梁地、爲桂林・象郡・南海、以適遣戍。……三十四年、適治獄吏不直者、築長城及南越地。

三十三年、諸との嘗て逋亡せる人・贅壻ぜいぎ・賈人を發して陸梁の地を略取し、桂林・象郡・南海と爲し、適たくを以て遣りて戍らしむ。……三十四年、治獄の吏の不直なる者を適し、長城及び南越の地に築かしむ。

〔史料6〕によれば、この歳は秦が嶺南三郡（南海・桂林・象）を設置した年である。先学はこれを額面通りに読んでいたが、鶴間氏は、この三郡設置の年は確定できないものの、「戦争遂行の過程で軍を統括する組織」である点で内地の郡と異なるとする。このことは、嶺南進出の

司令官に「尉」屠睢などの「郡尉」が充てられていることや、その後設置された南海郡には「郡尉」の名のみが見えることから窺える。「郡尉」については、『漢書』卷一九・百官公卿表上に、「郡尉、秦官なり。守を佐くるを掌り、武職・甲卒を典る」とあることから、郡守の補佐として軍事を担当する官であることがわかる。

ちなみに、秦の郡県支配が布かれた旧楚地域においては、秦の官制通りに郡守・郡尉がともに置かれている。そのことは、張家山漢簡「奏讞書」案例一八に、「蒼梧守竈・尉徒唯」という人物が見えることから明らかである。秦代の蒼梧郡は史書中には見えないが、里耶秦簡に、「及蒼梧爲郡九歲」という記述が見えることで、その実在が確実視されている。同案例には、当地が反乱や群盜の多発する地域であり、「新黔首」と呼ばれる統一後に服属した民の士気が低く、これに抗することなく逃亡する事例が記されている。嶺南のすぐ北に位置し、このような有様の当地であつても、郡守は設置されていた。

こうした状況から、鶴間氏の言うように、嶺南三郡の実態が確固たる郡県支配には程遠い不完全なものであると考えられ、秦始皇本紀の記述は実態にそぐわない表現と言えよう。その後、南海郡には南海郡尉のみが置かれ、趙佗に後事を託したとされる任囂が就任しており、趙佗もまた南海郡尉として嶺南掌握を果たすのであり、秦による嶺南三郡設置の実態としては、軍事拠点の確保以上の支配は及ばなかったと見るのが妥当であろう。

〔史料7〕『史記』卷一一三南越列伝

囂死、佗即移檄告横浦・陽山・湟谿關曰、「盜兵且至。急絶道聚兵自守」。因稍以法誅秦所置長吏、以其黨爲假守。

(任) 囂死し、(趙) 佗即ち檄を移して横浦・陽山・湟谿の關に告げて曰く、「盜兵且に至らんとす。急ぎ道を絶ち兵を聚め自守せよ」と。因りて稍く法を以て秦の置く所の長吏を誅し、其の黨を以て假守と爲す。

嶺南に郡守が置かれていなかったことは、「史料7」において、趙佗が秦の役人を誅殺し、代わりにその徒党を「假守」としていることから

もわかる。郡守がすでにいたのであれば、趙佗は当然これを排除したであろう。にも関わらず、秦の息のかかった役人のみを排除し、しかも仮の郡守にその徒党を据えたということは、郡守は存在せず、郡としての体裁を保つために仮の郡守を設置したことになる。史書に当時の南海郡守が見えないのもそのためであろう。桂林・象郡もまた同様に郡守が存在せず、郡として機能していなかったと考えるのが自然であり、だからこそ趙佗は「即ち撃ちて桂林・象郡を併せ、自ら立ちて南越の武王と爲」ることに成功したのである。ところで、秦による嶺南進出のために駆り出されたのは、「謫（適・謫）」と呼ばれる人々であった。

〔史料8〕『史記』南越列伝

秦時已并天下、略定楊越、置桂林・南海・象郡、以謫徙民、與越雜處十三歲。

秦の時已に天下を併せ、楊越を略定し、桂林・南海・象郡を置き、謫を以て徙民し、越と雜處せしむること十三歳なり。

前掲の秦始皇本紀の他、「史料8」などを見るとわかるが、彼らは戦地に赴かされただけでなく、移民として当地に住まうこととなった。

〔史料9〕『漢書』卷四九晁錯伝

秦民見行、如往棄市、因以謫發之、名曰謫戍。先發吏有謫及贅壻・賈人、後以嘗有市籍者、又後以大父母・父母嘗有市籍者、後入閭取其左。發之不順、行者深怨、有背畔之心。

秦の民行くを見ること、棄市に往くが如く、謫を以て之を發するに因りて、名づけて謫戍と曰う。先に吏の謫有るもの及び贅壻・賈人を發し、後に嘗て市籍有りし者を以てし、又た後に大父母・父母の嘗て市籍有りし者を以てし、後に閭に入りて其の左を取る。之を發すること不順なれば、行く者は深く怨み、背畔の心を有つ。

彼らの待遇については、「史料9」に詳細に記されている。これによれば、彼らが戦地におもむく様は、まるで「棄市」、すなわち市中での打ち首の刑罰におもむくようであると形容されるほど過酷であり、またその徵発の対象範囲は広がりを見せ、はじめは前述の「贅壻・賈人」などが、後に自分や父母が過去に商人であった者が対象となるに至り、その徵発が不定期であったため、民はこれを怨んで反秦の機運が高まったという。前述の敵助の言や『淮南子』の文による秦滅亡の理由を辺境進出に求める論に通ずるものであるが、この「謫」について、従来は「謫」の語義より「刑罰的措置」と単純に考えられてきたが、瀬川敬也氏は、その中に商人など、罪により徵発されたとは考えにくい層が含まれることを踏まえ、元は「過失を国家的必要労働で償却する制度」であった謫が、後に対外政策における臨時の大量動員の必要性から、一般農民以外に大量動員できる存在を組み込むことを目的とした制度へと変容したものとする。

嶺南進出が越人の抵抗によって遅々として進まず、兵力不足を招き、その結果として「謫」という臨時兵力を徵発せざるを得なくなり、そのことが反秦の機運を高める結果となった。こうした混乱の中、趙佗は秦の支配が及ばぬ嶺南を掌握しようとして動き始めたのである。

## 第二節 地域別に見る南越の統治体制

反秦活動が活発となる中で南越武王として独立した趙佗は、楚漢戦争の間、特にどちらにも加担することなく嶺南に自立を保っていた。その均衡が崩れたのは前漢・高祖五年（前二〇二）、百越を率いて劉邦に従った衡山王呉芮が長沙王に封じられたことに始まる。

〔史料10〕『漢書』卷一高帝紀下・高祖五年条

詔曰、「故衡山王呉芮、與子二人・兄子一人從百粵之兵、以佐諸侯、誅暴秦、有大功、諸侯立以爲王。項羽侵奪之地、謂之番君。其以長沙・豫章・象郡・桂林・南海立番君芮爲長沙王」。

詔して曰く、「故の衡山王呉芮、子二人・兄の子一人と與に百粵の兵を從え、以て諸侯を佐け、暴秦を誅し、大功有り、諸侯立つるに以て王

と爲す。項羽侵奪の地は、之を番君と謂う。其れ長沙・豫章・象郡・桂林・南海を以て番君芮を立つるに長沙王と爲す」と。

〔史料10〕によれば、呉芮の封地の中に「象郡・桂林・南海」、すなわち南越国の領域すべてが含まれている。当時の漢の方針は、南越の存在を認めないものであったのだろう。趙佗が嶺南三郡を併合したという南越列伝の記事から、王先謙『漢書補注』などはこれを遙領と見ているが、周世榮・龍福廷両氏は、長沙国領にある彬州市国慶路三号西漢墓より出土した「龍川長印」を理由に、この時点では少なくとも龍川県一帯までは長沙国の統治が及んでいた可能性を指摘している。前節にて、秦代の嶺南統治が郡県支配からは程通いものであることを指摘したが、これを奪取した南越国もまた、その初期においては完全な嶺南支配は果たせていなかった可能性がある。三郡の郡治と諸県を確保した程度であり、高祖十一年（前一九六）に、使者陸賈を通じて正式に南越王に封じられるまでは、いまだ嶺南支配の途上にあつたと見るべきであろう。

工藤元男氏は、秦漢の対外政策について、北方の匈奴への対策を主軸としつつ、それが南方安定と互いに呼応する関係になつていたとし、その好例として高祖六年（前二〇一）の白登山包囲による和議と趙佗を南越王に封じたことの連動を挙げる。張騫を捕えた単于が張騫に、「吾、越に使せんと欲さば、漢、肯えて我に聽さんや」（『史記』卷一二三宛列伝）と語つたように、その連動は匈奴に看破されており、趙佗もまた同様に理解していたであろう。南北の強力な勢力に四苦八苦する漢王朝を尻目に、南越は漢とは別の支配体制を構築していくのである。

南越が統治した範囲は、支配体制によって大きく三つに分類される。すなわち、①現在の広東・広西地域（ベトナム分離後の嶺南）、②ベトナム北中部地域、そして③海南島および雷州半島周辺の沿岸地域である。

①の地域は、郡県支配と、諸侯王に領地を与える封建制を組み合わせた、いわゆる郡国制が布かれた地域である。郡県制の部分については、従来、秦設置の嶺南三郡がそのまま継承されたものと見られてきたが、前述の通り秦の嶺南支配は徹底されてはいなかったと思われ、また、史書の中で秦が確実に設置した県は、番禺・龍川を除けばほとんど見られず、安易に秦制の継承と見るのは危険と考える。例えば、張榮芳・黃森章両氏は、番禺・龍川・博羅・揭陽といった秦設置の県を南越が継承し、その他、滇陽・含涯の二県を新設したとするが、前者は明確な根拠が示されておらず、後者は後代撰書の『清遠県志』を根拠とするもので、いずれも従うことは難しい。

また、封建制の部分については、「蒼梧秦王」や「高昌侯」、そして①地域外の「西于王」などが確認される。郡国制が採用されていることから、筆者はこれを前漢のそれに倣ったものと考ええる。その動機として、呂后による鉄器通商禁止令への反発から、趙佗が称帝した際（南越列伝）、前漢に対抗するために同じ郡国制を採用したと推測される。特に「蒼梧秦王」は前漢の蒼梧郡の領域に当たるとされ、敵対するすぐ北の長沙国への対抗の意味を持つと考えられる。

②の地域はもともと『史記』などで「西甌駱」と呼称される、王号を自称する部族が存在しており、南越はこれを財物や兵力によって「役属」、すなわち従属させていた。

〔史料11〕『史記』南越列伝の『素隠』引東晉・裴淵『広州記』

交趾有駱田、仰潮水上下、人食其田、名爲駱人。有駱王・駱侯。諸縣自名爲駱將、銅印青綬。即今之令長也。後蜀王子將兵討駱侯、自稱爲安陽王、治封溪縣。後南越王尉他攻破安陽王、令二使典主交趾・九眞二郡人。

交趾に駱田有り、潮水の上下するを仰ぎ、人、其の田を喰らい、名づけて駱人と爲す。駱王・駱侯有り。諸縣自ら名づけて駱將と爲し、銅印青綬たり。即ち今の令長なり。後に蜀王の子兵を將いて駱侯を討ち、自稱して安陽王と爲し、封溪縣に治す。後に南越王尉他、安陽王を攻め破り、二使をして交趾・九眞二郡の人を典主せしむ。

〔史料11〕によれば、この地域では駱將という県令クラスの役人が設置され、蜀から南下して当地を支配したとされる安陽王を南越が討伐した際、趙佗はこの地に二人の使者を派遣して民衆を「典主」させたとある。すなわち、南越は当地を征服したことになる。ここでは、特殊な統治を示す「駱將」と「二使」について検討したい。

まず、「駱將」については桜井由躬雄氏が、先行研究が、『広州記』の冒頭部分をもって、駱田という独自の農法に基づく支配体制が存在したとしていることに対し、冒頭部分が後世に附会されたものであるとして否定する。そして、駱王・駱侯・駱將をそれぞれ西甌駱の王・侯・將と

いう意味でしかないとしている。筆者は桜井氏の見解に従い、駱將を西甌駱の將軍という意味に解す。つまり、当地では、西甌駱の將軍による県レベルの部族的な自治がなされていた。

次に「二使」について余天熾氏は、これを南越が独自に創出した官制であると評価する。これに対して吉開將人氏は、南越列伝に、四代目の趙興期に太后の意向で漢への内属化が進んだ際、南越へ派遣された漢の「使者」が当地に留まってこれを「填撫」したと記されていることから、「二使」もこれに類するものと推測した上で、ベトナム中部で出土した「胥浦侯印」に見える「侯」という官名が、文献や出土資料から、「秦漢交替期から漢代を通じ」て現れ、「漢朝の「候」が軍官でありながら、辺境では「関」などの行政官的任務に従事している」ことを以て、「使者」の役割と一部重なる、としている。ただ、吉開氏も後者については判断材料の不足から推測にとどめており、ここでは「二使」は、併呑後の西甌駱地域の鎮静化を図るための官吏に過ぎないというだけにとどめておく。

さて、趙佗は西甌駱併呑後、当地に前述の「西于王」を設置した。このことは『漢書』卷一七景武昭宣元成功臣表に、南越滅亡後、駱將の黄同という人物に「西于王」が斬られたという形で見える。この西于という地名は、『漢書』卷二八地理志下・交趾郡条に見え、その位置はベトナム北部となり、西甌駱地域と合致する。つまり、西于王は、秦の侵略に抵抗したとして『淮南子』人間訓に見えた越人首長の「西嘔君」と結びつき、現地の駱人首長を西于王として間接統治をしたと言える。

③の地域については、さらに特殊な統治がなされたと考えられる。それは、一九七五年、広西の合浦堂排一号漢墓より「勞邑執判」と刻まれた琥珀製の蛇鈕印が、一九八四年、海南省より「朱廬執判」と刻まれた銀製の蛇鈕印が、それぞれ発見されたことによる。<sup>13</sup>

「勞邑」については伝世文献上に記載が無く、詳細は不明だが、「朱廬」については、『漢書』地理志下・合浦郡条に、「朱廬」県が見え、合浦都尉の治が置かれたことが記されている。

〔史料12〕『戦国策』齊策二昭陽為楚伐魏章

昭陽為楚伐魏、覆軍殺將得八城、移兵而攻齊。陳軫為齊王使、見昭陽、再拜賀戰勝、起而問、「楚之法、覆軍殺將、其官爵何也」。昭陽曰、「官

爲上柱國、爵爲上執珪」。陳軫曰、「異貴於此者何也」。曰、「唯令尹耳」。

昭陽、楚の爲に魏を伐ち、軍を覆し將を殺して八城を得、兵を移して齊を攻めんとす。陳軫、齊王の爲に使いして、昭陽に見え、再拜して戰勝を賀し、起ちて問う、「楚の法、軍を覆し將を殺さば、其の官爵は何ぞや」と。昭陽曰く、「官は上柱國と爲し、爵は上執珪と爲さん」と。陳軫曰く、「異に此よりも貴き者は何ぞや」と。曰く、「唯だ令尹あるのみ」と。

〔史料12〕によれば、「執珪」は楚の爵制における最上位の爵位の一つである。

この二つの印章について、多くの研究者が検討を加えている。特に吉開氏は、その特徴から前者を南越印、後者を南越滅亡後の前漢中後期に帰属蛮夷に与えられた「異民族爵」印（漢代の二十等爵制外の爵制）<sup>14</sup>と捉えている。また、特に前者については、珠江デルタや広西の内陸河川流域で発見された南越様式の出土遺物が、雷州半島・海南島地域では皆無であることから、本印が賜与された人物を南越の「外臣」的な存在と推定する。無論、南越は「内臣」に対しては秦や漢の官名を使用していることが、文献や出土物などからわかることから、南越は、漢と同様の「内臣」「外臣」構造を保持していたとする。

そして、南越が楚の爵制を採用した理由として、越人の支持を受けた張楚や西楚が用いた楚制を再利用し、彼らを味方につけることで「百越の長」たらんとし、同じく楚制を用いた呉氏長沙国や前漢に対抗するためとする。そうした上で吉開氏は、出土した鼎の形式の差異とその分布域、作成時期を検証し、先秦時代の嶺南では「越系」鼎と「呉系」鼎の二種類が主であり、「楚系」鼎の出土例が南越成立前後にまで下らないと現れないことから、先秦期の楚から嶺南への楚文化流入に懐疑的で、南越が前述のような意図で楚制を再利用したとする。

しかし、「朱盧執珪」などの「外臣」的存在が楚の爵制を以て従ったのであれば、彼らが楚制や楚文化を理解していないはずはないだろうし、その担い手は定着した楚人、あるいは楚文化の影響を受けた越人という見方が自然であろう。そうでなければ、南越滅亡後に前漢がわざわざ楚制を背景とする「勞邑執珪」印を帰属蛮夷に賜与する理由もないからである。別に同レベルの「侯」印を賜与すれば良いだろう。吉開氏も、そのような「蓋然性が高い」という指摘にとどめてはいるが、やはり南越が楚制を背景に漢に対抗する秩序を作っていたとするならば、その土

壤には楚文化のある程度の浸潤が欠かせぬものである。

それを示す根拠として、『後漢書』卷八六南蛮西南夷列伝に、「楚子、霸を稱するに及び、百越を朝貢せしむ」とあり、楚の荘王の時代、百越が楚に朝貢していたことが挙げられる。

〔史料13〕南宋・呉曾『能改齋漫録』引『広州記』

六國の時、廣州屬楚。高固爲楚相、五羊銜穀至其庭、以爲瑞、因以五羊名其地。

六國の時、廣州、楚に屬す。高固、楚相と爲り、五羊、穀を銜えて其の庭に至り、以て瑞と爲し、因りて五羊を以て其の地を名づく。

また、『史料13』には、広州、すなわち番禺一帯が楚に服属していたことと、楚の宰相である高固が、この地で瑞祥に遭遇したことが記されている。いずれも後代の史料ではあるが、楚の影響が嶺南に及んでいたことを示唆するものである。

楚と嶺南との関係は、経済的な経路を示す記事にも見える。松田壽男氏は、『管子』揆度篇に「江漢（長江と漢水）之珠」「江陽之珠」が見えることや、『戦国策』楚策三張儀之楚貧章に見える楚王の発言の中に「黄金・珠璣・犀・象は楚より出づ」とあることから、楚が嶺南から珍品を取得しており、まだ楚より南方の情報知らなかった中原の人々は、それら珍品を楚の名産と理解していたとする。また、松田氏は嶺南より武漢に通ずる珍品の交易ルートを「真珠街道」と命名し、「軟玉街道」など北や西の諸経路と並んで、古代中国の重要な交渉経路であったとする。こうした交易活動は、当然楚人の嶺南への来訪を活発にしたであろうし、当地に定着する楚人もまた少なからずいたであろう。

春秋戦国期、「江漢之珠」などの珍品を求めてやって来た楚人は、採取や交易のために沿岸部に集中したであろうことから、楚文化の影響範囲もまた沿岸部を中心とするものであると考えられ、そこから、「執卦」印の雷州半島・海南島のみからの出土へと関連づけることができるだろう。『広州記』の楚相高固と五羊の伝説も、こうした実態を背景にしたものと推測される。

このような特殊な統治体制によって嶺南に安定をもたらした南越であったが、元鼎六年（前一一一）、南越の内紛を衝く形で前漢・武帝によ

り滅ぼされ、嶺南にはその年に七郡（南海・蒼梧・鬱林・合浦・交阯・九真・日南）が、翌年に儋耳・珠崖の二郡が設置された。<sup>16</sup>

### 第三節 前漢期の珠崖郡放棄

以上の検討から、南越は基本的には前漢の郡国制を模倣しつつ、特別な扱いを必要とする地域には、その土地に合った間接統治が行われていたと言えるだろう。これら三つの地域は、南越滅亡後にそれぞれ異なる様相を見せることとなる。すなわち、①地域は後漢・安帝期に至るまで反乱記事の見えない平穏な状態を保つ一方、②地域では、後漢初期に徴姉妹の乱という大規模な反乱が発生し、その後嶺南の諸反乱の中心地となった。そして③地域では、前漢・武帝による南越滅亡直後、もともと早くに大規模な反乱が発生することとなった。

〔史料14〕『漢書』卷六四下賈捐之伝

初、武帝征南越、元封元年立儋耳・珠崖郡、皆在南方海中洲居、廣袤可千里、合十六縣、戸二萬三千餘。其民暴惡、自以阻絶、數犯吏禁、吏亦酷之、率數年壹反、殺吏、漢輒發兵擊定之。自初爲郡至昭帝始元元年、二十餘年間、凡六反叛。至其五年、罷儋耳郡并屬珠崖。至宣帝神爵三年、珠崖三縣復反。反後七年、甘露元年、九縣反、輒發兵擊定之。元帝初元元年、珠崖又反、發兵擊之。諸縣更叛、連年不定。初め、武帝、南越を征し、元封元年、儋耳・珠崖郡を立て、皆な南方の海中の洲居こうぼうに在り、廣袤千里可りなり。十六縣、戸二萬三千餘を合わす。其の民暴惡にして、自ら以て阻絶し、數々吏禁を犯し、吏も亦た之に酷たり。率に數年に壹たび反し、吏を殺し、漢輒ち兵を發して撃ちて之を定む。初めて郡と爲して自り昭帝の始元元年に至るまで、二十餘年間、凡そ六たび反叛す。其の五年に至り、儋耳郡を罷めて并せて珠崖に屬せしむ。宣帝の神爵三年に至り、珠崖の三縣復た反す。反して後七年、甘露元年、九縣反し、輒ち兵を發して撃ちて之を定む。元帝初元元年、珠崖又た反し、兵を發して之を撃つ。諸縣更に叛し、連年定まらず。

〔史料14〕によれば、海南島に設置された儋耳・珠崖両郡の民衆が度々禁令を侵し、吏卒もまた酷刑を以て対処したため、数年に一度反乱が発生する事態となったことがわかる。始元五年（前八二）には儋耳郡を珠崖郡に併合したが、その後も反乱は相次いだ。

〔史料15〕『後漢書』南蛮西南夷列伝

武帝末、珠崖太守會稽孫幸調廣幅布獻之。蠻不堪役、遂攻郡殺幸。幸子豹合率善人、還復破之、自領郡事、討擊餘黨、連年乃平。豹遣使封還印綬、上書言狀。制詔即以豹爲珠崖太守。威政大行、獻命歲至。中國貪其珍賂、漸相侵侮、故率數歲一反。

武帝の末、珠崖太守の會稽の孫幸、廣幅の布を調して之を獻ぜしむ。蠻、役に堪えず、遂に郡を攻めて幸を殺す。幸の子豹、合せて善人を率い、還復せしめて之を破り、自ら郡の事を領し、餘黨を討撃し、連年乃ち平らぐ。豹、使を遣わして封じて印綬を還し、上書して状を言せしむ。制詔して即けて豹を以て珠崖太守と爲す。威政大に行われ、獻命歲ごとに至る。中國、其の珍賂を貪り、漸く相侵侮す。故に率おほむね數歲に一たび反す。

〔史料15〕を見ると、武帝の末期には他郡出身の珠崖太守孫幸による苛政が原因で反乱が発生し、孫幸が殺害されると、子の孫豹がこれを平定したが、毎年献上される海南島の珍賂に味を占めた漢王朝による現地への度重なる搾取により、反乱が絶えなかったことが記されている。

海南島は、前述したように「執刳」印が発見された地であり、楚制の効力が發揮された間接統治地域である。有史以来、郡県支配が及ぶのは初めてだったのであろう。しかもその地には勝手のわからない漢人が太守として就任することとなった。紙屋正和氏<sup>17</sup>が指摘するように、元鼎年間に入ると、太守・国相の支配権は、主として県の管掌事項に介入、あるいは吸収することで強化され、地方政治に介入する事例が増えていくこととなる。また同時に、太守や県令などについては本籍地回避の人事政策が確定した<sup>18</sup>ことで、『後漢書』南蛮西南夷列伝の記事に見えるような、他地域出身の太守が就任することとなった。

こうした武帝期の地方行政制度改革に伴い、それまで緩やかな間接統治に慣れていた島民の生活は一変することとなり、現地への適切な対応

を知らない漢人吏卒の不手際から、その反発は致命的なほど大規模なものに発展してしまった。

漢王朝の海南島に対する方針が大きく転換するのは元帝期である。『漢書』賈捐之伝によれば、「連年定まらざる状況を見て、元帝は大軍を珠崖郡へ派遣することを有司と議した。これに対し待詔の賈捐之が征討を止めるように主張すると、元帝は樂昌侯王商に詰問させた。これに対する賈捐之の答えを要約すると、以下のようになる。

①武帝の元狩六年（前一一七）以来、四方に領土が拡張したことが原因で、財政が逼迫し、民の賦税を増やした。同時に賊が蔓延し、軍事行動が後を絶たず、反乱が多く発生した。

②関東の民は飢饉に苦しんでいる。これを救うのは怒りにまかせた軍事行動ではない。

③南蛮は禽獣のようなものであり、郡県を置く価値もなく、珠崖郡を放棄して関東を救うことを最優先にすべきである。

これを受けて元帝は、御史と丞相にその是非を問うた。御史大夫の陳万年は反乱を討伐すべきと主張し、丞相の于定国は、兵の疲弊と関東の困窮を考慮し、賈捐之の議を容れるべきとした。元帝はこれらの議論を吟味し、威令が行われないことを恥じて蛮夷を討伐することと、田畑や万民を守ることを天秤にかけ、前者の小さな恥を捨て、関東の貧民を動員する愚を避けるため、珠崖郡を放棄し、ただ威徳を慕う者のみを移住させるように命じた。こうして初元三年（前四六）、珠崖郡は放棄された。

元帝が珠崖郡の放棄を決定したことについて、保科季子氏は次のような議論を展開している。

①宣帝期に起こった、匈奴の呼韓邪单于の入朝要求に対する処遇問題に際し、匈奴の勢威が復活してまたいつ背くかもわからぬ以上、外臣とすれば、背反の度にその責を問うこととなり、それは大きな負担となる、という政治的な理由から、匈奴を「臣」とは呼ぶが、完全な「外臣」とは扱わない、という妥協的な立場に置いた。

②この決断を促した名儒・蕭望之は、その不明瞭さを糊塗するため、「中国の正朔を奉じない夷狄が朝貢してきても、中国は謙遜して臣下とはしない」という『尚書大伝』の故事由来の論理を利用した。これを「夷狄不臣」論、すなわち「王者は夷狄を治めず」の論理と呼び、『白虎通』を経て後漢の正統教義となった。

③珠崖郡廃止を主張した賈捐之の言は、珠崖郡の民は禽獸と変わらぬ野蛮人であり、支配する価値も無いから郡を廃止すべき、とする論法であり、その表現には、『公羊伝』などの論理を用いて経学的に潤色する上記の「夷狄不臣」論が見える。つまり、「夷狄を禽獸と同一視して蔑むことで、夷狄を支配できない中国の無力さを糊塗したもの」である。

保科氏の見解は、領土放棄という屈辱的対応策を元帝に納得させるための賈捐之の心情を理解する上では有用なものと言える。しかし、保科氏自身が言う通り、その議論の核は政策上の「極めて政治的な理由」にある。賈捐之の主張の核は、武帝期の連年の出兵に伴う関東の疲弊であり、夷狄への蔑視論はあくまでも論を補強するためのものに過ぎない。また丞相の于定国も、関東の疲弊に伴う民衆の動揺を憂えて賛同している。そして、元帝自身は当初珠崖征伐を希望しながらも、賈捐之や于定国の言うとおりに関東の民衆は疲弊し、その上さらに動員をかけては民衆は困窮してしまう、との理由から、珠崖討伐を諦め、郡県を放棄することを決定している。すなわち、この元帝の決定を強く促したのは、関東大飢饉という内政的事情であった。

関東大飢饉は、元帝の即位後すぐに発生し、度々民衆を苦しめた。

〔史料16〕 関東大飢饉に対する元帝の対応記事（『漢書』卷九元帝紀）

夏四月、詔曰、「朕承先帝之聖緒、獲奉宗廟、戰戰兢兢。間者地數動而未靜、懼於天地之戒、不知所繇。……」。又曰、「關東今年穀不登、民多困乏。其令郡國被災害甚者毋出租賦。江海・陂湖・園池屬少府者以假貧民、勿租賦。賜宗室有屬籍者馬一匹至二駟、三老・孝者帛五匹、弟者・力田三匹、鰥寡・孤獨二匹、吏民五十戶牛酒」。

(初元元年(前四八))夏四月、詔して曰く、「朕、先帝の聖緒を承け、宗廟を奉ずるを獲、戰戰兢兢たり。間者、地數と動きて靜まらず、天地の戒めを懼れるも、しな繇う所を知らず。……」と。又た曰く、「關東、今年穀登みのらず、民は多く困乏す。其れ郡國の災害を被ること甚だしき者をして租賦を出だしむることなかれ。江海・陂湖・園池の少府に屬するは以て貧民に假し、租賦勿し。宗室の屬籍有る者に馬一匹およ至および二駒、三老・孝なる者に五匹、弟なる者・力田に三匹、鰥寡・孤獨に二匹、吏民五十戸に牛酒を賜う」と。

九月、關東郡國十一大水、饑、或人相食、轉旁郡錢穀以相救。詔曰、「間者陰陽不調、黎民饑寒、無以保治。惟德淺薄、不足以充入舊貫之居。其令諸宮館希御幸者勿繕治。太僕減穀食馬、水衡省肉食獸」。

(同年)九月、關東の郡國十一に大水あり、饑え、或人相食み、旁郡に錢穀を轉じて以て相救う。詔して曰く、「このころ間者、陰陽調わず、黎民饑え寒え、以て保治する無し。惟うに、德淺薄にして、以て舊貫の居を充入うるに足らず、と。其れ諸との宮館の御幸を希うをして繕治せしむることなかれ。太僕は穀を減らし馬を食らい、水衡は肉食の獸を省け」と。

六月、關東饑、齊地人相食。秋七月、詔曰、「歲比災害、民有菜色、慘怛於心。已詔吏虛倉廩、開府庫振救、賜寒者衣。今秋禾麥頗傷、一年中地再動、北海水溢、流殺人民、陰陽不和。其咎安在。公卿將何以憂之。其悉意陳朕過。靡有所諱」。

(初元二年(前四七))六月、關東饑え、齊地の人相食む。秋七月、詔して曰く、「歲災害比なび、民は菜色有り、心に慘怛あり。已に吏に詔して倉廩を虚しくし、府庫を開きて振救し、寒えし者に衣を賜う。今、秋の禾麥は頗る傷み、一年中地は再び動き、北海の水溢れ、人民を流し殺し、陰陽和せず。其の咎は安にか在らんや。公卿將に何をか以て之を憂えんや。其れ意を悉くして朕の過ちを陳べよ。諱む所有る靡かれ」と。

六月、詔曰、「蓋聞安民之道、本繇陰陽。間者陰陽錯謬、風雨不時、朕之不德。庶幾羣公有敢言朕之過者、今則不然、媮合苟從、未肯極言、

朕甚閔焉。永惟烝庶之饑寒、遠離父母妻子、勞於非業之作、衛於不居之宮、恐非所以佐陰陽之道也。其罷甘泉・建章宮衛、令就農、百官各省費。條奏毋有所諱。有司勉之、毋犯四時之禁。丞相御史舉天下明陰陽災異者各三人」。

(初元三年) 六月、詔して曰く、「蓋し民を安んずるの道、本と陰陽に繇うと聞く。間者、陰陽錯謬し、風雨時ならざるは、朕の不徳なり。羣公の敢えて朕の過ちを言う者有るを庶幾うも、今は則ち然らず、媿合して苟に従い、未だ肯えて極言せず、朕甚だ焉を閔う。永らく惟うに、烝庶の饑寒し、遠く父母妻子を離れ、非業の作に勞し、居らざるの宮を衛るは、恐らく以て陰陽を佐くる所以の道に非ず、と。其れ甘泉・建章宮の衛を罷め、農に就かしめ、百官は各と費を省け。條奏し諱む所有るなかれ。有司之に勉め、四時の禁を犯すなかれ。丞相御史は天下の陰陽災異に明るき者各と三人を舉げよ」と。

〔史料16〕には、初元年間(前四八〜前四四)に発生した関東大飢饉と、それに対する元帝の対応について記されているが、飢饉が起こる度に元帝が詔勅を發し、救民に苦慮していることが窺える。

特に注目したいのは、地震などの災害を「天地の戒め」として恐れ、「陰陽不調」を憂え、丞相・御史に陰陽・災異に明るい者を推挙させるなど、元帝自身の災異への異様な恐怖が見えることである。影山輝國氏<sup>20</sup>によれば、董仲舒によって武帝期に整理されたとされる災異思想は、宣帝期に外朝の儒官が就任するようになると、尚書を兼任する外戚・宦官ら内朝の専制に対抗すべく、彼らによって喧伝されたという。元帝の災異に対する卑屈なまでの謝罪は、前漢の歴代皇帝には見られないものであり、相次ぐ災害と飢饉に対する自責の念から、賈捐之と于定国の建議をそのまま受諾したと言えるだろう。

このように、海南島の反乱は、南越崩壊後、郡県支配を経験しない地域に無思慮な直接統治を行ったことが契機となつて発生したものである。これに対して武・昭・宣の三帝は有用な対策を講じることができず、元帝期に至り、関東大飢饉という全く別の問題への緊急の対応と、元帝自身の災異への恐怖感情から、珠崖郡は放棄されたのである。<sup>21</sup>

ところで、この海南島の反乱に対する朝廷の対応について考える際、前述した「勞邑執判」印は、朝廷の当地に対する重要な動きを示唆して

いる。本印が発見されたのは前漢後期の漢墓であり、その時期は反乱勃発よりも後である可能性が高い。つまり、同じく楚文化の影響の強かった雷州半島への反乱の飛び火を避け、改めて楚制を沿岸部の首長に適用せんとする意思がそこには見え、南越の支配体制への回帰を模索したものと考えられるのである。

さて、領土の放棄という屈辱的決定に対し、当時の博士・匡衡は次のように評価をしている。

〔史料17〕『漢書』卷八一匡衡伝

諸見罷珠崖詔書者、莫不欣欣、人自以將見太平也。

諸々の珠崖を罷めし詔書を見る者は、欣欣とせざる莫く、人自ら以て將に太平を見んとするなり。

元帝が日蝕・地震といった災異が示す政治の得失について尋ねると、匡衡は、珠崖郡の放棄を、民の喜ぶ善政と評している。

また、後漢・章帝期の建初元年、校書郎の楊終が、当時の過酷な遠征を非難した上書の中には次のような表現が含まれている。

〔史料18〕『後漢書』卷四八楊終列伝

秦築長城、功役繁興、胡亥不革、卒亡四海。故孝元弃珠崖之郡、光武絶西域之國、不以介鱗易我衣裳。

秦、長城を築き、功役繁く興りしも、胡亥革めず、卒に四海を亡う。故に孝元、珠崖の郡を弃て、光武、西域の國を絶ち、介鱗を以て我が衣裳に易えず。

楊終は、秦の無用な遠征による国家の滅亡を踏まえ、珠崖郡の放棄という決断により、夷狄の侵略が防がれたと高く評価している。

さらに、後漢・靈帝期、鮮卑が度々辺を侵すようになったことを受け、朝廷内に鮮卑を討つべしとの議論が高まった際、議郎の蔡邕がこれを

戒めるために発した建議の中には、次のような文言が含まれている。

〔史料19〕『後漢書』卷九〇鮮卑列伝

昔珠崖郡反、孝元皇帝納賈捐之言、而下詔曰、「珠崖背畔。今議者或曰可討、或曰弃之。朕日夜惟思、羞威不行、則欲誅之、通于時變、復憂萬民。夫萬民之飢與遠蠻之不討、何者爲大。宗廟之祭、凶年猶有不備。況避不嫌之辱哉。今關東大困、無以相贍、又當動兵、非但勞民而已。其罷珠崖郡」。此元帝所以發德音也。夫卹民救急、雖成郡列縣、尚猶弃之、況障塞之外、未嘗爲民居者乎。

昔、珠崖郡反するや、孝元皇帝、賈捐之の言を納れ、而して詔を下して曰く、「珠崖背畔す。今、議者は或いは討つ可しと曰い、或いは之を弃てよと曰う。朕、日夜惟思するに、威の行なわれざるを羞じ、則ち之を誅せんと欲す。時變に通じては、復た萬民を憂う。夫れ萬民の飢えたると遠蠻の討たざると、何をか大と爲さん。宗廟の祭、凶年には猶お備えざる有り。況んや不嫌の辱を避くるをや。今、關東は大いに困し、以て相い贍らすこと無し。又た當に兵を動かすべくは、但だ民を勞すのみに非ず。其れ珠崖郡を罷めよ」と。此れ元帝の德音を發する所以なり。夫れ民を卹れみ急を救うには、郡を成し縣を列ぬると雖も、尚お猶お之を弃つ。況んや障塞の外の未だ嘗て民の居と爲らざる者をや。

蔡邕は、救民のためには郡県を捨てることも辞さない元帝の詔勅を、「德音」すなわち立派なお言葉であるとして称えている。

このように、蛮夷を放棄することが王朝の対外政策の称揚に利用されるようになるのは、保科氏の指摘するように、前漢後期に入り、匈奴の恭順を当然視し、単于の入朝を軽視する態度が形成されるようになったからであろう。保科氏は、例えば、呼韓邪単于が和蕃公主の復活を求めた際、漢側が後宮の一女子でしかない王昭君を嫁がせたにも関わらず、単于は喜んでこれを受諾したことに、漢側の優位性が見えたとする。

哀帝期には単于の入朝を拒もうとする動きが見え、王莽期には尊大な服属要求にエスカレートする。後漢に入ると、南匈奴の単于が漢の使者に拝伏するほど、漢の匈奴に対する優位性は確実にものとなっていた。氏は、こうした優位性が「夷狄不臣」論のごとき妥協を廃し、改めて夷狄を含めた天下支配の理想像が展開されるとする。つまり、夷狄への侮蔑意識が高まったことで、漢王朝の辺境統治は大きく転換すること

となったのである。

#### 第四節 後漢期の嶺南諸反乱と士氏政権の台頭

海南島を放棄した後、しばらくは史料の中に嶺南における反乱記事は見受けられなくなる。ところが、後漢初期の建武一六年（四〇）に発生した徵姉妹の乱を皮切りに、主に②地域においては陸続と反乱が勃発することとなる。本節では、この後漢期の嶺南諸反乱について考察し、その背景に南越の統治政策の変更が関係するのかを検討したい。

後漢期の嶺南諸反乱については、後藤均平氏による一連の先行研究<sup>22</sup>を確認する必要がある。後藤氏は、徵姉妹の乱以降、士燮の台頭に至るまでに「越南三郡」（後にベトナムとして独立するに至る、交趾・九真・日南の三郡）にて発生した諸反乱について検証し、そこから見える現地社会の発展推移を考察している。後藤氏の目的は、ベトナムが中国王朝の支配から脱し、独立主権国家を建設するに至ったエネルギーに結びつく、現地社会の「自律的発展の諸様相」を探ることである。そこで、ひとまず後藤氏の見解をなぞり、その上で、諸史料から見える問題点と筆者の見解について述べていきたい。

〔史料20〕『後漢書』卷八六南蛮西南夷列伝

至十六年、交趾女子徵側及其妹徵貳反攻郡。徵側者、麓泠縣雒將之女也。嫁爲朱贛人詩索妻、甚雄勇。交趾太守蘇定以法繩之。側忿故反。於是九真・日南・合浦蠻里皆應之、凡略六十五城、自立爲王。交趾刺史及諸太守僅得自守。光武乃詔長沙・合浦・交趾具車船、修道橋、通障谿、儲糧穀。十八年、遣伏波將軍馬援・樓船將軍段志、發長沙・桂陽・零陵・蒼梧兵萬餘人討之。明年夏四月、援破交趾、斬徵側・徵貳等、餘皆降散。進擊九真賊都陽等、破降之。徙其渠帥三百餘口於零陵。於是嶺表悉平。

（建武）十六年に至りて、交趾の女子徵側及び其の妹徵貳、反して郡を攻む。徵側は、麓泠縣の雒將の女なり。嫁して朱贛の人詩索の妻と爲

るも、甚だ雄勇たり。交趾太守蘇定、法を以て之を繩たさんとす。側、忿りて故に反す。是に於いて九眞・日南・合浦の蠻里は皆な之に應じ、凡そ六十五城を略し、自ら立ちて王と爲る。交趾刺史及び諸太守は僅かに自ら守るを得るのみ。光武、乃ち詔して長沙・合浦・交趾をして車船を具え、道橋を修め、障谿を通じ、糧穀を儲えしむ。十八年、伏波將軍馬援・樓船將軍段志を遣わし、長沙・桂陽・零陵・蒼梧の兵萬餘人を發して之を討たしむ。明年夏四月、援、交趾を破り、徵側・徵貳等を斬り、餘は皆な降散す。進みて九眞の賊都陽等を撃ち、破りて之を降す。其の渠帥三百餘口を零陵に徙す。是に於いて嶺表悉く平らかなり。

〔史料20〕によれば、徵姉妹の乱の首謀者である徵側は、交趾郡蒼冷県を治めていた「駱將」の女である。前節にて、「駱將」が県レベルの自治を認められていたことに触れたが、要するに彼女は県の有力者一族の身内であった。だが、光武帝の派遣した交趾太守の蘇定が「法を以て之を繩さんと」したため、これに怒って反乱を起こしたと言う。彼女の反乱に呼応して九眞・日南・合浦郡の非漢人が立ち上がり、周辺の諸県を平らげ、彼女は王位に就いた。しかし、名将馬援率いる討伐軍により徵姉妹は斬られ、諸蛮夷の反乱も相次いで討伐され、この反乱はわずか四年で平定された。

後藤氏は、アンリ・マスペロ<sup>23</sup>や松本信廣氏<sup>24</sup>による反乱の原因や経過、影響などに関する考察を踏まえ、古くからこの地域で行われてきた「駱將」による自治社会（「駱將社会」）の推移について論じている。<sup>25</sup> 後藤氏は、南越が当地を併合した際、この制度を利用した特殊な間接統治を行ったことをすでに指摘し、南越の滅亡後、武帝はこの「駱將社会」を南越同様に傷つけることなく継承し、本質的な変化を及ぼさなかったとする。また、南越から前漢にかけての地層から、土着漢人支配者層の存在を示す「木榔墓」が発見されていないことから、少なくともこの時期に漢人社会の台頭はなかったとしている。だからこそ、徵姉妹の乱には、反乱に荷担したり、逆に平定軍に協力する漢人の存在を確認できないとする。

しかし、前漢・平帝期には交趾太守として錫光が、後漢・光武帝期には九眞太守として任延が、それぞれ当地に赴任する。彼らは、次の〔史料21〕に記されているように、「嶺南（嶺南）の華風、一守より始まる」という表現をもって、嶺南の教化者として称えられている。

〔史料21〕『後漢書』卷七六任延列伝

建武初、……詔徵爲九眞太守。光武引見、賜馬・雜繪、令妻子留洛陽。九眞俗以射獵爲業、不知牛耕、民常告糴交阯、每致困乏。延乃令鑄作田器、教之墾闢。田疇歲歲開廣、百姓充給。又駱越之民無嫁娶禮法、各因淫好、無適對匹、不識父子之性、夫婦之道。延乃移書屬縣、各使男年二十至五十、女年十五至四十、皆以年齒相配。其貧無禮娉、令長吏以下各省奉祿以賑助之。同時相娶者二千餘人。是歲風雨順節、穀稼豐衍。其產子者、始知種姓。咸曰、「使我有是子者、任君也」。多名子爲任。於是徼外蠻夷夜郎等慕義保塞、延遂止罷偵候戍卒。初、平帝時、漢中錫光爲交阯太守、教導民夷、漸以禮義、化聲侔於延。王莽末、閉境拒守。建武初、遣使貢獻、封鹽水侯。領南華風、始於二守焉。

建武の初め、……詔し徵して九眞太守と爲す。光武引見し、馬・雜繪を賜い、妻子をして洛陽に留めしむ。九眞の俗、射獵を以て業と爲し、牛耕を知らず、民、常に告げて交阯より糴し、毎に困乏を致す。延、乃ち田器を鑄作せしめ、之に墾闢を教う。田疇歳歳に開け廣がり、百姓充ち給れり。又た駱越の民、嫁娶の禮法無く、各と淫好に因り、適なる對匹無く、父子の性、夫婦の道を識らず。延、乃ち屬縣に移書し、各と男の年二十より五十に至るまで、女の年十五より四十に至るまでをして、皆な年齒を以て相配せしむ。其の貧しくして禮娉無きは、長吏以下をして各と奉祿を省きて以て之を賑助せしむ。時を同じくして相娶る者二千餘人なり。是の歳、風雨順節し、穀稼豐衍なり。其の子を産みし者、始めて種姓を知る。咸な曰く、「我をして是の子を有らしむるは、任君なり」と。多く子を名づくるに任と爲す。是に於いて徼外の蠻夷の夜郎等、義を慕いて塞を保ち、延、遂に偵候の戍卒を止め罷む。初め、平帝の時、漢中の錫光、交阯太守と爲り、民夷を教導し、漸ひたすに禮義を以てし、化聲、延に侔し。王莽の末、境を閉ざして拒み守る。建武の初め、使を遣りて貢獻し、鹽水侯に封ぜらる。領南の華風、二守より始まる。

一般的に、彼らによる耕作技術の伝授や漢式婚姻の奨励といった教化政策は、悪政の目立った当地での珍しい善政の一モデルとして取り上げられることが多い。しかし、後藤氏は、彼らによる中国式礼制度の伝播は、固有の土俗に基づく「駱将社会」と対立するものであり、その既得

權益を崩壊させるものとして「駱將社会」に危機感をもたらしたとする。また、耕作技術の発展に伴う生産力の増加は、同時に収奪の強化につながったとする。実際、『漢書』地理志には、平帝期の元始二年（紀元二）時点での全国郡県の戸口数が記録されており、その時期が錫光赴任の時期と重なることから、その目的が算賦の収奪、ひいては郡県支配の強化であることは明白としている。つまり、錫光や任延は善政を布いた為政者というのみならず、漢朝の意向に忠実な「礼教主義的循吏」だったと言っているのである。そして、これに呼応するように、二世紀以降の地層からは漢式磚墓などの墓室が発見され、「土着漢人支配層」の台頭が見受けられるようになるため、紀元一世紀は、「従来の少数の郡県官僚と大多数の土着民とから成る社会構造から、郡県官僚―土着漢人支配層―土着民から成るより複合的な社会へと移行する過渡期であった」としている。

徴姉妹の乱は、まさにその過渡期に生じた反乱である。そしてこの反乱が平定された後、馬援により、反乱の契機となった峻厳な法律が一部固有の土俗を反映したものとなったという。

〔史料22〕『後漢書』卷二四馬援列伝

條奏越律與漢律駁者十餘事、與越人申明舊制以約束之。自後駱越奉行馬將軍故事。

越律の漢律と駁<sup>たが</sup>う者十餘事を條奏し、越人と舊制を申明して以て之を約束す。自後、駱越、馬將軍の故事を奉行す。

〔史料22〕によれば、馬援は「越律」、すなわちこの地の固有法と「漢律」、すなわち中国法とを照らし合わせ、ある程度固有の土俗に配慮した法運用を約束したと言う。徴姉妹の乱の直接的な契機となった、交阯太守蘇定による「法を以て之を繩さんと」した行為とは、平帝期より推し進めてきたこの「漢律」の急進的な展開のことであろう。だからこそ馬援は、これを反省してある程度の歩み寄りを見せ、「駱將社会」の民心を買おうとしたのである。

つまり、徴姉妹の乱とは、南越より続く「駱將社会」の維持政策が、平帝期より始まる積極的な郡県支配の強化によって少しずつ崩されてい

ったことに対する、「駱將社会」側の焦燥感が背景にあったと言えるだろう。こうした急激な支配体制の転換には、前節で述べた侮蔑意識の醸成も関係していると思われる。なぜならば、平帝期は実質的に王莽の執政期であり、『後漢書』卷八五高句麗伝の「高句驪王を更名し下句驪侯と爲」したという有名な行為を初め、王莽の対外政策には、このような非漢人への差別的行動が目立つからである。よって、この地域もまた、海南島と同様、南越によるゆるやかな間接統治の崩壊によつて混乱を極めることとなったのである。徴姉妹の乱の顛末に限って言えば、後藤氏の見解にはおおむね賛同できる。

後藤氏は、徴姉妹の乱が鎮圧されたことにより、更に郡県支配が強化され、「駱將」が没落して新たに「土着漢人支配層」が台頭し、現地社会の中に溶け込んでいったのだとする。そして、その後「越南三郡」で発生した諸反乱を考察し、反乱の指導者層や構成員に多く「土着漢人支配層」を含む漢人の姿が見えることから、徴姉妹の乱以降、当地での反乱が異質なものとなったとしている。そして、こうした「土着漢人支配層」の支持の下、当地に勢力を拡大したのが、他ならぬ士氏政権であるとしている。<sup>26</sup>

そこで、続いて徴姉妹の乱以降、士燮の台頭に至るまでに発生したすべての嶺南諸反乱に関する記事を挙げ、しかる後、そこから見える反乱の性質について今一度確認し、後藤氏の見解の是非を問いたい。

〔史料23〕永元一二年（一〇〇）、日南郡象林県の反乱（『後漢書』南蛮西南夷列伝）

和帝永元十二年夏四月、日南象林蠻夷二千餘人寇掠百姓、燔燒官寺。郡縣發兵討擊、斬其渠帥、餘衆乃降。於是置象林將兵長史、以防其患。和帝の永元十二年夏四月、日南の象林の蠻夷二千餘人、百姓を寇掠し、官寺を燔燒す。郡縣、兵を發して討擊し、其の渠帥を斬り、餘の衆は乃ち降る。是に於いて象林に將・兵・長史を置き、以て其の患を防がしむ。

〔史料24〕元初二〜三年（一一五〜一一六）、蒼梧・鬱林・合浦郡の反乱（『後漢書』南蛮西南夷列伝）

元初二年、蒼梧蠻夷反叛。明年、遂招誘鬱林・合浦蠻漢數千人攻蒼梧郡。鄧太后遣侍御史任連、奉詔赦之、賊皆降散。

元初二年、蒼梧の蠻夷反叛す。明年、遂に鬱林・合浦の蠻漢數千人を招誘す。鄧太后、侍御史の任連を遣わし、詔を奉じて之を赦し、賊皆な降散す。

〔史料25〕永和二（三三七・一三八）、区憐の乱（『後漢書』卷六順帝紀）

永和二年、日南象林徼外蠻夷區憐等數千人攻象林縣、燒城寺、殺長吏。交阯刺史樊演發交阯・九眞二郡兵萬餘人救之。兵士憚遠役、遂反、攻其府。二郡雖擊破反者、而賊執轉盛。會侍御史賈昌使在日南。即與州郡并力討之、不利、遂爲所攻。圍歲餘而兵穀不繼、帝以爲憂。明年、召公卿百官及四府掾屬、問其方略、皆議遣大將、發荆・揚・兗・豫四萬人赴之。大將軍從事中郎李固駁曰、「若荆・揚無事、發之可也。今二州盜賊繫結不散、武陵・南郡蠻夷未輯、長沙・桂陽數被徵發。如復擾動、必更生患。其不可一也。又兗・豫之人卒被徵發、遠赴萬里、無有還期、詔書迫促、必致叛亡。其不可二也。南州水土溫暑、加有瘴氣、致死亡者十必四五。其不可三也。遠涉萬里、士卒疲勞、比至嶺南、不復堪鬪、其不可四也。軍行三十里爲程。而去日南九千餘里、三百日乃到、計人稟五升、用米六十萬斛。不計將吏驢馬之食、但負甲自致。費便若此。其不可五也。設軍到所在、死亡必衆。既不足禦敵、當復更發、此爲刻割心腹已補四支。其不可六也。九眞・日南相去千里、發其吏民、猶尚不堪。何況乃苦四州之卒、以赴萬里之艱哉。其不可七也。前中郎將尹就討益州叛羌。益州諺曰、「虜來尚可、尹來殺我」。後就徵還、以兵付刺史張喬。喬因其將吏、旬月之間、破殄寇虜。此發將無益之效、州郡可任之驗也。宜更選有勇略仁惠任將帥者、已爲刺史・太守、悉使共住交阯。今日南兵單無穀、守既不足、戰又不能。可一切徙其吏民北依交阯、事靜之後、乃命歸本。還募蠻夷、使自相攻、轉輸金帛、已爲其資。有能反間致頭首者、許以封侯列土之賞。故并州刺史長沙祝良、性多勇決、又南陽張喬、前在益州有破虜之功、皆可任用。昔太宗就加魏尚爲雲中守、哀帝即拜龔舍爲太山太守。宜即拜良等、便道之官」。四府悉從固議、即拜祝良爲九眞太守、張喬爲交阯刺史。喬至、開示慰誘、竝皆降散。良到九眞、單軍入賊中、設方略、招以威信、降者數萬人、皆爲良築起府寺。由是嶺外復平。

永和二年、日南の象林徼外の蠻夷區憐等數千人、象林縣を攻め、城寺を燒き、長吏を殺す。交阯刺史樊遠、交阯・九眞の二郡の兵萬餘人を發して之を救わんとす。兵士、遠役を憚り、遂に反し、其の府を攻む。二郡、反者を擊破すと雖も、賊の執、轉た盛んなり。會と侍御史賈昌、

使いて日南に在り。即ち州郡と力を并せて之を討たんとするも、利あらずして、遂に攻むる所と爲る。圍むこと歳餘にして兵穀繼がず、帝、以て憂と爲す。明年、公卿百官及び四府の掾屬を召し、其の方略を問う。皆な、大將を遣わし荆・揚・兗・豫の四萬人を發して之に赴かしめんことを議る。大將軍從事中郎李固、駁して曰く、「若し荆・揚事無くんば、之を發するは可なり。今二州は盜賊繫結して散じず、武陵・南郡の蠻夷未だ輯がず、長沙・桂陽、數と徵發せらる。如しまた擾動すれば、必ず更に患を生ぜん。其れ不可なるの一なり。又た兗・豫の人、卒かに徵發せられ、遠く萬里に赴き、還期の有る無く、詔書督促せば、必ず叛亡を致さん。其れ不可なるの二なり。南州の水土は温暑にして、加うるに瘴氣有り、死亡する者十に必ず四五を致さん。其れ不可なるの三なり。遠く萬里を涉り、士卒疲勞し、嶺南に至るころ、復た鬪うに堪えず、其れ不可なるの四なり。軍行は三十里をば程と爲す。日南を去ること九千餘里、三百日にして乃ち到る、人ごとに稟五升を計り、米六十萬斛を用う。將吏驢馬の食を計らず、但だ甲を負いて自ら致すのみ。費は便ち此の若し。其れ不可なるの五なり。軍を設けて所在に到るに、死亡するもの必ず衆からん。既に敵を禦ぐに足らず、復た更に發するに當たりては、此れ心腹を刻割して以て四支を補うと爲す。其れ不可なるの六なり。九眞・日南は相去ること千里、其の吏民を發するは、猶お尚お堪えざるが如し。何ぞ況んや乃ち四州の卒を苦しめ、以て萬里の艱に赴かしむるをや。其れ不可なるの七なり。前中郎將尹就、益州の叛羌を討つ。益州の諺に曰く、「虜來たるすら尚お可なるも、尹來たれば我を殺さん」と。後に就徵されて還り、兵を以て刺史張喬に付す。喬、其の將吏に因りて、旬月の間に、寇虜を破殄す。此れ將を發するも無益の效にして、州郡にて任ずべきの驗なり。宜しく勇略仁惠有りて將帥に任ずる者を選びて、以て刺史・太守と爲し、悉く共に交趾に住まわしむるべし。今、日南は兵單にして穀無く、守るに既に足らず、戦うに又た能わず。一切其の吏民を徙して北のかた交趾に依らしめ、事靜まるの後、乃ち命じて本に歸せしむるべし。還りて蠻夷を募り、自ら相攻めしめ、金帛を轉輸し、以て其の資と爲す。能く反問して頭首を致す者有れば、許すに封侯列士の賞を以てす。故の并州刺史長沙の祝良、性勇決多し。又南陽の張喬、前に益州に在りて破虜の功有り、皆任用すべし。昔、太宗は就ち魏尚に加えて雲中守と爲し、哀帝は即けて龔舍を拜して太山太守と爲す。宜しく即ち良等を拜し、便道より官に之かしむるべし」と。四府悉く固の議に従い、即ち祝良を拜して九眞太守と爲し、張喬を交趾刺史と爲す。喬至るや、開示して慰誘し、並びに皆な降散す。良、九眞に到るや、單車にて賊中に入り、方略を設け、招くに威信を以てし、降る者數萬人、皆良の爲に府寺を築起す。是に

由りて嶺外復た平らかなり。

〔史料26〕 永和二年、交阯・九真郡の反乱（『後漢書』順帝紀）

秋七月、九真・交阯二郡兵反。

秋七月、九真・交阯二郡の兵反す。

〔史料27〕 建康元年（一四四）、日南郡の反乱（『後漢書』南蛮西南夷列伝）

建康元年、日南蠻夷千餘人復攻燒縣邑、遂扇動九真、與相連結。交阯刺史九江夏方開恩招誘、賊皆降服。時梁太后臨朝、美方之功、遷爲桂陽太守。……延熹三年、詔復拜夏方爲交阯刺史。方威惠素著、日南宿賊聞之、二萬餘人相率詣方降。

建康元年、日南の蠻夷千餘人、復た攻めて縣邑を燒き、遂に九真を扇動して、與に相連結す。交阯刺史九江の夏方、恩を開きて招誘し、賊、皆な降服す。時に梁太后、臨朝し、方の功を美し、遷して桂陽太守と爲す。……延熹三年（二六〇）、詔して復た夏方を拜して交阯刺史と爲す。方の威惠、素より著たれば、日南の宿賊、之を聞きて、二萬餘人、相率いて方に詣りて降る。

〔史料28〕 永壽三年（一五七）、九真郡居風県の反乱（『後漢書』南蛮西南夷列伝）

桓帝永壽三年、居風令貪暴無度、縣人朱達等及蠻夷相聚、攻殺縣令、衆至四五千、進攻九真。九真太守兒式戰死。詔賜錢六十萬、拜子二人爲郎。遣九真都尉魏朗討破之、斬首二千級。渠帥猶屯據日南、衆轉彊盛。

桓帝の永壽三年、居風令、貪暴にして度無ければ、縣人朱達等及び蠻夷、相聚まりて、縣令を攻め殺し、衆四五千人に至りて、九真に進攻す。九真太守兒式、戰死す。詔して錢六十萬を賜い、子二人を拜して郎と爲す。九真都尉魏朗を遣わして之を討ち破らしめ、斬首すること二千級。渠帥、猶お日南に屯據し、衆轉た彊盛なり。

〔史料29〕延熹五年（一六二）一六五、荊州の賊の南下（『後漢書』卷三八度尚列伝）

延熹五年、長沙・零陵賊合七八千人、自稱將軍、入桂陽・蒼梧・南海・交阯。交阯刺史及蒼梧太守望風逃奔、二郡皆沒。遣御史中丞盛修募兵討之、不能剋。豫章艾縣人六百餘人、應募而不得賞直、怨恚、遂反、焚燒長沙郡縣、寇益陽、殺縣令、衆漸盛。又遣謁者馬睦、督荊州刺史劉度擊之、軍敗、睦・度奔走。桓帝詔公卿舉任代劉度者、尚書朱穆舉尚、自右校令擢爲荊州刺史。尚躬率部曲、與同勞逸、廣募雜種諸蠻夷、明設購賞、進擊、大破之、降者數萬人。桂陽宿賊渠帥卜陽・潘鴻等畏尚威烈、徙入山谷。尚窮追數百里、遂入南海、破其三屯、多獲珍寶。而陽・鴻等黨衆猶盛、尚欲擊之、而士卒驕富、莫有鬪志。尚計緩之則不戰、逼之必逃亡。乃宣言、「卜陽・潘鴻作賊十年、習於攻守、今兵寡少、未易可進、當須諸郡所發悉至、爾乃并力攻之」。申令軍中、恣聽射獵。兵士喜悅、大小皆相與從禽。尚乃密使所親客潛焚其營、珍積皆盡。獵者來還、莫不泣涕。尚人人慰勞、深自咎責、因曰、「卜陽等財寶足富數世、諸卿但不并力耳。所亡少少、何足介意」。衆聞咸憤踊、尚勅令秣馬蓐食、明旦、徑赴賊屯。陽・鴻等自以深固、不復設備。吏士乘銳、遂大破平之。尚出兵三年、羣寇悉定。七年、封右鄉侯、遷桂陽太守。明年、徵還京師。時荊州兵朱蓋等、征戍役久、財賞不贍、忿恚、復作亂、與桂陽賊胡蘭等三千餘人復攻桂陽、焚燒郡縣。太守任胤弃城走、賊衆遂至數萬。轉攻零陵、太守陳球固守拒之。於是以尚爲中郎將、將幽・冀・黎陽・烏桓步騎二萬六千人救球。又與長沙太守抗徐等發諸郡兵、并勢討擊、大破之、斬蘭等首三千五百級、餘賊走蒼梧。

延熹五年、長沙・零陵の賊合すること七八千人、將軍を自稱し、桂陽・蒼梧・南海・交阯に入る。交阯刺史及び蒼梧太守、風を望みて逃げ奔り、二郡皆な沒す。御史中丞の盛修を遣りて募兵して之を討たしむるも、剋つ能わず。豫章艾縣の人六百餘人、募に應ずれども賞直を得ず、怨恚し、遂に反し、長沙の郡縣を焚燒し、益陽を寇し、縣令を殺し、衆漸く盛んなり。又た謁者の馬睦を遣り、荊州刺史劉度を督して之を撃たしむるも、軍敗れ、睦・度奔走す。桓帝、公卿に詔して劉度に代わるに任うる者を舉げしめ、尚書の朱穆、尚を舉げ、右校令自ら擢びて荊州刺史と爲す。尚躬ら部曲を率い、與に勞逸を同じくし、廣く雜種の諸々の蠻夷を募り、明らかに購賞を設け、進撃し、之を大破し、降者數萬人なり。桂陽の宿賊の渠帥たる卜陽・潘鴻等、尚の威烈を畏れ、徙りて山谷に入る。尚、窮追すること數百里、遂に南海に入り、其の三屯

を破り、多く珍寶を獲。而るに陽・鴻等の黨衆猶お盛んにして、尚、之を撃たんと欲するも、而るに士卒富に驕り、鬪志有ること無し。尚計るに、之を緩めれば則ち戦わず、之に逼れば必ず逃亡せん、と。乃ち宣言すらく、「卜陽・潘鴻、賊を作すこと十年、攻守に習うも、今、兵寡少にして、未だ易く進む可からず、當に諸郡の發する所悉く至るを須ち、爾して乃ち力を併せて之を攻むるべし」と。軍中に申令し、恣に射獵するを聽す。兵士喜悅し、大小皆な相與に禽を従おう。尚乃ち密かに親しき所の客をして潜かに其の營を焚かしめ、珍積皆な盡く。獵者來還し、泣涕せざる莫し。尚、人人に慰勞し、深く自ら咎責し、因りて曰く、「卜陽等の財寶、數世を富ますに足り、諸卿但だ力を併せざるのみ。亡う所少少なれば、何ぞ意に介するに足らんや」と。衆聞きて咸な憤踊し、尚勅して馬に秣して蓐食せしめ、明旦、徑ちに賊の屯に赴く。陽・鴻等自ら深く固めしと以おもい、復た備を設けず。吏士銳に乘じ、遂に大破して之を平らぐ。尚、出兵すること三年、羣寇悉く定まる。七年、右郷侯に封ぜられ、桂陽太守に遷せらる。明年、徴されて京師に還る。時に荊州兵の朱蓋等、征戍の役久しきも、財賞贍ゆたかならざれば、忿恚し、復た亂を作し、桂陽の賊の胡蘭等三千餘人と復た桂陽を攻め、郡縣を焚燒す。太守の任胤、城を弃てて走り、賊衆遂に數萬に至る。轉じて零陵を攻むるも、太守の陳球、固守して之を拒む。是に於いて尚を以て中郎將と爲し、幽・冀・黎陽・烏桓の歩騎二萬六千人を將いて球を救わしむ。又た長沙太守の抗徐等と諸郡の兵を發し、勢を併せて討撃し、之を大破し、蘭等の首三千五百級を斬り、餘賊蒼梧に走る。

〔史料30〕延熹六年条（一六三）、南海郡の反乱（『後漢書』卷七桓帝紀）

南海賊寇郡界。

南海の賊、郡界を寇す。

〔史料31〕光和元年（一七八）、交阯・合浦・九眞・日南郡の反乱（『後漢書』南蛮西南夷列伝）

光和元年、交阯・合浦烏潯蠻反叛、招誘九眞・日南、合數萬人、攻沒郡縣。四年、刺史朱儁擊破之。

光和元年、交阯・合浦の烏潯蠻、反叛し、九眞・日南を招誘して、數萬人を合わせ、郡縣を攻沒す。四年、刺史朱儁、之を擊破す。

〔史料32〕光和元年（一七八）、梁龍の乱（『後漢書』卷七一朱儁列伝）

會交阯部羣賊竝起、牧守輒弱不能禁。又交阯賊梁龍等萬餘人、與南海太守孔芝反叛、攻破郡縣。光和元年、即拜儁交阯刺史、令過本郡簡募家兵、及所調、合五千人、分從兩道而入。既到州界、按甲不前、先遣使詣郡、觀賊虛實、宣揚威德、以震動其心。既而與七郡兵俱進逼之、遂斬梁龍。降者數萬人、旬月盡定。

會と交阯部の羣賊竝び起ち、牧守輒弱にして禁むる能わず。又た交阯の賊の梁龍等萬餘人、南海太守の孔芝と反叛し、郡縣を攻め破る。光和元年、即ち儁を交阯刺史に拜し、本郡に過りて家兵を簡募せしめ、及び調する所、合して五千人、分ちて兩道従り入る。既に州界に到り、甲を按じて前まず、先づ使を遣りて郡に詣り、賊の虚實を觀わしめ、威德を宣揚し、以て其の心を震動す。既にして七郡の兵と俱に進みて之に逼り、遂に梁龍を斬る。降者數萬人、旬月にして盡く定まる。

〔史料33〕中平元年（一八四）、柱天將軍の乱（『後漢書』卷三一賈琮列伝）

舊交阯土多珍産、明璣・翠羽・犀・象・瑇瑁・異香・美木之屬、莫不自出。前後刺史率多無清行、上承權貴、下積私賂、財計盈給、輒復求見遷代、故吏民怨叛。中平元年、交阯屯兵反、執刺史及合浦太守、自稱柱天將軍。靈帝特勅三府精選能吏、有司舉琮爲交阯刺史。琮到部、訊其反狀、咸言、「賦斂過重、百姓莫不空單。京師遙遠、告冤無所、民不聊生、故聚爲盜賊」。琮即移書告示、各使安其資業、招撫荒散、蠲復徭役、誅斬渠帥爲大害者、簡選良吏試守諸縣。歲閒蕩定、百姓以安。巷路爲之歌曰、「賈父來晚、使我先反。今見清平、吏不敢飯」。在事三年、爲十三州最、徵拜議郎。

舊と交阯は土に珍産多く、明璣・翠羽・犀・象・瑇瑁・異香・美木の屬、自づから出ださざるは莫し。前後の刺史、率ね多く清行無く、上は權貴を承け、下は私賂を積み、財計盈ち給れば、輒ち復た遷代せられんことを求め、故に吏民は怨み叛く。中平元年、交阯の屯兵反し、刺史及び合浦太守を執え、柱天將軍を自稱す。靈帝特に三府に勅して能吏を精選せしめ、有司、琮を擧げて交阯刺史と爲す。琮、部に到り、其の



二つ目は、後藤氏の言う「土着漢人支配層」が、嶺南諸反乱にとって重きを置くほどの存在であったか、という点である。後藤氏は、漢式磚室墓などの考古学的見地や戸口統計記録などにより、「越南」に飛躍的に移住漢人が増加したという背景をもとに、「蠻漢」「吏民」などの表現の中に漢人の姿があること、つまり反乱の構成員に漢人が存在したことを推測している。また、「史料28」に見える「縣人朱達」など、ごく少数の漢人指導者らしき人物の存在をもって、「土着漢人支配層」の台頭の証拠と位置付けている。つまり、反乱の変質とまで言うには明らかに史料不足であるように思われるのである。

後藤氏を取り上げた反乱記事は八例である。すなわち、「史料23・24・25・27・28・31・32・33」である。内、「史料24」は蒼梧・鬱林・合浦郡という「越南三郡」外の反乱であり、「越南三郡」の特殊性を検証する後藤氏の論理と矛盾している。逆に、「越南三郡」外で「蠻漢」糾合する反乱が発生したことに言及することで、嶺南諸反乱の均質性を示唆してしまっている。また、前述したように、いくつかの反乱では「越南三郡」の範囲を越えて反乱が延焼している。このこともまた、「越南三郡」の特殊性が薄いことを示している。

確かに二世紀を皮切りに、急速に移住漢人が増えたことは事実なのだろう。郡県支配が進み、漢人による辺境開発が進んでいく以上、それは当然の帰結である。しかし、それは嶺南の他郡でも同様であり、蛮漢入り混じった状況の中、利害の一致から彼らが糾合することはごく自然なことである。そして、諸反乱の要因は、根本的には徴姉妹の乱と変わりなく、郡県支配への抵抗である。「史料33」には、貪官汚吏による暴政が反乱を招いたことが記されているが、これは、海南島の乱における珠崖太守孫幸・孫豹の例と状況は全く同じである。

つまり、徴姉妹の乱より始まる一連の嶺南諸反乱には、特筆すべき変質は見出せず、その要因は、南越の間接統治政策から、郡県支配という直接統治政策への転換であると言える。前節で提示した地域区分によってこれを証明したい。何度も言うように、単純に反乱記事の数量で言えば、②地域のみで発生したものが圧倒的に多い。また、徴姉妹の乱や「史料24・31」のように、しばしば合浦郡に反乱が延焼することがあるが、これは合浦郡の一部が③地域に含まれることも関係していると思われる。事実、この地域は、第三章でも述べるように土變が孫権に帰順した後、頻繁に反乱が発生しており、その影響と考えられる郡域の分割が度々見られる。

残る①地域は、南越以来、郡県支配が定着している地域である。①地域に展開した反乱は「史料24・30・32」であり、純粹に①地域の現地住

民が起こしたと言えるのは〔史料24〕のみである。それも一年で賊が投降しており、大規模な反乱には発展していない。これに対して②・③地域の反乱を見ると、例えば〔史料27〕では、反乱が発生してから、最終的に「日南宿賊」が帰服するまでに一七年の歳月を費やしており、また〔史料28〕では、反乱の指導者である渠帥が討伐後も日南郡に逃れ、「衆轉た疆盛なり」という状況が伝えられている。

すなわち、南越の間接統治政策が変更された地域では反乱が多発し、もともと南越の時代から郡県支配が継続していた地域は比較的安定していたという、非常に理解しやすい構造が浮かび上がってくるのである。

さて、南越による秩序が崩壊したことによる長期間の混乱の中で、朝廷は打開策を見出すことが出来なくなっていた。〔史料24〕の時点では、侍御史の任達が派遣されたことにより、反乱が鎮定されているが、以降の記事では、すべて刺史や太守が兵を率いて手ずから討伐に赴いていることがわかる。特に〔史料32〕では、朱雋が「家兵を簡募」して討伐に臨んでいることが見え、朝廷の力が早くから嶺南に及ばなくなっている状況が読み取れる。

そうした状況下にあつて、土燮は朝廷から七郡を「董督」する権限を与えられ、「一州に雄長」する勢力を手に入れた。それは、「一州の主」として嶺南に君臨した南越による間接統治の再来と言え、また、朝廷もそれを期待していたと考えられるのである。それは、交趾刺史の朱符が当地から消えた際、土燮が三人の弟を沿岸部の太守に据えたことをすぐに朝廷が認めたことにも表れている。このような行為はそれまでにはいずれの地域においても見出すことが出来ず、これに類する行為と言えば、やはり趙佗が趙光を「蒼梧秦王」に封じた例が想起される。

このように見ていくと、土氏政権の台頭には、南越により形成された秩序の再編成という一面があると考えられるのである。土氏政権を南越の後継者とする見方は、現地住民にも受け入れられ、反乱の無い安定した嶺南社会をもたらしたのだろう。それは、独立後のベトナム王朝においても継承されたことがわかるためである。

〔史料34〕『大越史記全書』外紀全書卷之二趙紀の黎文休評<sup>28</sup>

趙氏一失其守、國亡統絶、土宇瓜分、我越又分、南北之勢成矣。後有帝王之興、地險已失、復之必難。故徵女王雖能略定嶺南之地、不能據得

嶺險、旋底於亡。土王雖復全盛、然猶爲當時諸侯、未正位號、沒後又失之。

趙氏一<sup>は</sup>め其の守を失い、國亡び統絶し、土宇瓜分し、我が越又た分かれ、南北の勢成れり。後に帝王の興る有るも、地險已に失い、之を復すは必ず難し。故に徴女王能く嶺南の地を略定すると雖も、嶺險を得て據ること能わず、底を旋りて亡ぶ。土王、全盛を復し、然るに猶お當時の諸侯たるべしと雖も、未だ位號を正さず、沒後又た之を失う。

〔史料34〕は、現存するベトナム最古の正史として知られる『大越史記全書』である。本書は一四七九年、後黎朝の史官である呉士連により編纂されたもので、鴻厓期と呼ばれる建国神話の時代から後黎朝・太祖の即位までの歴史を叙述する。呉士連は、『大越史記全書』を編纂する上で、一二七二年に陳朝の史官である黎文休により編纂された『大越史記』など、先行する正史を校訂する形をとっており、『大越史記』の逸文である黎文休の評が、現存する諸版本の中に収められている。

ここでは、南越が崩壊したことを綴った後に、徴姉妹（徴女王）、そして土燮（土王）を挙げ、彼らを南越の系譜に組み込んでいる。また、「土王」が「全盛」、すなわち南越の旧領を回復したことから、黎文休が士氏政権を南越の後継者と認めていたことは明白である。

第一章で見たように、後藤氏の言うような土着性は持ち合わせていなかったであろう土燮が、長期に及ぶ安定した社会をもたらすことが出来たのは、彼自身の力量ももちろんのことながら、時の朝廷や現地社会による、「南越の再来」という期待があったことが大きいと言えるのではないだろうか。

## おわりに

嶺南の併呑を目論んだ秦は、大規模な軍勢を派遣するも、軍事拠点の確保以上の支配を及ぼすことができなかった。そして秦末の混乱に乗じて南海郡から徐々に勢力を拡大した趙佗は、劉邦による南越王冊封に至って嶺南の掌握に成功した。南越の支配地域は、統治体制によって大き

く三つに分類することができ、すなわち、①現在の広西・広東地域では、前漢に倣った郡国制をとり、②ベトナム北中部地域では、駱人首長たる西于王を介しての間接統治をとり、県令の代わりに駱将を存置していた。そして、③海南島および雷州半島周辺の沿岸地域では、春秋戦国期よりの楚の影響を重んじ、楚制を利用した間接統治が行われていた。

南越滅亡後の各地域のその後の様相を見ると、①地域では諸侯王が廃されつつ、南越期とそれほど変わらぬ郡県制へ移行し、②地域では、西于王が廃されるも、駱将制度は引き続き置かれた。そして③地域では、楚制による間接統治から、①地域と同じく郡県制による直接統治へ移行したことで、統治体制の激変への反発から、長きにわたる反乱が始まった。そして元帝期に至り、関東大飢饉という国内情勢と、元帝自身の災異への恐怖感情から、珠崖放棄が決定されたのである。「勞邑執刳」印は、海南島の乱が楚の影響の強い雷州半島へ飛び火することを恐れた朝廷の策であり、南越の支配体制への回帰と見られる。

ただ、珠崖郡の放棄は、意外にも前漢後期〜後漢期の知識人層より高評価を受けた。それは、放棄を決断した当時には主張の補強材料に過ぎなかった夷狄への蔑視感情が、辺境の衰退により、相対的に漢の優位性が高まったことで、急激に醸成されていったことが背景にあった。そしてこの蔑視感情の高まりが、辺境統治政策を転換させることにつながった。

②地域における錫光・任延による教化政策は、裏を返せば戸口把握と生産力向上を目的としており、それは取りも直さず郡県支配の強化を意味する。南越以来維持され続けてきた「駱将社会」の崩壊を危惧した現地社会の不安が徴姉妹の乱を引き起こし、結果周辺諸郡を巻き込む大規模な反乱へと発展した。これを討伐した馬援はその構造を理解し、ある程度旧秩序への回帰を促したが、これは継承されることはなく、②地域および雷州半島周辺の沿岸部では、長期間に渡って反乱が群発した。一方で、①地域では目立った反乱はほぼ発生せず、短期間で収束するか、荊州の宿賊の逃亡先となるかという状況だった。

後漢朝廷は、自ら秩序を再構成する力を持たず、反乱討伐を現地の刺史や太守に委ねるのみであった。しかし、現地の有力者として士燮が出現すると、これを南越の後継者と目して沿岸支配を容認し、最終的には嶺南全土の管轄権を賜与するに至った。そして、南越を継承する力を持ち、実際に反乱の発生を二〇年に渡って防ぐという結果を以て、秩序が復活したことを士氏政権は証明したのである。

士氏政権は、南越の後継者として期待され、また士燮自身もこれに応えるように一族経営による嶺南支配を構築しようとした。そして恐らくは現地社会もまた、士氏政権を南越の後継者と見なし、その見方をベトナム王朝も継承したと考えられるのである。

## 注

注1 鶴間和幸『秦帝国の形成と地域』（汲古書院、二〇一三年）、一六五―一八一頁参照。

注2 何介均「“秦三十六郡”和西汉增置郡国考証」（陝西師範大学、宝鸡青銅器博物館主弁『黃盛璋先生八秩華誕記念文集』、中国教育文化出版社、二〇〇五年）。

注3 瀬川敬也「譎考」（『佛教大学大学院紀要』二七、一九九九年）参照。

注4 周世榮・龍福廷「從“龍川長印”的出土再談漢初長沙國的南方边界」（『考古』一九九七年第九期）参照。

注5 工藤元男「東アジア世界の形成と百越世界―前漢と閩越・南越の關係を中心に―」（21世紀COEアジア地域文化エンハンシング研究センター編『地域文化の發展』、雄山閣、二〇〇六年）参照。

注6 南越を三地域に分類する手法については、すでに吉開将人「南越史の研究」（東京大学博士論文、二〇〇一年）が提示しているものである。吉開氏は、「南越国には今日の広州とその内陸部を中心とする「内地」地域と、その外縁にひろがる「周辺」地域、さらに新たな占領地であるベトナム北部の「フロンティア」という三層の地域構造があり、それぞれの実情に合わせてまったく異なるイデオロギーにもとづく制度が実施されていたものと考えられる」としている。

ただし、本文中で後述するように、南越国による楚制の扱いについて、吉開氏とは見解を異にすることなどから、三地域の分類にも若干の齟齬があることを補足しておく。

注7 張榮芳・黃森章『南越国史』（広東人民出版社、二〇〇八年）、一一二―一二二頁参照。

注8 「西甌駱」については、その位置や国家であったかどうかなど諸説ある。例えば、陶維英『越南古代史』（商務印書館、一九七六年）など、ベトナムの研究者は「西甌」と「駱越」が結合して「甌駱（オーラック）」という国家が建国されたとする歴史観を広く共有している。一方、郭振鐸・張笑梅『越南通史』（中国人民大学出版社、二〇〇二年）は、「西甌」と「駱越」は国家ではなく部族であり、前者を広西、後者をベトナム北部にいた部族とする。本論文では、西于県が交阯郡に置かれたという『漢書』地理志下の記述をもって、「西甌駱」をベトナム北部にいた部族と見なす。

注9 「役属」については、南越列伝に、「財物もて閩越・西の甌駱に賂遺し、焉を役属せしむ」とあり、また、西南夷列伝に、「南越、財物を以て夜郎を役属し、西は同師に至るに、然れども亦た臣使する能わざるなり」とあるように、西甌駱のみならず、東越地域や西南夷をも従属させていたことがわかる。

注10 桜井由躬雄「雒田問題の整理―古代紅河デルタ開拓試論―」（『東南アジア研究』一七・一、一九七九年）参照。

注11 余天熾「南越国的官制沿革初探」（『學術研究』一九八六年第三期）参照。

注12 注6前掲吉開将人論文参照。

注13 黄展岳『南越国考古学研究』（中国社会科学出版社、二〇一五年）、一六五―一七二頁参照。

注14 熊谷滋三「前漢における『蛮夷降者』と『帰義蛮夷』」（『東洋文化研究所紀要』一三四、一九九七年）。

注15 松田壽男「東西絹貿易」（『松田壽男著作集第三 東西文化の交流Ⅰ』六興出版、一九八七年）参照。

注16 『漢書』卷七昭帝紀に、「秋、象郡を罷め、分けて鬱林・牂柯に属せしむ」とあるように、七郡設置当時はまだ象郡が残存していた。秦が設置して以来の象郡の郡域については諸説あり、今に至るまで決着を見ないが、本論文では特に触れない。

注17 紙屋正和「前漢時代の郡・国の守・相の支配権の強化について」（『東洋史研究』四一・二、一九八二年）参照。

注18 濱口重國「漢代における地方官の任用と本籍地との関係」（同『秦漢隋唐史の研究』下、東京大学出版社、一九六六年）参照。

注19 保科季子「漢儒の外交構想―「夷狄不臣」論を中心に―」（夫馬進編『中国東アジア外交交流史の研究』、京都大学学術出版会、二〇〇七年）

参照。

注20 影山輝國「漢代における災異と政治―宰相の災異責任を中心に―」(『史学雑誌』九〇・八、一九八一年)参照。

注21 ただし、第二節で見たように、『漢書』地理志下・合浦郡条には「朱盧」県が見え、『統漢書』郡国志五・合浦郡条にも「朱崖」県が見えることは気にかかる。この後再び海南島に郡が設置されるのは三国呉・赤烏五年(二四二)であり、それ以前に「朱盧」県も含め、県が設置されたという記事は見受けられない。

この点については、『漢書』地理志下の原注に「朱盧」県に「都尉治」が設置されたことから、郡の軍事を掌る都尉のみを置くことで、秦代の嶺南進出に見られるような、軍事拠点としての役割を持たせたと見ることもできる。珠崖郡の放棄要因を考えると、元帝期の設置と見ることは難しく、それ以降のいずれかの時期に方針転換が図られたのかもしれない。

注22 後藤均平「後漢書所見越南三郡反乱記事小考(上)―二世紀の越南―」(『人文科学研究所』三三、一九六七年)、同「徴姉妹の反乱」(中国古史研究会『中国古代史研究』三、吉川弘文館、一九六九年)、同「二世紀の越南」(『史苑』三一―二、一九七一年)、同「土燮」(『史苑』三二―一、一九七二年)参照。

注23 Maspero, H. (1918). *Etudes d'histoire d'Annam. Bulletin de l'Ecole française d'Extreme-Orient*, 18参照。

注24 松本信廣『印度支那の文化(上)』(岩波書店、一九三四年)、四二―四三頁参照。

注25 注22前掲後藤均平一九六九年論文参照。

注26 注22前掲後藤均平一九六七・一九七一・一九七二年論文参照。

注27 注22前掲後藤均平一九七一年論文参照。

注28 『大越史記全書』については、孫曉主編『大越史記全書 標点校勘本』一(西南師範大学出版社、二〇一五年)参照。

## 第三章 士氏政権の帰順と崩壊

はじめに

建安一五年（二一〇）、その二年前に赤壁の戦いで勝利した孫氏政権は、嶺南の支配を企図し、歩騭を交州刺史として派遣した。当時の嶺南は、南シナ海沿岸を勢力圏とし、更に朝廷より交州七郡を「董督」する権限を付与された士氏政権と、荊州牧劉表が嶺南支配のために送り込んだ、交州刺史頼恭および蒼梧太守呉巨の二大勢力が割拠していた。劉表の死後に頼恭は呉巨により追放されたため、その後は士燮と呉巨とが対立する構造となっていた。南下する孫氏政権に対し、士燮は帰順の道を選び、呉巨は「異心を懐」いたため、歩騭に斬られた。ここに、孫氏政権による嶺南支配が開始されることとなったのである。

帰順後、士氏は様々な方策によって孫権の歛心を買うことに腐心し、見返りに爵位を与えられ、士燮の死んだ黄武五年（二二六）に至るまでの間、士氏の権益を保持することに成功した。だが、後継者となった子の士徽は、孫氏政権による配置転換命令を拒絶し、交阯太守を自称して士氏の変と呼ばれる抵抗運動を展開した。討伐軍を率いる呂岱の計略によって士徽らは処刑され、ここに士氏政権は滅亡したのである。

本章では、孫氏政権への帰順以降、士氏がどのように行動してその権益保持に奔走し、いかにして滅亡していったのかを考察するとともに、孫氏政権支配下の嶺南情勢がどのように変化したのかを探ること、嶺南における士氏政権の存在意義を再確認したい。

### 第一節 帰順後の支配領域

士氏は、南シナ海沿岸部の四郡（交阯・合浦・九真・南海）に太守を派遣し、一族でこれを掌握しており、また七郡「董督」権の付与により、交州一州の支配者の地位を得た。本節では、孫氏政権へ帰順した後、この士氏の支配地域がどのように変化したのかを確認したい。

## A 交阯郡

まず、士燮が太守をつとめていた交阯郡であるが、前述した左將軍就任の記事には、交阯太守の地位に関するものは何一つ見えない。ただし、『三国志』士燮伝の「(孫)權、燮に加うるに左將軍と爲す」という表現や、唐・許嵩『建康実録』卷一太祖上に「士燮を交阯太守兼左將軍に表し」とあることから、交阯太守をそのまま兼任したと考えるのが自然である。

また、士燮の死去までの記述の中には、龍編侯や衛將軍といった爵位・將軍号を与えられたことは記されているが、交阯太守の任を解かれた記述はない。

〔史料1〕『三国志』卷六〇吳書呂岱伝

交阯太守士燮卒、權以燮子徽爲安遠將軍、領九眞太守、以校尉陳時代燮。

交阯太守士燮卒し、權、燮の子徽を以て安遠將軍と爲し、九眞太守を領せしめ、校尉陳時を以て燮に代う。

〔史料1〕によれば、士燮の死後、校尉の陳時が士燮に代わって後任の交阯太守に任命されたことがわかるため、士燮はその没年まで交阯太守であったとするのが妥当であろう。

〔史料2〕『三国志』士燮伝

權以交阯縣遠、乃分合浦以北爲廣州、呂岱爲刺史、交阯以南爲交州、戴良爲刺史。又遣陳時代燮爲交阯太守。岱留南海、良與時俱前行到合浦。而燮子徽自署交阯太守、發宗兵拒良。良留合浦。

權、交阯の縣遠なるを以て、乃ち合浦以北を分けて廣州と爲し、呂岱を刺史と爲し、交阯以南を交州と爲し、戴良を刺史と爲す。又た陳時を遣わし燮に代わり交阯太守と爲す。岱、南海に留まり、良、時と俱に前み行きて合浦に至る。而るに燮の子徽、自ら交阯太守を署し、宗兵を發し良を拒む。良、合浦に留まる。

なお、「史料2」によれば、序文に示した通り、後継者となった士徽が、孫氏政権による二州分割や刺史・太守の配置転換に異を唱えて抵抗したことが記されているが、このことについて、「史料1」にあるように、士徽が九真太守の地位を与えられていたにも関わらず、あくまでも交阯太守を自称してその地位に固執したことがわかる。このことから、士氏政権にとって交阯郡がいかに重要な土地であったかが窺われる。

序章で述べたように、現在のベトナムバクニン省トゥアンタイン県には、ルイロウ古城<sup>2</sup>という遺跡が残っており、当地の太守や支配者層の居城として、郡治が宋平（現在のハノイ市）に移る五世紀末から六世紀初頭まで使用されていたことがわかっている。ルイロウ古城は、その名の通り羸隄県に比定されることが多く、ベトナムではほぼこの説が採用され、この地域一帯もまた「ルイロウ」と呼称されている。しかし西村昌也氏は、文献の検証や考古学的見地からルンケー城址を龍編県に比定した<sup>3</sup>。いずれにせよ、その地層年代や発掘物などにより、ルンケー城址は士燮も居城として使用していたとされる。ルンケー城址や周辺の漢墓からは、蓮華紋瓦当などの仏教様式の物品や、大規模な青銅器工房の跡などが発見されており、非常に国際色豊かな場所であったことが確認され、各地からの交易品が集中していたと考えられている<sup>4</sup>。

## B 南海郡・合浦郡・九真郡

次いで、士氏政権が掌握した南シナ海沿岸部の南海・合浦・九真郡について見ていく。南海郡には弟の士武が太守として派遣されたが、『三国志』士燮伝によれば、彼は「武、先に病没す」とあり、早くに死去している。文章の順序から考えれば、それは孫氏政権に帰順する前である。このことは、『晉書』卷一五地理志下・交州条によれば、交州の治所が、歩騭が交州刺史として赴任した建安十五年、番禺に移居<sup>5</sup>している、

つまり南海郡に移動していることから裏付けることができる。要するに南海郡はすでに孫氏政権の支配下に組み込まれていたのである。

では、残る合浦・九真の二郡はどうであろうか。「史料2」には、士燮の死後、孫氏政権により派遣された交州刺史戴良と交阯太守陳時が、士徽の抵抗に遭って交阯郡に入らず、合浦郡にとどまっていることがわかる。合浦太守士壹は、士氏の変に荷担してはいないが、討伐軍に道を譲るとは考えにくいいため、すでに士壹は合浦太守ではなかった可能性が高い。また、後述するが、孫権は士氏帰順後、合浦郡を分割して高涼郡を新設しているため、この段階で合浦郡の解体に着手できるということは、すでに合浦郡が孫氏政権の支配下にあつたと言える。

九真郡の場合も、「史料1」により、士徽が九真太守に配置転換を命じられていることから、すでに九真太守士翽は太守の座から降ろされていたと考えられる。

### C 蒼梧郡・鬱林郡・日南郡

士氏政権が朝廷より七郡董督權を付与されてからは、それまでの沿海四郡の他に、蒼梧郡・鬱林郡・日南郡の支配が可能となったと言えるが、その後、士燮が実際に三郡へ太守を赴任させたといった記述は見受けられない。

まず、蒼梧郡については、前述したように、劉表により派遣された呉巨が太守として赴任している。

#### 〔史料3〕『三国志』士燮伝

津後又爲其將區景所殺、而荊州牧劉表遣零陵賴恭代津。是時蒼梧太守史璜死、表又遣吳巨代之、與恭俱至。

津、後に又た其の將區景の殺す所と爲り、而るに荊州牧劉表、零陵の賴恭を遣わして津に代う。是の時蒼梧太守史璜死に、表、又た吳巨を遣わして之に代え、恭と俱に至る。

〔史料3〕には、反乱により殺害された交州牧張津の代わりに頼恭が、死去した蒼梧太守史璜の代わりに吳巨が、それぞれ劉表の指示で派遣されていることが記されている。

〔史料4〕『宋書』卷三八州郡志四・交州条

交州刺史、漢武帝元鼎六年開百越、交趾刺史治龍編。漢獻帝建安八年、改曰交州、治蒼梧廣信縣。

交州刺史、漢の武帝、元鼎六年に百越を開き、交趾刺史治を龍編とす。漢の獻帝の建安八年、改めて交州と曰い、蒼梧廣信縣に治す。

やや後代の史料となるが、〔史料4〕によれば、交州格上げ当時の州治は蒼梧郡広信県にあり、だからこそ劉表もこの地を支配下に置きたがったのだろう。このような状況であるため、士燮は蒼梧郡を実効支配できなかったと言える。

次に鬱林郡については、以下の〔史料5〕が、士氏帰順後にその支配が終了していることを説いている。

〔史料5〕『三国志』卷五七陸績伝の『集解』

孫權出績爲鬱林太守。當在建安十五年。士燮奉承節度之後。

孫權、(陸)績を出だして鬱林太守と爲す。當に建安十五年に在るべし。士燮節度を奉承せしの後なり。

陸績は、孫權に直言したことで疎まれ、鬱林太守へと左遷された。その時期について盧弼は、建安一五年であるとしており、同年の士氏帰順の後としている。つまり、この見解に従うならば、少なくとも帰順後には、士氏政権は鬱林郡の支配権を放棄していることとなる。

最後に日南郡は、士燮の父である士賜が桓帝期に太守として赴任した地であり、士氏とゆかりのある地域である。しかし、当時の地域情勢が関係し、支配することができなかつたと推測される。それは、日南郡象林県に非漢人国家である林邑が勃興したことである。

〔史料6〕『晉書』卷九七・四夷伝・南蛮・林邑国条

後漢末、縣功曹姓區、有子曰連、殺令自立爲王、子孫相承。

後漢末、(象林) 縣の功曹、姓は區、子有り曰く連、令を殺し自立して王と爲り、子孫相承ぐ。

〔史料6〕によれば、後漢末期に日南郡象林県の功曹である「區連」という人物が、県令を殺害して王を自称し、王位は子孫が継承したとある。第二章における「史料23・25」のように、日南郡の南端にある象林県は、嶺南でも最も反乱が多発する地域であり、混乱した状況にあった。特に「史料25」の反乱では、「區憐」という人物が首謀者として記されており、「區連」と同姓である。「區」という姓は文献中に散見し、例えば、『三国志』卷四六呉書孫堅伝では、「長沙賊區星」なる者が反乱を起しているし、『三国志』土燮伝では、交州牧張津の部下の「區景」が張津を殺害している。おそらくは荆南・嶺南に居住する非漢人の有力者層と考えられる。

同姓であり、同地域で反乱を起していることもあり、しばしば両者は同一視される。例えば、桑田六郎氏は、林邑の建国を、「區憐」が反乱を起こした永和二年とし、これを「議論なき所」としている。しかし、永和二年を「後漢末」とすることは難しく、また、「區憐」が「象林徼外蠻夷」であるのに対し、「區連」は象林県の功曹であり、その出自に明確な差異が見られ、さらに、永和二年の反乱は最終的に鎮圧されているため、これらは別々の反乱記事と見るのが自然であると思われる。

なお、「後漢末」が何時ごろのことを指すのかについて、『水経注』卷三六温水条は「初平之亂」、すなわち初平年間(一九〇～一九三)のこととする。桂光華氏などはこの説を採用している。これを信ずるならば、土燮が交阯太守となつて間もなく日南郡の一部が後漢王朝の統治下から離れた状況にあったことになる。そのような混乱状態にある郡を、あえて支配下に組み込む必要性を土燮は見出さなかったのだろう。

以上の考察により、土氏政権の版図は、孫氏政権に帰順した後は、交阯郡のみであったと言える。

ところで、土氏政権はその後、多くの貢納品を孫氏政権に贈っている。それらの品目から、しばしば土氏政権が南海交易を独占していたとす

る言説が見られるが、『史記』卷二一九貨殖列伝に、「珠璣・犀・瑇瑁・果・布之湊」として「一都會」と評された番禺（南海郡）や、同じく良好な港町である徐聞（合浦郡）<sup>8</sup>といった地域を放棄しながら、南海交易により豊富な物産を得ることなど出来るのだろうか、という疑問が生じる。

嶺南は、中華世界が秦の始皇帝に統一されるよりも以前より豊富な珍品を産出する地として知られていた。始皇帝は、前二一四年に嶺南に攻め入り、この地に南海郡・桂林郡・象郡の三郡を設置し、民衆を多数入植させ、この地に入る玳瑁や真珠などの珍品の獲得を進めた。松田寿男氏は、嶺南から武漢に至る道を「真珠街道」と名付け、この道が嶺南の珍品を都へ運ぶものとして利用されたとしている。<sup>10</sup>やがて秦が滅亡すると、龍川県令の趙佗により前二〇三年に南越国が建国され、前述した通り、都である番禺は南海交易の拠点港となったと考えられる。

さて、中国の文献上に初めて海のシルクロードの詳細が記されるのは、『漢書』卷二八地理志下・粵地条に見える以下の記事である。

〔史料7〕『漢書』卷二八地理志下・粵地条

自日南障塞徐聞・合浦船行可五月、有都元國。又船行可四月、有邑盧沒國。又船行可二十餘日、有諶離國。步行可十餘日、有夫甘都盧國。自夫甘都盧國船行可二月餘、有黃支國、民俗略與珠厓相類。其州廣大、戸口多、多異物、自武帝以來皆獻見。有譯長、屬黃門、與應募者俱入海市明珠・璧流離・奇石異物、賡黃金雜繪而往。所至國皆稟食爲耦、蠻夷賈船、轉送致之。亦利交易、剽殺人。又苦逢風波溺死、不者數年來還。大珠至圍二寸以下。平帝元始中、王莽輔政、欲耀威德、厚遺黃支王、令遣使獻生犀牛。自黃支船行可八月、到皮宗。船行可八月、到日南象林界云。黃支之南、有已程不國、漢之譯使自此還矣。

日南の障塞の徐聞・合浦自り船で行くこと五月可かり、都元國有り。又た船で行くこと四月可かり、邑盧沒國有り。又た船で行くこと二十餘日可かり、諶離國有り。歩いて行くこと十餘日可かり、夫甘都盧國有り。夫甘都盧國より船で行くこと二月餘可かり、黃支國有り、民俗略ば珠厓と相い類す。其の州廣大にして、戸口多く、異物の多く、武帝自り以來皆な獻見す。譯長有り、黃門に屬し、應募せし者と俱に海に入り明珠・璧流離・奇石異物を市い、黃金雜繪を齎して行く。至る所の國皆な食を稟くるに耦を爲し、蠻夷の賈船、轉送して之を致す。亦た交易

を利とし、人を剽殺す。又た風波に逢い溺死するに苦しみ、しからずんば數年にして來還す。大珠は圍二寸以下に至る。平帝の元始中、王莽輔政し、威徳を耀かせんと欲し、厚く黄支王に遣り、使を遣りて生ける犀牛を獻ぜしむ。黄支自り船で行くこと八月可かり、皮宗に到る。船で行くこと八月可かり、日南の象林の界に到る。黄支の南、已程不國有り、漢の譯使、此より還る。

前漢の武帝による南越討伐以来、徐聞港や合浦港より船が出ており、多くの国々を経由した後、黄支国、すなわち南インドに至り、多くの商人が珠玉やガラス製品などを求めたことが記されている。黄支国が多くの珍品をもたらす国であることはすでに知られていたようである。

しかし、当時の交易活動は漢人が主体的に自らの船で行動するものではなく、蛮夷の船を乗り継いで行き、殺されたり交易品を奪われたりする危険を犯しながら行うものであったことがわかる。長澤和俊氏は、当時の交易について、漢人は蛮夷船の入港を待ち、その貨物を購入し、内地に売って儲ける受身の手法を取っていたとしている<sup>11</sup>。つまり、現代において想像されるような積極的な交易活動は、当時まだ行われていなかったと考えられる。

後漢時代に入ると、南海交易に関する史料は急激に減少する。その要因は、おそらく南海交易がさほど珍しいものではなくなったことや、交易ルートがしっかりと確立したことが考えられる。その数少ない史料の内、最も有名なものは、やはり大秦王安敦の使者と称する人物が日南郡の外より来航した事件であろう。

〔史料8〕『後漢書』卷八八西域伝

至桓帝延熹九年、大秦王安敦遣使自日南徼外獻象牙・犀角・瑇瑁、始乃一通焉。其所表貢、竝無珍異、疑傳者過焉。

桓帝の延熹九年に至り、大秦王安敦、使を遣りて日南徼外自り象牙・犀角・瑇瑁を獻じ、始めて乃ち一通す。其の表貢する所、竝びに珍異無し、疑うらくは傳者過てり。

延熹九年（一六六）にローマ皇帝マルクス・アウレリウス・アントニヌスの使者を名乗る人物が日南郡の外より来航し、象牙などの物産を献上したという、良く知られた記事である。この使者は、ローマ帝国の使者を騙った商人であるとする見解が一般的であるが、重要なのは、象牙や玳瑁など、これまで珍品とされてきた物産が、この当時はすでにありふれたものであったという点である。これは、前述したような、南海交易がもの珍しいことではなく、交易ルートも確立していたことの証左となるであろう。

では、先学がこれまで南海交易の歴史の一部として扱ってきた士氏による交易活動は、果たして事実にも則したものなのだろうか。南海の豊富な物産を士氏が扱っていた以上の根拠が示されていない以上、改めてその物産から経済活動の実態を調べる必要がある。

そこで、次節では、詳細に物産の産出地などを検証することで、この疑問を解消するとともに、それらを利用することで、どのようにして士氏政権が延命を成し遂げたのかについて論じてみたい。

## 第二節 貢納品に見る経済活動

朝廷から鞍替える形で孫氏政権に従属することとなった士氏政権だが、『三国志』士燮伝には、士氏から孫権に対して様々な働きかけがなされていたことが記されている。

〔史料9〕『三国志』士燮伝

建安末年、燮遣子廩入質、權以爲武昌太守、燮・壹諸子在南者、皆拜中郎將。燮又誘導益州豪姓雍闓等、率郡人民使遙東附。權益嘉之、遷衛將軍、封龍編侯、弟壹偏將軍、都鄉侯。燮每遣使詣權、到雜香・細葛、輒以千數、明珠・大貝・流離・翡翠・瑋瑁・犀・象之珍奇物、異果、蕉・邪・龍眼之屬、無歲不至。壹時貢馬凡數百匹。權輒爲書、厚加寵賜、以答慰之。

建安末年、燮、子の廩を遣わして質に入れ、權、以て武昌太守と爲し、燮・壹の諸子の南に在る者、皆な中郎將を拜す。燮、又た益州の豪姓

雍闓等を誘導し、郡の人民を率いて遙か東のかた附かしむ。權益と之を嘉し、衛將軍に遷し、龍編侯に封じ、弟壹を偏將軍、都郷侯とす。燮、遣使する毎に權に詣り、雜香・細葛を致すこと、輒ち千を以て數え、明珠・大貝・流離・翡翠・瑋瑁・犀・象の珍奇なる物、異果、蕉・邪・龍眼の屬、歳ごとに至らざるは無し。(士) 壹、時に馬凡そ數百匹を貢す。權、輒ち書を爲し、厚く寵賜を加え、以て答え之を慰む。

〔史料9〕によれば、士燮は、自分の長子を入質に出したり、蜀漢政權と対立していた西南地域の大家雍闓と交渉して孫氏政權に臣属させるなどの功績により官位を得ている。また、貢納品を孫權に献上することで、孫權からの歓心を買っている。特に後者は、士氏政權の財力を示す重要な記述であるが、殊に、香料や布製品の献上が「千を以て數え」、瑋瑁や象牙といった珍品が「歳ごとに至らざるは無し」という状態は、恒常的かつ大規模な交易活動を行っていないとあり得ないと思われる。前節で述べたように、当時の士氏政權は、重要な港湾都市のほとんどを失っており、これらをどのようにして大量に手に入れていたかを検証することで、当時の士氏政權の経済活動について知ることができる。

士氏政權が取り扱った物産については、〔史料9〕の他にも確認できる。

〔史料10〕『三国志』卷五三呉書薛綜伝

自臣昔客始至之時……貴致遠珍名珠・香藥・象牙・犀角・瑋瑁・珊瑚・琉璃・鸚鵡・翡翠・孔雀・奇物、充備寶玩、不必仰其賦入、以益中國也。

臣、昔客として始めて至るの時自り……遠珍の名珠・香藥・象牙・犀角・瑋瑁・珊瑚・琉璃・鸚鵡・翡翠・孔雀・奇物を致すを貴び、寶玩を充備せること、必ずしも其の賦入を仰がず、以て中國に益するなり。

若い頃に戦乱を逃れて嶺南に入り、士燮の庇護の下、優れた経学者として知られていた劉熙に師事していた薛綜は、士燮の帰順と時を同じくして孫氏政權に仕えている。その後、広州刺史呂岱に付き従い、転戦して九真郡まで至った薛綜は、呂岱が建業へ戻される際、その後継者の任

務に役立てようと、嶺南の実情を伝えた上表文を孫権に送っているのである。『三国志』士燮伝が非常に文量の少ない列伝であり、ごく簡潔にしか事実を伝えていないのに対し、「史料10」の上表文は、実際に士氏政権統治下の嶺南をその目で見た薛綜自らが、嶺南社会の実情や交易による利益、太守や刺史の動向や発生した反乱などについて事細かに記しており、非常に有益な史料である。

その中で薛綜は、士氏政権が嶺南の広範な領域を実効支配していた時期において、嶺南にもたらされる交易品について列举し、これらの品々が内地へも益する存在であることを説いている。ここで注意すべき点は二つある。一つは、これらの物産と帰順後に孫氏政権へもたらされた献上品を見比べると、その内容にあまり大差がないことである。これは、版図の大半を失ってもなお、恒常的に交易を行えるルートを掌握していたことを意味するのではないか。もう一つは、これらが「遠珍」、つまり遠方からもたらされる珍品として紹介されているということである。この遠方とはいずこのことなのかを特定しなければならないだろう。

これらの疑問を解消すべく、本節では、薛綜伝の交易品リスト、『三国志』士燮伝の献上品リストに見える物産の産地について検証していきたい。なお、検証に際しては、なるべく同時代か直近の時代の史料を用いることとする。

A 明珠（名珠）・玳瑁・珊瑚・大貝

明珠、あるいは名珠と記されたこの物産は、しばしば貴人への贈答品として登場する宝物であり、真珠などの宝玉を指す。

〔史料11〕『漢書』地理志下・粵地条

處近海、多犀・象・毒冒・珠璣・銀・銅・果・布之湊、中國往商賈者多取富焉。番禺、其一都會也。

近海に處り、犀・象・毒冒・珠璣・銀・銅・果・布の湊多く、中國より商賈に往く者は多く富を取る。番禺、其の一都會なり。

〔史料11〕を見るとわかるように、真珠は嶺南では広く見られる産物である。真珠に限らず、ここに挙げられた様々な産物が嶺南において産出されることがこの史料からわかる。その真珠の一大産地として、合浦郡が挙げられる。

〔史料12〕『後漢書』卷七十六孟嘗列伝

郡不産穀實、而海出珠寶、與交阯比境、常通商販、貿糴糧食。

（合浦）郡、穀實を産せず、而れども海、珠寶を出し、交阯と比境し、常に商販を通じ、糧食を貿糴す。

〔史料12〕では、合浦郡は穀物の生産には不向きだが、南シナ海からは真珠が良く採れ、交阯郡との間で盛んに真珠の取引がなされていたことが記されている。

その他の地域としては、以下のような史料に産出地が記されている。

〔史料13〕『漢書』地理志下・粵地条

自夫甘都盧國船行可二月餘、有黃支國、民俗略與珠厓相類。其州廣大、戸口多、多異物、自武帝以來皆獻見。有譯長、屬黃門、與應募者俱入海市明珠・璧流離・奇石異物、齎黃金雜繪而往。

夫甘都盧國より船で行くこと二月餘可かり、黃支國有り、民俗略ぼ珠厓と相い類す。其の州廣大にして、戸口多く、異物の多く、武帝自り以來皆な獻見す。譯長有り、黃門に屬し、應募せし者と俱に海に入り明珠・璧流離・奇石異物を市い、黃金雜繪を齎して行く。

〔史料14〕『後漢書』南蛮西南夷列伝・哀牢条

出銅・鐵・鉛・錫・金・銀・光珠・虎魄・水精・瑠璃・軻蟲・蚌珠・孔雀・翡翠・犀・象・猩猩・貊獸。

銅・鐵・鉛・錫・金・銀・光珠・虎魄・水精・瑠璃・軻蟲・蚌珠・孔雀・翡翠・犀・象・猩猩・貂獸を出す。

〔史料15〕『華陽国志』卷四南中志・永昌郡条

有黄金・光珠・虎魄・翡翠・孔雀・犀・象・蠶桑・綿絹・彩帛・文繡。……又有罽旄・帛疊・水精・瑠璃・軻蟲・蚌珠。  
黄金・光珠・虎魄・翡翠・孔雀・犀・象・蠶桑・綿絹・彩帛・文繡有り。……又た罽旄・帛疊・水精・瑠璃・軻蟲・蚌珠有り。

これらの諸史料により、インドやセイロン島などに比定されることの多い黄支国、そして哀牢や南中といった西南地域においても産出されることが確認できる。かなり遠方となる前者はともかく、恒常的な物産確保に西南地域が関わる可能性が出てきたことは興味深い。以後は西南地域にも着目して検討を進めることとする。

玳瑁は、ウミガメの一種で、その甲羅から採取された鱗甲を指す。真珠と並んで南シナ海沿岸で採取される主要な物産の一つであり、例えば、第二章で取り扱った『後漢書』賈琮列伝には、嶺南の「珍産」として「瑇瑁」が挙げられている。また、同じく第二章で触れた『漢書』賈捐之伝には、珠崖郡の反乱を鎮めるため、軍を派遣しようとする意見に対し、珠崖郡が「珠・犀・瑇瑁」しか産出しない地であるということを経由の一つとし、その放棄を進言した記事が見られる。雷州半島や海南島周辺は、こういった海由来の宝物が豊富な地域だったのである。

珊瑚については、特定の産地を明記する史料は多くないが、嶺南付近では、『華陽国志』南中志に、永昌郡博南県（現在の雲南省大理白族自治州永平県）が珊瑚の産地として記されている。

大貝については、以下の史料にその詳細が記されている。

〔史料16〕南宋・周去非『嶺外代答』卷七・宝貨門

海南有大貝、圓背而紫斑、平面深縫、縫之兩旁、有横細縷、陷生縫中、『本草』謂之紫貝。

海南に大貝有り、圓背にして紫斑、平面深縫、縫の兩旁、横に細縷有り、陷は縫中に生じ、『本草（綱目）』は之を紫貝と謂う。

〔史料16〕によれば、大貝とは、貨幣として使用されたタカラガイのことを指す。<sup>12</sup>この史料では、海南島周辺において産出したことがわかる。また、〔史料14・15〕には「軻蟲」という物産が見えるが、これは海貝の一種であり、この地域周辺の遺跡からは多数の海貝が発見されている。<sup>13</sup>

## B 香薬（雑香）

香薬とは、宗教行事などで焚く香や、香辛料、薬物を表す総称である。これについては、種類も多岐に渡っている上、どの香薬を指しているのかが不明瞭なため、正確な比定が困難なものが多い。しかし、嶺南の植物について扱った、西晉・稽含『南方草木状』巻中・木類では、楓香・蜜香・沈香・鶏骨香・黄熟香・棧香・青桂香・馬蹄香・鶏舌香などの香薬が嶺南で採取されることが記されており、特に、楓香は九真郡、蜜香は交阯郡で採れるとある。

その他の地域については、南宋・趙汝适『諸蕃志』巻上・志国に、占城や真臘、三仏齊といった、東南アジア諸国において産出される物産として、種々の香薬が挙げられているが、同時代ないし直近の時代の史料においては、海外における香薬の記事は乏しい。

## C 象牙・犀角

前述の『後漢書』賈琮列伝などに見える通り、象牙と犀角もまた、嶺南で産出されるポピュラーな物産である。特に象牙は、密度が高い上に加工しやすく、しばしば工芸品の材料として使用される物産である。嶺南においては、前述の『漢書』賈捐之伝に見えるように、海南島周辺な

どが犀角の産地であった。また、「史料14・15」に見える通り、永昌郡などの西南地域においてもこれらは産出されている。

#### D 琉璃（流離）・細葛

琉璃とはガラス製品のこと、他に流離や玻璃なども表記される。高度な技術を要するガラスは、しばしば玉製品を模倣したものとして人々の生活に浸透していき、交易品として広く扱われたものである。ガラス製品の嶺南への流入については、「史料13」に、「璧流離」がインドにおいて取引されている記述が見える他、『芸文類聚』卷八四宝玉部下引胡冲『呉歴』に、黄武四年（二二五）に「扶南の諸外國」が来訪し、「琉璃」を献上したことが記されるなど、遠方よりもたらされる物産としてしばしば見られる。

しかし、考古学的には現在のベトナム地域で当時盛んにガラス製品が製造されたことがわかっており、各地の遺跡より耳飾りや腕輪などが多数発掘されている。平野裕子氏によれば、士氏政権が支配した交阯郡を中心とする北部ベトナム地域では、武帝により南越が討伐されると、広東・広西地域で製造された「南海ガラス」の影響を強く受けたという。<sup>14</sup>「南海ガラス」とは、カリウムの含有量が通常よりも高いガラスである。また、以下の史料には、その製法が記述されている。

#### 〔史料17〕『抱朴子』内篇卷二論仙

外國作水精椀、實是合五種灰以作之。今交廣多有得其法、而鑄作之者。

外國、水精の椀を作すに、實は是れ五種の灰を合わせ以て之を作る。今、交廣其の法を得る有ること多く、而るに之を鑄作す。

これについて大西和彦氏は、交州・広州において石英粒を用いたガラス製の製造が行われていたとする。<sup>15</sup>つまり、士氏政権が取り扱った流離は、必ずしも外から流入したものだけとは限らず、むしろ嶺南で生産されたものが士氏政権に渡った可能性を想定すべきであろう。また、やは

り〔史料14・15〕に見える通り、琉璃は西南地域からも産出されている。

細葛は、絁や葛布とも言い、細い葛で編まれた布である。〔史料10〕に挙げられた嶺南の産物の一つとして「布」が見えるが、韋昭注はこの布を葛布としている。<sup>16</sup>

#### F 鸚鵡・孔雀・翡翠

鸚鵡や孔雀、翡翠とは、言うまでもなく鳥の一種である。鳥本体を指すこともあれば、その羽が装飾として珍重されていたため、これを指す可能性もある。翡翠はカワセミのことである。まず、鸚鵡については、以下の史料に詳細が記されている。

〔史料18〕『漢書』卷六武帝紀・元狩二年（前一二一）条の顔師古注

即鸚鵡也、今隴西及南海竝有之。萬震『南州異物志』云有三種。一種白、一種青、一種五色。交州以南諸國盡有之。

即ち鸚鵡なり、今の隴西及び南海並びに之有り。萬震の『南州異物志』に三種有りと云う。一種は白、一種は青、一種は五色なり。交州以南の諸國、盡く之有り。

〔史料18〕によれば、初唐における隴西郡や南海郡に見られたとあり、また、嶺南以南の諸外国においても産出されたことがわかる。また、孔雀や翡翠についても、以下の史料に記載がある。

〔史料19〕『漢書』卷九五南粵伝

謹北面因使者獻白璧一雙、翠鳥千、犀角十、紫貝五百、桂蠹一器、生翠四十雙、孔雀二雙。

謹みて北面し使者に因りて白璧一雙、翠鳥千、犀角十、紫貝五百、桂蠹一器、生翠四十雙、孔雀二雙を獻ず。

〔史料19〕によれば、南越王趙佗が高祖に送った謝罪の書状に、その時献上された品目が記され、その中に「翠鳥」「生翠」「孔雀」といった鳥が見える。また、『後漢書』南蛮西南夷列伝・滇条に、「多く鸚鵡・孔雀を出し」たことが記されていることから、旧滇国領、すなわち益州郡においても、鸚鵡や孔雀が産出されたことがわかる。

G 蕉・邪・龍眼・橘

蕉とはバナナのことである。

〔史料20〕『南方草木状』卷上・草類

香蕉、望之如樹。……一名芭蕉、或曰巴苴。剥其子、上皮色黃白、味似蒲萄、甜而脆、亦療飢。……交・廣俱有之。

香蕉、之を望むこと樹の如し。……一名は芭蕉、或いは巴苴と曰う。其の子を剥くに、上皮の色は黃白、味は蒲萄に似、甜く脆く、亦た飢えを療す。……交・廣俱に之有り。

〔史料20〕によれば、「交・廣」、すなわち嶺南一帯で採取可能であることがわかる。

邪は、椰子のことであるが、同時代史料には産地について触れた記事があまり見られない。『南方草木状』果類には、林邑王と越王が対立した際、林邑王が放った刺客より献上された果実に入った酒を越王が飲み、泥酔した隙に首を斬り、その首を掛けた木には越王の首に似た果実がなり、これを「越王頭」と呼んだとする伝説が載せられている。このことから、椰子は林邑周辺の特産であったと考えられる。

龍眼は、ムクロジ科の常緑樹になる果実で、荔枝に似た白い可食部が特徴である。

〔史料21〕『南方草木状』卷下・果類に、

龍眼樹、如荔枝、但枝葉稍小。……出九眞・交趾。

龍眼樹、荔枝の如くなれど、但だ枝葉は稍せう小さい。……九眞・交趾より出づ。

〔史料21〕によれば、九眞郡や交趾郡で採取可能であることがわかる。

最後に、前述の交易品リストには掲載されていないが、『南方草木状』果類に次のような記述が見られる。

〔史料22〕『南方草木状』果類

吳黃武中、交趾太守士燮、獻橘十七實同一蒂、以爲瑞異、羣臣畢賀。

吳の黃武中、交趾太守士燮、橘の十七實同一蒂を獻じ、以て瑞異と爲し、羣臣畢く賀す。

〔史料22〕によれば、士燮は孫氏政權に対し、橘、すなわちミカンと同類の果実を献上していたことがわかる。

〔史料23〕『南方草木状』果類

自漢武帝、交趾有橘官長一人、秩二百石、主貢御橘。

漢の武帝自り、交趾に橘官長一人有り、秩二百石、御橘を貢すを主どる。

〔史料24〕『初学記』卷二〇貢獻篇引楊孚『異物志』

交趾有橘官長一人、秩三百石、主歲貢御橘。

交趾に橘官長一人有り、秩三百石にして、歲ごとに御橘を貢すを主どる。

〔史料23・24〕によれば、武帝の時代より、交趾郡には橘を毎年朝廷に献呈するため、「橘官」と呼ばれる官吏が一人置かれていたことがわかる。他地域では、巴郡の胸忍県・魚復県（『漢書』卷二八地理志上）などに「橘官」が見られる。士氏政権もまた、「橘官」を通じて橘を献上していたのかもしれない。

以上をまとめると、帰順の前後に関わらず、士氏政権の取り扱った産物は、香葉や邪といった一部の由来不明な産物も見られるものの、それらを含めたほとんどの産物は嶺南全土で採取可能なものであることがわかった。つまり、士氏政権が交趾一郡にまで版図を縮小されても入手可能な産物ばかりであったということである。

〔史料8〕を見ると、士氏政権がこれまで見てきた多くの珍産を毎年献上しているにも関わらず、これに対する孫権の反応が一切記されていないことに気がつく。その一方で、士耆が「馬凡そ數百匹」を献上した際には、「書を爲し、厚く寵賜を加え、以て答え之を慰」めたとある。

この反応の差異により、明珠などの産物が、実は嶺南で広く手に入るもので、士氏政権の旧領の大半を支配した孫呉政権にとって、あまり重要視するものではなかったと言えるのではないか。

一方、光珠（明珠）・瑠璃・軻蟲（大貝）・象牙・犀角・鸚鵡・孔雀・翡翠などの産物が、西南地域より産出することがわかった。これにより、薛綜の言う「遠珍」が、西南地域より陸路を伝って嶺南に入った可能性が考えられる。羅二虎氏は、特に永昌郡が国際通商地、かつ物資が集約する場所であり、海に面しておらずともインド洋には近いことなどから、主にインド沿岸より商人の手によってこれらの産物が永昌郡まで運ばれたとしている。<sup>17</sup>

では、孫権が喜んだという馬はどのようなものか。その入手ルートについて調べる前に、なぜ孫権が馬に対してこれほどの反応を示したのかを理解しておきたい。これについては、孫氏政権の軍馬獲得政策が大きく関係すると思われる。

〔史料25〕『三国志』卷八魏書公孫度伝附公孫淵伝の裴松之注引『魏略』

逆賊孫権……比年已來、復遠遣船、越渡大海、多持貨物、誑誘邊民。邊民無知、與之交關。長吏以下、莫肯禁止。至使周賀浮舟百艘、沈滯津岸、貿遷有無。既不疑拒、齎以名馬、又使宿舒隨賀通好。

逆賊孫権……比年已來、復た遠く船を遣わし、大海を越渡し、多く貨物を持し、邊民を誑誘す。邊民無知にして、之と交關す。長吏以下、肯えて禁止する莫し。周賀をして舟百艘を浮かべ、津岸に沈滯し、有無を貿遷せしむるに至る。既に疑い拒まず、齎すに名馬を以てし、又た宿舒をして賀に隨い通好せしむ。

〔史料26〕『三国志』卷五七吳書陸瑁伝

孫権忿公孫淵之巧詐反覆、欲親征之。瑁上疏諫曰、「臣聞聖王之御遠夷、羈縻而已、不常保有。故古者制地、謂之荒服。言恍惚無常、不可保也。今淵東夷小醜、屏在海隅、雖託人面、與禽獸無異。國家所爲不愛貨寶遠以加之者、非嘉其德義也。誠欲誘納愚弄、以規其馬耳。」

孫権、公孫淵の巧詐反覆を忿り、親ら之を征せんと欲す。瑁、上疏して諫めて曰く、「臣聞く、聖王の遠夷を御するは、羈縻あるのみにして、常には保有せず。故に古は地を制するは、之を荒服と謂う。恍惚として常無く、保つ可からざるを言うなり。今、淵、東夷の小醜にして、屏たれて海隅に在り、人面を託すと雖も、禽獸と異なる無し。國家の爲す所は貨寶を愛し<sup>お</sup>まずして遠く以てこれを加うるは、其の德義を嘉するに非ざるなり。誠に愚弄を誘納し、以て其の馬を規らんとするのみ。」

〔史料27〕『三国志』卷四七呉書孫権伝の裴松之注引『呉書』

遣使者謝宏・中書陳恂拜宮爲單于、加賜衣物珍寶。……宮遣主簿笮咨・帶固等出安平、與宏相見。宏即縛得三十餘人質。宮於是謝罪、上馬數百匹。

使者謝宏・中書陳恂を遣りて（位）宮に拜して單于と爲さしめ、加えて衣物珍寶を賜う。……宮、主簿笮咨・帶固等を遣りて安平を出で、宏と相い見えしむ。宏、即ち縛りて三十餘の人質を得。宮、是に於いて謝罪し、馬數百匹を上る。

〔史料25・26・27〕を見ると、士氏政権と同時期、遼東に自立していた公孫氏政権との交易品や、高句麗からの献上品として、馬が重要な物産として記されている。菊地大氏は、孫氏政権の対外政策について、公孫氏政権との交渉には、軍馬の確保と曹魏への牽制の意図が、高句麗との交渉には、孫氏政権と手を切った公孫氏政権に代わる軍馬の供給地の確保と、公孫氏政権への牽制の意図がそれぞれあったとする<sup>18</sup>。つまり、士尙より馬を贈られて孫権が喜んだ背景にもまた、そのような孫氏政権の思惑が関係していたと言えるのではないか。

では、改めて士氏政権は馬をどのようにして手に入れたのであろうか。「南船北馬」という四字熟語が示すように、嶺南一帯は決して馬の生産地とは言えず、それを示す史料も見えない。つまり、他地域より交易等によって入手したものと見る他はない。

そこで注目したいのが、前の検証の結果見えた、西南地域との交易活動の可能性である。〔史料8〕を今一度見てみると、孫呉政権に帰順した士燮は、益州郡の有力土豪である雍闓を孫氏政権へ帰順させている。雍闓は、「大姓」と呼ばれるこの地域の有力豪族集団の一人である。

〔史料28〕『華陽国志』南中志

移南中勁卒青羌萬餘家於蜀、爲五部。所當無前、號爲飛軍。分其羸弱配大姓焦・雍・婁・爨・孟・量・毛・李爲部曲、置五部都尉、號五子。故南人言四姓五子也。

南中の勁卒・青羌萬餘家を蜀に移し、五部となす。當たる所前無く、號して飛軍と爲す。其の羸弱なるものを分ちて大姓の焦・雍・婁・爨・孟・量・毛・李に配し部曲と爲し、五部都尉を置き、五子と號す。故に南人、四姓五子と言ふなり。

〔史料28〕を見ると、「大姓」には焦・雍・婁・爨・孟・量（董）・毛・李の八氏が存在した。この「大姓」出身の代表的な人物としては、前漢の高祖劉邦に仕えて什方侯に封ぜられた雍齒の末裔とされる雍闓や、蜀漢に仕え、子孫が東晉から南朝宋の時代にかけて地方政權として台頭することとなる爨習、雍闓の死後、南中を束ねて諸葛亮の南征に抵抗した孟獲などが挙げられる。

さて、史料上ではこの内応交渉は非常にスムーズに展開しているように見えるが、当時、嶺南と益州とを結ぶルートは、通行を禁じられていたことが次の史料からわかる。

〔史料29〕『三国志』卷三九蜀書劉巴伝

與交阯太守士燮計議不合、乃由牂牁道去。爲益州郡所拘留、太守欲殺之。

交阯太守士燮と計議して合わず、乃ち牂牁道より去る。益州郡の拘留する所と爲り、太守之を殺さんと欲す。

〔史料29〕によれば、荊州の人士劉巴が士燮の庇護下から離れて益州に入ろうとした際、益州太守がこれを捕縛して殺害しようとしたとあり、これはこのルートが禁令によって通行できなくされていたことを如実に表している。つまり、士氏と雍闓との間で行われた交渉は、公的なルートを使用したものではなく、あくまでも各政權が掌握していない秘密裏のルートを使用したものであると考えられるのである。

そこで、筆者が想定するのが、成都から西南地域を経由してインドへと至るいわゆる「西南シルクロード」と、西南地域と嶺南を結ぶ「紅河ルート」を利用した、士氏政權と南中豪族との交易活動である。

まず、西南シルクロードについての主な先行研究を挙げたい。羅二虎氏は、漢・晋の時代における西南シルクロードの経路や商業活動などに

ついで、主に唐代の史料を用いて検証し、中国文明とインド文明とを結ぶ文化的・経済的活動の交流ルートであるとしている。<sup>20</sup> 藤島範孝氏は、西域のいわゆる一般的なシルクロードと、すでに述べた海のシルクロードを結ぶ道が西南シルクロードであるとしている。<sup>21</sup> そして近年では松尾重季子氏が、諸葛亮の南征とからめて西南シルクロードについて検討しており、西南シルクロードで行われた商業活動や大姓の動向を踏まえ、南征が西南シルクロード支配を目的としたものであるとしている。<sup>22</sup>

西南シルクロードの経路については、先学が多く検証しているため、ここで詳述することは避けるが、主要な経路として次のルートが挙げられる。

① 成都から犍為郡・益州郡などを通り、永昌郡へ至るルート（夜郎道）。

② 成都から越巂郡などを通り、永昌郡へと至るルート（靈関道）。

この二ルートは、現在の雲南省大理自治州大理市下関鎮付近、すなわち永昌郡内で合流し、そこからさらに次の二ルートに分岐する。

③ 下関（現在の雲南省文山壮族苗族自治州馬関県）からミャンマーへと至るルート。

④ 下関から雲南省保山市へと至るルート（永昌道）。

また、④からはさらに三つの分岐ルートが存在する（印度道）。この他にも支線はいくつも存在したとされる。

松尾氏は、西南シルクロードによって扱われた産物について詳細に検証し、当地で日常的な交易が行われていたことを確認した上で、蜀漢による南征後、官吏によって現地住民から塩鉄などの交易品が奪われている史料などから、交易が大姓を含めた現地住民によって支配されていたとし、南征の目的が物品の製造・交易の権利や手段を現地住民から奪取するためであるとしている。<sup>23</sup> これに従えば、雍闓を中心とする三国時代

初期の南中豪族が西南シルクロードを利用した交易を掌握していたとすることも可能ではないだろうか。

一方、紅河ルートについては、桜井由躬雄氏<sup>24</sup>や林謙一郎氏<sup>25</sup>、松尾氏などにより、すでに交易路として交趾郡と西南地域とを結ぶ交易路が存在したことが示されている。ちなみに、紅河ルートという呼称は、桜井氏の命名したものである。

紅河ルートが西南シルクロードと嶺南とを結ぶ交易路として機能していたことは、以下の史料により明らかである。

〔史料30〕『史記』西南夷列伝

建元六年、大行王恢撃東越、東越殺王郢以報。恢因兵威使番陽令唐蒙風指曉南越。南越食蒙蜀枸醬、蒙問所從來、曰、「道西北牂柯、牂柯江廣數里、出番禺城下」。蒙歸至長安、問蜀賈人、賈人曰、「獨蜀出枸醬、多持竊出市夜郎。夜郎者、臨牂柯江、江廣百餘步、足以行船。南越以財物役屬夜郎、西至同師、然亦不能臣使也」。

建元六年、大行の王恢、東越を撃ち、東越、王の郢を殺し以て報ず。恢、兵威に因りて番陽令唐蒙をして風指して南越を曉らしむ。南越、蒙に蜀の枸醬を食らわせ、蒙、従りて來る所を問うに、曰く、「西北に道すれば牂柯なり、牂柯、江廣の數里にして、番禺城下に出づ」と。蒙、歸りて長安に至り、蜀の賈人に問うに、賈人曰く、「獨り蜀より枸醬を出だし、多く持ちて竊かに出でて夜郎に市る。夜郎は、牂柯江に臨み、江廣の百餘步にして、以て船で行くに足る。南越、財物を以て夜郎に役屬し、西は同師に至り、然れども亦た臣、使う能わざるなり」と。

〔史料30〕によれば、建元六年（前一三五）に唐蒙が南越へ派遣された際、南越は唐蒙に蜀で産出する枸醬を食わせたため、長安に戻った際にこれを蜀の商人に尋ねたところ、蜀から枸醬を密かに持ち出して、これを夜郎に売るが、夜郎と南越が財物によって密接に通じているために、枸醬が南越にもたらされるということが記されている。

このように、古来より嶺南と西南地域との間に通商ルートが存在する以上、士氏政權と南中豪族が交易によって密接につながっていたことで、孫吳政權への帰順交渉が円滑に行われたと考えるのが自然であろう。

では、士老の献上した馬と西南シルクロード、そして紅河ルートは、どのようにして結びつくのであろうか。これについては、西南地域における馬の生産について見ていく必要があるだろう。

前述した通り、雍闔のいた益州郡はもと滇の領域である。滇をはじめ、南中一帯は軍馬の一大生産地として知られ、次のような史料にそれが見られる。

〔史料31〕『華陽国志』南中志

漢武帝元封二年、……司馬相如・韓説初開、得牛・馬・羊屬三十万。

漢の武帝の元封二年、……司馬相如・韓説、初めて開き、牛・馬・羊の屬三十万を得。

池中有神馬、或交焉、即生駿駒。俗稱之曰、「滇池駒」、日行五百里。

〔滇〕池中に神馬有り、或いは交わり、即ち駿駒を生む。俗に之を稱して曰く、「滇池駒」と、日に五百里を行く。

〔史料32〕『後漢書』南蛮西南夷列伝

明年正月、追至不韋、斬棟蠶帥、凡首虜七千餘人、得生口五千七百人、馬三千疋、牛・羊三萬餘頭、諸夷悉平。

明年（建武二十一年（四五））正月、追いて不韋に至り、棟蠶の帥、凡そ首虜七千餘人を斬り、生口五千七百人、馬三千疋、牛・羊三萬餘頭を得、諸夷悉く平らぐ。

〔史料33〕『後漢書』卷五安帝紀

六年春正月庚申、詔越嶲置長利・高望・始昌三苑、又令益州郡置萬歲苑、犍爲置漢平苑。

（永初）六年春正月庚申、詔して越嶲に長利・高望・始昌の三苑を置き、又た益州郡に萬歲苑を置き、犍爲に漢平苑を置かしむ。

〔史料31・32〕からは、当地で馬が多数手に入ったことが、〔史料33〕からは、永初六年（一一二）に、越嶲・益州・犍為の三郡に「苑」が設置されたことがわかる。苑とは、一般的には禽獣の放牧地として使用されるものである。張增祺氏が指摘するように、馬の生産地である南中地域に置かれたということから考えて、これらの苑では、滇池駒などの馬が養育されていたと考えるべきであろう。これを裏付けるものとして、この地域の遺跡において、貯貝器などの装飾として、軍馬やそれを養育する人々が象られているものが出土しており、このことから、南中一帯が軍馬の生産地であったことがわかる。

その他、西南シルクロードが馬の交易に利用されたことがわかる史料としては、以下のものが挙げられる。

〔史料34〕『史記』西南夷列伝

巴蜀民或竊出商賈、取其笮馬・犍僮・髦牛、以此巴蜀殷富。

巴蜀の民、或いは竊かに商賈を出だし、其の笮馬・犍僮・髦牛を取り、此れを以て巴蜀殷んに富む。

〔史料34〕を見ると、秦が滅び、前漢が成立して以降、巴蜀地方の商人が、秘密裏に滇国の笮馬（小柄で、山路をよく走る馬）を商品として取り扱っていることがわかる。羅二虎氏によれば、笮馬は南中一帯と巴蜀との間の交易に使用される重要な交通手段であり、かつ重要な交易物資であるという。<sup>28</sup>

このように、士氏政権が孫氏政権へ馬を献上できた背景には、雍闓を中心とする南中豪族との関係と、彼らが掌握していた西南シルクロード

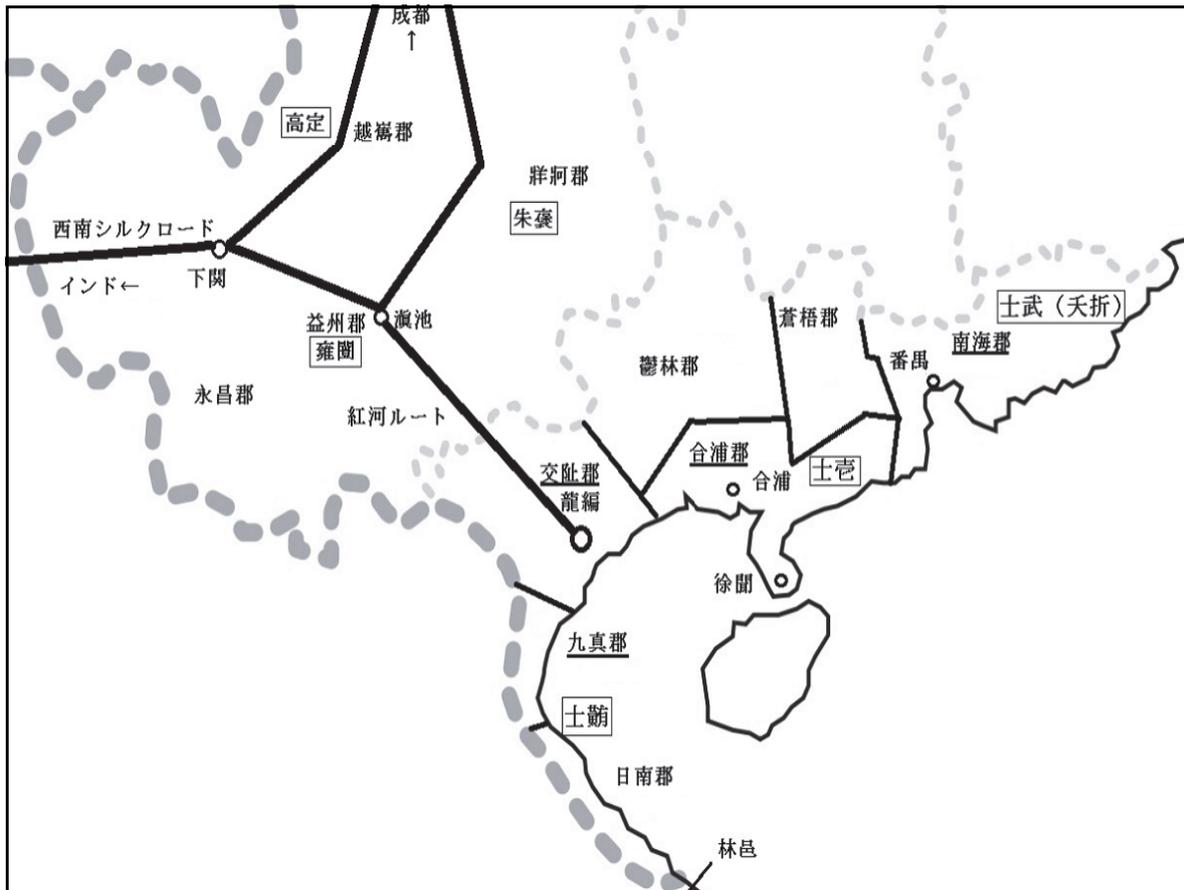


図1 士氏政権の交易ルート

上の交易、嶺南と西南シルクロードとを結ぶ紅河ルート、そして馬を必要とした孫氏政権の思惑が一つにつながったことが大いに関係していると考えられるのである。また、前述した永昌郡などで見られた真珠やガラス製品などの物産も、このルートを伝って嶺南に流入したと思われる。

以上の考察から、士氏政権は、交趾郡で確保できる産物の他、南中豪族との交易活動を通じて得た産物を孫氏政権へ献上し、これにより孫権からの信頼を勝ち取ることで、政権の延命を図ったと言える。

### 第三節 士氏の変とその後の嶺南

こうして、帰順後も十五年間に渡って権益を確保し続けた士氏政権であったが、黄武五年（二二六）に士燮が九〇歳で死去すると、孫権はいよいよ本格的に嶺南の掌握に乗り出した。その過程と顛末について「史料2」と重複する部分もあるが、改めて見ていきたい。

〔史料35〕『三国志』士燮伝

權以交趾縣遠、乃分合浦以北爲廣州、呂岱爲刺史、交趾以南爲交州、戴良爲刺史。又遣陳時代變爲交趾太守。岱留南海、良與時俱前行到合浦、而變子徽自署交趾太守、發宗兵拒良。良留合浦。交趾桓鄰、變舉吏也。叩頭諫徽使迎良、徽怒、笞殺鄰。鄰兄治・子發又合宗兵擊徽、徽閉門城守。治等攻之數月不能下、乃約和親、各罷兵還。而呂岱被詔誅徽、自廣州將兵晝夜馳入、過合浦、與良俱前。壹子中郎將匡與岱有舊、岱署匡師友從事、先移書交趾、告喻禍福、又遣匡見徽、說令服罪、雖失郡守、保無他憂。岱尋匡後至、徽兄祗、弟幹・頌等六人肉袒奉迎。岱謝令復服、前至郡下。明旦早施帳幔、請徽兄弟以次入、賓客滿坐。岱起、擁節讀詔書、數徽罪過、左右因反縛以出、即皆伏誅、傳首詣武昌。壹・顛・匡後出、權原其罪、及變質子廠、皆免爲庶人。數歲、壹・顛坐法誅。廠病卒、無子、妻寡居、詔在所月給俸米、賜錢四十萬。權、交趾の縣遠なるを以て、乃ち合浦以北を分ちて廣州と爲し、呂岱を刺史と爲し、交趾以南を交州と爲し、戴良を刺史と爲す。又た陳時を遣わして變に代えて交趾太守と爲す。岱、南海に留まり、良、時と俱に前に行きて合浦に到るも、而るに變の子徽、自ら交趾太守に署き、宗兵を發して良を拒がしむ。良、合浦に留む。交趾の桓鄰、變の擧げし吏なり。叩頭して徽を諫めて良を迎えしめんとするも、徽怒り、鄰を笞殺す。鄰の兄治・子の發、又た宗兵を合せて徽を撃ち、徽、閉門して城守す。治等、之を攻むること數月なれど下すこと能わず、乃ち和親を約し、各々兵を罷きて還る。而して呂岱、詔を被りて徽を誅せんとし、廣州自り兵を將いて晝夜して馳せ入り、合浦を過ぎ、良と俱に前む。壹の子の中郎將匡、岱と舊有り、岱、匡を師友從事に署かしめ、先づ交趾に移書し、禍福を告諭し、又た匡を遣わして徽に見えしめ、罪に服さば、郡守を失うと雖も、他の憂い無きを保すを説かしむ。岱、匡に尋いで後に至り、徽の兄祗、弟の幹・頌等六人、肉袒して奉迎す。岱、謝して復た服さしめ、前みて郡下に至る。明旦早く帳幔を施き、徽の兄弟に請いて以て次いで入らしめ、賓客坐に滿つ。岱起し、節を擁して詔書を読み、徽の罪過を數え、左右因りて反縛し以て出し、即ち皆な誅に伏し、傳にて首は武昌に詣る。壹・顛・匡後に出で、權、其の罪を原し、變の質子廠に及び、皆な免じて庶人と爲す。數歲、壹・顛、法に坐して誅せらる。廠、病にて卒し、子無く、妻は寡居し、詔して在所に月に俸米を給し、錢四十萬を賜う。

孫權は、合浦郡以北の四郡（合浦・鬱林・蒼梧・南海）を広州、以南の三郡（交趾・九真・日南）を交州として二分割し、前者の刺史に呂岱

を、後者の刺史に戴良を派遣した。また、死んだ士燮に代えて陳時を新たな交阯太守に据え、「史料1」で見たように、士燮の後継者たる士徽を九真太守とした。ところが、先遣隊である戴良と陳時が合浦郡へ到着した時、士徽が交阯太守を自称し、一族を挙げて武装蜂起し、戴良らの入郡を阻んだ。これまで見てきたように、交阯郡は交易により豊富な物産がもたらされる集積地であり、この地を失うことは、士氏政権の権益を喪失することと同義である。一族を束ねる士徽の立場としては、一太守の地位を保全されるだけでは不十分であった。

こうして始まった士氏の変は、途中に臣下との対立はあったものの、数ヶ月の攻防の末に和睦に至った。その勢いは呂岱陣営にとって驚異であつたようである。

〔史料36〕『三国志』呂岱伝

遣良與時南入、而徽不承命、舉兵戍海口以拒良等。岱於是上疏請討徽罪、督兵三千人晨夜浮海。或謂岱曰、「徽藉累世之恩、爲一州所附、未易輕也」。岱曰、「今徽雖懷逆計、未虞吾之卒至、若我潛軍輕舉、掩其無備、破之必也。稽留不速、使得生心、嬰城固守、七郡百蠻、雲合響應、雖有智者、誰能圖之」。遂行、過合浦、與良俱進。

良を遣わして時と與に南に入るも、而るに徽、命を承けず、舉兵して海口を成り以て良等を拒む。岱、是に於いて上疏して徽の罪を討つを請い、兵三千人を督して晨夜海に浮かぶ。或いは岱に謂いて曰く、「徽、累世の恩を藉り、一州の附す所と爲り、未だ易く輕んずべからざるなり」と。岱曰く、「今徽、逆計を懷くと雖も、未だ吾の卒かに至るを虞らず、若し我軍を潜ませて輕舉し、其の備うる無きを掩わば、之を破るは必なり。稽留して速やかならざれば、生心を得しめ、城を嬰らして固守し、七郡の百蠻、雲合響應し、智者有りと雖も、誰ぞ能く之を圖らんや」と。

〔史料36〕によれば、討伐軍を率いる呂岱に対し、ある者が慎重に行軍するように進言したという。その理由は、士徽が士燮の威光を借り、交州「一州」が彼に従っているためとする。これに対し呂岱は、進軍が遅れば籠城の兵力を厚くするばかりでなく、「七郡の百蠻」が「雲合

響應」する事態となるとし、士徽軍に速攻をかけた。ここから、両者の危惧が、士氏の現地社会に対する絶大な影響力にあることがわかる。また、「一州」と「七郡」という交州を表す同一の言葉を使用していることから、士氏の影響力が交州全域に及ぶことも示している。

しかし、討伐軍を率いる広州刺史呂岱の策略により、士徽をはじめとする主立った人物は処刑され、人質となっていた士族も庶人に落とされ、ここに士氏は滅亡したのである。

ここで注目すべきは、士徽の行動に反発した桓氏の存在である。桓郷は人事異動命令を受け入れることを求め、彼が処刑された後は、その兄の桓治と息子の桓発が士徽を攻撃している。また、士氏の変が終結した後、桓治らは孫氏政権に対する抵抗運動を起こしている。

〔史料37〕『三国志』呂岱伝

徽大將甘醴・桓治等率吏民攻岱、岱奮擊大破之、進封番禺侯。

徽の大將甘醴・桓治等吏民を率いて岱を攻め、岱、奮撃して之を大破し、進みて番禺侯に封ぜらる。

士氏によって取り立てられた諸将による一連の行動は、どのように理解すれば良いのだろうか。後藤均平氏は、士徽の反抗により訪れる戦火を憂えたために士徽に抗い、「より好ましい郡県支配者」を求めたが、孫氏政権が「より始末の悪い新たなる収奪者」であることを知った彼らは、ただちに呂岱に刃向かったと言う見方をしている。<sup>29</sup>確かに、桓郷が士徽を諫めたのは、無謀な抵抗により戦火の及ぶことを避けたかったためとも考えられるが、桓治・桓発が士徽を攻撃した理由は、親族が処刑されたことへの怨恨である。そこには現地社会を代表するような理想は見えない。実際、籠城戦により膠着状態となった後、彼らは和解して兵を引き上げている。後藤氏の見解はやや飛躍しているように感じる。

だが、より悪質な収奪者の出現を受けて、彼らは「吏民」を率いて呂岱の統治を拒んだという後者の見解は正しいと思われる。私的な動機で士徽に抗った彼らは、孫呉政権の本格的な進出を前に、ようやく現地社会を糾合した抵抗運動を行ったのである。このような嶺南社会による孫呉政権への抵抗運動は、実は士氏の変以前より、すでに相次いでいた。

〔史料38〕『三国志』呂岱伝

延康元年、代歩騭爲交州刺史。到州、高涼賊帥錢博乞降、岱因承制、以博爲高涼西部都尉。又鬱林夷賊攻圍郡縣、岱討破之。是時桂陽滇陽賊王金合衆於南海界上、首亂爲害、權又詔岱討之、生縛金、傳送詣都、斬首獲生凡萬餘人。遷安南將軍、假節、封都鄉侯。

延康元年（二二〇）、歩騭に代わり交州刺史と爲る。州に到り、高涼の賊帥錢博、降るを乞い、岱、承制に因りて、博を以て高涼西部都尉と爲す。又た鬱林の夷賊、郡縣を攻圍し、岱、之を討ち破る。是の時桂陽滇陽の賊王金、衆を南海の界上に合し、亂の首たりて害を爲し、權又た岱に詔して之を討たしめ、金を生縛し、傳送して都に詣り、斬首し獲生せしもの凡そ萬餘人なり。安南將軍に遷せられ、假節せられ、都郷侯に封ぜらる。

〔史料38〕には、呂岱が歩騭に代わって交州刺史となった当時の嶺南情勢が記されている。これを見ると、高涼や鬱林、荊州と南海の境界といった各地で反乱が発生していることがわかる。無論、これらは全て士氏の変以前のことである。

高涼は高涼郡を指し、後漢・桓帝期に合浦郡から高興郡が分置され、靈帝期に高涼郡と改名された。その後は一度廢置され、『統漢書』郡国志五によれば建安二五年（二二〇）、『宋書』卷三八州郡志四・広州条によれば建安二三年（二一八）に、孫權によつて再び合浦郡から分置された。その高涼郡には錢博という賊がいたという。『三国志』薛綜伝には、「（張）津の故將夷廖・錢博の徒、尚お多く」とあり、彼らが第一章で見た交州牧張津の配下の將であったことがわかる。彼らは歩騭の代より高涼郡で反乱を起こし、孫氏政權を悩ませてきた。高涼郡分置の時期がまた、同伝には、「今日の交州、名は粗ぼ定むと雖も、尚お高涼の宿賊有り」とあり、實際、『三国志』卷六〇吳書鍾離牧伝の裴松之注引西晉・虞預『会稽典録』には、「高涼の賊、仍弩等を率いて百姓を破略し、吏民を殘害す」と、『三国志』卷六一吳書陸凱伝附陸胤伝には、「高涼の渠帥黃吳等の支黨三千餘家、皆な出降す」とあるなど、高涼郡の反乱が単なる浪人集団による暴動で収まるものではなかったことが窺える。

鬱林郡や南海郡は、これまで反乱記事のあまり見えなかった地域である。特に鬱林郡の反乱は現地の非漢人によるもので、郡や県を包圍する

ような大規模な反乱であったようである。いずれも平定されたものの、この後も続く嶺南諸反乱の序章に過ぎないものであった。それは、『三国志』薛綜伝に、「南海・蒼梧・鬱林・珠官の四郡の界未だ綏ならず、依りて寇盜を作し、専ら亡叛逋逃の藪と爲る」と記されていることからわかる（黄武七年（二二八）に合浦郡が珠官郡に改名）。

さて、士氏滅亡後、孫氏政権は本格的に嶺南平定に乗り出した。二分された嶺南は再び交州となり、呂岱は九真郡へ進軍して反乱を平定した。『三国志』呂岱伝には、「宣化從事朱応・中郎康泰」（『南史』卷七八夷貊上）を派遣し、「南のかた國化を宣べ」させたことで、「扶南・林邑・堂明の諸王」が孫権に遣使したという有名な記述が見える。孫権の対外政策の一つとして極めて重要な記事ではあるが、ここでは触れない。

その後、呂岱は黄龍三年（二三二）に荊州へ異動となったが、嶺南は最早、往時の平穩を取り戻すことはなかった。赤烏二年（二三九）には、臨賀（黄武五年に蒼梧郡から分置）太守を殺害して平南將軍を自称した廖式が、荊州のみならず蒼梧や鬱林を巻き込んだ反乱を起こしたが、呼び戻された呂岱によって平定された（『三国志』卷四七呉書孫権伝）。また、赤烏五年（二四二）には、前漢・元帝が放棄した海南島へ進軍し、これを支配下に組み込んだ（『三国志』孫権伝）。赤烏十一年（二四八）には交阯・九真の二郡で非漢人による大規模な反乱が起きるも、交州刺史陸胤によって平定された（『三国志』陸胤伝）。この反乱は、『大越史記全書』外紀全書卷之四属呉晉宋齊梁紀では、九真郡の女性「趙媼」による起義として扱われ、ベトナムでは徴姉妹と並ぶ民族英雄となっている。

このように、孫権の時代までは、反乱は絶えず起こっているものの、優れた人材により早期に平定がなされている。だが、孫権が死去すると、士氏以前に見られた嶺南特有の「貪官汚吏」が再び現れ始める。

〔史料39〕『晉書』卷五七陶璜伝

交阯太守孫譚貪暴、爲百姓所患。會察戰鄧荀至、擅調孔雀三千頭、遣送秣陵、既苦遠役、咸思爲亂。郡吏呂興殺譚及荀、以郡内附。武帝拜興安南將軍、交阯太守。

交阯太守孫譚貪暴にして、百姓の患う所と爲る。會と察戰鄧荀至り、擅に孔雀三千頭を調し、秣陵に遣送し、既に遠役に苦しみ、咸な亂を爲

さんと思う。郡吏の呂興、譚及び荀を殺し、郡を以て内附す。武帝、興を安南將軍、交阯太守に拜す。

〔史料39〕によれば、交阯太守の孫譚は貪官として知られ、住民から疎まれていた。永安五年（二六二）、『三国志』卷四八呉書孫休伝による）、鄧荀という人物が交阯郡で孔雀三千頭を徴収するという事件が起き、孫譚の暴政に疲弊していた民衆の怒りを買ったという。『三国志』孫休伝によれば、それ以前にも、孫譚は「上手工千餘人」、すなわち腕利きの技術者を都に送るといふ行為で民衆の不興を買っており、その結果、永安六年（二六三、同じく『三国志』孫休伝より）、郡吏の呂興が二人を殺害し、民衆を扇動して曹魏に帰順したという。

呂興は曹魏の交阯太守となったが、しばらくして功曹の李統に殺され、その後は交阯太守が死ぬたびに新たに太守が派遣されるということが繰り返され、それは西晋に変わっても続いた。孫呉側も、孫皓が交州に近い武昌に遷都したり、別に擁立した交州刺史に西晋の交州刺史を攻撃させるなど、西晋と孫呉との間では、交州をめぐる争奪戦が展開された。<sup>30</sup>

孫呉は、西晋に交州の權益を奪われはじめ、一時、孫皓が交州に新昌・武平・九徳の三郡を設置するなどして力を取り戻すも、天紀三年（二七九）に合浦郡において郭馬の乱（『三国志』孫皓伝）が発生し、その鎮圧により兵力を消耗するなどし、咸寧六年（二八〇）、孫呉は滅亡したため、交州は全て西晋が掌握した。

### おわりに

以上の検討を踏まえ、士氏政権の帰順から、嶺南情勢を時系列順に追っていききたい。

①建安一五年（二一〇）、士燮が歩騭を通じて孫氏政権に帰順する。あまり間をおかず、合浦郡（後、高涼郡が分置）に交州牧張津の殘党が賊として跋扈する。

②士氏政権は、交趾郡において南中豪族と気脈を通じ、西南シルクロードを經由する交易活動によって経済基盤を確保し、主に軍馬の貢納によって孫権の信頼を得た。

③延康元年（二二〇）、呂岱が交州刺史となると、高涼賊の銭博が投降するも、依然として高涼郡には賊が跋扈する。また、鬱林や南海でも反乱が起き、「南海・蒼梧・鬱林・珠官の四郡」では混乱が続く状況にあった。

④黄武五年（二二六）、士燮死去。孫権は大規模な人事異動を行い、不満を持った士徽が士氏の変を起こす。呂岱により士氏が滅亡する。

⑤士徽に抵抗した士氏の旧将桓治ら、吏民を率いて呂岱に抵抗する。以降、交趾郡を含む現地社会の抵抗運動は加速化する。

⑥孫権の死後、孫呉政権による郡県支配が衰えを見せ、貪官汚吏の出現から反乱を招く。この失態を曹魏に衝かれ、以降、曹魏、続いて西晋との交州争奪戦が展開される。

⑦咸寧六年（二八〇）、孫呉が滅亡し、嶺南は西晋に掌握される。

士氏政権が孫氏政権に帰順したことにより、早くも嶺南は明確に混乱を見せ始め、士氏の変以降は、いよいよ收拾のつかない状況に陥り、その混乱は交趾郡にまで及ぶようになった。士燮により、南越の継承を期待された秩序が一時的に生まれたものの、それはあくまでも士燮個人の力量によるものであり、呂岱の言う「七郡の百蠻」が「雲合響應」する事態を引き起こすことのできる士氏の影響力が削がれたために、その秩序もまた崩壊してしまったのである。

この後、嶺南は南朝の統治下に入るが、隋唐へと至るその過程において、度々嶺南情勢に明るい一族が刺史や太守を歴任するケースが目立つ。それは、孫呉の時より四代五人に渡って交州刺史を歴任した陶氏や、東晋期よりやはり交州刺史などを歴任した杜氏などである。特に杜氏は、交趾郡に本貫を持つ漢人である。胡守為氏は、士氏がこうした父子兄弟などによる一族経営の先例であり、士氏以降、嶺南統治の特色となったとしている。<sup>31</sup> 地方行政の枠内に入りつつ、事実上の自立政権を打ち立てるといふ手法は、南越の後継たる影響力を持ちながら、混乱に乗じて建国する道を選ばなかった士燮こそが先駆けと言える。

こうした嶺南の刺史職を歴任する一族について、後藤氏は、杜氏をはじめとする「土着刺史」が、林邑の北進やこれに対処しない中国王朝に不満を持った「吏民」に推戴されたとし、これは、従来の「刺史支配ではもはや包みきれぬ政治形態への指向が越南社会に醸成しつつあった」結果だとする。<sup>32</sup>

しかし、後藤氏の主張を是とするならば、前に引用したように、「より好ましい郡県支配者」の登場を現地社会は歓待したはずである。ところが、現地社会の自立運動が結実した結果生まれたベトナム王朝の記録において、彼らが土蠻以上に国家に有益な存在として敬愛された形跡が見られないのである。それは、例えば『大越史記全書』において、彼らの記録が全て「属呉晋宋齐梁紀」の一部に組み込まれ、記述量も極めて少ないことにも表れている。唯一、杜氏の二代目である杜慧度が「吏民畏れて之を愛す」と評されているのみである。一方で、土蠻は早くから王号を冠され、『大越史記全書』でも「土王紀」を立てられるまでに及び、民間伝承においても多様な姿で登場するなど、その評価には雲泥の差がある。

ならば、土蠻に対して後代、王朝や現地社会から与えられた種々の評価とは、一体どのようにして生まれたのだろうか。第二部では、この点について検討していきたい。

## 注

注1 『三国志』巻五三呉書薛綜伝において、薛綜の上奏文中に「呂岱、既に至り、士氏の變有り」と記されている。

注2 ルイロウ古城の考古学的研究については、フランス人やベトナム人研究者を中心として行われてきた。その研究動向については、西村昌也『ベトナムの考古・古代学』（同成社、二〇一一年）一五七〜一五九頁参照。また、近年では日越考古学共同研究プロジェクトとして、東亜大学とベトナム国家歴史博物館が連携し、黄曉芬氏を中心としてこの遺跡の発掘調査が行われた。その成果については、黄曉芬編著『交趾郡治・ルイロウ遺跡I』（平成二五〜二八年度科学研究費補助金基盤研究A（一般）研究成果報告書（課題番号：25244038）「東アジア文化圏の形成

に果たした漢代郡県都市に関する学際的研究」を参照。

注3 注2西村昌也前掲著書、一七二～一七五頁参照。

注4 注2西村昌也前掲著書、一六七～一七二頁参照。

注5 桑田六郎「南洋上代史雑考」、『大阪大学文学部紀要』三、一九五四年）参照。

注6 桂光華「關於占婆建国時間的兩種看法淺析」（一九八四—四、一九八四年）参照。

注7 張榮芳・周永衛「漢代徐聞与海上交通」、『中山大学学报（社会科学版）』四二、二〇〇二年）、王元林「秦漢時期番禺等嶺南港口与内地、

海上交通的關係」、『中国古都研究』二三、二〇〇七年）、同「秦漢時期南嶺交通的開發与南北交流」、『中国歴史地理論叢』二三—四、二〇〇八年）等参照。

注8 注7張榮芳・周永衛前掲論文、吳松弟「兩漢時期徐聞港的重要地位和崛起原因——從嶺南的早期開發与歴史地理角度探討」、『嶺南文史』二〇〇二—二、二〇〇二年）等参照。

注9 始皇帝による嶺南征服については、『史記』卷一一三南越列伝に、

秦時已并天下、略定楊越、置桂林・南海・象郡、以謫徙民、與越雜處十三歲。

秦の時已に天下を并せ、略ぼ楊越を定め、桂林・南海・象郡を置き、謫を以て民を徙し、越と雜處せしむること十三歳なり。

とある。

注10 松田寿男「東西絹貿易」、『古代史講座第一三—古代における交易と文化交流』、学生社、一九六六年）、一五四頁参照。

注11 長澤和俊『海のシルクロード』（中央公論社、一九八九年）、五八～六〇頁参照。

注12 タカラガイを用いた古代の貨幣經濟については、柿沼陽平『中国古代貨幣經濟史研究』（汲古書院、二〇一一年）、七三～一〇四頁参照。

注13 雲南博物館編『雲南晋寧石寨山古墓群発掘報告』(文物出版社、一九五九年)等参照。

注14 平野裕子「ベトナムの古代ガラス・初期国家形成期における域内交流への一視点」(『ベトナムの社会と文化』三、二〇〇一年)参照。

注15 大西和彦「北属期ベトナムの産物と道教」(『東方宗教』七一、一九八八年)参照。

注16 嶺南の葛布については、謝崇安「略論百越民族及其后裔的葛織工藝」(『貴州民族研究』三三―四、二〇一二年)参照。

注17 羅二虎著・木田知生訳「漢晋時期の中国“西南シルクロード”」(漢晋时期的中国“西南絲綢之路”) (龍谷大学仏教文化研究所紀要)三三、一九九四年)参照。

注18 菊地大「孫氏政権の对外政策について―東アジア地域を中心に―」(『駿台史学』一一六、二〇〇二年)参照。

注19 大姓などと称される南中豪族については、劉小兵「從“夷”・漢文化的交融合看“南中大姓”的形成」(『思想戦線』一九九一―五、一九九一年)、林健一郎『中国』と『東南アジア』のはざま―雲南における初期国家形成―(山本達郎編『岩波講座東南アジア史1 原始東南アジア世界』岩波書店、二〇〇一年)等参照。

注20 注17羅二虎前掲論文参照。

注21 藤島範孝「古西南シルクロードについて」(『駒沢大学北海道教養部研究紀要』三〇、一九九五年)参照。

注22 松尾亜季子「蜀漢の南中政策と“西南シルクロード”」(『三国志研究』六、二〇一一年)参照。

注23 注22松尾亜季子前掲論文参照。なお、蜀漢の官吏が現地住民より産物を得たことについては、『三国志』卷四三蜀書張嶷伝にある次の記事からわかる。

定祚・臺登・卑水三縣去郡三百餘里、舊出鹽鐵及漆、而夷徼久自固食。嶷率所領奪取、署長吏焉。嶷之到定祚、定祚率豪狼岑、槃木王舅、甚爲蠻夷所信任、忿嶷自侵、不自來詣。嶷使壯士數十直往收致、撻而殺之、持尸還種、厚加賞賜、喻以狼岑之惡、且曰、「無得妄動、動即殄矣」。種類咸面縛謝過。嶷殺牛饗宴、重申恩信、遂獲鹽鐵、器用周贍。

定祚・臺登・卑水の三縣は郡を去ること三百餘里、舊くより鹽鐵及び漆を出だし、而して夷徼、久しく自ら食すを固くす。(張) 嶷、領する所を率いて奪取し、長吏に署せしむ。嶷の定祚に到るに、定祚の率豪狼岑、槃木王の舅にして、甚だ蠻夷の信任する所と爲り、嶷の自ら侵すを忿り、自ら來詣せず。嶷、壯士數十をして直に往きて收致せしめ、撻つて之を殺し、尸を持ちて種に還り、厚く賞賜を加え、喻すに狼岑の惡を以てし、且つ曰く、「妄りに動くを得る無かれ、動かば即ち殄さん」と。種の類、咸な面縛し過ちを謝す。嶷、牛を殺して饗宴し、重ねて恩信を申し、遂に鹽鐵を獲て、器用周贍す。

これを見ると、蜀漢の將軍である張嶷は、青羌から塩鉄を奪い、反抗した土豪を殺して現地住民を脅し、降伏した住民を歓待して信任を得たことがわかる。言うまでもなく、塩鉄は国家にとって重要な物産であり、国力が貧弱な蜀漢にとり、これを支配することは急務であると考えられる。

注 24 桜井由躬雄「南海交易ネットワークの成立」(山本達郎編『岩波講座東南アジア史1 原始東南アジア世界』岩波書店、二〇〇一年) 参照。

注 25 注 19 林健一郎前掲論文参照。

注 26 張增祺「滇国的戦馬、馬具及馬鐙」(『考古』一九九七—五、一九九七年) 参照。

注 27 滇国の領域からの出土品などについては、注(23) 張增祺前掲論文、雲南省博物館「雲南江川李家山古墓群発掘報告」(『考古学報』一九七五—二、一九七五年) 等参照。

注 28 注 17 羅二虎前掲論文参照。

注 29 後藤均平「士燮」(『史苑』三二—一、一九七二年) 参照。

注 30 孫呉と西晋との間で発生した交州争奪戦の詳細については、宮川尚志「三国の分立と交州の地位」(『東洋史研究』七一・二・三、一九四二年) 参照。

注 31 胡守為『嶺南古史(修訂本)』(広東人民出版社、二〇一四年)、六八頁参照。

注  
32 後藤均平 「交州土着刺史―4・5世紀の越南―」 『歴史学研究』三九四、一九七三年）参照。

第二部 後代に形成された士燮像

## 第四章 「南交学祖」 評価の形成と展開

はじめに

土燮は、事実上の自立政権を打ち立てたとは言え、官名の上では交阯太守という、後漢王朝より派遣された一地方官に過ぎない。しかし、ベトナム史においては、漢字や儒学といった中国由来の文化を普及させた「ベトナム文学の祖」であり、民衆より「土王」と称され、ベトナム諸王朝より「嘉応善感靈武大王」の名を冠せられた神格であり、红河デルタにあるいくつかの村落の守護神として尊崇される存在となっている。その信仰は現在もなお続いており、バクニン省トゥアンタイン県にある「土燮祠」では土燮を祀る祭祀行事が行われ、その一角にある牌坊には「南交学祖」（ベトナムにおける學術の祖）という扁額が掲出されており、対聯にも土燮の統治を讃える句が見える。筆者は、こうしたベトナムにおける土燮に対する教化者のイメージを、その扁額の言葉を借りて「南交学祖」評価と呼ぶことにする。

だが、注意しなければならないのは、こうした現地における評価は、いずれも土燮の統治時期よりも時代をはるかに下る後世の文献に見えるものであり、『三国志』巻四九呉書土燮伝に「現地に学問を伝えた」とか「王号を称した」という記述を見出すことはできないという点である。

改めて土燮に関連する先行研究を振り返ると、中国人研究者による研究の多くが、『三国志』巻四九呉書土燮伝中には見えないにも関わらず、ベトナム側の諸史料に見える土燮礼賛の記事などをもって、無批判に土燮をベトナムの教化者として扱い、それがあたかも実態であるかの如く論じている。これに対して後藤均平氏は、『三国志』土燮伝や嶺南に流れた人士の動向などを踏まえ、土燮や人士たちによる教化の事実が見えないことからこれを否定している。



〔写真1〕 「土燮廟」の牌坊と「南交学祖」の扁額

筆者も、後藤氏の言うように、土燮自身がベトナムの教化者であるという評価はあくまでも後世のものであり、中国人研究者らの研究姿勢は問題があると考ええる。しかし、『三国志』土燮伝にも見えないそのような評価がどのようにして発生したのかについて検討しないことには、真に土燮という特異な人物を理解したことにはならないだろうと考える。

そこで本章では、数ある土燮像の中から、「南交学祖」評価に焦点を当て、その形成過程と受容形態について探っていききたい。これを解くに当たっては、ベトナム側文献はもちろんのこと、中国側文献に見える土燮像をも精査し、「南交学祖」評価の原点を追っていくことにする。

### 第一節 ベトナムにおける「南交学祖」評価

本節では、ベトナム側諸史料における土燮の描かれ方を見ることで、「南交学祖」評価がいつ頃登場し、どのように評価が変遷していくのかを概観したい。ベトナム漢文史料を見ていく上で注意すべきことは、後世の史官や在野の知識人などによって記述が追加されていくことが非常に多いという点である。つまり、多くの史料において、その加筆・修正年代における記述対象の評価の変遷などを見ることができるのである。

(1) 歴史書

まず、現在確認することのできるベトナム側の歴史書に、どのように土燮が評価されているのかを見ていきたい。

〔史料1〕『大越史略』卷上歴代守任・土燮<sup>4</sup>

燮字彦威、蒼梧廣信人。……魏黃初七年、王薨、壽九十、在治四十餘年。

燮、字は彦威、蒼梧廣信の人。……魏の黃初七年、王薨ず、壽九十、治に在ること四十餘年。

〔史料1〕は、ベトナムの編年体史書にあたる『大越史略』である。その原本自体は散逸してしまっているが、幸いにして『四庫全書』載記類に『越史略』の名で収録されている。内容としては、南越国などを含むベトナム上古の時代から李朝期（一〇〇九～一二二五）の事績を叙述している。山本達郎氏は、明による属明期（明朝によるベトナム占領期、一四〇七～一四二七）に各種文献が中国側へ渡った際、『大越史略』もまた中国王朝の知る所となったとする<sup>5</sup>。その成立については諸説あるが、概ねその原型を陳朝・太宗期（一二二五～一二五八）に編纂された陳周普『越志』（佚書）に求めている<sup>6</sup>。

『大越史略』の内、北属期の太守・刺史などの事績について簡潔に記した「歴代守任」という綱目の中に土燮の事績も記されており、その内容はほぼ『三国志』土燮伝に等しい。しかし、前半では土燮のことを「燮」と表しているのに対し、後半では「王」としている点が特徴的である。

〔史料2〕『大越史記全書』外紀全書卷之三土王紀の黎文休評<sup>7</sup>

土王能以寬厚、謙虛下士、得人親愛、而致一時之貴盛。又能明義識時、雖才勇不及趙武帝、而屈節事大、以保全疆土、可謂智矣。惜其嗣子弗

克負荷先業、使越土宇既皆全盛、而復分裂、悲夫。

土王、能く寛厚を以てし、謙虚にして土に下り、人の親愛を得、一時の貴盛を致す。又た能く義を明らかにして時を識り、才勇は趙武帝に及ばざると雖も、事大に屈節し、以て疆土を保全し、智しと謂う可し。惜しむらくは其の嗣子先業を負荷するに克たず、越土の宇をして既に皆な全盛せしむるも、復た分裂す、悲しいかな。

次いでベトナム史上に現れる史書は、第二章でも扱った『大越史記全書』である。編者呉士連は、『大越史記全書』を編纂する上で、一二七二年に黎文休により編纂された『大越史記』などの先行する正史を校訂する形をとっている。そのため、まずは『大越史記』の内容を見なければならぬ。本書はすでに散逸してしまっているが、幸いにして黎文休の按語が現存する諸版本の中に収められている（史料2）。そこには「土王」が時勢をよく推し量つてベトナムに安寧をもたらしたことなどが記され、その功績を讃えている。

〔史料3〕『大越史記全書』土王紀の呉士連の按語

我國通詩書、習禮樂、爲文獻之邦、自土王始。

我が國の詩書に通じ、禮樂を習い、文獻の邦爲らしむるは、土王自り始まる。

さて、『大越史記全書』を編纂した呉士連自身の対土變評価はどのようなものだったのだろうか。〔史料3〕は、呉士連の按語である。そこには、ベトナムが『詩』や『書』に通じ、礼学を学び取り、中華文化を真に身につけた国となったのは「土王」の時代からであると記されており、ここに至り、ようやく「南交学祖」評価の確立を見ることが出来る。

では、そのような評価はその後に改訂された『大越史記全書』や後代の正史においても変わることなく続いたのだろうか。現存する『大越史記全書』の版本の一つである「西山本」<sup>8</sup>（一八〇〇年刊行）には、西山朝期の史官である呉時仕による大幅な加筆・修正が加えられており、そ

の内容にはそれまでとは大きく異なる点が見られる。呉時仕は、呉士連の「南交学祖」評価を否定し、「土王紀」を排除し、土燮の事績を「内属東漢紀」という後漢支配時期に関する項目の一部として組み入れたのである。呉時仕の按語にはその詳細な理由が記されており、これをまとめると以下の三点に大別される。

①土燮を民衆が「土王」と讃えたのは、それ以前の過酷な統治との比較による感覚的発想であり、そのような一時的な恣意で年紀を構成すべきではない。また、土燮は一太守である。

②土燮の偉容や治世を王たる理由とするならば、後に刺史として派遣された循吏もまた王とすべきである。

③土燮は、『左伝』などの学問に秀でていたとはいえ、民衆に対し学問を教授したという事実は無い。実際に学問を教授した交阯太守錫光や、教化を施した九真太守任延に比すれば劣るものであり、彼らを紀に繋げない以上、土燮を王とすることはできない。

呉時仕は、土燮自身の実際の肩書きや事績から、それまでの土燮に対する伝説的言説を否定し、さらに、彼と似通った評価を下されている人物に着目し、彼らが独立した項目を立てられていないのに土燮を特別視するのはおかしいというスタンスをとっている。その姿勢は名実ともに初めて南北統一を成し遂げた阮朝期においても見られる。

〔史料4〕『欽定越史通鑑綱目』前篇卷二の潘清簡の按語

土燮漢太守耳、未嘗稱王、舊史別爲一紀。照之義例不合、今削之。

土燮、漢の太守なるのみにして、未だ嘗て王を稱せざるも、舊史別ちて一紀を爲る。之を義例に照らすも合わず、今之を削る。

〔史料4〕は、一八八四年、潘清簡により編纂された『欽定越史通鑑綱目』である。これは『資治通鑑』の体裁を模倣し、『大越史記全書』

の記述を基礎として各編目に分割したもので、土燮の記述はその中の前篇と呼ばれる巻に収められている。その記述は非常に簡素なものとなっており、『大越史略』や「西山本」以前の『大越史記全書』に見られた、「土王」としての脚色された事績は削られている。その理由について、潘清簡の按語は、土燮が漢王朝に仕える一太守であり、一度も王号を称さなかったことを挙げている。これは、まさに呉時仕の解釈を継承したものである。また、これ以降、少なくとも公定歴史書の中で、土燮はベトナム統治者として見なされないばかりか、その存在そのものが記述されなくなっていくのである。

## (2) 神話小説

現存するベトナム側諸史料の中には、前述したような歴史書だけでなく、民間に流布した神話伝承などが記述された小説集が存在する。それらを代表するものとして、『越甸幽霊集』<sup>10</sup>と『嶺南摭怪』<sup>11</sup>が挙げられる。ともに前述した『大越史記全書』以前に成立した史料であり、呉士連もこれらを参照したと見られる。

『越甸幽霊集』は、一三二九年に官僚である李濟川が著した、一卷二八篇より成る神話小説集で、『報極伝』や杜善『史記』など、現存しないベトナム側諸史料を引用している点において高く評価される。各篇は概ね、略伝、霊験、称号付与の記録という構成を取っており、陳朝の国家祭祀の記録でもある。

二〇世紀前半に至るまで各種の補遺や校訂が加えられており、異本は数多い。それらを元に編集過程をまとめると以下のようなになる。<sup>12</sup>

- ① 一三二九年、李濟川が『越甸幽霊集』を著す。
- ② 一四七〇年～一四九七年、阮文質（賢）が①に『越甸幽霊続集』四編を追加。
- ③ 一五一三年、②に一篇が加えられる。

- ④ 一七二二年、神名・神祠の位置・事績などを簡略に記す『粵甸幽靈』九一篇が編纂される。
- ⑤ 一七七四年、諸葛氏が『新訂較評越甸幽靈集』四一篇として編集。
- ⑥ 一九一九年、呉甲豆が『越甸幽靈集録全編』三八篇として編集。

これらの内、⑤を除く版本では、「嘉応善感靈武大王」という篇が立てられ、土燮の事績について記されている。⑤は「嘉応善感靈武大王」を含む数篇を省くが、その理由として、後述の『嶺南摭怪』にすでにそれらの事績が見えるためと記されている。

「嘉応善感靈武大王」の内容については、以下のように大別される。

- ① 『三国志』土燮伝の記述。「土王」としての性格を付され、脚色が加えられている。
- ② 林邑侵攻時、盗掘された土燮の遺体が生けるが如くであり、民衆より「土王仙」として信仰を受けたこと。
- ③ 咸通八年（八六七）、安南都護高駢が「土王仙」と遭遇した記事。
- ④ 一三世紀、陳朝皇帝により「嘉應善感靈武大王」に封ぜられたこと。

「嘉応善感靈武大王」では、土燮が神として祀られる過程については記されているが、呉士連の按語に見られた「南交学祖」評価は本文の中に見ることができない。そのような評価は、⑥に収録された、冒頭の「土王祠」に取材した阮侯碑文（一七〇六）・阮廷簡碑文（一七七九）や、高輝耀の「僭評」（一九世紀初頭）に初めて見ることが出来る。

〔史料5〕阮侯碑文

淑人心以禮學、化國俗以詩書。……安南文獻之邦、從茲創始。

人心を淑よくに禮學を以てし、國俗を化すに詩書を以てす。……安南の文獻の邦たるは、茲こゝ從り創始す。

〔史料6〕阮廷簡碑文

王以汶陽魯國之宗、爲我越文獻之祖。

王、汶陽魯國の宗なるを以て、我が越の文獻の祖爲り。

〔史料7〕高輝耀「僭評」

我國古有越裳、鳩舌龍身、風俗樸陋、大概如今之州峒土民也。自趙武帝制七郡、以詩書訓國俗、任聖童守九眞、始以禮義教導國人。於是我國駸駸乎、始知文字之有益於人、禮學之有關於風俗、有文明之漸進焉。迨土府君以洙泗之餘波、漸流於南海、談俎豆於干戈之會、翁弦歌於蚊蜃之鄉。……史謂「嶺南華風」、自土王始。

我が國の古に越裳有り、鳩舌龍身、風俗樸陋にして、大概は今の州峒の土民の如きなり。趙武帝自り七郡を制し、詩書を以て國俗を訓じ、任聖童、九眞を守り、始めて禮義を以て國人を教導す。是に於いて我が國駸駸とし、始めて文字の人に有益なるを知り、禮學の風俗に關する有り、文明の漸進する有るを知る。土府君に迨り洙泗の餘波を以て、南海に漸流し、俎豆そとうを干戈の會に談じ、弦歌を蚊蜃ぶんしんの郷に翕あつむ。……史に「嶺南華風」と謂うは、土王自り始まる。

〔史料5〕・〔史料6〕は、どちらも後黎朝後期にあたる一八世紀に「土王祠」を訪れた官僚が残した碑文である。これらを見ると、吳士連の按語に見られた土燮像を繼承しつつ、さらに脚色を加え、土燮を高く評価していることが窺える。

また、〔史料7〕は、在野の知識人であつた高輝耀による論評である。ここでは、太古の蛮夷が趙佗や任延により教化を施され、土燮に至つてようやく中華文明が越土に浸透したことを記しており、ベトナムの教化を土燮のみの功績とはしないが、やはり最終的に土燮をベトナムの教

化者と評価している。

一方、『嶺南摭怪』は、古代から陳朝期にかけての嶺南の民間故事を集めた志怪小説集である。原本の編者は陳世法とされるが詳細は不明である。版本が多数存在しており、各本の間で異同が非常に多い。それらを元にその編纂過程をまとめると以下のようなになる。<sup>13</sup>

- ① 陳世法が『嶺南摭怪』を著す（②とほぼ同時代か）。
- ② 一四九二年、武瓊が『嶺南摭怪列伝』として①を校訂。
- ③ 一四九三年、喬富が②を改訂。
- ④ 一六世紀中葉、段永福が②に加筆・修正。
- ⑤ 阮南金が『続編嶺南摭怪列伝』として②に加筆・修正。
- ⑥ 成泰一九年（一九〇七）以降に『馬麟逸史』編まれる。編者不明。後黎朝以降の記事を増補し、各篇に論評を加える。

①・②の段階では土燮について篇は立てられておらず、わずかに「蛮娘伝」という篇において土燮存命中の出来事であることが触れられている程度である。しかし、④には「土王伝」、⑤には「土王仙伝」、⑥には「土王仙」という篇が立てられており、土燮の事績について記されている。

〔史料8〕『嶺南摭怪列伝』卷三土王伝

王壽九十歳、在職四十年、尤善於調燮元氣、教訓人才。……陳朝加封「嘉應威靈武大王」、至今爲福神、乃南國先賢也。

王は壽九十歳、職に在ること四十年、尤も調燮元氣を善くし、人才を教訓す。……陳朝「嘉應威靈武大王」を加封し、今に至るも福神と爲し、乃ち南國の先賢なり。

〔史料9〕『馬麟逸史』 士王仙

訓化詩書、固公之善處、亦公之智處。使無公之教、我南文風、豈有長進之一日乎。

詩書を訓化するは、固より公の善き處、亦た公の智き處なり。公の教え無からしめば、我が南の文風、豈に長進の一日有らんや。

〔史料8〕は、④に収録された「士王伝」であり、〔史料9〕は、⑥に附された編者の論評である。ともに「教訓人才」や「詩書訓化」、「我南文風」といった、呉士連評を中核とする「南交学祖」評価に影響された文言が見える。

このように、ベトナムを代表する二つの神話小説集を見ると、成立当初には確認されない「南交学祖」評価が、一六世紀頃の版本より表れ始め、二〇世紀初頭に至ってさらにきらびやかな修辭を付されていったことがわかる。

### (3) その他の史料

本項では、その他の諸史料の内、士燮について言及しているものを挙げていきたい。<sup>14</sup>

〔史料10〕 范廷倅（范少游）『大南国史演歌』（日本語訳）<sup>15</sup>

その紋章燃ゆる炎も、漢室の炉に衰えて、鼎足と世は乱れ染む、誰か知る天の宿命を。三国の相争うは、名にし負う三つの国々、生殺の権とらばやと、顧みず封土の民を。儒の流れ南に遷り、儒を伝う士王ありて、そのかみに聖が洙泗に、おこしたる礼文を説きぬ。高潔を民は讃えて、この地の太守と仰ぎ、いにしへの寶融や趙佐につぐ。

〔史料10〕は、一八七〇年に范廷倅により刊行された、漢字・チュノム混交文（漢喃文）の歴史長編詩である『大南国史演歌』の一節である。一八五八年、嗣徳帝によるベトナム語の公定歴史書編纂の命を受けて黎吳吉が監修した『史記国語歌』がモデルとなっており、『史記国語歌』自体は結局公定歴史書として刊行されなかったものの、民間に流布した写本を范廷倅が改訂した。そこには、士燮が儒学をベトナムへ伝播したとする、吳士連評以来の「南交学祖」評価が独特の修辞を加えられながらも見て取ることができる。

さて、ベトナムの各村落においては、遅くとも一八世紀頃より、科挙合格水準の成績を残しながらも学位を取得していなかった士人などが学校を開き、児童教育に努めていた。<sup>16</sup> その目的は、科挙受験の前提となる中華的素養や、ベトナムの国土・国史に関する知識の伝達などであり、その中で使用されたのが以下に挙げるような教科書である。

〔史料11〕阮勉軒（阮敏）『天南四字経』

三國呉時、土王爲牧、教以詩書、薰陶美俗。

三國呉の時、土王牧と爲り、教えるに詩書を以てし、美俗を薰陶す。

〔史料12〕范复齋『啓童説約』

世至土王、羸隴建邑、化以詩書、越知文習。

世、土王に至り、羸隴にて邑を建て、化するに詩書を以てし、越は文習を知る。

〔史料11〕の『天南四字経』は、一九世紀前半〜中葉に著された書物で、嶋尾稔氏の聞き取り調査によれば、一九四五年の八月革命以前、ベトナム紅河デルタ地域の漢文教育において使用された代表的な初学テキストの一つであったという。<sup>17</sup> 全て四字句の漢文で構成され、比較的わかりやすい児童向けの教科書である。

〔史料12〕の『啓童説約』は、阮朝・嗣徳六年（一八五三）に著された、やはり漢文教育用の初学テキストである。『天南四字経』同様に四字句の漢文で構成されているが、天文や人体の仕組みなど、より高度で複雑な事柄をも包括した書物であるのが特徴で、知識人層の支持を受けたという。<sup>18</sup>

二つの教科書には、呉士連評やそれを継承する諸史料の言説を踏襲した「南交学祖」評価が描かれている。このことは、村落における自国史教育に際し、伝統的な土燮像が根強く残っていたことを意味する。

こうしてベトナム側の諸史料を概観してみると、正史の上では排除されていた「南交学祖」評価も、神話伝承や民俗資料においては、二〇世紀にいたってもなお広く流布していたことがわかる。また、「南交学祖」評価は、現存する史料においては、『大越史記全書』の呉士連の按語が原点となっていることもわかる。

では、呉士連は一体どのようなようにして「南交学祖」評価の淵源を創り出したのだろうか。『越甸幽霊集』や『嶺南摭怪』の記述からわかる通り、そこに「土王」たる土燮像を見ることはできるが、「南交学祖」評価の登場は早くとも一六世紀中葉まで待たねばならない。つまり、呉士連が参照したであろう先行するベトナム側の諸史料には、まだそのような評価は見えないのである。

ベトナム側の諸史料に見えない以上、『大越史記全書』が『資治通鑑』を模範としたように、中国側の諸史料にその淵源を見つけなければならぬだろう。そこで、次節では中国側の諸史料に見える土燮像を概観していくこととする。

## 第二節 中国側諸史料に見える土燮像

### (1) 『三国志』土燮伝中の対土燮評価

中国側の諸史料に見える土燮像を見る上で留意すべき点は、多くの記事において何らかの共通点を持つ人物が土燮と並称されていることであ

る。その人物について検討することで、士燮がどのように評価されていたのかを知ることができる。

〔史料13〕袁徽による対士燮評価（『三国志』士燮伝）

交趾士府君既學問優博、又達於從政、處大亂之中、保全一郡、二十餘年疆場無事、民不失業、羈旅之徒、皆蒙其慶、雖竇融保河西、曷以加之。官事小闕、輒玩習書傳、『春秋左氏傳』尤簡練精微、吾數以咨問傳中諸疑、皆有師說、意思甚密。又尚書兼通古今、大義詳備。聞京師古今之學、是非忿爭、今欲條『左氏』・『尚書』長義上之。

交趾の士府君既に學問優博にして、又た從政に達し、大亂の中に處り、一郡を保全し、二十餘年疆場事無く、民は失業せず、羈旅の徒は、皆な其の慶を蒙り、竇融河西を保つと雖も、曷んぞ以て之に加えんや。官事小闕するや、輒ち書傳を玩習し、『春秋左氏傳』尤も簡練精微なり。吾數と以て傳中の諸疑を咨問するも、皆な師說有り、意思甚だ密なり。又た『尚書』は古今に兼ね通じ、大義詳備なり。京師の古今の學、是非忿爭するを聞き、今『左氏』・『尚書』の長義を條し之を上るを欲す。

まず、士燮存命中の彼に対する評価としては、袁徽の書状が挙げられる。袁徽は、董卓による暴政とそれに伴う中原の混乱を避けて嶺南へと逃れた人物であるが、一方で朝廷を支配する曹操陣營の参謀である荀彧へ書状を送っており、この書状の中で袁徽は、竇融を凌ぐ力量を持つ統治者として士燮を評している。

竇融は、後漢・光武帝に仕えた功臣の一人であるが、それ以前は河西地域に割拠する群雄であった。『後漢書』卷二三竇融列伝には、竇融が行河西五郡大將軍事として河西五郡（酒泉・金城・張掖・敦煌・武威）の太守と連合して河西地域を統治したことや、「保塞の羌胡は皆な震服して親附」したことが記されており、自身の弟を太守に据えるなど、事実上の自立勢力を築いた士燮とは共通点が見受けられる。

しかし、袁徽が竇融と比較しているのは士燮の統治姿勢に他ならず、現地の教化に関する点ではないし、そもそも竇融にそのような評価はない。その後も士燮の學問の優れた点について称賛しているが、一言も教化については述べていないのである。

また、第二章でも触れたように、陳寿は、「百蠻を震服すること、尉他も踰ゆるに足らざるなり」として、南越王趙佗に比肩する存在であると評している。前節の〔史料7〕や〔史料10〕に見えるように、ベトナム側の諸史料においてもしばしば土燮と趙佗は並称され、比較されている。それは趙佗が「趙武帝」として土燮同様にベトナムの教化を手助けした偉大なる帝王と讃えられているためであるが、陳寿が比較する点はそのではなく、「震服百蠻」、すなわち百越を服従させた力量にある。この評価の直前には、土燮が王のごとき偉容をもって大名行列をなし、人々がその両側でひれ伏している描写がなされており、このような実態が帝号を称した趙佗と比肩するという評価に繋がっていると考えられる。

『史記』卷一一三南越列伝には、趙佗が「百越を和集」し、兵力や財物をもって閩越や西甌、駱といった周辺民族を服属させたことが記されており、陳寿はこれと比較したものと思われる。これは、袁徽が竇融と比較した点と共通している。

## (2) 南北朝期

やがて時代が南北朝期に進むと、それまでとは異なる土燮像が見え始める。

〔史料14〕南朝梁・王僧孺「至南海郡求士教」(『芸文類聚』治政下・薦挙所収)

孝實人經、則有羅威・唐頌。學惟業本、又聞陳元・土燮。至於高尚獨往、相望於岼巖、懷仁抱義、繼蹤於前史。

孝の實に人經なるは、則ち羅威・唐頌有り。學の惟れ業の本なるは、又た陳元・土燮を聞く。高尚獨往に至り、岼巖きげんに相望み、仁に懷きて義を抱き、前史を繼蹤す。

〔史料14〕は、南朝梁・王僧孺が、南海太守として郡内の人士の出仕を教導した書である。その中で、土燮は陳元なる人物と並称され、辺境

の地で学問を修めた有能な人物として描写されている。

〔史料15〕『後漢書』卷三六陳元列伝

陳元字長孫、蒼梧廣信人也。父欽、習『左氏春秋』、事黎陽賈護、與劉歆同時而別自名家。王莽從欽受左氏學、以欽爲馱難將軍。元少傳父業、爲之訓詁、銳精覃思、至不與鄉里通。以父任爲郎。建武初、元與桓譚・杜林・鄭興俱爲學者所宗。時議欲立『左氏傳』博士。……帝卒立左氏學、太常選博士四人、元爲第一。……以病去、年老、卒於家。子堅卿、有文章。

陳元、字は長孫、蒼梧廣信の人なり。父の欽、『左氏春秋』を習い、黎陽の賈護に事え、劉歆と同時に別に自ら家を名のる。王莽、欽に従いて左氏學を受け、欽を以て馱難將軍と爲す。元、少くして父の業を傳え、之が訓詁を爲し、精を鋭くして思いを覃くし、郷里と通せざるに至る。父の任を以て郎と爲る。建武の初め、元、桓譚・杜林・鄭興と俱に學者の宗とする所と爲る。時に議して『左氏傳』の博士を立てんと欲す。……帝、卒に左氏學を立て、太常は博士四人を選ぶに、元を第一と爲す。……病を以て去り、年老いて、家に卒す。子の堅卿、文章有り。

陳元は、①蒼梧郡広信県の出身、②『左伝』に精通しているという二点で、士燮と全く共通している人物である。父の陳欽、子の陳堅卿もまた、『左伝』などの学問に精通した人物として見える。そのため、この後登場する士燮について記された多数の記事において、陳元、あるいは陳氏三代との並称が行われるようになる。

### (3) 唐代

続いて、唐代における士燮への評価について見ていきたい。

〔史料16〕 劉知幾『史通』外篇・雜説下

夫十室之邑、必有忠信。欲求不朽、弘之在人。何者、交趾遠居南裔、越裳之俗也。敦煌僻處西域、昆戎之鄉也。求諸人物、自古闕載。蓋由地居下國、路絶上京、史官注記、所不能及也。既而士燮著錄、劉昞裁書、則磊落英才、粲然盈矚者矣。向使兩賢不出、二郡無記、彼邊隅之君子、何以取聞於後世乎。是知著述之功、其力大矣。豈與夫詩賦小技校其優劣者哉。

夫れ十室の邑、必ず忠信有り。不朽を求めんと欲すれば、之を弘むるは人に在り。何者なんよなば、交趾は遠く南裔に居りて、越裳の俗なり。敦煌は西域に僻處して、昆戎の郷なり。諸に人物を求むるも、古自り載を闕く。蓋し地は下國に居り、路は上京を絶つに由り、史官の注記、能く及ばざる所なり。既に而して士燮録を著し、劉昞書を裁して、則ち磊落たる英才、粲然として盈矚する者なり。向使もし兩賢の出でず、二郡に記無くんば、彼の邊隅の君子、何を以て後世に於いて聞を取らんや。是に著述の功、其の力の大なることを知る。豈に夫の詩賦の小技と其の優劣を校する者ならんや。

〔史料16〕は、劉知幾『史通』外篇・雜説下に見える記事である。そこには、中央から隔絶された辺境の地にいた二人の賢人として士燮とともに劉昞なる人物が並称されている。

『魏書』卷五二劉昞伝によれば、劉昞は敦煌の人で、父の劉宝とともに卓越した儒学者として名の知れた人物である。酒泉郡に隱居した後は五百人余りの門弟に學問を教授し、その後は西涼の李暠の下で『敦煌實録』二〇卷などを著し、『周易』などに注釈を行った。

士燮と劉昞の共通点は、劉知幾が記す通り、僻地において「著述の功」があったという点であろう。『隋書』卷三二經籍志一・春秋条に、『春秋經』十一卷、吳の衛將軍士燮注すとあり、また同卷三五經籍志四・別集条には、『士燮集』五卷。亡すとあるなど、士燮もまた著作や『左傳』などへの注釈で名の知れた人物であり、學術面のみに限れば非常に似通っている。

ただ、士燮に対する評価は、そのような点から後世に語り継がれるべき人物とされながらも、あくまでも辺境の一賢者という程度に止まって

いたことが窺える。

〔史料17〕柳宗元「為安南楊侍御祭張都護文」

交州之大、南極天際、禹績無施、秦強莫制、或賓或叛、越自漢世。聖唐宣風、初鮮寧歲、稍臣卉服、漸化椎髻、卒為華人、流我愷悌。土燮之理、惟公克繼、勤勞遠圖、敷贊嘉惠。

交州の大なるは、南極の天際にして、禹績も施す無く、秦強かれども制莫く、或いは賓い或いは叛き、越、漢世自りす。聖唐は宣風するに、初め寧歲鮮く、稍く卉服を臣まい、漸く椎髻を化し、卒に華人と為り、我を流すこと愷悌たり。土燮の理、惟うに公（安南都護張舟）克く繼ぎ、遠圖に勤勞し、嘉惠を敷贊す。

唐代の著名な文人である柳宗元は、安南、すなわちベトナムの地にいる楊侍御という人物に宛て、かつての安南都護である張舟を弔うこのよ  
うな祭文を送っている。叛乱の頻発した交州も唐朝の治世に至って安定し、その風俗もすっかり漢化して過こしやすくなったことが述べられて  
いるが、それに続いて土燮と張舟の治績を比較し、後者がこれを継承して善政を敷いたと評価している。

〔史料18〕『旧唐書』卷一四憲宗紀上・元和元年三月条

戊戌、以安南經略副使張舟為安南都護・本管經略使。……丙申、安南都護張舟奏破環王國三萬餘人、獲戰象・兵械・竝王子五十九人。  
（元和元年（八〇六）三月）戊戌、安南經略副使張舟、安南都護・本管經略使と為る。……（元和三年（八〇八）八月）丙申、安南都護張舟、  
環王國三萬餘人を破り、戰象・兵械・竝びに王子五十九人を獲るを奏す。

張舟の事績に関する記述は極めて少なく、例えば「史料18」には、安南都護となった張舟が、八〇八年にチャンパの軍勢三万余りを撃退した

ことが記されている。この中に張舟が善政を敷いたという記述は見えないため、柳宗元が何を根拠にこのような評価を下したのかは不明である。しかし、士燮に対する評価が辺境の地で善政を敷いた優れた統治者というものであることは疑いようがない。これは、袁徽や陳寿の評価に近いものであろう。

ところが、中唐の官僚・詩人である権徳輿が、安南都護の裴行立という人物に宛てた詩には、士燮の教化者としての評価が見える。

〔史料19〕権徳輿「送安南裴中丞序」

至若馬文泉之功略、士威彦之教化、憬俗裔人、納諸掌握。

馬文泉の功略、士威彦の教化の若くに至り、憬俗裔人、諸れを納れて掌握す。

〔史料19〕がそれであるが、第二章で扱った徴姉妹の乱を平定した馬援の南方攻略事業の功績とともに、士燮による「教化」の功績が並列に置かれ、それらの働きにより、僻遠の人々を掌握することができたとしている。このことから、唐代においてすでに士燮を教化者とみなす評価が見え始めているのである。

#### (4) 宋代

宋代には、士燮の教化者像を更に補強する重要な記述が出現する。

〔史料20〕『宋史』卷四八八外国四交趾

是歲十月、制曰、「……權知交州三使留後黎桓、兼資義勇、特稟忠純、能得邦人之心、彌謹藩臣之禮。往者、丁璿方在童幼、昧於撫綏。桓乃

肺腑之親、專掌軍旅之事、號令自出、威愛并行。璿盡解三使之權、以徇眾人之欲。遠輸誠款、求領節旄。士燮彊明、化越俗而咸乂。尉佗恭順、稟漢詔以無違。宜正元戎之稱、以列通侯之貴、控撫夷落、對揚天休。……」。

是の歳（雍熙三年（九八六））の十月、（北宋の太宗）制して曰く、「……權知交州三使留後黎桓（前黎朝初代皇帝）、義勇を兼資し、特に忠純を稟え、能く邦人の心を得、彌く藩臣の禮を謹む。往者、丁璿（丁朝二代皇帝）方に童幼に在り、撫綏に味し。桓、乃ち肺腑の親にして、軍旅の事を專掌し、號令して自ら出で、威愛并行す。璿、盡く三使之權を解き、以て眾人の欲するに徇う。遠く誠款を輸し、節旄を領するを求む。士燮彊明にして、越俗を化し咸な<sup>おま</sup>む。尉佗恭順にして、漢の詔を稟くるに以て違ふこと無し。宜しく元戎の稱を正し、以て通侯の貴を列ね、夷落を控撫し、天休を對揚すべし。……」と。

〔史料20〕は、『宋史』卷四八八外国四交趾に収録されている、雍熙三年に太宗により發布された制書である。その内容は、前黎朝初代皇帝となった黎桓に対し、その正当性を大筋で認めるとともに、士燮が現地の風俗を教化してよく統治し、趙佗が漢朝に対して従順であったことに照らして、あくまでも宋朝の臣として現地を統治するように諭すものとなっている。

この制書が下された背景について簡単に説明したい。黎桓は、もともと九六八年、十二使君の乱という群雄割拠の時代を勝ち抜き丁朝を建てた丁部領の臣であり、丁部領が宮廷侍衛の杜穡に殺害されると、その後継となった幼少の丁璿を擁立した。その後太后と密通して実権を掌握し、これに反発した重臣の反乱を鎮圧した。この内乱の中、九八〇年、邕州知事侯仁宝の建議を受け、北宋は安南攻略の軍を発し、黎桓はこれに備えるために幼帝を廃し、前黎朝を建てた。その翌年、黎桓軍は北宋軍を夜襲などにより撃破し（白藤江の戦い）、北宋軍が撤退したことで戦争は終結する。その後すぐに黎桓の外交努力により冊封体制が復活し、この制書や、九九七年の前黎朝建国の了承といった態度の軟化へとつながるのである。

太宗は、士燮と趙佗という、嶺南を統治した二人の人物の功績を例に出し、帝位を奪って新王朝を樹立した黎桓に対し自制と忠誠を促したと考えられる。

〔史料21〕北宋・舒勉「六賢祠堂碑」(清・汪森『粵西文載』所収)

六賢謂漢陳欽、欽子元、元子堅卿、士燮、燮弟士壹、子厥。……李公亨伯好古樂善、歷求漢唐以至本朝、得名臣鉅公有典是郡者七人焉。既立堂祠之於冰泉之上、以慰邦人之思、又卽巒舍、塑六賢之像、并以其本末刻之於石。使學者歲時具香火謁先聖。已則退而旅拜六賢於祠堂之下、瞻其像、想見其風采、而生希慕之心、如在鄉黨焉。其敦勸誘掖、可謂至矣。

六賢は漢の陳欽、欽の子元、元の子堅卿、士燮、燮の弟士壹、子の厥を謂う。……李公亨伯、古の樂を好むこと善く、歷を漢唐に求めて以て本朝に至り、名臣鉅公の是の郡を典る者七人有るを得。既に堂を立てて之を冰泉の上に祠り、以て邦人の思いを慰むるに、又た巒舍に卽したがい、六賢の像を塑し、并せて其の本末を以て之を石に刻む。學者をして歲時に香火を具えて先聖に謁せしむ。已に則ち退きて六賢を祠堂の下に旅拜し、其の像を瞻みるに、其の風采を想見し、希み慕うの心生ずること、鄉黨に在るが如し。其の敦勸誘掖は、至れりと謂う可きなり。

〔史料21〕は、一〇九五年に舒勉という人物により記された「六賢祠堂碑」という碑文である。当時の人々が、「六賢」と称される士燮ら梧州(蒼梧)出身の傑出した人物について忘れ去っている現状を憂い、彼らの事績について簡潔に述べた後、「六賢の像」とその祠堂を建立した梧州知事李亨伯の功績を讃える内容となっている。

その中で士燮は、「史料14」と同様に陳元ら陳氏と並称されている。その評価姿勢も「史料16」などに見える辺境の一賢者としてのものである。

#### (5) 明・清代

明・清代に入ると、士燮について叙述された史料は一気に増加する。しかし、多くが重複する内容であるため、本項ではその中でもより時代

の古く、かつ特異性の強いものを挙げる。

〔史料22〕『(嘉靖) 広西通志』卷一七 風俗

夷獠雜居、古爲邊服、文物普偏、今類中州。蓋由張栻・呂祖謙之道化被於桂、范祖禹・鄒浩之正氣行乎昭、柳宗元之文聲著乎柳、馮京・黃庭堅之德譽動乎宜、二陳・三士之經學啓乎梧、谷永之恩信、陸續之儒業播乎潯、馬援之約束布於邕、蹈義泳仁、月異而歲不同。甚至交趾之界、獠獠之居、棄卉服而襲冠裳、挾詩書而延儒紳、太平諸府、材賢漸出。由是觀之、革俗由政、爲政在人、不可誣也。

夷獠雜居し、古は邊服爲り、文物普偏し、今は中州に類す。蓋し張栻・呂祖謙の道化、桂を被い、范祖禹・鄒浩の正氣、昭を行り、柳宗元の文聲、柳に著し、馮京・黃庭堅の德譽、宜を動かし、二陳(陳欽・陳元)・三士(士賜・士燮・士耆)の經學、梧を啓き、谷永の恩信、陸續の儒業、潯に播き、馬援の約束、邕に布かれし由り、義を蹈み仁を泳ぎ、月は歳を異にして同ぜず。甚だ交趾の界に至り、獠獠の居、卉服を棄てて冠裳を襲ね、詩書を挟みて儒紳を延ばし、諸府を太平にし、材賢漸く出づ。是に由りて之を觀れば、革俗は政に由り、爲政は人に在るとは、誣う可からざるなり。

〔史料22〕は、一五三一年、黄佐・林富らにより編纂された『広西通志』卷一七 風俗の一節である。広西地域の地方志である『広西通志』は、数種類の版本が現存するが、本書はその中でも最古の版本である。

その中で、やはり士燮は、「二陳・三士」として父の士賜や弟の士耆とともに陳氏一族と並称されているのだが、同時に彼らの「經學」が「梧(州)」の人々を啓蒙したことが記されている。〔史料21〕に現れた教化者たる士燮像が反映されたかは不明だが、蒼梧の啓蒙者という特異な評価を下されている。

〔史料23〕 明・嚴從簡『殊域周咨録』南蛮・安南

時有刺史名士燮、乃初開學、教取中夏經傳。翻訳音義、教本國人、始知習學之業。然中夏則說喉聲、本國話舌聲。字與中華同、而音不同。時に刺史の士燮と名いう有り、乃ち初めて學を開き、中夏の經傳を教取す。音義を翻訳し、本國の人に教え、始めて習學の業を知る。然れども中夏は則ち喉聲を説くも、本國は舌聲を話す。字は中華と同じけれども、音は同じからず。

〔史料23〕は、一五七四年に嚴從簡の著した『殊域周咨録』南蛮・安南の一節である。外交使節の接待を司る行人であった嚴從簡は、その職務の過程で辺境地域や諸外国の状況や文献などを知ることが出来たため、中には現存しない書籍の内容なども収録されており、非常に有用な著作となっている。

これを見ると、士燮を中華の經書などを現地住民に教えた学問の祖であるとしており、前節において概観したベトナム側の諸史料に見受けられた「南交学祖」評価が窺える。その成書年代と『殊域周咨録』の性格を勘案すれば、おそらくは『大越史記全書』などのベトナム漢文史料を参照して記された記事であると思われる。その意味で、この記事は他とは区別すべきであろう。

清代において特筆すべき史料に、広西壮族自治区蒼梧県京南鎮に残る士燮遺跡群がある。そこには「漢士威彦先生故里」と記された石刻碑文が残されており、その落款に「大清光緒十四年戊子季秋月邑人高松喬書裡人羅棟才鐫」とある。当地の伝承によれば、科挙に何度も失敗していた羅棟才なる書生の夢に士燮が現れ、彼に一篇の詩を送った。するとその後見事科挙に合格したため、これに感謝した羅棟才はこの碑文を断崖の巨石に刻んだという。<sup>19)</sup>

『大清徳宗景皇帝実録』によれば、一八九〇年の殿試で選ばれた進士の内、三甲（成績下位の集団）となった、広西省梧州府蒼梧県出身の羅棟才という人物がいたことが確認される。また、この碑文の周辺には、「大人廟」や「尚書義学」といった士燮を祀る廟が建っており、やはり対連等に士燮を讃える文が記されている。そこには、学問を志す人物を見守る土地神として敬愛される士燮像が見える。

こうして中国側の士燮関連記事を概観してみると、大きく分けて二つの士燮像が浮かび上がってくる。一つは、あくまでも蒼梧という嶺南の一地方における賢人たる士燮像であり、もう一つは、〔史料19〕や〔史料20〕に見える、土俗を教化して百越を服従させた統治者たる士燮像で

ある。本論文では、前者を「蒼梧型士燮像」、後者を「交趾型士燮像」と名付けるものとする。これは、前者が蒼梧郡（梧州）に根ざしたイメージであるのに対し、後者が交趾郡、すなわちベトナム王朝の都が置かれた紅河デルタ地帯において形成されたイメージであることによるものである。

また、士燮墓が蒼梧と交趾の二箇所が存在することからも着想を得たものである。例えば前者は、『古今圖書集成』方輿彙編・職方典・梧州府部・彙考・陵墓附に、「漢の太守士燮の墓。（梧州）府城の西北四里に在り」とあり、後者は、清・唐景崧『請纓日記』に、「呉の士燮、北甯バクニンに在りて墓有り祠有り」とある。また、「士燮廟」には実際に士燮墓と伝わる場所が存在する。

この二つの士燮像は一体どのような理由で生まれたのであろうか。そして、特に後者の「交趾型士燮像」こそが、ベトナムにおける「南交学祖」評価につながっていくと考えられるが、それはどのようにして継承、受容されていったのであろうか。

### 第三節 二つの士燮像と「南交学祖」評価の形成

#### （1）「蒼梧型士燮像」

「蒼梧型士燮像」は、確認できる限り「史料14」より始まり、中国側の諸史料の多くに見られた。特に出身地が同じで『左伝』に通じた陳元との並称により、蒼梧というとても狭い範囲における偉大な知識人という性格が強調されていた。そして宋代に入ると、士氏と陳氏は「六賢」として「蒼梧学」と呼ぶべき地方学派のシンボルとして祀られ、清代に至り、一書生の成功譚を媒介に、士燮は我が国で言う菅原道真のような立場に置かれたと考えられる。道真が生前卓越した学者であったことから、怨霊としての性格が薄れて学問の神としての色彩が強くなったように、士燮の知識人たる性格が肥大化し、「蒼梧の誇る偉人」として神格化していったと理解すべきだろう。

「蒼梧型士燮像」の成立に際しては、「史料13」に見える士燮の卓越した経学者としての性格が起点となっていると考えられる。学問に秀で

たという一点が切り離され、拡大解釈された結果であるだろう。

(2) 「交趾型士燮像」

一方の「交趾型士燮像」は、「史料19」や「史料20」、そして「史料23」といった、限られた史料にのみ見える対士燮評価である。士燮を優れた教化者とするこの士燮像は、一首の詩文の中に唐突に現れたが、なぜ士燮にこのような性格が付加されるようになったのだろうか。

「西山本」において、呉時仕が「南交字祖」評価を否定した理由の中で触れたが、士燮より以前に、交趾太守錫光と九真太守任延という二人の太守が、実際に嶺南において民衆の教化事業を行っている。

〔史料24〕『後漢書』卷七六任延列伝

建武初、……詔徵爲九真太守。光武引見、賜馬・雜繪、令妻子留洛陽。九真俗以射獵爲業、不知牛耕、民常告糶交趾、每致困乏。延乃令鑄作田器、教之墾闢。田疇歲歲開廣、百姓充給。又駱越之民無嫁娶禮法、各因淫好、無適對匹、不識父子之性、夫婦之道。延乃移書屬縣、各使男年二十至五十、女年十五至四十、皆以年齒相配。其貧無禮娉、令長吏以下各省奉祿以賑助之。同時相娶者二千餘人。是歲風雨順節、穀稼豐衍。其產子者、始知種姓。咸曰、「使我有是子者、任君也」。多名子爲任。於是徼外蠻夷夜郎等慕義保塞、延遂止罷偵候戍卒。

建武の初め、……詔し徴して九真太守と爲す。光武引見し、馬・雜繪を賜い、妻子をして洛陽に留めしむ。九真の俗、射獵を以て業と爲し、牛耕を知らず、民、常に告げて交趾より糶し、毎に困乏を致す。延、乃ち田器を鑄作せしめ、之に墾闢を教う。田疇歳歳に開け廣がり、百姓充ち給れり。又た駱越の民、嫁娶の禮法無く、各と淫好に因り、適なる對匹無く、父子の性、夫婦の道を識らず。延、乃ち屬縣に移書し、各と男の年二十より五十に至るまで、女の年十五より四十に至るまでをして、皆な年齒を以て相配せしむ。其の貧しくして禮娉無きは、長吏以下をして各と奉祿を省きて以て之を賑助せしむ。時を同じくして相娶る者二千餘人なり。是の歳、風雨順節し、穀稼豐衍なり。其の子を産み

し者、始めて種姓を知る。咸な曰く、「我をして是の子を有らしむるは、任君なり」と。多く子を名づくるに任と爲す。是に於いて徼外の蠻夷の夜郎等、義を慕いて塞を保ち、延、遂に偵候の戍卒を止め罷む。

初、平帝時、漢中錫光爲交趾太守、教導民夷、漸以禮義、化聲侷於延。王莽末、閉境拒守。建武初、遣使貢獻、封鹽水侯。領南華風、始於二守焉。

初め、平帝の時、漢中の錫光、交趾太守と爲り、民夷を教導し、漸ひだすに禮義を以てし、化聲、延に侷くわくし。王莽の末、境を閉ざして拒み守る。建武の初め、使を遣りて貢獻し、鹽水侯に封ぜらる。領南の華風、二守より始まる。

〔史料24〕には、後漢・光武帝期に九真太守に赴任した任延が、土地の開墾方法や婚姻儀礼を伝えたことで乱れた風俗が改まり、それ以前の前漢・平帝期に交趾太守に赴任した錫光が、民衆の教化に努めたことから、「領（嶺）南の華風」が二人の統治より始まったことが記されている。まさに、「史料20」において、太宗が土燮に対して「越俗を化し」たとする評価と非常に似通っている。つまり、両者が結びついた可能性が考えられるのである。

実際、前述の「土燮廟」の牌坊にある対聯にも、「王錫、文明を引きて先河を派つ」とあり、錫光・任延が文明をベトナムに引き入れたことで、根源が分かれたれた、すなわち、文化が発展したことが記されているなど、土燮を語る文章ではよく先に二人の名が引き合いに出される。こうした両者を結びつける意識が、ベトナムが中国より独立する以前から存在していたとすれば、「史料19」で「土威彦之教化」が南方人を掌握したとされたことも、「史料20」で土燮が「越俗を化」したとされたことも理解できる。残念ながら、中国側文献に錫光・任延と土燮とを結びつける記述は確認できないが、可能性は高いと考える。

### (3) 「交趾型土燮像」から「南交学祖」評価へ

さて、この「交趾型土燮像」を継承し、「南交学祖」評価を確立したのが〔史料3〕の呉士連評であろう。『大越史記全書』本紀卷一・天福七年（九八六）冬十月条には〔史料20〕の制書がほぼそのままの形で収録されており、明らかに呉士連はこの土燮像を知っていたことになる。

では、呉士連が「交趾型土燮像」をベトナムの正史を記述する上で採用した理由は何であろうか。これには、『大越史記全書』が著されたのが黎聖宗期であることが大きく作用していると思われる。黎聖宗は、ベトナムにおいて科挙制度を確立した皇帝として知られ、<sup>20</sup>呉士連もまたこの科挙制度により登用されている。また、儒教の徳目に反する者には郷試の受験資格を与えないなど、非常に儒学を重んじた。<sup>21</sup>儒教偏重が始まったこの時期に編纂された『大越史記全書』もまた、必然的に儒教やそれに付随する中華文化を重視し、「交趾型土燮像」が受容されたのではないだろうか。

その後、呉時仕による修史を境に、公定歴史書では「南交学祖」評価はおろか、土燮を歴代君主と見なす評価すら否定されていく。呉時仕はより実証主義的な歴史叙述を展開し、事実に基づかない伝説的な描写を批判した。また、南河政権（中南部）が北河政権（北部）を打倒する形で統一を果たした阮朝は、それまでの北河中心の歴史観を克服し、統一した歴史を叙述しようと試みた。<sup>22</sup>その過程で、歴代王朝の踏襲してきた「南交学祖」評価は否定されたものと思われる。

ただ、文学作品や村落教育に使用された教科書においては、「南交学祖」評価は根強く残った。呉時仕以前のフオークロアの歴史叙述における英雄の一人であった土燮<sup>23</sup>は、阮朝統一後も北河中心の歴史観を保持し続けた紅河デルタ地帯の知識人や民衆から尊崇を集め、特に公教育が徹底される以前の児童教育の中に記憶され続けたと言えるだろう。

もともと、アルファベット表記であるクオックグーが普及し、漢文教育が廃れ始めると共に、土燮は教科書の上から姿を消した。現在の歴史教科書において、中華帝国による圧政とそれに対する抵抗運動は記述されても、土燮の善政については言及されていない。<sup>24</sup>

おわりに

本章での検討により導き出された、ベトナムにおける「南交学祖」評価の形成と展開をまとめると以下のようなになる。

① 『三国志』 士燮伝において、優れた経学者であり、卓越した政治手腕を持つ統治者として評価される。  
② 南北朝期、①の内、経学者の要素が拡大し、共通項を持つ陳元と並称される形が始まる（蒼梧型士燮像のはじまり）。  
③ 唐代、一首の詩文に教化者の評価が見え始める。おそらくは、嶺南を教化した、錫光・任延の事績が入り交じったと考えられる（交趾型士燮像のはじまり）。

④ 儒教偏重が始まる黎聖宗期、呉士連が北宋・太宗期の制書の記述を踏襲し、『大越史記全書』において、士燮をベトナムの教化者として記す（「南交学祖」評価のはじまり）。

⑤ 『大越史記全書』の影響を受け、神話小説集や文学作品、教科書に「南交学祖」評価が受容される。

⑥ 実証主義的歴史叙述の芽生えにより、公定歴史書から「南交学祖」評価、および歴代君主としての対士燮評価が削除される。ただし、紅河デルタ地帯においては、知識人や民衆の支持を受けてある程度存続する。

さて、本章での検討の副産物として、新たな問題が浮上した。それは、士燮がいつ、どのようにして「土王」というベトナムの歴代君主に据えられるようになったか、という点である。「史料1」・「史料2」を見ればわかるように、ベトナムにおいて「南交学祖」評価が形成されるより以前に、すでに「土王」という呼称、あるいは士燮を「王」とする評価は生まれている。この点については、第五章にて検討したいと思う。

## 注

注1 デイン・カック・トゥアン（二ノ宮聡訳）『ベトナム教育史概況』（『東アジア文化交渉研究』三、二〇一〇年）参照。

- 注2 蔣君章「士燮对交州的貢獻——对越南政治文化最有貢獻的漢官」（同『越南論叢』、中央文物供應社、一九六〇年）、邱普艷・李新平「士燮与儒学在交趾的傳播」（『平頂山学院学报』二〇一六、二〇〇五年）、喬好勤「嶺南儒学的興起及其着述」（『図書館論壇』二六―六、二〇〇六年）、楊勇「浅析儒学在越南興盛的原因」（『紅河学院学报』二〇一―三、二〇一一年）などを参照。
- 注3 後藤均平「士燮」（『史苑』三二―一、一九七二年）参照。
- 注4 『大越史略』については、陳荊和『校合本大越史略』（創価大学アジア研究所、一九八七年）を参照した。
- 注5 山本達郎「越史略と大越史記」（『東洋学报』三二―四、一九五〇年）参照。
- 注6 注5山本達郎前掲論文、陳荊和『大越史略』―その内容と編者―（山本達郎博士古稀記念論叢編集委員会編『東南アジア・インドの社会と文化』下、山川出版社、一九八〇年）参照。
- 注7 『大越史記全書』については、第二章同様、孫曉主編『大越史記全書 標点校勘本』一（西南師範大学出版社、二〇一五年）を参照した。なお、「西山本」のみ注8参照。
- 注8 「西山本」については、（財）東洋文庫所蔵『大越史記前編』を参照した。
- 注9 注3後藤均平前掲論文参照。
- 注10 『越甸幽霊集』については、孫遜・鄭克孟・陳益源主編『越南漢文小説集成』二（上海古籍出版社、二〇一〇年）を参照した。
- 注11 『嶺南摭怪』については、孫遜・鄭克孟・陳益源主編『越南漢文小説集成』一（上海古籍出版社、二〇一〇年）を参照した。
- 注12 注10前掲著書、一―一〇頁、任明華『越南漢文小説研究』（上海古籍出版社、二〇一〇年）、一九―三九頁参照。
- 注13 注11前掲著書、三―七頁、注12前掲任明華著書、七九―九九頁参照。
- 注14 本項で使用する史料はすべて、"Digital collections of the vietnamese nom preservation"に収録されたベトナム国家図書館所蔵のもの

のを参照した。

2017]。

- 注15 日本語訳については、川本邦衛『ベトナムの詩と歴史』（文藝春秋、一九六七年）、八二〜八四頁を参照し、これを改変した。
- 注16 嶋尾稔「ベトナムの伝統的私塾に関する研究のための予備的報告」（『東アジア文化交渉研究』別冊二、二〇〇八年）参照。
- 注17 嶋尾稔『天南四字経』に関する覚書」（『慶應義塾大学言語文化研究所紀要』四四、二〇一三年）参照。
- 注18 嶋尾稔「ベトナム阮朝初学教育テクストの中の国土・国史―『啓童説約』の検討」（山本正身編『アジアにおける「知の伝達」の伝統と系譜』慶應義塾大学出版会、二〇一二年）参照。
- 注19 李玉洋「尋蹤土燮」（『春秋』二〇一二年一四、二〇一二年）参照。
- 注20 藤原利一郎「黎朝の科挙―聖宗の科挙制確立まで―」（同『東南アジア史の研究』法蔵館、一九八六年）、四二六〜四四一頁参照。
- 注21 佐世俊久「ベトナム黎朝前期における儒教の受容について」（『広島東洋史学報』四、一九九九年）、一一〜一六頁参照。
- 注22 嶋尾稔「20世紀初頭ベトナムの通史について」（根本敬編『東南アジアにとって20世紀とは何か―ナショナルリズムをめぐる思想状況』東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所、二〇〇四年）参照。
- 注23 注22嶋尾稔前掲論文参照。
- 注24 ファン・ゴク・リエン監修『ベトナムの歴史―ベトナム中学校歴史教科書』（明石書店、二〇〇八年）等参照。

## 第五章 「土王」評価の形成と展開

はじめに

ベトナム史上、中国諸王朝の支配に抵抗した人物は、国家や民衆より英雄視・神格化の対象とされ、尊崇を受けて来た。この中で、ベトナム人の英雄たちとともに、国家に貢献したとして礼賛され、ともすれば神格化された時期を有する漢人統治者も存在する。土燮もその一人である。第四章で見たように、『大越史記全書』の編者呉士連は、「我が國の詩書に通じ、禮樂を習い、文獻の邦と爲るは、土王自ら始まる」として、土燮を「ベトナム文学の祖」と評価するとともに、土燮に対し「土王」の尊称を用いている。また、呉士連評の他の記述にも見えるが、民衆や知識人階級からは「土王」もしくは「土王仙（僊）」などと呼ばれて崇敬を受けたり、陳朝期（一二二五～一四〇〇）には国家により「嘉応善感靈武大王（善感嘉応靈武大王など、諸本により異同が見られる）」という神号を与えられている。筆者は、朝廷・民間社会問わず、土燮を「王」と呼称する評価を指して「土王」評価と呼ぶこととする。

第四章における「南交学祖」評価同様、「土王」評価については、後藤均平氏<sup>2</sup>が先鞭を付けているものであるが、その検討は、ベトナム史上における土燮の位置づけを論ずるといふ論旨から、「土王」評価のベトナム社会における受容が主軸となっており、その淵源や形成過程については、明確な根拠を提示しきれないように思われる。

本章では、土燮に対する「土王」という呼称がいつ頃ベトナム側文献に登場するのかを確認した後、「土王」評価の成立過程を追うために、土燮関連説話について比較検討を行った上で、その後のベトナムにおける受容推移について、第四章にて触れることのできなかった新史料を用いて考察を加えたい。

### 第一節 ベトナム側文献における「土王」評価の登場

すでに第四章において触れたが、ベトナム側の文献において、土燮を「王」と表現する最古のものとして、以下の二例が挙げられる。

〔史料1〕『大越史略』卷上・歴代守任条

燮字彦威、蒼梧廣信人。……魏黃初七年、王薨、壽九十、在治四十餘年。

燮、字は彦威、蒼梧廣信の人。……魏の黃初七年、王薨ず、壽九十、治に在ること四十餘年。

〔史料2〕『大越史記全書』外紀卷三士王紀の黎文休の按語

士王能以寬厚、謙虛下士、得人親愛、而致一時之貴盛。又能明義識時、雖才勇不及趙武帝、而屈節事大、以保全疆土、可謂智矣。惜其嗣子弗克負荷先業、使越土宇既皆全盛、而復分裂。悲夫。

士王、能く寛厚を以てし、謙虚にして士に下り、人の親愛を得、一時の貴盛を致す。又た能く義を明らかにして時を識り、才勇は趙武帝に及ばざると雖も、事大に屈節し、以て疆土を保全し、智と謂う可し。惜しむらくは、其の嗣子先業を負荷するに克てず、越土の宇をして既に皆な全盛せしむるも、復た分裂す。悲しいかな。

『大越史略』の内、北属期の太守・刺史などの事蹟について簡潔に記した「歴代守任」という項目の中に土燮の事蹟も記されており、その内容はおおむね『三国志』卷四九呉書土燮伝のそれに等しい。しかし、土燮の名を表記する際、前半こそ「燮」とするが、土燮の死を記した箇所以降は「王」としている。歴代守任条は、北属期に太守や刺史、節度使としてベトナムの地を統治した人物について列記するが、その中で「王」と呼称されているのは土燮のみである（漢人全体で見れば、南越歴代君主が「趙紀」として別に項目を立てられ、「帝」や「王」と呼称されている）。歴代守任条に含まれていることから、当時の公式見解として彼をベトナム歴代君主の一人に据えることはできなかったことがわかるが、後半部の

「王」表記に「土王」評価の片鱗を見ることが出来る。

〔史料2〕では、「土王」が時勢をよく推し量ってベトナムに安寧をもたらしたことなどが記され、その功績を讃えている。前者と異なり、完全に「王」表記に統一されており、その浸透具合を窺うことができる。

なお、後藤氏は「土王」という呼称について、前述の陳寿評が趙佗に比肩するものとしているため、これと整合性を取るべく、「帝」に比肩する存在として「王」を冠したのではないかとする。呼称そのものの成立背景としては、他に史料を探すことができない以上、これに従う。

さて、これらの「土王」評価の明確な根拠を指摘しているのが、第四章でも触れた『越旬幽霊集』である。

〔史料3〕『越旬幽霊集』「嘉応善感靈武大王」

又按『報極傳』云、「王善於攝養。王薨後、至晉末、凡一百六十餘年、林邑入寇、掘王陵冢。見王體不壞、面色如生、大懼、復埋。土人以爲神、立廟祀之、呼爲土王仙。唐咸通中、高駢破南詔、經過其地、遇一異人。面貌熙怡、霓裳羽衣、遮道相接。高王悅之、延至幕中、與語皆三國時事。出門相送、忽不見。高駢怪問、土人指王陵爲對、嗟呀不已。吟曰、「自魏吳初後、于今五百年、唐咸通八載、幸遇土王仙」。陳重興元年、敕封「嘉應大王」。四年、加「善感」二字。興隆二十一年、加「靈武」二字。

又た按ずるに、『報極傳』に云う、「王、攝養を善くす。王薨せし後、晉末に至り、凡そ一百六十餘年、林邑入寇し、王陵の冢を掘る。王の體壞たれず、面色生くるが如きを見、大いに懼れ、復た埋む。土人以て神と爲し、廟を立て之を祀り、呼びて土王仙と爲す。唐の咸通中（八六〇〜八七四）、高駢、南詔を破り、其の地を經過し、一異人に遇う。面貌熙怡、霓裳羽衣にして、道を遮り相接す。高王之を悦び、延きて幕中に至り、與に語るに、皆な三國の時の事なり。門を出て相送り、忽ち見えず。高駢怪しみて問うに、土人、王陵を指して對うるを爲し、嗟訝して已まず。吟じて曰く、「魏吳の初め自り後、今は五百年、唐の咸通八載（八六七）にして、幸いに土王仙に遇う」と。陳（朝）の重興元年（一二八五）、敕して「嘉應大王」に封ず。四年（一二八八）、「善感」の二字を加う。興隆二十一年（一三三三）、「靈武」の二字を加

う。

〔史料3〕には、『報極伝』というベトナム側の史料を引用する形で、民衆より「土王仙」として崇拜の対象となるに至る背景が記述されている。また、唐末の八六七年、安南都護高駢が土王仙に遭遇し、これに感銘を覚えて詩を吟じたこと、そして最後に、陳朝が公式に土燮を国家祭祀の対象としたことが記されている（以下、『報極伝』説話）。

この内、陳朝期における神号付与については、すでに後藤氏が見解を述べている。それによれば、三回行われた付与の時期には、ベトナムの英雄である李仏子（前李朝第二代皇帝）や馮興（反唐の兵を挙げた人物）などに対しても、それぞれ神号が付与されており、その理由として、同時期に元朝の遠征軍を撃破しており、その危機的・昂揚的状況と関係があるのではないかとしている。

『報極伝』という、おそらくはベトナム国内の様々な説話を集めたと思われる小説集は、このような引用を除いてはその内容を窺い知ることのできない文献である。ただ、『報極伝』説話を踏まえた上で、陳朝期に「嘉応善感靈武大王」なる神名を与えられたことから、その成書年代を、最初に神名を冠された二二八五年以前と見ることは誤りではないだろう。この『報極伝』説話は、前述した『大越史記全書』にもほぼ同文のものが引用されており、『大越史略』や『大越史記』も、おそらくは『報極伝』説話を踏まえて土燮を「王」としたものと思われる。

そこで次節では、この『報極伝』説話がどのようにして成立したかについて、魏晉南北朝期の志怪小説集に収録された土燮関連説話二例との比較から検討し、「土王」評価の源流を追ってみたい。

## 第二節 「土王」評価の成立過程

### (1) 「董奉」説話

最初に検討する土燮関連説話は、晋・葛洪『神仙伝』『董奉』に収録されたもの（以下、「董奉」説話）である。『神仙伝』は、個人の事跡を「伝」という形でまとめる作品が数多く編まれる中で、神仙の存在を事実として疑わない神仙信仰を奉ずる人々により、その実在を証明するために編まれた「仙伝」の代表的著作である。神仙に至る方法と神仙的世界観を描き出すことを目的とした「仙伝」の中でも、特に後世の神仙思想に多大な影響を与えた著作として知られる。<sup>6</sup>

原本は早い段階ですでに失われており、現行本は、明・何允中『広漢魏叢書』（その後、修訂版として清・王謨『増訂漢魏叢書』）所収『神仙伝』（以下、漢魏本）を底本としている。これは『太平広記』などの書物からの輯本であるが、すでに原作からかなりの改変が加えられていることが指摘されている。<sup>7</sup> また、『四庫全書』所収の明・毛晋刊本『神仙伝』（以下、四庫本）も存在する（毛晋刊本自体は散佚）。これもまた輯本であるが、漢魏本と比べるとより緻密で、少なくとも仙伝の配列は古い形態を留めているとされる。<sup>8</sup>

「董奉」説話は二系統に大別される。一つは、『三国志』土燮伝の裴松之注引『神仙伝』（以下、裴本）、もう一つは、『太平広記』神仙二・董奉条（以下、太平本）である。

#### 〔史料4〕裴本

葛洪『神仙伝』曰、「燮嘗病死、已三日。仙人董奉以一丸藥與服、以水含之、捧其頭搖消之。食頃、即開目動手、顔色漸復。半日能起坐、四日復能語、遂復常」。奉字君異、侯官人也。

葛洪の『神仙伝』に曰く、「燮、嘗て病死し、已に三日。仙人の董奉、一の丸薬を以て與え服さしめ、水を以て之に含ませ、其の頭を捧え揺らして之を消さしむ。食頃にして、即ち目を開き手を動かし、顔色漸く復す。半日にして能く起坐し、四日にして復た能く語り、遂に常に復すと。奉は、字は君異、侯官の人なり。

まず、〔史料4〕の内容について見ていくと、土燮が病死した際、董奉が彼に丸薬を一つと水を与えると、数日で復活した、というものである。

その内容は原本の内、士燮に関連する箇所を節録したものであると考えられる。その理由として、『三国志』卷六三呉書呉範劉惇趙達傳の評の裴松之注に見える、裴松之の『神仙伝』に対するスタンスが挙げられる。

〔史料5〕『三国志』卷六三呉書呉範劉惇趙達傳の評の裴松之注

臣松之以爲、葛洪所記、近爲惑眾、其書文頗行世。故撮取數事、載之篇末也。神仙之術、詎可測量。臣之臆斷、以爲、惑眾、所謂、夏蟲不知冷冰耳。

臣松之以爲えらく、葛洪の記す所、近く眾を惑わすを爲すも、其の書文頗る世に行わる。故に數事を撮取し、之を篇末に載するなり、と。神仙の術、詎ぞ測量す可けんや。臣の臆斷するに、以爲らく、眾を惑わすは、所謂、夏蟲の冷冰を知らざるのみ、と。

裴松之は『神仙伝』について、民衆を惑わすものではあるが、広く流布しているため、ひとまずいくつか篇末に載せたとし、その内容を「井の中の蛙」と同様の表現をもって侮蔑している。このようなスタンスであるから、その内容をひどく簡易に省略したとしても不思議ではないと考える。他の列伝の注に引用された『神仙伝』にしても、たとえば、『三国志』卷三二蜀書劉備傳の裴松之注引『神仙伝』では、劉備が吉凶を尋ねた仙人・李意其について記されているが、現行本のものと比較すると、その文章量の違いは一目瞭然である。ただし、その内容は太平本の冒頭部分とほぼ同内容であるため、特にこれを切り捨てて考えるものではない。

一方、太平本の内、士燮に関連する部分では、次のような内容になっている。

〔史料6〕太平本

又杜燮爲交州刺史、得毒病死。死已三日、奉時在彼、乃往、與藥三丸、内在口中、以水灌之、使人捧舉其頭、搖而消之。須臾、手足似動、顔色漸還。半日乃能坐起、後四日乃能語。云、「死時奄忽如夢。見有十數烏衣人來。收燮上車去。入大赤門、徑以付獄中。獄各一戸、戸才容一人。」

以燮内一戸中、乃以土從外封塞之、不復見外光。忽聞戸外人言、云、「太乙遣使來召杜燮」。又聞除其戸土、良久、引出。見有車馬・赤蓋、三人共坐車上。一持節、呼燮上車、將還至門而覺。燮遂活。因起謝曰、「甚蒙厚恩。何以報效」。乃爲奉起樓于庭中。奉不食他物、唯啖脯棗、飲少酒。燮一日三度設之。奉每來飲食、或如飛鳥、騰空來坐、食了飛去、人每不覺。如是一年余、辭燮去。燮涕泣留之不住。燮問、「欲何所之、莫要大船否」。奉曰、「不用船、唯要一棺器耳」。燮卽爲具之。至明日日中時、奉死。燮以其棺殯埋之。七日後、有人從容昌來、奉見囑云、「爲謝燮。好自愛理」。燮聞之、乃啓殯發棺視之、唯存一帛。一面畫作人形、一面丹書作符。

又杜燮、交州刺史と爲り、毒を得て病死す。死して已に三日。奉、時に彼に在り、乃ち往き、藥三丸を與え、内るるに口中に在り、水を以て之を灌ぎ、人をして其の頭を捧え擧げ、搖らして之を消さしむ。須臾にして、手足動くに似たり、顔色漸く還る。半日にして乃ち能く起坐し、後四日にして乃ち能く語る。云わく、「死せし時、奄忽として夢の如し。十數の烏衣の人來る有るを見る。燮を收えて車に上げて去る。大なる赤門に入り、徑ちに以て獄中に付せらる。獄は各と一戸にして、戸は纒かに一人を容るのみ。燮を以て一戸の中に内れ、乃ち土を以て外從り之を封じ塞ぎ、復た外光を見ず。忽ち戸外の人の言えるを聞くに、云わく、「太乙、使を遣わし來りて杜燮を召さしむ」と。又其の戸の土を除かんとするを聞き、良久にして、引き出さる。車馬・赤蓋有り、三人共に車上に坐するを見る。一人は節を持し、燮を呼びて車に上らしめ、將に還りて門に至らんとして覺む」と。燮、遂に活える。因りて起謝して曰く、「甚だ厚恩を蒙れり。何ぞ以て効に報いん」と。乃ち奉の爲に樓を庭中に起つ。奉、他物を食わず、唯だ脯棗を啖らい、少しく酒を飲むのみ。燮、一日に三度之を設く。奉、來る毎に飲食し、或いは飛鳥の如く、騰空して來りて坐し、食らい了るや飛び去り、人毎に覺らず。是の如きこと一年餘、燮に辭して去らんとす。燮、涕泣して之を留むるも住まらず。燮問う、「何所に之かんと欲し、大船を要むること莫しや否や」と。奉曰く、「船を用いず、唯だ一つの棺器を要するのみ」と。燮、卽ち爲に之を具う。明日の日中時に至り、奉死す。燮、其の棺を以て之を殯埋す。七日後、人の容昌從り來る有り、奉に囑されて云わく、「爲に燮に謝す。好く自愛し理めよ」と。燮、之を聞き、乃ち殯を啓き棺を發きて之を視、唯だ一帛存するのみ。一面は畫きて人形と作し、一面は丹書して符と作す。

〔史料6〕の内容をまとめると以下のようになるだろう。

①交州刺史（史実では交阯太守）の杜燮（土燮の誤り）が毒死した。その三日後、董奉が現れて彼に三つの丸薬と水を与えた。

②しばらくすると土燮は話せるようになった。彼が言うには、黒衣を纏った人が数十人現れ、彼を車蓋の無い車に乗せた。彼は一人入れる程度の獄中に入れられ、出口を土でふさがれてしまった。しばらくして外から「太乙が使者を遣わし、土燮を連れてこいと言われた」と話す声が聞こえ、牢屋の前の土が除かれ出獄した。そこには赤い車蓋の馬車と三人の御者がおり、節を持った一人に呼ばれて車に乗せられ、門に到達した所で目が覚めた。

③復活できたことに感謝した土燮は、董奉のために高樓を建てるも、董奉はただナツメと少量の酒を飲食しては鳥のように飛び去ることを繰り返した。

④一年余り後、董奉は去ろうとし、土燮は泣いて彼を留めようとした。董奉は棺桶を求め、翌日に死んだ。土燮は彼に与えた棺桶に入れて葬った。

⑤七日後、容昌（おそらく蕩昌の誤り）という土地から来た人より董奉からの伝言を聞き、土燮が棺桶を開くと、そこには人形を描いたり符として朱書きされた帛が一枚あるのみだった。

「董奉」説話の中で特に着目すべき点は、裴本・太平本双方に共通する、土燮を復活させたという「丸薬」と「水」についてである。

〔史料7〕『抱朴子』内篇卷四金丹

然則此二事、蓋仙道之極也。服此而不仙、則古來無仙矣。

然らば則ち此の二事（還丹・金液）は蓋し仙道の極みなり。此れを服して仙たらざれば則ち古來仙無からん。

〔史料7〕を見ると、葛洪は、仙薬を服用することで昇仙をはかる「煉丹」（外丹）を重視していたことがわかる。<sup>10</sup> 実際、原料となる辰砂を求めて交趾郡に赴任しようとするなど、彼の仙薬に対する想いは強く、「董奉」説話もまた、このような葛洪の思惑が反映されたものと推測される。

また、「丸薬」と「水」を与えるという手法は、仙人になるための儀式である「尸解」の一種に類似している。北宋・張君房『雲笈七籤』卷八五屍解部二所収「太極真人飛仙宝劍上經叙」には、「屍解之法」の一つとして「兵解」と呼ばれる手法が次のように記されている。

〔史料8〕 北宋・張君房『雲笈七籤』卷八五屍解部二所収「太極真人飛仙宝劍上經叙」

以一丸和水而飲之、抱木而卧、則他人見已傷死於空室中、謂之兵解。

一丸を以て水と和えて之を飲み、木を抱きて臥さば、則ち他人已に空室中に傷つきて死するを見る、之を兵解と謂う。

〔史料8〕によれば、丸薬を水とともに飲み、しかる後に木を抱いて寝ると、屍解を行った人が空き部屋の中で傷ついて死んでいるのを見ることができるといふ。儀式を行った者が死ぬというのは、「尸解仙」として昇仙に成功したということであろう。「董奉」説話において、土嬖が昇仙したという記述は見られないが、土嬖が死んでいる間に見たと話す光景の中には、昇仙やこれに必要な丸薬との関連を示す語が見える。たとえば、獄中の土嬖を連れてくるように要求したという「太乙」である。その存在自体は、言うまでもなく古来より天の中心に位置する星官であり、またその神格とされてきたものとして良く知られているが、『抱朴子』内篇・金丹においては、金丹を生成するための祭事においてこれを監視する神々（太乙・元君・老君・玄女）の一柱とされている。つまり、「太乙」もまた丸薬と関連性が強い存在であり、そのために「董奉」説話において登場したものと思われる。

では、この「董奉」説話はどのような形で『報極伝』説話に組み込まれていったと考えられるだろうか。両者が影響関係を持っているという指摘は、すでに後藤均平氏によって為されているが、特に具体的な論拠を示しているわけではない。そこで、改めて『報極伝』説話を見てみると、

士燮は「土王僊」と呼ばれて現地住民より神格化されており、高駢が彼に遭遇した際には「面貌熙怡、霓裳羽衣」という仙人然とした姿で現れている。すなわち、「董奉」説話にみえる、「丸葉」と「水」によって昇仙する寸前まで至った士燮の姿が、裴松之の言う「葛洪の記す所、近く眾を惑わすを爲すも、其の書文頗る世に行わる」という状態が表す通り、現地住民に広く流布した結果、士燮自身が完全に昇仙したという説話に変化し、それが「土王僊」の形で現れたのではないかと考えられるのである。

## (2) 「蒼梧王墓」説話

「董奉」説話とは別に、もう一つの士燮関連説話が、南朝宋・劉敬叔『異苑』「蒼梧王墓」に収録されている（以下、「蒼梧王墓」説話）。民間の奇怪な話などを収録した六朝志怪小説の一つである『異苑』は、四四〇～四五〇年頃に著されたとされ、博物的な話題や人の死の予兆、民間信仰に関する記述が多いのが特徴であり、全体的に短い話から構成されている。通行本は、万曆一六年（二五八八）、胡震亨が臨安において宋代の『異苑』の版本を入手し、友人の沈汝納とともに百余字の題辞を加え、『秘冊匯函』という類書に引用したもの（秘冊匯函本）を底本とする。その内容について『四庫全書総目提要』が、「疑うらくは、已に佚脱竄亂する所有るを免れず」としているように、南朝宋の高祖の諱を用いたり、説話に国号を付している点から、多少の改竄や脱文があることを指摘しているが、その一方で、「其の大致を核しらぶるに、尚お完整爲り」としてその完成度の高さに対して賛辞を述べている。<sup>11</sup> 前者の問題点について大橋由治氏は、類書に引用する際、必要に応じてそれぞれの説話に国号などを付加した結果とする。

### 〔史料9〕「蒼梧王墓」説話

蒼梧王士燮、漢末死於交趾、遂葬南境。而墓常蒙霧、靈異不恆。屢經離亂、不復發掘。晉興寧中、太原溫放之爲刺史、躬乘騎往開之。還、即墜馬而卒。

蒼梧王士燮、漢末に交趾に死し、遂に南境に葬らる。而るに墓は常に霧を蒙り、靈異恆ならず。屢々離亂を經、復た發掘せられず。晉の興寧中（三六三〜三六五）、太原の溫放之、刺史と爲り、躬ら乘騎し往きて之を開く。還り、即ち馬より墜ちて卒す。

〔史料9〕の内容を見てみると、「蒼梧王」士燮の墓の周辺では、不可思議な現象が発生し、異様な状態であった。騒乱の中でしばらく盜掘を受けなかったが、東晉の興寧年間に、交州刺史溫放之が墓を発くと、帰る途中落馬して死んだ、というものである。

説話について検討する前に、士燮の墓の位置について確認しておきたい。前章でも触れたが、士燮墓は蒼梧郡と交趾郡の二箇所に存在したとされる。前者は『古今圖書集成』方輿彙編・職方典・梧州府部・彙考・陵墓附に、「漢の太守士燮の墓。（梧州）府城西北四里に在り」とあり、後者は清・唐景崧『請纓日記』に、「呉の士燮、北甯<sup>バクニン</sup>に在りて墓有り祠有り」とある。「蒼梧王墓」説話における墓は、「漢末に交趾に死し、遂に南境に葬らる」とあるので、後者の位置にあるものを指すのであろう。ちなみに後者に関しては、現在もベトナムのバクニン省トゥアンティン県にある士燮廟の敷地内に存在する。

さて、「蒼梧王墓」説話には特異な点がいくつか見受けられる。まず、「蒼梧王」という士燮に対する呼称である。漢人である劉敬叔が、交趾太守という肩書きと実態は異なっていたとは言え、士燮を「蒼梧王」という王号で呼ぶことは考えにくいことである。『異苑』のほかに、中国側史料において彼を王号で呼ぶものは無い。

ならば、この呼称はどのようにして生まれたものなのだろうか。「蒼梧」は、いわずもがな士燮の出身地である蒼梧郡に由来するものであるだろう。すでに第四章において、中国側から士燮を評価する際、その多くは彼を「蒼梧（梧州）の賢人・英雄」として賞賛していることが判明している。つまり、王号に「蒼梧」という地名が冠されること自体は理解しやすい。

では、王号についてはどうであろうか。『異苑』の記述のすべてが志怪で構成されていることを踏まえると、この「蒼梧王」もまた民間に流布した呼称であったと考えるのが自然であろう。『三国志』士燮伝にも見えるように、士燮は「百蠻を震服」せしめ、その威容は「尉佗（趙佗）も踰ゆるに足ら」ずと評価されており、このような評価が現地の民衆をして「蒼梧王」と呼ばせたのだと推測される。つまり、嶺南住民による「士

王」評価は、実際に「土王」という呼称が登場するよりもだいぶ以前に遡ることができよう。

次に問題となるのは、墓が盗掘を受け、盗掘者が死亡したという結末についてである。大橋氏は<sup>13</sup>この現象について、亡魂が墓にとどまっていたためとする。大橋氏の論に史料の補足を加えて説明すると、本来であれば、墓は遺体を葬る場所で、魂は別に宗廟を設けて祀るものである。

〔史料10〕『統漢書』祭祀志下

古不墓祭、漢諸陵皆有園寢、承秦所爲也。

古は墓祭せざるも、漢の諸陵皆な園寢有り、秦を承くる所の爲めなり。

ところが、「史料10」によれば、漢代には陵墓の傍らに「園寢」と呼ばれる祭祀用の建物が造られ、墓祭が行われており、これは秦制を受け継いだものようである。

〔史料11〕『漢書』卷二五郊祠志下

後韋玄成爲丞相、議罷郡國廟、自太上皇・孝惠帝諸園寢廟皆罷。後元帝寢疾、夢神靈譴罷諸廟祠、上遂復焉。後或罷或復、至哀・平不定。

後に韋玄成、丞相と爲り、議して郡國廟を罷め、太上皇・孝惠帝自り諸園の寢廟皆な罷む。後に元帝寢疾し、神靈の諸廟祠を罷むを譴むるを夢み、上遂に焉を復す。後に或いは罷め或いは復し、哀・平に至るも定まらず。

〔史料11〕を見ると、「園寢」のように、陵墓の側に寢殿を設ける行為は、廃止されては復活するということを繰り返しており、漢代においては不安定な状態であった。

〔史料12〕『宋書』卷一五礼志二

至文帝黃初三年、乃詔曰、「……古不墓祭、皆設於廟。高陵上殿屋皆毀壞、車馬還厩、衣服藏府、以從先帝儉德之志」。及文帝自作終制、又曰、「壽陵無立寢殿、造園邑」。自後至今、陵寢遂絶。

文帝の黃初三年（二二二）に至り、乃ち詔して曰く、「……古は墓祭せず、皆な廟を設く。高陵上殿屋皆な毀壞し、車馬厩に還し、衣服府に藏め、以て先帝の儉德の志に従わん」と。文帝自ら終制を作るに及び、又た曰く、「壽陵は寢殿を立つること無く、園邑を造らん」と。自後今に至るまで、陵寢遂に絶つ。

そして、〔史料12〕のように、曹魏・文帝が自ら埋葬方法を定めるに至って廃止されることとなった。

〔史料13〕『宋書』礼志二

宋明帝又斷羣臣初拜謁陵、而辭如故。自元嘉以來、每歲正月、輿駕必謁初寧陵、復漢儀也。世祖・太宗亦每歲拜初寧、長寧陵。

宋の明帝又た羣臣の初めて陵に拜謁するを斷ち、而して辭むこと故の如し。元嘉自り以來、每歲正月、輿駕必ず初寧陵に謁し、漢儀を復すなり。世祖・太宗亦た每歲初寧・長寧陵に拜す。

ところが、〔史料13〕によると、南朝宋においては、元嘉年間（四二四～四五三）以来、明帝が廃止するまでこの祭祀儀礼は行われたという。つまり、『異苑』の成書時期には、陵墓を重視する祭祀儀礼が行われており、このことが墓中の亡魂による怪異な現象を生み出した。以上が、大橋氏の見解である。

これを補強するのが王子今氏の盗掘行為に関する見解である。王子今氏は、「蒼梧王墓」説話を含むいくつかの盗掘記事を取り上げ、これを必ず何らかの報いを受ける忌むべき行為であったとする。宗廟ではなく陵墓そのものを重視する意識が、いつしか盗掘行為を戒める説話を生み出し

たのだと言えるだろう。

ところで、盗掘者とされている温放之についてだが、彼は実在する人物である。

〔史料14〕『晉書』卷八穆帝紀・升平三年（三三九）条

交州刺史温放之帥兵討林邑參黎・耽潦、竝降之。

交州刺史温放之、兵を帥いて林邑の參黎・耽潦を討ち、竝びに之を降す。

温放之は、東晉・明帝の近侍であった温嶠の長子である。彼は実際に交州刺史として赴任しており、林邑討伐に功績があった。

〔史料15〕『晉書』卷六七温嶠伝附温放之伝

將征林邑、交阯太守杜寶・別駕阮朗竝不從、放之以其沮眾、誅之、勒兵而進、遂破林邑而還。卒于官。

將たりて林邑を征するも、交阯太守杜寶・別駕阮朗竝びに従わず、放之其の沮眾を以て之を誅し、兵を勒めて進み、遂に林邑を破りて還る。官に卒す。

〔史料15〕によれば、彼は交州刺史在任中、当地で死んでいる。このことから、温放之の当地での死という現実と、士燮の亡魂への畏敬の念が融合し、このような訓戒要素を含んだ志怪を生み出したと言えるのではないか。

さて、この「蒼梧王墓」説話を一目してわかる通り、その内容は『報極伝』説話の冒頭部と非常によく似ている。士燮墓が盗掘された結果、盗掘者に靈異を及ぼしたという点で、両者は同一の内容を持つ説話と言え、前者が後者に影響を及ぼしているとするのも不思議ではないだろう。また、盗掘時期も同じ東晉期であり、年代的にもそれほど差異はない。

ただ一方で、両者には特筆すべき違いも見受けられる。まず、土燮墓を盗掘した人物の違いである。「蒼梧王墓」説話では交州刺史の温放之とされていたのが、『報極伝』説話では「林邑（チャンパ、占城とも）」となっている。この変化については、ベトナム諸王朝の領域たる北部ベトナム地域が、たびたびチャンパの侵略を受けていたことによるものだと推測される。

〔史料16〕『大越史記全書』本紀卷七・紹慶二年（一三七一）条

閏三月、占城入寇、由大安海門直犯京師。游兵至太祖津、帝移船過東岸江避之。二十七日、賊亂入城、焚毀宮殿、虜掠女子至錦以歸。

閏三月、占城入寇し、大安海門由り京師を直犯す。游兵、太祖津へ至り、帝、船に移り東岸江を過ぎ之を避く。二十七日、賊、城に亂入し、宮殿を焚毀し、女子を虜掠して錦に至り以て歸る。

〔史料16〕によれば、チャンパ軍は都昇竜を侵略し、陳芸宗が都落ちする事態に陥り、結果都城は焼き払われ、女子は多く略奪されたという。陳朝とチャンパとの攻防が最も激しくなった時期の記事であるが、これ以外にも、北属期の頃よりすでにチャンパの侵攻は繰り返されており、北部ベトナム地域とチャンパとの戦いの歴史は根深く、生活を脅かすチャンパに対するベトナム人の心象が良いとは思えない。

それに加え、「蒼梧王墓」説話における温放之の末路について、ある種の忌避感情が影響しているとも考えられる。前述したように温放之は林邑討伐で功績を挙げた武将であり、林邑に苦しめられたベトナム人にとっては、喝采を送るべき相手であろう。それ故、盗掘した末に祟りを受けて落馬したとする「蒼梧王墓」説話の記述を嫌い、意図的に変更したものと推察されるのである。

次に、「蒼梧王墓」説話には見えなかった、土燮の遺体の描写がなされている点に注目したい。「蒼梧王墓」説話では、社会通念に反した行為をした者に罰を与え、民衆を畏怖させる土燮像が見られた。一方、『報極伝』説話では、土燮の墓や遺体は靈異ではなく、「生くるが如く」であったという一種の神仙性を纏っている。この点については、第一に、信仰する対象の違いという要因が考えられる。「蒼梧王墓」説話では、あくまでも墓中にとどまる亡魂への畏怖、盗掘行為への戒めが主眼に置かれ、土燮個人の性格や事蹟とは全く関連しないものであり、言ってしまうと対象

は土燮で無くとも成立する。ところが、『報極伝』説話では、まず「攝養を善くす」として土燮個人の頑健さが記され、次いで土燮の遺体が生けるが如くであったことが述べられている。つまり、後者には土燮個人への信仰が見受けられるのである。

第二に、現地住民の土燮に対する見方の違いに起因するものだとも考えられる。「蒼梧王墓」説話の段階では、土燮は「畏怖」の対象であったのに対し、『報極伝』説話の段階では、土燮は明確に「土王仙」として人格化される「崇敬」の対象となっている。土燮が敬うべき神とされたという事実に結びつけるため、その記述は神仙性を強調するものとなったのだろう。「土王仙」という呼称も、「董奉」説話でも関連つけた、高駢と遭遇した際の「面貌熙怡、霓裳羽衣」という仙人然とした出で立ちも、まさしく神仙性の描写そのものである。

第三に、前述したチャンパに対する民族感情も絡んでいると考えられる。現実の生活を脅かすチャンパ人の暴威を、面妖な靈異ではなく、生氣に満ちあふれる神々しさで退ける存在としての土燮像は、ベトナム人が信仰する対象としてわかりやすいものだったのではないだろうか。

最後に、中国側のその他の類似する説話の影響を受けている可能性も指摘される。同じように遺体が「生くるが如く」であったという事例はしばしば中国側の史料でも見受けられる。

〔史料17〕『三国志』卷二八魏書諸葛誕伝の裴松之注引『世語』

黄初末、呉人發長沙王吳芮冢、以其塋於臨湘爲孫堅立廟。芮容貌如生、衣服不朽。

黄初末、呉人、長沙王呉芮の冢を發き、其の塋を以て臨湘に孫堅の爲に廟を立つ。芮、容貌生くるが如く、衣服朽ちず。

〔史料18〕『三国志』卷六魏書劉表伝の裴松之注引『世語』

表死後八十餘年、至晉太康中、表冢見發。表及妻身形如生、芬香聞數里。

〔劉〕表の死後八十餘年、晉の太康中、表の冢發かる。表及び妻の身形生くるが如く、芬香數里に聞こゆ。

〔史料17〕・〔史料18〕は、いずれも裴松之注の引く西晉・郭頌『世語』が伝える、盗掘を受けた遺体が「生くるが如く」であったことを示す記事である。前者は、前漢の長沙王呉芮の墓をとある呉人が曝いた際、呉芮の遺体が「生くるが如く」であったことを、後者は、後漢末の荊州牧劉表の墓がやはり盗掘され、劉表とその妻の遺体が「生くるが如く」であったことを、それぞれ伝えている。士燮の事跡を著す以上、『報極伝』の撰者は『三国志』を読んだと考えるのが自然であり、その際にこれらの類似した遺体描写を持つ記事を参照した可能性は十分にあるだろう。

また、「生くるが如」き遺体は実際に我々にその姿を見せている。湖南省長沙市にある馬王堆一号漢墓から、二号墓の被葬者である利蒼の夫人辛追の遺体が発見されたが、その遺体は腐食を遅らせる物質を含んだ液体に浸かっており、「生くるが如く」（「湿屍」）であった。<sup>15</sup> こうした遺体への防腐処理が士燮にも施されており、盗掘者を驚かせたことが説話成立の背景にあるとも推測できる。

ここまでの検討により、ベトナムに「土王」呼称が表れる以前から、すでに士燮へ神仙性を付与し得る土台となる説話が存在しており、これに士燮を「土王」と礼賛する民衆心理を表した説話が組み合わさり、さらに当時の北部ベトナムの社会情勢や他の類似説話が影響し、『報極伝』説話が成立したと推測される。そしてこの説話を根拠とし、士燮は国家を守護する神格となり、やがて正史に独立した項目を立てられるに至るのである。

### 第三節 その後の「土王」評価―紅河デルタ地域の城隍神たる士燮像―

では、その後ベトナムではどのように「土王」評価が受容されていったのだろうか。ベトナムの各村落の城隍神について記された神蹟の内には、士燮に城隍神としての名前を与え、その事跡を叙述したものが存在する。

	神蹟名	現在地	呼称	年代
①	羅石総羅石社神蹟	ハノイ市	保忠大王	洪福元年(一五七二)
②	知止総黄流社東村上村神蹟	ハノイ市	嘉応善威靈武士王	不明
③	寿域社神蹟	ハノイ市	当境城隍聖文神武	不明
④	美舎社米豆村神蹟	ハノイ市	濟世護国大王	洪福元年(一五七二)
⑤	河尾社神蹟	ハノイ市	神名記述されず	洪福元年(一五七二)
⑥	車幕総安排社神蹟	ヴインフック省	南邦学祖士王仙	洪福二年(一五七三)
⑦	彭舎社神蹟	ハイズオン省	当境大都城隍士王上等靈神	洪福元年(一五七二)

〔表1〕 土燵に関連する神蹟

〔表1〕は、ベトナム社会科学院ハンノム研究院図書館に所蔵された、土燵の事跡が収録された神蹟をまとめたものである。<sup>16</sup> まず、神蹟が分布している位置について「地図1」と見比べてみると、判明している七種の内、五種までもがハノイ市内にあった村落の城隍神について記された神蹟であり、残りの二種もまた、同じ紅河デルタ内のものであることがわかる。このことから、その信仰が、土燵居城周辺に限られた極めて局地的なものであることが窺える。

次に編纂年代や編纂者について見てみたい。年代の特定できない②・③以外の五種に関しては、全て黎世宗最初期の洪福元年(⑤は洪福二年

と記されているが、次の元号である嘉泰への改元までの空白期間を指すと考えられる<sup>17</sup>）に、翰林院東閣大学士（皇帝顧問官）の阮炳<sup>18</sup>によって編纂された神蹟である。他の神蹟を見てみると、数百種にのぼる膨大な量の神蹟が同時期に阮炳によって編纂され、そのほとんどが紅河デルタ地域に位置する村落のもので、その全てが都・昇龍城近辺であることがわかった。



〔地図1〕 土變関連神蹟分布図

洪福元年は、一五二七年に帝位を篡奪した莫登庸の建てた莫朝が、反莫朝勢力を率いる鄭松によって倒され、鄭松が傀儡だった黎英宗を殺害してその息子の黎世宗を即位させた年であり、都の情勢がまた非常に不安定な年でもあった。そのような中で、おそらくは権力者の鄭松の意向で、阮炳に都周辺の神々を顕彰させたと推測される。

呉士連によって正式にベトナム歴代王朝の統治者として土變が位置づけられてから、呉時仕によってそれが否定されるまで、「土王」評価を見ることができたのは、いずれも国家の意向による編纂物ばかりであり、民衆レベルの「土王」評価は、精々呉時仕以降に編纂された地元の教科書レベルのものに一部見える程度のものであった。しかし、今回の神蹟の検討により、一六世紀後半以前にはすでに城隍神信仰として姿を変え、民衆レベルの「土王」評価が存在していたことを明確に示すことができた。こうした民間信仰は、前述した通り現在では土變廟にて祭事が執り行われる程度となったが、⑤に関しては、阮朝期の嘉隆三年（一八〇四）の写本であるため、あるいはその頃まではまだ息づいていたのかもしれない。

おわりに

本論文の検討により、「土王」評価の推移をまとめると、以下のようなになる

であろう。

① 晋代、「董奉」説話が成立。土燮に昇仙に必要な要素が付与され、後の神仙性付与の淵源となる。

② 東晋期までに、土燮は民衆によって「王」と称される。これより、南朝宋代に「蒼梧王墓」説話が成立。

③ 両説話を基に、北部ベトナム地域の社会情勢や他の史料との融合といった要因が重なり、「土王」評価の根拠となる『報極伝』説話が成立。

④ 一三世紀、元軍撃退などに対する記念の意味から、その他の英雄とともに、土燮は陳朝により国家祭祀の対象とされ、「土王」評価が国家により公認される。

⑤ 一四七九年、『大越史記全書』編纂。土王紀が立てられ、『宋史』由来の「交趾型土燮像」が「土王」評価に付与される（「南交学祖」評価の成立）。

⑥ いつ頃からは定かではないが、紅河デルタ地域特有の民間信仰として、土燮は城隍神となる。一五七二年、権臣による皇帝弑殺という混乱の中、都周辺の安定のために、阮炳に城隍神の顕彰を目的とした神蹟を作らせる。

⑦ 一八〇〇年、「土王」評価が国家より否定される。ただし、文学作品や地元の教科書などには、その後も「土王」評価は生き続け、現在も土燮廟での祭事が行われている。

「土王」評価とは、「中越境界世界」の民間社会より生まれたものであり、やがて『報極伝』説話という形に編纂され、ベトナム諸王朝の思惑に沿う形に変容していった。そして、国家に認められた「土王」評価に、中国由来の教化者像Ⅱ「交趾型土燮像」が重なり、「南交学祖」評価が成立した。

一方で、北部ベトナム地域が分離した後も、残った中国側の嶺南では、土燮を「蒼梧の誇る偉人」として神格化する動きが見られ、別の評価Ⅱ「蒼梧型土燮像」が生まれることとなる。

「土王」評価とは、「中越境界世界」に共通する土燮への礼賛感情の表れである。ベトナム側の史書に「土王」という呼称が見られるからと言って、これをベトナム固有の評価と見るならば、その本質を見誤ることとなる。

## 注

注1 後漢初期の反乱者である徴姉妹や、南朝梁代に万春国を建てて独立した李賁などがこれに該当する。

注2 後藤均平「土燮」(『史苑』三二―一、一九七二年)参照。

注3 注2後藤均平前掲論文参照。

注4 注2後藤均平前掲論文参照。

注5 レ・ミン・カイ氏は、『報極伝』について、成書年代を「おそらく11世紀後半」とするが、特に論拠を示しているわけではない。また、本書の性格について、「報」字が仏教において「悪報」「善報」のように使用されることや、七世紀成書の唐・唐臨『真報記』のような、仏教的志怪小説のタイトルに使用されることなどから、「仏教的な志怪小説集」とする。

Le, M. K. (2014) . The bao cuc truyen as a collection of buddhist miracle tales. Available at:

<https://leminhkhai.wordpress.com/2014/1/13/the-bao-cuc-truyen-as-a-buddhist-miracle-tale/> [Accessed 25 April 2017].

しかし、本章で取り上げた『報極伝』説話のように、仏教的要素を含まない説話もあるため、これには従わない。

注6 土屋昌明「仙伝文学と道教」(福井文雅 他編『講座道教 第四巻 道教と中国思想』第二章、雄山閣出版、二〇〇〇年)参照。

注7 福井康順『東洋思想の研究』「神仙伝考」(理想社、一九五五年)、亀田勝見『神仙伝』再検討のために―諸本における仙伝の配列から見て―(『中国思想史研究』一九、一九九六年)等参照。

注8 土屋昌明「四庫本『神仙伝』の性格および構成要素―特に「陰長生伝」をめぐって―」(『東方宗教』八七、一九九六年)参照。

注9 文献資料上、嶺南に「容昌」なる地名が見えるのは、明・劉基『大明清類天文分野之書』卷七・梧州府・普寧県条に、「漢の本合浦縣の地なり。晉析きて容昌縣を置く」とある箇所のみである。『宋書』卷三八州郡志四・越州・合浦太守条には、「蕩昌長、晉武（西晉・武帝）、合浦を分けて立つ」とあり、『大明清類天文分野之書』の記述と合致するため、「董奉」説話における「容昌」を「蕩昌」の誤りとするものである。唐・貞観元年（六二七）に容州が設置され、明・洪武一〇年（一三七七）に容県へと改称されたことが誤字の原因と考えられる。現在の広西壮族自治区玉林市容県。

注10 吉川忠夫「抱朴子の世界（下）」（『史林』四七、一九六四年）参照。

注11 大橋由治『異苑』素描（『大東文化大学漢学会誌』三五、一九九六年）参照。

注12 大橋由治『異苑』訳注（一）（『大東文化大学紀要（人文科学）』三九、二〇〇一年）参照。

注13 大橋由治『異苑』に於ける音声説話―銅器・墓地・山川と太常職―（『東方宗教』九〇、一九九七年）参照。

注14 王子今「中国古代懲治盜墓行為的礼俗傳統和法律制度」（『重慶師範大学学报（哲学社会科学版）』二〇〇九年第三期）。

注15 朱淵清（高木智見訳）『中国出土文献の世界』第八章 馬王堆帛書―方術の再認識（創文社、二〇〇六年）等参照。

注16 劉春銀・王小盾・陳義主編『越南漢喃文獻目錄提要』（中央研究院中国文哲研究所、二〇〇二年）、劉春銀・林慶彰・陳義主編『越南漢喃文獻目錄提要補遺（上・下）』（中央研究院人文社会科学研究中心亞太研究專題中心、二〇〇四年）掲載の各神蹟目錄に拠った。

注17 洪福は元年のみの元号であるため。

注18 孫遜・鄭克孟・陳益源主編『越南漢文小説集成』三（上海古籍出版社、二〇一〇年）所収の『大乾国家南海四位聖娘譜録』には、「翰林院東閣大學士臣阮炳奉撰」と署名がある。ちなみに、本史料もまた洪福元年に著されたものである。

## 第六章 ベトナム・延応寺の仏教信仰に見える土燮像

はじめに

第五章において、早くも六朝期の初めより、土燮が「王」として尊崇された形跡が志怪などに見え始め、ベトナムが独立すると、「土王」という自国の英雄として扱われるようになったことがわかった。この「土王」評価は、後に紅河デルタ地域の城隍神であったり、あるいは第四章で見たように、「南交学祖」という教化者像へと変容していった。

ところで、「土王」が重要な役割を持つ史料は他にも存在している。それは、土燮廟にほど近い延応寺（バクニン省トウアンタイン県タインクオン村）という仏教寺院に保存されている『古珠法雲仏本行語録』である。一七五二年、海寂という僧侶が写本し、円態という僧侶によって解義（字喃による注釈）が付されたもので、延応寺が信仰対象とする「法雲仏」という仏像が造られた経緯と、太守やベトナム王朝の歴代皇帝が目撃し、法雲仏を崇敬するに至った奇跡について記されている。

「土王」はその中で「法雲仏」造像に重要な役割を果たす人物として登場する。先学はこの説話をベトナム仏教の歴史を紹介する程度にしか使用せず、ましてや後代における土燮の評価を理解するために使用された例は管見の限り一例も見えない。

そこで本章では、六朝期の早い段階にすでに表れた「土王」という呼称の希少な使用例として、この『古珠法雲仏本行語録』を考察し、文中に見える諸要素からその成立過程や「土王」が使用された要因について検討していきたい。

### 第一節 延応寺の概要

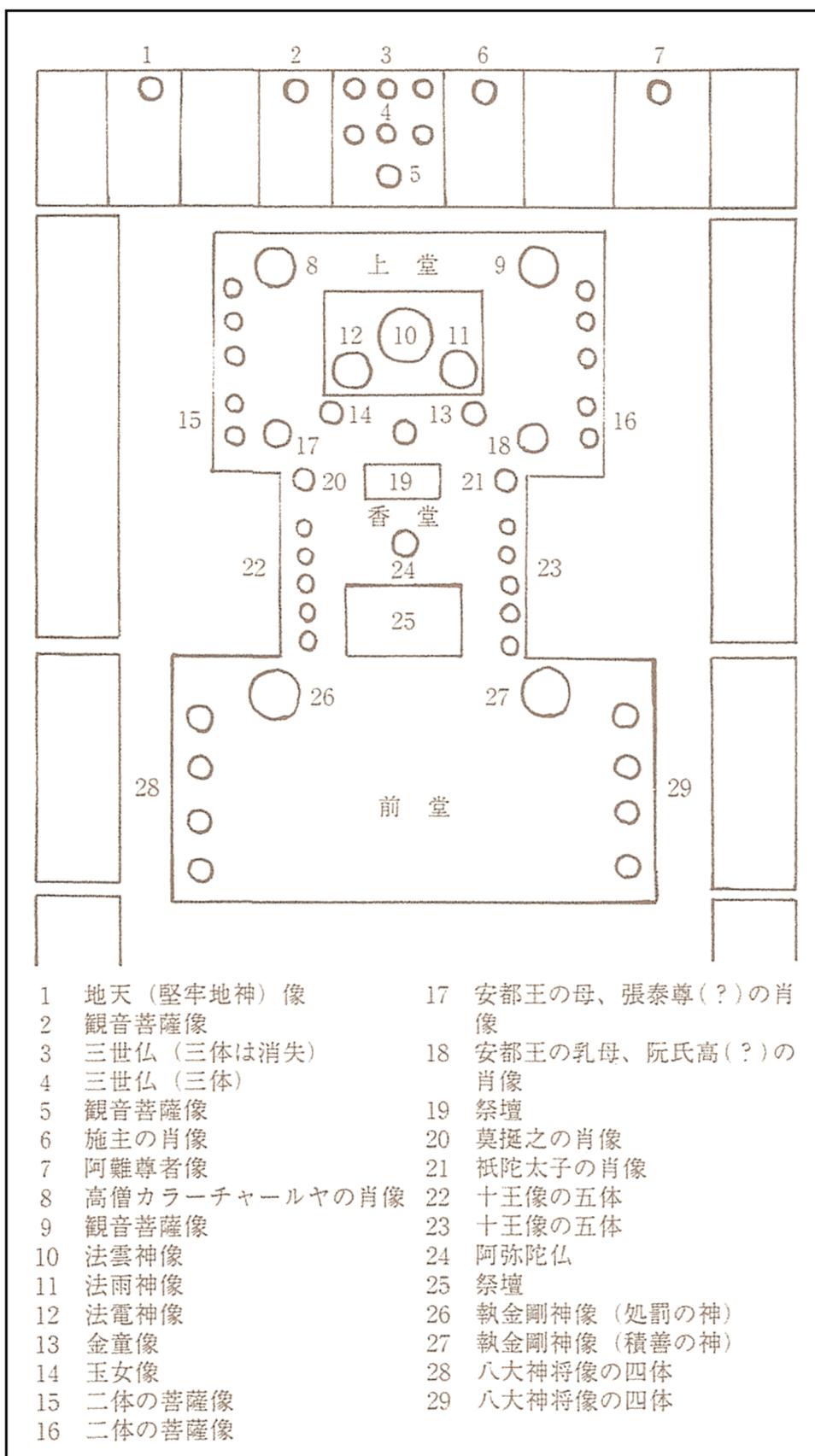
『古珠法雲仏本行語録』について考察する前に、まずは延応寺という寺院の概要について説明しておきたい。延応寺は、ベトナム語でチュア

・ザウ（ザウ寺）と呼ばれており、また、本尊である法雲仏の名前から法雲寺（チュア・ファップ・ヴァン）とも呼ばれている。ベトナム仏教初伝の地とされており、その伝来時期はまさに土燮が太守の地位にあった二〜三世紀とされている。

ベトナムに仏教が伝来した時期や経路については、諸説あり定説を見ないが、それらの説は大きく以下の二つに分類される。一つは、紀元前三〜二世紀頃、仏教の勃興したインドより、ベトナムを南北に貫くチュオンソン山脈（安南山脈）を避けて海路よりもたらされたとする経路であり、もうひとつは、一〜二世紀頃、地続きである中国より南下したとする経路である。いずれにしても、土燮が根拠とした二世紀の交趾郡は、ベトナムにおける仏教信仰の一大拠点となったと考えられている。実際、当時の交趾郡には、仏教研究者や訳経僧などが多く滞在していたことがわかっている。代表的な人物に、牟子<sup>3</sup>や康僧会<sup>4</sup>といった人物がいる。

延応寺の設立経緯については、『古珠法雲仏本行語録』のような説話が残るのみで、創建年代や創設者などの実態は判然としない。だがその後、南朝陳・太建年間（五六九〜五八二）に延応寺へ入ったとされる毘尼多流支という僧侶により、この寺は禅宗へと改宗したとされ、今に至るまで「毘尼多流支禅派」という宗派を守っている。毘尼多流支とは、隋・費長房『歴代三宝紀』巻二『隋録』に、「象頭精舍經一卷」と「大方廣總持經一卷」を開皇二年（五八二）に漢訳した「北天竺烏場國三藏法師」として紹介されている僧侶である。

現在の延応寺は一四世紀に再建されたものである。延応寺の中心部は工の字形になっており、西から「前堂」、「香堂」、そして本堂である「上堂」の順で構成されている。この「上堂」には、前述した本尊の法雲仏像が安置されており、高さ約二メートルの赤褐色の女神坐像となっている。側には侍女や脇侍の像、そして法雲仏と同じ信仰から生まれた、「法雨仏」と「法電仏」の坐像が安置されている。これらは一八世紀の作品であるという。



〔図1〕 延応寺の中心部、仏像などの配置（伊東照司氏<sup>6</sup>作成）



〔写真1〕 延応寺和豊塔そばの石羊（右）と土燮墓の石羊（左）

「前堂」の西側には「和豊塔」という三重塔が建っており、延応寺の象徴的建造物として最初に目にするものである。こらは一七三七年にやはり再建されたものであることが、二層目に刻まれた文字からわかる。この西側の入り口前には、一体の石造りの羊像が置かれている。中華文化圏の陵墓を守護する存在として良く見られるものであるが、この石羊とそっくりなものが土燮墓の前にも一体置かれているのである。作成時期はいずれも後漢時代とされ、土燮期のものと考えられている。筆者が二〇一四年九月三日に土燮廟を訪ねた際、管理人であるゴ・ドゥック・ホエ氏から実際に聞いた話では、「昔は二つの石羊はともに土燮墓を守っていたが、ある時、墓守が目を離れた隙に、一体が食糧を求めて歩き出し、延応寺の敷地内へ移動した」との言い伝えが残されていると言う。延応寺と土燮との結びつきの強さを示す存在として注目される。

## 第二節 『古珠法雲仏本行語録』について

さて、では改めてその延応寺に伝わる『古珠法雲仏本行語録』について見ていきたい。『古珠法雲仏本行語録』は延応寺の信仰の歴史を綴った記録である。現在、延応寺には複数の版木が残されており、その拓本がグエン・クアン・ホン氏により刊行されている。次の「史料1」は、その中から「土王」に関連する「法雲仏」造像の経緯を示す部分を抽出したものである（以下、本箇所を「法雲仏」説話と呼ぶ）。まずは本箇所に見える諸要素について分析し、その上で「法雲仏」説話の成立過程や性格などを理解していきたい。

〔史料1〕『古珠法雲仙本行語錄』

【原文】

時晉領外至交州離樓城。士王時有法雲佛、交州人寶之爲一方瑞像也。『報極傳』云、「昔有梵僧丘陀羅。西天竺國人、婆羅門・淨行之種也。身幻捨處、常棲巖窟樹下石間、不依院宇、周行四海、有大勝強。當漢靈帝末年間、有僧耆域、錫杖雲遊、昏至離樓城。士王治所。時城中有修定優婆塞、見之請留。耆域不聽、飛錫東行。惟丘陀羅從修定旅于其家、居常靜坐、累日不食。修定見之、心生敬仰。修定只有一女、年方十二、常事點燈採菜、恭敬謹有節。師奇之呼曰阿蠻。……旦夕持經于七日、召阿蠻至前。師手摩其頂曰、「汝以成吾法眷」。因復告曰、「此後三年、天必大旱。非惟田禾焦枯、人畜亦無飲處。我助汝家一場氣力矣」。遂於園下、以杖卓地沒之。已而拔出、水從地湧、令修定此處鑿井、以備旱災。言訖辭去、徑入青山。修定攜阿蠻、躡從至山。……修定蔬菓供養、歷年不倦。有時使阿蠻獨往、且去夕還、既笄未嫁、居然有孕。……胎四月、以四月初八日午時、生一女子。抱將入山尋至師、呼其子曰陀羅子。師謂眾曰、「諸大樹木、孰能爲我、懷保此子。即開心容、他日必能爲人天、爲誠請、命萬年尊重也」。有一大樹木、應言開析。師以此子、納於其中、已而復合。師說偈曰、「形骸如逆旅、心空境亦空。凝然一味悟、應物萬緣同」。偈畢隱身不見、聞西峯念誦之聲。林叢翁謁、阿蠻度不能到、望拜而歸。由是恰值旱災、三年不雨、溪潭枯燥、人多渴死。獨阿蠻家、井汲不竭、城中之人、多賴其澤。士王聞之使人問、阿蠻具上告王。遣使入山尋師所、使者三返不知其處。王因召阿蠻問、以命師之意、假爲阿蠻、爲請命也。阿蠻至山、遇師於大樹下、具以王命呈白。師起立翹足、不瞬息間、忽然大雨。國人聞之、莫不欽仰。於是王率眾人、奉香幣進獻。……其後黑風大作、拔此樹木。洪水漂泛、流入隆邊江、至離樓城、津涯滯也。聞木中隱然、有音樂之聲、光明照映、香氣芬馥。州人聞之、以呈告王。王潛伺之、心中感異、命力士曳至江邊岸。見其條榦、堅實可愛、意欲取爲材用。而心未決、忽夜夢見一大人。……王寤而徧告羣臣、有獻言曰、「此木是靈。蓋欲爲神像也耶。因素玳瑁、不副請爲佛像立列」。於是王召木匠陶嗣亮、截爲四段、雕佛四軀。於第一段木中獲石塊、匠臨江洗淨、手中不敏、失于江中。今落處獨各佛於淵、及四像分坊、創起禪定・成道・非相・智果四寺、以安置之。『初慶成』曰、「未八寺時、遭大亢旱。陰祈實感、忽然大雨下。因命名曰法雲・法雨・法雷・法電」。及引八寺、三像一時輕輦、獨法雲佛、重不能動。王召匠問之、具道得石之由。王命漁人、沒水求之淵中。有光透射、驚不敢近。回報道復告王、俱泛菟羅得石。舉置像前、倏然輕輦、久成歎異。

乃知其樹、是懷養陀羅子之樹也、其阿蠻之女子也。土王因念師德、命使重齎香信。入山訪尋師、查不知蹤。……今禪寺前有一塚、世人呼爲阿蠻之墓、亦呼爲佛母之墓。每歲以正月十七日、爲諱日阿蠻、常以齋盤淨供」。

【書き下し文】

時、晉の領外の交州離樓城に至る。土王の時、法雲佛有り、交州の人、之を寶とし一方を瑞像と爲すなり。『報極傳』に云えらく、「昔、梵僧の丘陀羅有り。西の天竺國の人にして、婆羅門・淨行の種なり。身は幻にして處を捨て、常に巖窟の樹下の石の間に棲み、院宇に依らず、四海を周行し、大いに勝ちて強き有り」と。漢の靈帝の末年間に當たり、僧の耆域有り、錫杖もて雲遊し、昏に離樓城に至る。土王の治所なり。時に城中に修定なる優婆塞有り、之に見えて留まらんことを請う。耆域聴かず、飛錫して東行す。惟だ丘陀羅のみ修定に従い其の家に旅し、居るに常に靜かに坐し、累日食わず。修定之を見、心に敬仰を生ず。修定只だ一女有り、年は方に十二、常に燈を點け菜を採り、恭しく敬謹すること節有り。師、之を奇しみ呼びて阿蠻と曰う。……且夕持經すること七日、阿蠻を召して前に至る。師、手を其の頂に摩りて曰く、「汝以て吾が法眷と成れり」と。因りて復た告げて曰く、「此の後三年にして、天必ず大いに早く。惟だ田禾焦枯するのみに非ず、人畜亦た飲む處無し。我、汝の家一場の氣力を助けん」と。園下に遂すみ、杖を以て地に卓て之を没す。已に抜き出づるや、水地従り湧き、修定をして此處に井を鑿ち、以て旱災に備えしむ。言い訖るや辭して去り、八青山へ徑く。修定、阿蠻を攜え、躡のい従いて山に至る。修定、蔬菓もて供養し、歷年倦まず。有る時、阿蠻をして獨り往かせ、且去り夕還るも、既に筭すれども未だ嫁がずして、居然として孕む有り。……胎むこと十四月、四月初八日午時を以て、一女子を生む。抱きて八山に將き尋ねて師に至り、其の子を呼びて陀羅子と曰う。師、眾に謂いて曰く、「諸々の大なる樹木、孰か能く我の爲に、此の子を懷保せん。即ち心容を開かば、他日必ず能く人天の爲に、誠請を爲し、命は萬年尊重せらるなり」と。一の大なる樹木有り、言に應じて開き析く。師、此の子を以て、其の中に納れ、已に復た合わす。師、偈を説きて曰く、「形骸逆旅の如く、心空の境も亦た空なり。凝然として一味を悟り、應物萬縁もまた同し」と。偈畢るや身を隠して見れず、西峯に念誦の聲聞こゆるのみなり。林叢蒨藹として、阿蠻度れども到る能わず、望拜して歸る。是れに由りて恰も旱災に値あひ、三年雨ふらず、溪潭枯燥し、人多く渴死す。獨だ

阿蠻の家のみ、井汲めど竭きず、城中の人、多く其の澤を頼る。土王、之を聞き人をして問わしめ、阿蠻、具に王に上告す。使を遣わして八山に師の所を尋ねしむるも、使者三返して其の處を知らず。王因りて阿蠻を召して問い、以て師の意を命じ、假に阿蠻の爲に、命を請うを爲すなり。阿蠻、山に至り、師に大樹の下で遇い、具に王命を以て呈し白す。師、起立して足を翹て、瞬息の間もたたずして、忽然として大いに雨ふる。國人之を聞き、欽仰せざるもの莫し。是に於いて王、眾人を率い、香幣を奉じて進獻す。……其の後黒風大いに作り、此の樹木を抜く。洪水漂泛し、隆邊江に流入し、離樓城に至り、津涯にて滞むなり。木中隠然と聞こえ、音樂の聲有り、光明照映にして、香氣芬馥たり。州人之を聞き、以て王に呈告す。王、潜かに之を伺い、心中異を感じ、力士に命じて曳きて江の邊岸に至らしむ。其の條榦を見、堅實にして愛しむ可きなれば、取りて材用と爲すを意欲す。而して心未だ決さずして、忽ち夜に夢み一の大人を見ゆ。……王、寤めて徧く羣臣に告げ、獻言有りて曰く、「此の木は是れ靈なり。蓋し神像を爲るを欲せんや。因りて玳瑁を索し、副らずして佛像を爲りて立ち並ばせるを請うなり」と。是に於いて王、木匠の陶嗣亮を召し、截りて四段と爲し、佛四軀を雕らしむ。第一段の木中より石塊を獲り、匠、江に臨みて洗淨するも、手中敏ならず、江中に失う。今、落ちし處に獨めて各佛淵に於り、四像坊を分かつに及び、禪定・成道・非相・智果の四寺を創起し、以て之を安置す。『初慶成』に曰く、「未だ四寺のあらざりし時、大いなる凡早に遭う。陰祈眞感するや、忽然として大いに雨下る。因りて命名して法雲・法雨・法雷・法電と曰う」と。四寺に引くに及び、三像は一時に輦輕けれど、獨り法雲佛のみ、重くして動くこと能わざるなり。王、匠を召して之を問うや、具に石を得るの由を道る。王、漁人に命じ、水に没りて之を淵中に求めしむ。光の透射する有り、驚きて敢えて近づかず。回りにて報道し復た王に告げ、俱に泛く蒐羅して石を得。擧げて像の前に置くや、條然として輦輕くなり、久しく歎異を成す。乃ち其の樹、是れ陀羅子を懷養せるの樹にして、阿蠻の女子なるを知る。土王因りて師の徳を念い、使に命じて重く香信を齎す。山に入りて師を訪尋し、査ぶれども蹤を知らず。……今、禪寺の前に一の塚有り、世人呼びて阿蠻の墓と爲し、亦た呼びて佛母の墓と爲す。毎歳正月十七日を以て、阿蠻の諱日と爲し、常に盤を齋するを以て供を淨む。

以上が、「土王」と法雲仏に関わる部分となる。これを要約すると以下のようになる。

## 【要約】

土王の居城である离樓城には、天竺より来た耆域と丘陀羅という僧侶がおり、在家の修定が留まるよう頼むと、耆域は断つたが、丘陀羅は彼の家に移って修行した。修定は娘の阿蛮を丘陀羅の弟子にと望み、丘陀羅はこれを受諾して阿蛮を法眷とした。丘陀羅は阿蛮に「三年後に早くなるので、お前の家を助けよう」と言い、杖を挿して引き抜くと、水が溢れたため、修定に井戸を作らせた。そして自身は山へ籠った。

修定は阿蛮とともに毎日欠かさず山へ行き、丘陀羅に供え物を施した。ある日、阿蛮が一人で山へ行き、戻ってくると懐妊していた。四月八日に一女が生まれ、丘陀羅は陀羅子と名付けた。丘陀羅は民衆の前で、一本の大樹を切り開かせ、その中に陀羅子を入れて閉じた。すると、その場所は林が生い茂り、阿蛮はその場所へ入ることができなくなった。

三年後、旱害のため、民衆は渇きに苦しんだが、修定の家だけは井戸を掘ってあったので渇きを免れ、民衆はこぞってこれに頼った。この噂を聞いた土王は、丘陀羅の籠もる山に使者を三度派遣したが、ついにその居所はわからなかった。そこで今度は阿蛮を召して居所を尋ねた。彼女は王命に従って樹の下にいた丘陀羅に会った。丘陀羅がつま先立ちで立ち上がると、突然大雨が降り国人の中で彼を尊崇しない者はいなかった。その結果、土王は衆人を率いて香や幣を献じ、それらが山門を埋め尽くすほどとなった。だが、丘陀羅は驕ることなくただ座禅し経を唱えていた。

その後、黒い風が巻き起こって大樹は抜けてしまい、洪水によって城まで流れ着き、津に至って止まった。樹の中からは音楽が聞こえ、光り輝いており、香気が漂っていた。州人がこれを土王に伝えると、内心不思議に思い、力士に命じてこれを川岸まで運ばせた。その幹や枝は堅く、これを材木として使おうと思ったがいまだ実行に移さない内に、夢の中に一人の高貴な人物が現れた。土王が群臣にこの事を尋ねると、ある者が「この樹は精霊で、神像を造って欲しいのです」と献言した。そこで土王は早速木匠の陶嗣亮を召して仏像を彫らせた。陶嗣亮は樹を四つに伐り、四体仏像を造った。その内の一つの樹に埋まっている石塊を取り除き、川でこれを洗おうとしたが、不器用のために川の中へ落としてしまった。その後四像を禅定寺・成道寺・非相寺・智果寺の四寺へ分祀した。『初慶成』という書物によれば、まだ寺がなかった頃、早が極まっ

たためにひそかに神靈に対し祈禱を行った。すると突然大雨が降り始めたため、これに因んで像の名を法雲・法雨・法雷・法電としたとある。それぞれの寺へ引きれようとした際、三像は軽々と運べたが、法雲仏だけは動かすことができなかった。土王は陶嗣亮から先頃川に落とした石について詳細を聞き、漁師に命じて沈んだ石を探させた。その場からは光が放たれており、驚きあまり近づくことができず、帰って土王に報告した。土王は漁師とともに泳いで石を回収し、これを法雲仏の前に置くと像は軽くなった。そこで、その樹が陀羅子を抱いた樹であることを知った。土王は使者に命じて厚く香や符を贈った。そして山中に丘陀羅の姿を探したが、ついに探し当てることができなかった。寺の前に一つの塚があり、人々はそれを阿蛮の墓、あるいは仏母の墓と呼んでおり、毎年正月十七日は阿蛮の命日とされ、常に墓前の盤は清められている。

この「法雲仏」説話には、特徴的な五つの要素が確認される。これらの点について考察を加え、「法雲仏」説話の性格を理解していきたい。

#### (A) 耆域と丘陀羅

「法雲仏」説話には、インドから来訪した僧侶として、耆域と丘陀羅という二人が登場する。その内、耆域については、南朝梁・慧皎『高僧傳』などにその生涯が記されている。

#### 〔史料3〕南朝梁・慧皎『高僧傳』卷九神異上耆域四

耆域者、天竺人也。周流華戎靡有常所。而倜儻神奇、任性忽俗、迹行不恒。時人莫之能測。自發天竺至于扶南、經諸海濱、爰及交廣、竝有靈異。

耆域は、天竺の人なり。華戎を周流して常所有る靡し。而して倜儻神奇、任性忽俗、迹行恒ならず。時人之を能く測る莫し。自ら天竺を發して扶南に至り、諸々の海濱を經、爰に交廣に及び、竝びに靈異有り。

〔史料3〕によれば、耆域が自由奔放な性格により各地を転々としており、天竺より扶南を経て交州・広州にたどり着いたことが記されている。その後は、各地で靈異を起こしつつ、西晋洛陽へ至り、やがて兵乱（八王の乱）を避けて天竺へ戻ったという。「法雲仏」説話において、彼が修定の頼みを断つて再び旅立ったのは、まさに彼の性格を的確に表したものとと言えるだろう。

一方、「法雲仏」説話のキーパーソンとなる丘陀羅は、これ以外にはその存在を確認できず、架空の僧侶と考えられる。耆域が所在を転々としたのに対し、修定の求めに応じてその家に滞在している。

ここで疑問となるのが、なぜ「法雲仏」説話が、實在の僧侶である耆域について触れたのかという点である。この後、丘陀羅を中心として物語が進行するため、耆域をここで登場させた意図が不明瞭なのである。あえてその意図について推測するならば、おそらくは實在する僧侶を対比関係に置くことで、丘陀羅の實在性を強固にしたかったのではないかと考えられる。また、当地にあまり利益をもたらさなかった流浪の僧侶である耆域を置くことで、対照的に丘陀羅の重要性を示す意図があったとも言える。

#### (B) 修定と阿蛮

「法雲仏」説話には、当地に住む在家の修定とその娘の「阿蛮」が登場する。「阿」は少年少女の幼名に付される接頭辞であろう。阿蛮は丘陀羅の弟子となり、やがて師の子を孕むこととなる。その子は四月八日に生まれ、「陀羅子」という名前を付けられた。この「陀羅子」が、のちに光り輝く石「石光仏」となり、動かぬ「法雲仏」に働きかけて靈験をもたらした。現在でも、延応寺の「法雲仏」像の前には厨子が置かれ、中には「石光仏」が入っているとされる。

ここで着目したいのが、阿「蛮」という名前である。「蛮」の字義には、およそ肯定的な意味合いはなく、ここでは「南蛮」の娘という程度の意味で使用されているものと思われる。もしベトナムが中国より自立した時期に成立したのであれば、登場人物に「蛮」の字を持つ人物は使わないであろう。つまり、「法雲仏」説話は、当地の民衆を「蛮」と呼ぶ漢人により創作された可能性が高いのである。

また、漢人が当地を舞台とする説話を記すということは、当地がまだ中国王朝の支配下にあった時代、すなわちベトナム側の呼称でいう「北属期」にその成立年代を持つてくるのが妥当と思われる。北属期は、九三九年に呉権が南漢の支配から脱して呉朝を建国した時点をもって終わりとされるため、遅くとも一〇世紀初頭までには成立していたであろう。

#### (C) 四法神信仰

法雲・法雨・法電・法雷という四つの仏を崇拝する「四法」という信仰は、トゥアンタイン県を發祥とする農業慈母神信仰であり、現在でも、各神を本尊とする寺院が残っており、独自の信仰を伝えている。この信仰について、ハー・ヴァン・タン氏は、先に土着の四法信仰が存在しており、仏教が後からベトナムに入り込んだ影響により、四法に仏教的要素が付随するようになったとしている。また、トラン・クオック・フオン氏は、創造主である聖母を主神とし、自然現象を司る神々を祀る土着の聖母信仰に土着信仰化した仏教が結合した結果が、現在に至るまで延応寺周辺で見られる「仏母四法」信仰であるとしている。すなわち、「石光仏」の像を寺院内に設置し、特にバクニン省の寺院においては、寺院内に聖母殿を設ける「前仏後母」と呼ばれる形式が成立したとする。しかし、「四法」の名称に着目してみると、それらの見解には疑問が生じるのである。

#### 〔史料4〕三国魏・康僧鎧訳『仏説無量寿経』上巻

釋・梵祈勸、請轉法輪。以佛遊歩、佛吼而吼。扣法鼓、吹法螺、執法劍、建法幢、震法雷、曜法電、澍法雨、演法施。  
釋・梵祈勸し、轉法輪を請ず。佛の遊歩を以てし、佛吼もて吼す。法鼓を扣き、法螺を吹き、法劍を執り、法幢を建て、法雷を震い、法電を曜かし、法雨を澍ぎ、法施を演ぶ。

#### 〔史料5〕東晉・仏陀跋陀羅訳『大方広仏華嚴経』

法雲普覆一切法界、震實法雷耀明解脱電光、澍甘露法雨充滿一切衆生心願。

法雲、普く一切法界を覆い、實を震わす法雷、解脱の電光を耀明し、甘露を澍そそぐ法雨、一切衆生の心願を充滿す。

〔史料4〕・〔史料5〕は、ともに三国く六朝期に漢訳された仏典である。これらを見ると、四法の名称に使用されているいずれの言葉も、仏教用語として早くから使用されていることがわかる。つまり、これらは農耕に必要な雨を祈願する祈雨を表す仏教用語であり、土着信仰と仏教との結合とするよりも、むしろこのような早期漢訳仏典に基づいた独特の仏教信仰とみなす方が説得力があるように思われる。

バクニン省に祈雨用語に起因する信仰が誕生したのは、当地が紅河デルタという一大農耕地帯に位置したことによるものであろう。駱越の人々によって特殊な灌漑農業がおこなわれたとされる、いわゆる「駱田」にまつわる伝説が生まれたのも、当地の農業が重視されたために他ならない。すなわち、農耕地帯に不可欠な雨を降らせる教えとして、当時盛行していた仏教の祈雨用語が当てはめられ、新たな信仰が誕生したと考えられるのである。

(D) 陀羅子の生誕日と阿蛮の忌日

「陀羅子」の生誕日は「四月八日」に設定され、阿蛮の忌日は「正月十七日」に設定されている。「四月八日」という日は、大乘仏教圏においては釈迦の生誕日と信じられており、この日（あるいは旧暦換算）にはそれを祝う行事である「灌仏会（浴仏会）」が開催される。

一方、「正月十七日」という日付には、管見の限り仏教的要素は確認できなかった。全体を通して見ても、阿蛮は出産以降、土王の使いとして丘陀羅に取り次いだ程度の役割しか果たしておらず、その墓が「仏母の墓」とも呼ばれたとは言え、彼女自身の仏教的要素が薄いように見える。

つまり、重要なのは数々の奇跡を起こした高僧「丘陀羅」と、彼の子であり、延心寺の本尊たる「法雲仏」に影響を及ぼした「陀羅子」であり、「法雲仏」説話における阿蛮の役割がひどく小さいということである。このことは「法雲仏」説話全体の性格にも深くかかわることとなる。

(E) 土王

筆者が「法雲仏」説話に注目した最大の理由は、これに「土王」が深く関係しているためである。「法雲仏」説話では中盤から中心人物として登場し、仏教の奇跡を目の当たりにして丘陀羅と法雲仏の信奉者になっていく。土燮を「土王」と呼称することについては、すでに第五章にて詳述した。

土燮と仏教との関わりについては、『三国志』巻四九呉書土燮伝にすでに見られる。

〔史料6〕『三国志』土燮伝

燮兄弟並爲列郡、雄長一州。偏在萬里、威尊無上。出入鳴鐘磬、備具威儀、笳簫鼓吹車騎滿道、胡人夾轂焚燒香者常有數十。妻妾乘輜駟、子弟從兵騎、當時貴重、震服百蠻尉他不足踰也。

燮の兄弟並びに列郡を爲め、一州に雄長たり。萬里に偏在し、威尊無上。出入する鐘磬を鳴らし、威儀を備具し、笳簫もて鼓吹し、車騎道に滿ち、胡人轂を夾みて燒香焚く者常に數十有り。妻妾輜駟に乗り、子弟兵騎を從え、時に當たり貴重せられ、百を震服し、尉他も踰ゆるに足らざるなり。

そこには、「胡人」が土燮一族が居城へと至るまでの行列をはさんで焼香していることが記されている。この「胡人」が何を指すのかについては諸説あるが、胡適氏は、後漢末の土燮存命期、交州にて儒仏道の教えを研究した牟子『理惑論』の中に、当時の交趾郡における沙門の腐敗を嘆く記述が有ることから、この「胡人」を沙門であるとする。また、福井康順氏も胡適説を支持したうえで、焼香は、仏教流伝とともに伝わった文化であり、「轂を夾みて燒香焚く」という行為は、仏教行事における「行像」（仏像を車輛に載せて街を廻る行事）に似たものであるとしている。その根拠として、梁・慧皎『高僧伝』康僧会伝の中に、「赤烏十年に建業に至るを以て、茅茨を營立し、像を設けて道を行く」とある

ことを挙げている。

また、『三国志』土燮伝の記述は、東晉・法顯『仏国記』の記述に近いともしている。

〔史料7〕東晉・法顯『仏国記』于闐国条

王脱天冠、易著新衣、徒跣持華香、翼従出城迎像、頭面禮足、散華燒香。

王、天冠を脱ぎ、易うるに新たな衣を著、徒跣にて華やかなる香を持し、翼従城を出でて像を迎え、頭面禮足し、散華して燒香す。

その中で、王の臣下が仏像を迎え、焼香している記事が見える。この様子がちょうど『三国志』土燮伝の記述と似通っているため、土燮が「胡王」のごとき威容をもって民衆から迎えられたとしている。

なお、当時仏教が交趾郡において盛行していたのは史料上からも明らかであり、商人の両親とともに交趾へ渡った康僧会は当地で出家し、様々な仏典を漢訳する訳経僧として活躍し、やがて三国呉の都建業に最初の寺院建初寺を建立するに至る。<sup>12</sup>

また、すでに序章において示した通り、考古学的にも、チン・カオ・トゥオン、トン・チュン・ティン、レ・ディン・フン三氏<sup>13</sup>や黄曉芬氏<sup>14</sup>の報告により、土燮の居城跡とされるレイロウ古城（ルンケー城址）において、蓮華紋様の瓦当が多数発掘されている（二世紀半ば〜四世紀頃のもの）。西村昌也氏<sup>15</sup>は、当地の仏教の盛行を示唆する重要な発見としており、今後の発掘調査に期待がかかる。

このように、歴史的事実として、当時の土燮統治下の交趾郡は深く仏教とかわっており、後世において土燮自身に仏教的要素を付与される下地が出来上がっていたと言える。

ここまで、「土王」が深く関与する「法雲仏」説話について、注目すべき特徴的な諸要素について検討し、そこから導き出される成立年代や作者の問題、四法神信仰の起源に関する問題、そして「土王」が仏教説話に関与する下地について考察を加えた。その中で、「陀羅子」の生みの親たる阿蛮の存在がひどく希薄であることについて触れたが、実はこの阿蛮を主人公とする説話の元となったと考えられる説話が存在する。

それが、これまでもたびたび扱ってきたベトナムの小説集『嶺南撫怪』に収録されている「蛮娘伝」である。

### 第三節 『嶺南撫怪』「蛮娘伝」について

まずは、「蛮娘伝」を引用し、その内容を説明していきたい。

〔史料8〕『嶺南撫怪』「蛮娘伝」<sup>16</sup>

#### 【原文】

漢獻帝時、太守士燮城於平江南邊（今天德江是也）。城之南有佛寺、有僧自西而來、號伽羅闍梨、住持此寺。能立獨脚之法、人敬奉之、呼僧爲尊者、皆來學道。時有女名蠻娘、父母俱亡、貧苦日甚、亦篤求佛道。然訥於言語、不能與眾誦經、常居廚、竈搗米採菜、炊爨以供一寺之僧及四方來學者。五月間、夜刻短促、僧徒誦經到鷄鳴時。蠻娘供廚已熟、僧徒誦經未已、未行食粥。蠻娘乃假寐於門廚中、不意忘〔饑〕熟睡。僧徒誦經罷、各歸本房。蠻娘當門睡、僧闍梨步過蠻娘、蠻娘歆然乃動、胞裡受胎。三四月間、蠻娘有慚色而歸、闍梨亦羞而去。蠻娘行至三岐路江頭寺居之、滿月生一女、尋闍梨還之。夜間、闍梨將女就三岐路、見〔芙蓉〕【榕】樹枝葉茂盛、有一蠹處深潔。【闍】梨付與曰、「我寄此佛子、汝藏之、各成佛道」。闍梨・蠻娘將辭去、闍梨與蠻娘一杖、曰、「我以此賜汝。汝還、或有歲時大旱、汝以杖棹地上、出水以救生民」。蠻娘敬授、而還居本寺。遇歲大旱、以杖卓立地上、自然水湧出、民多賴之。時蠻娘九十餘歲、適〔蓉〕【榕】樹摧倒、流至寺前江津、蟠旋不去。民覺斫爲柴、斧斤破缺。乃相率鄉里三百餘人、拽之不動。會蠻娘下江津洗手、戲撐之、其樹轉移。眾皆驚異、使蠻娘拽上岸、令匠人作四佛像。斫樹中、至三岐所藏女處、見已化成一石。甚堅、匠人斫之、斧斤盡缺。匠人投石淵中、光芒放出、頃刻餘始沉、匠人皆死。請蠻娘拜禮、借漁人入水收之、迎入寺殿納佛像中。其像相貼以金、闍梨置號、名佛〔相〕【像】曰法雲・法雨・法電・法雷。四方祈禱、無不應者、皆呼蠻娘爲佛母。四月初〔四〕【八】日、無病而終、葬於寺中、人以此日爲佛生辰。

【書き下し文】

毎年是月日、四方男女常聚會其寺、遊戯歌舞、世呼爲浴佛會云。

漢の獻帝の時、太守士燮、平江の南邊に城く（今の天徳江は是なり）。城の南に佛寺有り、僧の西自り來る有り、號は伽羅闍梨、此の寺に住持す。能く獨脚の法を立て、人、之を敬奉し、僧を呼びて尊師と爲し、皆な來りて道を學ぶ。時に女の名を蠻娘と曰える有り、父母俱に亡く、貧苦せし日は甚だしけれど、亦た篤く佛道を求む。然れども言語するに訥り、眾と誦經する能わず、常に廚に居り、米を搗き薪を採り、炊爨して以て一寺の僧及び四方の來學者に供す。五月の間、夜刻は短促にして、僧徒の誦經すること鷄鳴に到る。蠻娘、廚に供するに已に熟すも、僧徒の誦經未だ已まず、未だ粥を食いに行けず。蠻娘、乃ち門廚の中に假寐し、不意に饑えを忘れて熟睡す。僧徒の誦經罷み、各々本房に歸る。蠻娘、門に當りて睡り、僧の闍梨、歩いて蠻娘を過ぐるに、蠻娘、敢然として乃ち動じ、胞裡に受胎す。三四月の間、蠻娘、慚色有りて歸り、闍梨も亦た羞じて去る。蠻娘、行きて三に岐れし路の江頭の寺に至りて之に居し、満月にして一女を生み、闍梨を尋ねて之に還す。夜間、闍梨、女を將いて三岐路に就き、榕樹の枝葉の茂ること盛んにして、一の蠹みし處有りて深く潔きを見ゆ。闍梨、付與して曰く、「我、此の佛子を寄し、汝、之を藏さば、各々佛道を成さん」と。闍梨・蠻娘、將に辭去せんとし、闍梨、蠻娘に一杖を與え、曰く、「我、此を以て汝に賜う。汝還り、或し歲時に大旱有らば、汝、杖を以て地上に棹せば、水出でて以て生民を救わん」と。蠻娘、敬みて授け、還りて本寺に居る。歲の大旱に遇い、杖を以て地上に卓て立て、自然と水湧き出で、民多く之を頼る。時に蠻娘九十餘歲、適と榕樹倒るるに推り、流れて寺の前の江津に至り、蟠旋して去らず。民覺いて斫りて柴と爲さんとすれど、斧斤破缺す。乃ち郷里の三百餘人を相率い、之を拽けども動かず。會と蠻娘、江津を下りて手を洗い、戯れに之に撐すや、其の樹轉移す。眾皆な驚異し、蠻娘をして上岸に拽かしめ、匠人をして四の佛像を作らしむ。斫りし樹の中、三に岐れし所に至りて女を藏めし處、已に化して一の石と成るを見ゆ。甚だ堅く、匠人之を斫るも、斧斤盡く缺く。匠人石を淵中に投ぐるや、光芒放出し、頃刻餘りして沈み始め、匠人皆な死す。蠻娘に請いて拜禮し、漁人を借りて水に入り之を收め、寺殿に迎え入れて佛像の中に納る。其の像相貼るに金を以てし、闍梨、號を置かんとし、佛像に名づけて曰く、法雲・法雨・法電・法雷、と。四

方祈禱し、應不ざるは無く、皆な蠻娘を呼びて佛母と爲す。四月初八日、無病にして終に、寺中に葬り、人、此の日を以て佛生辰と爲す。毎年是の月日、四方の男女常に聚まりて其の寺に會し、遊戯して歌舞し、世々呼びて浴佛會と爲すと云えり。

これを要約すると以下のようになる。

#### 【要約】

土燵の居城の南の寺には西方より来た伽羅闍梨という僧侶がおり、人々から慕われていた。その寺には蛮娘という吃音症の女がおり、炊事などの雑事をこなしていた。蛮娘が疲れて寝ていた際、伽羅闍梨が彼女の側を通り過ぎると、彼女は受胎し、双方ともこれを恥じて寺を去った。蛮娘は三岐路にある川辺の寺にこもり、そこで一女を産んでこれを伽羅闍梨に託した。彼は葉の生い茂るガジュマルの深い虫食い部分に女兒を入れ、蛮娘には一本の杖を与え、「旱害の際にこの杖を地に挿せば、水が湧き出でて民衆はお前を頼るだろう」と言つて去った。伽羅闍梨がいう通り、蛮娘の村では旱害が発生し、彼女が杖を地に挿すと、そこから大いに水が湧きあがったため、民衆は彼女を頼った。蛮娘が齡九十になった頃のこと、寺の前にガジュマルの倒木が流れ着き、その場を旋回して留まっていた。民衆がこれを伐ろうとも、また引き上げようとも無理だったが、蛮娘はやすやすとこれを岸まで上げることができた。そしてこれを用いて職人に四つの仏像を作らせた。見るとかつて蛮娘の一女を入れた部分が堅い石となっており、職人がこれを川に投げ入れると、光り輝いたのちに沈み、職人はすべて死んでしまった。そこで蛮娘が拝礼し、漁師が石を岸にあげてこれを寺に迎え入れ、仏像の中に収め、像に金を貼った。伽羅闍梨は仏像にそれぞれ「法雲・法雨・法電・法雷」と名付けた。各地の民衆が祈禱し、靈驗あらたかであったため、みな蛮娘を仏母と呼んだ。四月八日に蛮娘が亡くなると、人々はこの日を仏の生誕日とし、毎年この日に人々は寺院へ集まり歌い踊り、代々これを浴仏會とした。

#### (A) 蛮娘と伽羅闍梨

「蛮娘伝」の主人公は「蛮娘」という女性である。その名前や役割からもわかる通り、「法雲仏」説話における「阿蛮」と同一人物である。法雲仏説話にはない設定として、寺に従事することや吃音症であること、そしてそのほとんどの行為を蛮娘自身が行い、民衆から崇敬を受けるのも蛮娘のみとなっている。また、蛮娘が流れ着いた樹を引き上げることができた点も異なる。さらに、彼女の忌日が「四月八日」に設定され、同時にこの日が「仏生辰」すなわち仏の生誕日と同一視され、「浴仏会」が行われている点が特徴的である。これについては後述する。

逆に共通点としては、師の子を孕み、後に「石光仏」となる娘を生んだことや、師の杖によって水が湧き出でたこと（ただし、杖を挿す人物が蛮娘となっている）、そして四法神の仏像が引き上げられた樹によって作成されたことなどが挙げられる。

「蛮娘伝」でも主人公に対して「蛮」娘という呼称を使用している。このことから、「蛮娘伝」もやはり漢人の手によるものと考えられる。それがベトナムの小説集の中に、民間伝承として収録されたのであろう。

その蛮娘に受胎させる相手となる「伽羅闍梨」は、土燮の居城の南に位置する寺院にいた、西方より来訪した僧侶で、師に頼らずに悟りを開いたために尊師として崇められていたという。石井公成氏<sup>17</sup>によれば、伽羅闍梨という名称は、サンスクリット語のカラーチャーリヤ(Kalacarya)‘すなわち「黒い師」を表すものとされる。その役割から明らかのように、法雲仏説話における「丘陀羅」と同一人物である。瞳の黒さから「墨胡子」と呼ばれたインド人僧が、『三国遺事』興法第三・阿道基羅条などに登場することから、石井氏はその関連性を指摘している。

伽羅闍梨については、寺院に最初から居住している点と、仏像の名づけに関わるといふ点以外は大きく法雲仏説話と異なる点は見当たらない。ただし、蛮娘の役割が増しているため、必然的に伽羅闍梨の役割は少なくなっている。

#### (B) 仏生辰

「蛮娘伝」の成立時期を確定する際、大きな手掛かりとなるのが「仏生辰」に関する箇所である。前述した通り、日本を含め、現在の大乗仏教圏でも四月八日に灌仏会（浴仏会）を行うため、一見すると大乗仏教が根付いた後に成立した説話であるかのように見える。しかし、仏の忌日と生誕日を同じ四月八日に設定する仏典は非常に限られているのである。

〔史料9〕西晉・白法祖（または、三国呉・支謙）訳『仏般泥洹経』下巻

佛以四月八日生、八日棄國、八日得道、八日滅度。

佛、四月八日を以て生まれ、八日に棄國し、八日に得道し、八日に滅度す。

森章司氏<sup>18</sup>の研究によれば、あらゆる仏典において、仏の生誕日（出胎）と忌日（入滅）を同じ四月八日に設定するのは、西晉・白法祖訳（一説には三国呉・支謙訳）『仏般泥洹経』、および失訳（一説には三国呉・支謙訳）『般泥洹経』のみである。これらは原始部経經典である初期の涅槃経經典であり、大乘仏教のそれとは内容を異にする。つまり、このような解釈を引用する「蛮娘伝」の成立もまた、パーリ語經典が初めて漢訳され始めた三国〜六朝期である可能性が高いのである。

このように、従来その成立過程についてあまり顧みられなかった「蛮娘伝」について、六朝期頃、漢訳仏典に造詣の深い漢人の手によって創られた説話と言えると考えている。すなわち、「蛮娘伝」は「法雲伝」説話よりも以前に作られたものと言えるのである。

#### （C）土燮

「蛮娘伝」では土燮は登場人物として見えない。あくまでも土燮が太守である頃の時代であることが説明されるのみである。このことは、法雲伝説話の性格を考えるうえでも、また「土王」がどのように位置づけられているのかを示すうえでも重要な点である。「土王」を必要としない「蛮娘伝」と、必要とする「法雲伝」説話との差を考えれば、おのずと「土王」の果たした意義も明らかとなるからである。

#### 第四節 説話の変容と「土王」の役割

そこで、両説話の成立過程について改めて整理してみたい。志怪小説の体裁をきれいに踏襲したように見える「蛮娘伝」は、三国六朝期、漢訳仏典に造詣の深い漢人の手によって創られた説話と考えられる。当時の交趾郡には腐敗を嘆かれるほど多くの僧侶が古くから存在しており、あるいは彼ら漢人僧侶の手によるものかもしれない。そして「蛮娘伝」は、一大農業地帯である紅河デルタの民衆が、現世利益的な祈用語を用いる漢訳仏典を支持した結果生まれた、独自の仏教信仰を表したものと考えられる。

次いで、五八〇年に毘尼多流支が延応寺に禅宗をもたらしてより、ベトナムが中国より自立を果たす九三九年までの間に、『報極伝』に収録された「法雲仏」説話が成立する。「蛮娘伝」を下地とする「法雲仏」説話では、阿蛮アマン蛮娘の役割が大きく低減し、代わりに固有名称を付けられた丘陀羅チダラ伽羅闍梨カラガリと、彼の子である陀羅子ダラコ法雲仏を中心とする物語となっている。また、両者の起こす奇跡を体験する存在として「土王」が登場し、その教えを深く崇敬することとなった。

では、なぜ「法雲仏」説話には「土王」の介入が必要だったのだろうか。「蛮娘伝」のように、民衆がその教えを篤く信仰しただけではいけなかった理由があるはずである。

その意図として考えられるのが、彼の持つ「権威」を延応寺の信奉する「法雲仏」信仰に付与するためというものである。すでに筆者は、第五章において、土蠻を「土王」と尊崇する下地が東晉期までにすでに萌芽していた可能性を指摘した。南朝宋・劉敬叔『異苑』「蒼梧王墓」の記述から、すでに嶺南の民衆から「蒼梧王」と呼ばれていたことがわかり、これが『報極伝』に引き継がれ、偉大な王たる「土王」という呼称に変わり、ベトナム王朝の思惑に沿う形で「土王」は国家の守護神となったとしたのである。すなわち、「法雲仏」説話を創作した人物は、嶺南住民による土蠻への礼賛感情を、延応寺の教えの正当性を補強する材料としたと結論づけた。

その思惑は、本来蛮娘の役割であった仏像制作や石光仏への崇敬といった行為が、すべて「土王」によるものに置き換わっている事実にも表れている。なるべく奇跡を目の当たりにする行為を土王によるものとすることで、「偉大な土王をもってして崇敬の念を抱かせる」教えの尊さを強調せんとしたのであろう。

それを示すものとして、『古珠法雲仏本行語録』と同じく延応寺に保存されている『古珠仏本行』と『献古珠仏祖儀』の存在が挙げられる。<sup>19)</sup>

前者は、『古珠法雲仏本行語録』と同じ一七五二年に作成され、その内容を「六八体（六言の句↓八言の句↓六言、と続くベトナム近代詩の形式）」で表したものであり、漢字チュノム混交文（漢喃文）である。当然その中には「土王」の行為も綴られており、詩という形でも後世に「土王」の権威が残されている。

後者は、ベトナム西山朝の光中五年（一七九二）に作成され、声明（単旋律・無伴奏の音楽）の歌詞集となっており、香讚（法要導入部の曲）などが収録されている。つまり、実際に延応寺において法要などに使用される文言の中に「土王」の存在が記録されていることがわかり、延応寺の信仰にとって「土王」の存在の大きさをうかがうことができる。

また、先に見た通り、土燮と仏教を結びつける要素は随所に見え、当地の英雄たる土王と法雲仏信仰が関連付けられることは自然な成り行きと言える。

## おわりに

本章では、肩書は一太守に過ぎない漢人である土燮に対し、「土王」という呼称をもって礼賛した現地住民の評価の一モデルとして、土燮居城にほど近い仏教寺院である延応寺に保存された「法雲仏」説話の内容を検討した。これまではベトナム仏教の起源伝説として紹介されるに留められていた「法雲仏」説話も、その諸要素から成立過程や作者などの情報がある程度確定することが可能であり、また、「蛮娘伝」との比較から、その原型が「蛮娘伝」にあり、その変容の中に「土王」を登場させる思惑を見出すこともできた。

さて、教えの普及のために利用された形の「土王」であるが、後世語り継がれることとなる「土王」像の中に、本説話に起因する仏教的要素はまったく含まれていない。「ベトナムの教化者」や「神格としての土王」という先に報告者が検討した二例は、土燮自身が崇拜対象とされていたのに対し、教えに説得力を持たせる補強材料としてのみ作用した本説話中の「土王」像は、後世付与された土燮像に含まれず、そのためか土燮を研究対象とする先学においても、特段触れられることもなかったのである。

しかし、説話の変容に伴い、「蛮娘」の行動が「土王」によるものへと変化していることを考えると、当地での「土王」の影響力が強かったことが読み取れる。この説話は、実態とは異なった後代成立の土蠻像が機能した好例として注目すべきであろう。

## 注

注 1 Phan, C.T. (2002). *Chùa đầu và nghệ thuật tư pháp. Hà Nội: Nhà xuất bản mỹ thuật*, 73-85 参照。

注 2 小川宏「ヴェトナム仏教史略説」(山本達郎編『東南アジアの宗教と政治』日本国際問題研究所、一九六九年) Nguyen, T. T. (2008). *The History of Buddhism in Vietnam*, Washington, D.C.: Council for Research in Values & Philosophy, 17-24 Whimmore, J. K. (2012). *Kingship, time, and space: Historiography in southeast asia*. Foot, S. and Robinson, C. F. (Eds.), *The Oxford History of Historical Writing Volume 2: 400-1400*, Oxford: Oxford University Press 等参照。

注 3 牟子は、土蠻と同郷となる蒼梧郡広信県出身とされる思想家で、儒・仏・道の三教の一致を問答の形式をとって著した『(牟子) 理惑論』で有名である。詳細は、福井康順「牟子の研究」(同『福井康順著作集第一巻 道教の基礎的研究』、法蔵館、一九八七年) 等参照。

注 4 石井公成編『新アジア仏教史—朝鮮半島・ベトナム 漢字文化圏への広がり』(佼成出版社、二〇一〇年)、三四九〜三五二頁参照。

注 5 以下、現在の延応寺に関する概略については、伊東照司『ベトナム仏教美術入門』(雄山閣、二〇〇五年)、一八〜二三頁を、詳細な内部構造については、片桐正夫、ハー・バン・タン、重枝豊、新江利彦、大山亜紀子「北寧省延應寺の伽藍と建築構成について—ヴェトナム仏教寺院の総合研究 その5」(『平成一〇年度日本大学理工学部学術講演会論文集』、一九九八年)、大山亜紀子、重枝豊、片桐正夫「北部ベトナム仏教寺院の上殿の基本構成とその変化について」(『日本建築学会計画系論文集』五七六、二〇〇四年)、同上「ベトナム北部における仏教寺院の前堂の変遷に関する一考察」(『日本建築学会計画系論文集』六二五、二〇〇八年) 参照。

注 6 注 5 伊東照司前掲著作、一〇五頁参照。

- 注7 Nguyễn, Q. H. (1997). *Di văn chùa đầu : Cổ châu lục, cổ châu hạnh, cổ châu nghi*, Hà Nội: Khoa Học Xã Hội 参照。
- 注8 Hà V. T. (1993). *Chùa Việt Nam, Nhà Xuất bản Khoa học Xã hội* 参照。
- 注9 トラン・クオック・フオン「ベトナム仏教に影響を与えた民間信仰について—三府・四府聖母信仰を中心として—」(立川武蔵編『アジアの仏教と神々』法蔵館、二〇一二年) 参照。
- 注10 胡適「論《牟子理惑論》—寄周叔迦先生」(同『胡適論学近著』、商務院書館、一九三五年) 参照。
- 注11 注3 福井康順前掲論文参照。
- 注12 南朝梁・慧皎『高僧伝』卷一 康僧会伝参照。
- 注13 Trinh, C.T et al. (1989). *Luy lâu: Mùa khai quật 1986*. KCH, 4 参照。
- 注14 黄晓芬編著『交趾郡治・ルイロウ遺跡Ⅰ』(平成二五〜二八年度科学研究費補助金基盤研究A(一般)研究成果報告書(課題番号: 25244038)「東アジア文化圏の形成に果たした漢代郡県都市に関する学際的研究」、二〇一五年) 参照。
- 注15 西村昌也『ベトナムの考古・古代学』(同成社、二〇一一年)一五七〜一五九頁参照。
- 注16 本論文では、もっとも編集や文字の異同が少なく、状態の良い版本である、孫遜・鄭克孟・陳益源主編『越南漢文小説集成』一(上海古籍出版社、二〇一〇年)所収、ベトナム社会科学院・漢喃研究院所蔵のA.33本を使用した。また、各版本との比較から、明らかに誤字と思われる箇所について修訂を加えた。
- 注17 注4 石井公成前掲著作、三四三頁参照。
- 注18 森章司「釈尊の出家・成道・入滅年齢と誕生・出家・成道・入滅の月・日」(『中央学術研究所紀要モノグラフ篇』一、一九九七年) 参照。
- 注19 『古珠仏本行』、『献古珠仏祖儀』ともに、注7 Nguyễn, Q. H. 前掲著作に収録されている拓本を参照した。

## 終章

士燮は、通例の昇進ルートによって交阯太守に就任し、その後、南シナ海沿岸の四郡の確保に成功した。その要因は、士燮伝の「州郡擾乱」という言葉が示すがごとく、交阯刺史の相次ぐ消失という事件が嶺南全体を大きく震撼させたものであり、その反乱に伴い、交阯郡以外の三郡の太守が不在となり、その間隙を衝いて士燮は朝廷に上表し、弟を三郡の太守に任命させた。張津は士燮と連名で交阯刺史の交州牧への昇格を上表しているが、州牧に「当該州を基盤とする軍事政権の首班者」の権限が与えられていたことを踏まえると、士燮には、張津を交州の支配者の地位に据えることで、自身の兵力を割くことなく対劉表の防壁を獲得する意図があったと考えられる。また、朝廷の劉表への危機意識に依ることにもなり、忠誠を示す結果となったと言える。

張津の死後、士燮は朝廷より交州七郡の行政・軍事を臨時に掌握することを認められ、事実上の交州牧として一州の支配者の座に就いた。すなわち、士燮の台頭と勢力拡大には、当時の地方行政・軍事制度に違うような行為は一切見られず、巧みな外交手腕によって極めて合法的に支配権を獲得したことがわかる。

一方、朝廷側が士燮にそのような大権を与えた背景には、南越の統治政策と滅亡後の嶺南情勢が関係している。南越の嶺南支配は、一般に秦設置の三郡を継承したと考えられているが、史書には南海郡守の名は確認できず、軍事担当である郡尉による軍事拠点の確保以上の支配は認められない。つまり、嶺南の確実な掌握は趙佗の自立を待たねばならない。

南越の統治範囲は統治方法により三分される。王都番禺を中心とする広東・広西地域では、前漢を模倣した郡国制が布かれ、呂后・長沙国への対抗心が認められる。安陽王の討伐により新たに確保したベトナム北部には「西于王」が設置され、現地の駱人首長と「駱将」と呼ばれる県令クラスの役人による間接統治が実施された。海南島では、「執刼」などの楚制の利用や当地に根付く楚文化に配慮した間接統治が行われていたと考えられる。

南越滅亡後、武帝による急激な地方行政改革や不慣れた太守の統治に対して海南島民が反乱を起こし、長期にわたって継続することとなった。

元帝は関東大飢饉という内政上の理由や自身の災異への恐れから、珠崖郡、すなわち海南島の放棄へと至った。一連の騒動を経て、直接的な郡県支配への反省から、雷州半島の一部では再び南越同様の楚制による間接統治が図られたと考えられる。

その後、漢の匈奴に対する優位性の高まったことで、非漢人への蔑視感情が醸成され、この領土放棄は知識人層より評価された。それにより前漢平帝期には「駱将」による自治が継続していたベトナム北部にも戸籍調査に基づく直接支配が進み、後漢初期には「駱将」の妻である徴姉妹の乱が発生し、当地は嶺南諸反乱の中心地となった。一方、蒼梧郡や南海郡にも数件反乱記事が見えるが、いずれも荊州の群盗が流れ込んだものや、太守の離反によるものばかりで、嶺南情勢とは無縁のものである。つまり、南越滅亡後の諸反乱はほとんどが南越によるゆるやかな統治政策が変更されたために発生したものと考えられる。「勞邑執刼」に見られる南越による間接統治政策への回帰のように、後漢末の朝廷もまた、士燮に趙佗と同じ資質を見出し、彼による嶺南の間接統治を模索したのだと考えられる。

だが士燮は、その地位を孫権に帰順することであっさりと手放した。士氏政権の統治範囲は交阯一郡のみとなったが、士燮はその豊富な物産や南中豪族とのコネクションなどを利用し、巧みに孫権に取り入ることで、重要な権益を確保し続けた。

その豊富な物産について、士燮が孫呉政権から信頼を得るために使用された貢納品目を検証すると、多くは交阯郡で産出するものであり、いわゆる南海交易を独占したことにより得られたものとは必ずしも言えない。むしろ、明珠・象牙・翡翠などの物産が、中国西南の永昌郡より産出していることから、当地と交阯郡とを結ぶ西南シルクロード（紅河ルート）の重要性が指摘できる。また、士燮伝には、士燮の弟の士壹が孫権に軍馬を貢納していることが記されている。嶺南では馬は産出していないため、周辺地域に目を向けると、西南地域が軍馬の一大生産地であり、滇池駒などの馬が養育されていたことが現地出土の貯貝器からも確認されることから、士燮が南中豪族との交易により得た軍馬が孫権にもたらされたと考えられる。孫権は遼東公孫氏や高句麗などを通じて軍馬確保に血道を上げており、この軍馬抛出が孫権にとりいかに重要であったかが確認できる。

ところで、士氏政権の統治から孫権領へ移った地域では、刺史呂岱の武断統治への反感から現地住民による反乱が多発し、嶺南情勢は再び混乱し始めた。二二〇年より合浦郡から分置された高涼郡では相次いで反乱が発生し、治め難い様子が薛綜の上奏文に記録されている。そして二

二六年に土燮が死去すると、孫権は後継の士徽から交阯郡の權益を剥奪しようとした。士徽はこれに抵抗して交阯太守を自称し、士氏の変と呼ばれる抵抗運動が開始された。宗兵を率いて籠城したものの、土燮子飼いの将を手打ちにしたことで内乱を招き、結果として降伏し、呂岱に誅殺されることとなった。これを境に、九真や日南など、嶺南全土で反乱が多発し、いよいよ嶺南情勢は混迷を極めた。その様子は、南越滅亡後や後漢以降の嶺南情勢に酷似しており、改めて土燮と南越との類似性が確認される。こうした動きは、士氏崩壊後に大きく加速し、ベトナム地域を中心にいよいよ自立の機運が高まり、ついには現地人の建国へと至った。

再び混迷を極めた「中越境界世界」の住民は、土燮に対して様々な評価を与えた。現存最古のベトナム王朝の正史『大越史記全書』において、編者呉士連は土燮を「ベトナムの教化者」とみなす。この評価の淵源について探ると、『宋史』卷四八八外国四交阯に収録されている、雍熙三年に太宗により発布された詔勅において、「土燮彊明にして、越俗を化し成な又む」という文言が確認できる。この詔勅の内容は、『大越史記全書』本紀卷一・天福七年（九八六）冬十月条にほぼそのままの形で収録されており、明らかに呉士連はこの土燮像を知っていたことになる。また、呉士連がこれを採用した背景として、『大越史記全書』編纂を命じた聖宗が儒教偏重政治を行っており、儒教やそれに付随する中国文化を重視した可能性が指摘できる。

一方で、中国・ベトナム双方の諸史料を検証していくと、双方において異なる土燮像が形成されていったことがわかる。中国では教化者としての性格は継承されず、土燮の出生地である蒼梧（梧州）という狭い範囲における知恵者としての性格が強調されるようになった。これは土燮の経学者としてのイメージが肥大化し、地元の誇る偉人として神格化していったと考えられる。他方、ベトナムにおいては、一八〇〇年の正史修訂において土燮が歴代君主より外され、王朝による土燮礼賛は停止された。ところが、文学作品や詩歌、教科書においてはなおも脈々と受け継がれ、特に土燮の根拠地たる紅河デルタ地帯では一九四五年の八月革命まで継続していたことが確認される。

土燮がベトナムにおいて「教化者」とされるよりも早く、彼はベトナム人から「土王」と呼ばれていた。『越甸幽霊集』には、「土王」の墓を盗掘しようとした林邑人が、土燮の遺体が生きているかのようにであったことを恐れてあきらめたとあり、また唐代の節度使高駢が仙人然とした土燮に遭遇し、「土王仙」と称したことが記されている。そしてこの故事を踏まえ、一二八五年〜一三二三年にかけ、陳朝より「嘉応善感靈武

大王」の神号が付与されたとある。

その淵源をたどると、やはり中国側の史料に行き着く。晋・葛洪『神仙伝』には、仙人董奉が一度死んだ土燮に丸薬と水を与え、復活させたことが記録されている。この手法が、昇仙に必要な「尸解」の儀式の一種に類似し、また、土燮が夢中で金丹生成の祭事を監視する神とされる「太乙」に呼ばれていることから、本説話が多分に道教色の強いものであることがわかる。つまり、当時現地住民の間で流布されていた『神仙伝』により、土燮自身の昇仙説話へと変化した結果が「土王仙」だと考えられる。

南朝宋・劉敬叔『異苑』『蒼梧王墓』には、より直接的に「土王仙」説話の元となった説話が記録されている。「蒼梧王」土燮の墓を盗掘した交州刺史温放之が、帰路に落馬して死んだという説話であるが、土燮に対して王号を冠している中国側の史料はこれだけであり、ここから、土燮に対する「王」としての評価の開始時期は大幅に遡ることができる。また、墓中の亡魂による怪異な現象については、『異苑』の成書時期、陵墓の傍らに園寝と呼ばれる祭祀用の建物が設けられ、墓祭が行われていることがわかっており、また、当時盗掘自体が忌むべき行為であったこともあわせて、このような戒めのための説話が生まれたとも考えられる。「土王仙」説話では盗掘者が林邑人へと変更されているが、これは当時のベトナム王朝と林邑との間でたびたび戦闘が行われ、一時は都に侵攻されたこともあり、忌むべき林邑から国土を守護する存在となったと考えられる。また、温放之は対林邑戦役に功績のあつた将であり、そのことも彼の末路を記すことを忌避した要因と言える。

その後、「土王」は红河デルタ地域の村落において、やはり道教的色彩の強い城隍神として祀られた。一五七二年に各神が神蹟の形で顕彰されたが、それは洪福元年が、一五二七年に帝位を篡奪した莫登庸の建てた莫朝が、反莫朝勢力を率いる鄭松によって倒され、鄭松が傀儡だった黎英宗を殺害してその息子の黎世宗を即位させた年であり、都の情勢が不安定な年でもあつたため、鄭松の意向で、都周辺の神々を顕彰させたと考えられる。

つまり、ベトナム北部が中国領だった北属期の民間より生まれた英雄・土燮像に、「教化者」という中国由来の評価が重なった結果、ベトナム固有の「土王」評価が成立したことがわかる。

「土王」の登場する説話には、仏教に関連するものも存在する。それが土燮の故地であるベトナム・バクニン省にある仏教寺院・延応寺に伝

わる『古珠法雲仏本行語録』である。『古珠法雲仏本行語録』には、延応寺が信仰対象とする「法雲仏」と呼ばれる仏像が造られた経緯と、太守や歴代皇帝が目の当たりにし、崇敬するに至った奇跡について記されている。特に「土王」に関連する部分を抽出すると、インド僧の丘陀羅の法力により、早魃から救われたり、当地で弟子とした阿蛮との間に生まれた赤子が石光仏となり、赤子が埋められた大木から造られた「法雲仏」に力を与えるなど、丘陀羅の僧としての力量を讃えるものとなっている。その後、この「法雲仏」が様々な奇跡を起こし、信仰を集めることとなるのだが、その原点となる「法雲仏」説話において、「土王」は「法雲仏」造像と延応寺信仰の立役者としての役割を担っており、非常に重要な立場にある。

この説話の元となる説話として、『嶺南摭怪』「蛮娘伝」がある。阿蛮が「蛮娘」の名で登場し、彼女が主人公に据えられている。村を旱害から救ったり、伽羅闍梨Ⅱ丘陀羅との間に生まれた赤子が埋められた大木から四法神が造像されたことなど、「法雲仏」説話と酷似しているのだが、注目すべきは、赤子（石光仏）の生誕日と、蛮娘の忌日がともに「四月八日」となっており、また後者を人々が「仏生辰」と呼んでいる点である。釈迦の生誕日と忌日とともに四月八日に設定する仏典は、西晋・白法祖『仏般泥洹経』と失訳『般泥洹経』の二つのみである。つまり、「法雲仏」説話の成立はおそくとも六朝期を下らないと言える。

「蛮娘伝」では、物語に直接土蠻が絡むことはない。「法雲仏」説話で「土王」が信仰の根幹に関わる重要な地位に据えられた要因を考えると、まず彼の仏教的要素が随所に看取されることが挙げられる。土蠻伝に見える「胡人」が土蠻の行列の両脇で焼香していた記事や、ルイラウ城址で出土した蓮華文様の瓦当、そしてルイロウ古城と土蠻廟、延応寺の地理的な近さを考えると、土蠻と仏教が結びつくのはごく自然なことである。

また、延応寺側が当時すでに高まっていた「土王」の声望を利用したとも考えられる。蛮娘が説話の主人公から格下げされ、その役割の大半を「土王」によるものとされたことは、延応寺側が「土王」の重要性を理解していたことを意味する。事実、『古珠法雲仏本行語録』以外に延応寺に伝わる声明集や詩歌などにも「土王」が登場し、延応寺の日常の中に組み込まれていた。土蠻が説話の時期を表す記号から、信仰の根幹を支える存在に祭り上げられたのは、そのような背景があったと考えられる。

このように、士氏政権前史としての南越の統治時代から、士氏政権の時代、そしてその後の士燮像の形成と変遷過程を追っていくと、「中越境界世界」に対する内外からの思惑が、統治実態にも評価にも深く影響していることがわかる。

史上初めて「中越境界政権」を構築した趙佗の南越は、現地の実態に沿った柔軟な間接統治体制によって安定を「中越境界世界」にもたらし、前漢王朝によってそれが崩されると、画一的な直轄支配と腐敗した地方行政に対する抵抗運動が続いた。「境界人」たちは、徴姉妹のように、一部で現地人を王に推戴する動きを見せたが、短期間でこれが潰れると、その役割を現地の情勢に明るい地方官吏に求めるようになった。同時に、混乱する「中越境界世界」を制御する術を見いだせない後漢朝廷は、士燮に白羽の矢を立て、南越と同質の役割を彼に求めた。

ところが、士氏政権が孫呉政権によって解体されると、その旧領では再び抵抗運動が活発化するようになった。「境界人」たちは混乱する地域情勢への疲弊と士燮への懐古の情から、一種の不死性を持つ「王」という英雄像を士燮に付与した。この士燮像が、「中越境界世界」の分裂という大規模な世界像の変容に伴って分離していった。中国側では、「中越境界政権」としての姿よりも、士燮の経学者としての事実を評価する方向へ進んだ。学問を司る地方神に似た存在とはなったが、民族の英雄という評価は見られなかった。

一方、ベトナム側では、士燮を民族の英雄として評価するようになった。当初の「王」評価は、自民族の教化者たる「士王」像へと変化し、史書に立伝される正統な王となった。それに伴い、「中越境界政権」としての士氏政権の偉業を高く評価し、積極的にベトナム史に組み込む動きが見られるようになった。しかし、一八〇〇年代以降、事実に基づかない歴史叙述と、北部中心の歴史観の排除という時の政権の思惑から、士燮は歴代君主の座から降ろされ、紅河デルタ地帯に信仰を残すのみとなった。

ところで、吉開将人氏は、これまで度々士氏政権への影響を指摘してきた南越や趙佗に対する後代の評価の変遷について、次のように説明している。すなわち、南越滅亡後、徴姉妹や士燮のように、南越を直接意識しているとは言えないものの、『三国志』士燮伝の「尉他も踰ゆるに足らざる」のように、中国王朝の側にそれらを南越の歴史に重ね合わせる発想がすでに存在していた。そして、李賁や馮盎、李襲志と言った人物、そして嶺南に久しぶりに独立王朝を築いた南漢などは、「南越帝」や「大越」を自称したり、自らを趙佗になぞらえて語る文献が残っていることから、「趙佗や南越に対する歴史意識が、その滅亡から千年以上にわたって受け継がれ、様々な時代背景の下で真摯に議論され続けている

た」。

そして、ベトナムが離脱してその地の回収が不可能になると、中国側では、現在の嶺南とベトナム北部を一体の地域とする世界像が消え、南越は中国から割拠した存在として切り離された。その一方で、趙佗の事績を客観的な歴史として評価する動きが地元広東で議論されるようになった。

他方、ベトナム側では、現在の嶺南とベトナム北部を一体のものとし、それを含めた統一を志向する理念が『大越史記全書』などに見られ、それゆえに南越はベトナムの正統王朝であり続けた。だが、明代に至ってベトナムが完全に中国の圧力を跳ね除けると、その正統性をベトナム独自の王に求めるようになり、それに応じて南越の地位が低下していった。

これを見ると、「中越境界世界」が分離した後の南越や趙佗に対する評価は、ほぼ士燮像と同じ変遷過程をたどっていることがわかる。このことから、少なくとも分離後の中越それぞれの思惑の中で、趙佗と士燮とは同質の存在と見なされ、同様の評価を付与されたと言える。また、分離前の時代においても、南越を意識し、実際に称号などに取り入れる事例が見受けられるという指摘は重要である。南越への根強い意識こそが、士氏政権の台頭を生んだとする本論文の見解を裏付ける好材料であり、やはり南越と士氏政権とは切っても切れない関係にあることが明白となった。

「中越境界政権」、そしてこれを包括する「中越境界世界」という視座は、今後より多様な存在に対して応用できるだろう。例えば、嶺南に割拠した刺史や節度使、更には南漢などに対しても、この視座をもって検討できると考えている。

## 注

注1 吉開将人「南越史の研究」（東京大学博士論文、二〇〇一年）参照。

## 参考文献

### 一 日本語文献（五十音順）

- 石井公成編『新アジア仏教史一〇朝鮮半島・ベトナム 漢字文化圏への広がり』（佼成出版社、二〇一〇年）
- 石井仁「漢末州牧考」（『秋大史学』三八、一九九二年）
- 伊東照司『ベトナム仏教美術入門』（雄山閣、二〇〇五年）
- 大西和彦「北属期ベトナムの産物と道教」（『東方宗教』七一、一九八八年）
- 大橋由治『異苑』素描」（『大東文化大学漢学会誌』三五、一九九六年）
- 大橋由治『異苑』に於ける音声説話―銅器・墓地・山川と太常職―」（『東方宗教』九〇、一九九七年）
- 大橋由治『異苑』訳注（二）」（『大東文化大学紀要（人文科学）』三九、二〇〇一年）
- 大山亜紀子、重枝豊、片桐正夫「北部ベトナム仏教寺院の上殿の基本構成とその変化について」（『日本建築学会計画系論文集』五七六、二〇〇四年）
- 大山亜紀子、重枝豊、片桐正夫「ベトナム北部における仏教寺院の前堂の変遷に関する一考察」（『日本建築学会計画系論文集』六二五、二〇〇八年）
- 小川宏「ヴェトナム仏教史略説」（山本達郎編『東南アジアの宗教と政治』日本国際問題研究所、一九六九年）
- 尾崎康「後漢の交趾刺史について―土燹をめぐる諸勢力―」（『史学』三三―三・四、一九六一年）
- 柿沼陽平『中国古代貨幣経済史研究』（汲古書院、二〇一一年）
- 影山輝國「漢代における災異と政治―宰相の災異責任を中心に―」（『史学雑誌』九〇―八、一九八一年）

- 片桐正夫、ハー・バン・タン、重枝豊、新江利彦、大山亜紀子「北寧省延應寺の伽藍と建築構成について―ヴェトナム仏教寺院の総合研究その5」(『平成一〇年度日本大学理工学部学術講演会論文集』、一九九八年)
- 紙屋正和「前漢時代の郡・国の守・相の支配権の強化について」(『東洋史研究』四一・二、一九八二年)
- 亀田勝見『神仙伝』再検討のために―諸本における仙伝の配列から見て―」(『中国思想史研究』一九、一九九六年)
- 川本邦衛『ベトナムの詩と歴史』(文藝春秋、一九六七年)
- 菊地大「孫氏政権の対外政策について―東アジア地域を中心に―」(『駿台史学』一一六、二〇〇二年)
- 工藤元男「東アジア世界の形成と百越世界―前漢と閩越・南越の関係をを中心に―」(21世紀CEOアジア地域文化エンハンシング研究センター編『地域文化学的发展』、雄山閣、二〇〇六年)
- 熊谷滋三「前漢における『蛮夷降者』と『帰義蛮夷』」(『東洋文化研究所紀要』一三四、一九九七年)
- 桑田六郎「南洋上代史雑考」(『大阪大学文学部紀要』三、一九五四年)
- 黄曉芬編著『交趾郡治・ルイロウ遺跡I』(平成二五〜二八年度科学研究費補助金基盤研究A(一般)研究成果報告書(課題番号:2524038))
- 「東アジア文化圏の形成に果たした漢代郡県都市に関する学際的研究」(二〇一五年)
- 後藤均平「後漢書所見越南三郡反乱記事小考(上)―二世紀の越南―」(『人文科学研究』三三、一九六七年)
- 後藤均平「徴姉妹の反乱」(中国古史研究会『中国古史研究』三、吉川弘文館、一九六九年)
- 後藤均平「二世紀の越南」(『史苑』三一―二、一九七一年)
- 後藤均平「土燮」(『史苑』三一―一、一九七二年)
- 後藤均平「交州土着刺史―4・5世紀の越南―」(『歴史学研究』三九四、一九七三年)
- 桜井由躬雄「雒田問題の整理―古代紅河デルタ開拓試論―」(『東南アジア研究』一七・一、一九七九年)
- 桜井由躬雄「南海交易ネットワークの成立」(山本達郎編『岩波講座東南アジア史1 原始東南アジア世界』岩波書店、二〇〇一年)

佐世俊久「ベトナム黎明前期における儒教の受容について」(『広島東洋史学報』四、一九九九年)

朱淵清(高木智見訳)『中国出土文献の世界』(創文社、二〇〇六年)

嶋尾稔「20世紀初頭ベトナムの通史について」(根本敬編『東南アジアにとって20世紀とは何か―ナショナルリズムをめぐる思想状況』東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所、二〇〇四年)

嶋尾稔「ベトナムの伝統的私塾に関する研究のための予備的報告」(『東アジア文化交渉研究』別冊二、二〇〇八年)

嶋尾稔「ベトナム阮朝期初学教育テキストの中の国土・国史―『啓童説約』の検討」(山本正身編『アジアにおける「知の伝達」の伝統と系譜』慶應義塾大学出版会、二〇一二年)

嶋尾稔「『天南四字経』に関する覚書」(『慶應義塾大学言語文化研究所紀要』四四、二〇一三年)

瀬川敬也「譎考」(『佛教大学大学院紀要』二七、一九九九年)

陳荊和「交趾名称考」(『国立台湾大学文史哲学報』四、一九五二年)

陳荊和「『大越史略』―その内容と編者―」(山本達郎博士古稀記念論叢編集委員会編『東南アジア・インドの社会と文化』下、山川出版社、一九八〇年)

陳荊和『校合本大越史略』(創価大学アジア研究所、一九八七年)

陳力「漢代の璽書と制書」(『阪南論集・人文自然科学編』三三―二、一九九七年)

土屋昌明「四庫本『神仙伝』の性格および構成要素―特に「陰長生伝」をめぐって―」(『東方宗教』八七、一九九六年)

土屋昌明「仙伝文学と道教」(福井文雅 他編『講座道教 第四卷 道教と中国思想』第二章、雄山閣出版、二〇〇〇年)

鶴間和幸『秦帝国の形成と地域』(汲古書院、二〇一三年)

デイン・カック・トゥアン(二ノ宮聡訳)「ベトナム教育史概況」(『東アジア文化交渉研究』三、二〇一〇年)

トラン・クオック・フォン「ベトナム仏教に影響を与えた民間信仰について―三府・四府聖母信仰を中心として―」(立川武蔵編『アジアの

仏教と神々』法蔵館、二〇一二年)

西村昌也『ベトナムの考古・古代学』(同成社、二〇一一年)

西村昌也「ベトナム形成史における“南”からの視点―考古学・古代学からみた中部ベトナム(チャンパ)と北部南域(タインホア・ゲアン地方)の役割―」(西村昌也、篠原啓方、岡本弘道編『周縁の文化交渉学シリーズ6 周縁と中心の概念で読み解く東アジアの越・韓・琉―歴史学・考古学研究からの視座』、関西大学文化交渉学教育研究拠点、二〇一二年)

濱口重國「漢代における地方官の任用と本籍地との関係」(同『秦漢隋唐史の研究』下、東京大学出版社、一九六六年)

濱口重國「漢碑に見えたる守令・守長・守丞・守尉等の官に就いて」(同『秦漢隋唐史の研究』下、東京大学出版会、一九六六年)

林健一郎『中国』と『東南アジア』のはざま―雲南における初期国家形成(山本達郎編『岩波講座東南アジア史1 原始東南アジア世界』岩波書店、二〇〇一年)

平野裕子「ベトナムの古代ガラス…初期国家形成期における域内交流への一視点」(『ベトナムの社会と文化』三、二〇〇一年)

ファン・ゴク・リエン監修『ベトナムの歴史―ベトナム中学校歴史教科書』(明石書店、二〇〇八年)

福井康順『東洋思想の研究』「神仙伝考」(理想社、一九五五年)

福井康順「牟子の研究」(同『福井康順著作集第一巻 道教の基礎的研究』、法蔵館、一九八七年)

藤島範孝「古西南シルクロードについて」(『駒沢大学北海道教養部研究紀要』三〇、一九九五年)

藤原利一郎「黎朝の科挙―聖宗の科挙制確立まで―」(同『東南アジア史の研究』法蔵館、一九八六年)

保科季子「漢儒の外交構想―「夷狄不臣」論を中心に」(夫馬進編『中国東アジア外交交流史の研究』、京都大学学術出版会、二〇〇七年)

松尾亜季子「蜀漢の南中政策と「西南シルクロード」」(『三国志研究』六、二〇一一年)

松田壽男「東西絹貿易」(同『松田壽男著作集第三 東西文化の交流I』六興出版、一九八七年)

松本信廣『印度支那の文化(上)』(岩波書店、一九三四年)

宮川尚志「三国の分立と交州の地位」(『東洋史研究』七―二・三、一九四二年)

宮本一夫、俵寛司「ベトナム漢墓ヤンセ資料の再検討」(『国立歴史民俗博物館研究報告』九七、二〇〇二年)

村井章介『境界史の構想』(敬文舎、二〇一四年)

森章司「釈尊の出家・成道・入滅年齢と誕生・出家・成道・入滅の月・日」(『中央学術研究所紀要モノグラフ篇』一、一九九七年)

山内晉卿『牟子』に就て」(『六条学報』九一、一九〇九年)

山内晉卿「安南史上の一政権としての土燮」(『史淵』一一、一九三五年)

山本達郎「越史略と大越史記」(『東洋学報』三二―四、一九五〇年)

吉開将人「南越史の研究」(東京大学博士論文、二〇〇一年)

吉開将人「歴史世界としての嶺南・北部ベトナム―その可能性と課題―」(『東南アジア―歴史と文化―』三一、二〇〇二年)

吉川忠夫「抱朴子の世界(下)」(『史林』四七、一九六四年)

羅二虎著・木田知生訳「漢晋時期の中国“西南シルクロード”(漢晋时期的中国“西南絲綢之路”)(龍谷大学仏教文化研究所紀要』三三、一九九四年)

渡瀬正忠「漢代に於ける交州なる呼稱の起源に就て」(『東洋学研究』一、一九四三年)

## 二 中国語文献 (五十音順)

雲南博物館編『雲南晋寧石寨山古墓群発掘報告』(文物出版社、一九五九年)

雲南省博物館「雲南江川李家山古墓群発掘報告」(『考古学報』一九七五―二、一九七五年)

王元林「秦漢時期番禺等嶺南港口与内地、海上交通的關係」(『中国古都研究』二三、二〇〇七年)

- 王元林「秦漢時期南嶺交通的開發與南北交流」(《中國歷史地理論叢》二二—四、二〇〇八年)
- 王子今「中國古代懲治盜墓行為的禮俗傳統和法律制度」(《重慶師範大學學報(哲學社會科學版)》二〇〇九年第三期)
- 何介均「“秦三十六郡”和西漢增置郡國考証」(陝西師範大學、寶鷄青銅器博物館主弁『黃盛璋先生八秩華誕紀念文集』、中國教育文化出版社、二〇〇五年)
- 郭振鐸·張笑梅『越南通史』(中國人民大學出版社、二〇〇二年)
- 邱普艷·李新平「土燮與儒學在交趾的傳播」(《平頂山學院學報》二〇一六、二〇〇五年)
- 喬好勤「嶺南儒學的興起及其著述」(《圖書館論壇》二六—六、二〇〇六年)
- 桂光華「關於占婆建國時間的兩種看法淺析」(一九八四—四、一九八四年)
- 黃展岳『南越國考古學研究』(中國社會科學出版社、二〇一五年)
- 顧頴剛「兩漢州制考」(《慶祝蔡元培先生六十五歲論文集》下冊、歷史語言研究所集刊外編、一九三五年)
- 胡守為『嶺南古史(修訂本)』(廣東人民出版社、二〇一四年)
- 胡適「論《牟子理惑論》——寄周叔迦先生」(同『胡適論學近著』、商務院書館、一九三五年)
- 吳松弟「兩漢時期徐聞港的重要地位和崛起原因——從嶺南的早期開發與歷史地理角度探討」(《嶺南文史》二〇〇二—二、二〇〇二年)
- 國家民政部·復旦大學歷史地理研究中心編『中國古今地名大詞典』(上海辭書出版社、二〇〇五年)
- 謝崇安「略論百越民族及其後裔的葛織工藝」(《貴州民族研究》三三—四、二〇一二年)
- 周世榮·龍福廷「從“龍川長印”的出土再談漢初長沙國的南方邊界」(《考古》一九九七年第九期)
- 蔣君章「土燮對交州的貢獻——對越南政治文化最有貢獻的漢官」(同『越南論叢』、中央文物供應社、一九六〇年)
- 任明華『越南漢文小說研究』(上海古籍出版社、二〇一〇年)
- 孫曉主編『大越史記全書 標點校勘本』一(西南師範大學出版社、二〇一五年)

- 孫遜・鄭克孟・陳益源主編『越南漢文小說集成』一・二・三（上海古籍出版社、二〇一〇年）
- 張榮芳・周永衛「漢代徐聞與海上交通」『中山大學學報（社會科學版）』四二、二〇〇二年）
- 張榮芳・黃森章『南越國史』（廣東人民出版社、二〇〇八年）
- 張增祺「滇國的戰馬、馬具及馬鐙」『考古』一九九七—五、一九九七年）
- 陶維英『越南古代史』（商務印書館、一九七六年）
- 卜松竹「漢末“嶺南王”士燮 如今後裔只遺千人」『新華網』二〇一六年四月三〇日、  
[http://news.xinhuanet.com/local/2016-04/30/c\\_128946369.htm](http://news.xinhuanet.com/local/2016-04/30/c_128946369.htm)、最終アクセス：二〇一七年四月二五日）
- 楊勇「浅析儒学在越南兴盛的原因」『红河学院学报』二〇一—三、二〇一一年）
- 余天熾「南越国的官制沿革初探」『學術研究』一九八六年第三期）
- 李玉洋「尋蹤士燮」『春秋』二〇一二—四、二〇一二年）
- 劉春銀・王小盾・陳義主編『越南漢喃文獻目錄提要』（中央研究院中國文哲研究所、二〇〇二年）
- 劉春銀・林慶彰・陳義主編『越南漢喃文獻目錄提要補遺（上・下）』（中央研究院人文社會科學研究中心巫太研究專題中心、二〇〇四年）
- 劉小兵「從“夷”・漢文化的交融看“南中大姓”的形成」『思想戰線』一九九一—五、一九九一年）

### 三 欧米語文献（アルファベット順）

- Crespigny, R.D. (2004). *General of the south: the foundation and early history of the three kingdoms state of wu*. [pdf]. Available at: <  
[https://openresearch-repository.anu.edu.au/html/1885/42048/gos\\_ch5.pdf](https://openresearch-repository.anu.edu.au/html/1885/42048/gos_ch5.pdf)> [Accessed 25 April 2017]

Digital collections of the vietnamese non preservation foundation. Available at: <<http://lib.nonfoundation.org/>> [Accessed 25 April 2017].

- Le, M. K. (2014) . The bao cuc truyện as a collection of buddhist miracle tales. Available at: <<https://eminhkhai.wordpress.com/2014/11/13/the-bao-cuc-truyen-as-a-buddhist-miracle-tale/>> [Accessed 25 April 2017].
- Maspero, H. (1918) . Etudes d'histoire d'Annam. *Bulletin de l'Ecole française d'Extreme-Orient*, 18.
- Nguyễn, T. T. (2008) . *The History of Buddhism in Vietnam*, Washington, D.C.: Council for Research in Values & Philosophy.
- Taylor, K.W. (1991) . *The birth of vietnam*. Berkeley: University of california press, 70-84.
- Whitmore, J. K. (2012) . Kingship, time, and space: Historiography in southeast asia. Foot, S. and Robinson, C. F. (Eds.), *The Oxford History of Historical Writing Volume 2: 400-1400*, Oxford: Oxford University Press.
- 四 シトナム語文献 (マルトナム語文獻)
- Dỗ, T.N. (2011) . Sĩ nhiếp, người truyền bá hán văn tại việt nam. *Ngôn Ngữ & Đời Sống*, 186 (4)
- Hà V. T. (1993) . *Chùa việt nam* , Nhà Xuất bản Khoa học Xã hội.
- Ngô, V.H.H. (2003) . Vai trò của sỹ nhiếp trong việc xây dựng nền móng nho học ở luy lâu. *Nghiên cứu Lịch Sử*, 2003 (5) .
- Nguyễn, Q. H. (1997) . *Di văn chùa đầu : Cổ châu lục, cổ châu hánh, cổ châu nghi*, Hà Nội: Khoa Học Xã Hội.
- Phan, C.T. (2002) . *Chùa đầu và nghệ thuật tư pháp*. Hà Nội: Nhà xuất bản mỹ thuật.
- Trinh, C.T et al. (1989) . Luy lâu: Mùa khai quật 1986. *KCH*, 4.